仁木町地域防災計画

（原子力防災計画資料編）

仁 木 町 防 災 会 議

資　料　編　目　次

【道資料】

（第１章　総則関係）

道資料１－４－１　泊発電所施設の状況及び周辺地域図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（第２章　原子力災害事前対策関係）

道資料２－２－２　広域的な応援協力体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
道資料２－２－３　広域応援協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
道資料２－２－５　北海道原子力防災センター概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69
道資料２－４－１　道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　71
道資料２－５－１　緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両　・・・・・・・・・・　74
道資料２－６－１　原子力災害医療活動用資機材等の整備状況　・・・・・・・・・・・・・・・　79
道資料２－６－２　安定ヨウ素剤の配備状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82
道資料２－７－１　防災資機材の整備状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90

［人口に関する資料］

道資料２－８－１　泊発電所周辺の人口構成とその分布状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　92
道資料２－８－２　泊発電所周辺の月別観光客入込み状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・　101
道資料２－８－３　泊発電所周辺の宿泊施設状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　106

［道路及び陸上輸送に関する資料］

道資料２－８－４　泊発電所周辺の道路状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　110
道資料２－８－５　泊発電所周辺の鉄道の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　119
道資料２－８－６　車両保有状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　123
道資料２－８－７　防災関係機関の輸送車両　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　125
道資料２－８－８　除雪車両等保有状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　128

［港湾及び海上輸送に関する資料］

道資料２－８－９　港湾等分布図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　134
道資料２－８－10　港湾等整備状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　135
道資料２－８－11　船舶保有状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　138
道資料２－８－12　防災関係機関所有船舶状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　141

［ヘリポート及び航空輸送に関する資料］

道資料２－８－13　ヘリコプター離着陸可能地分布図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　143
道資料２－８－14　ヘリコプター離着陸可能地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　144
道資料２－８－15　ヘリコプター機数、運航所要時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　148

［報道機関及び広報施設等に関する資料］
道資料２－８－16　主な報道機関一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
道資料２－８－17　広報施設の整備状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150

［避難者収容施設に関する資料］
道資料２－８－18　避難者収容施設の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
道資料２－８－19　生活物資の備蓄状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172

［医療施設等に関する資料］
道資料２－８－20　町村別医療機関の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
道資料２－８－21　医療機関一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
道資料２－８－22－１　道総合振興局　保健福祉室・地域保健室（保健所）所在地一覧　・・ 176
道資料２－８－22－２　原子力災害拠点病院等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177
道資料２－８－23　幼稚園、学校、社会福祉施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178

［飲料水及び農林水産物に関する資料］
道資料２－８－24　給水状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
道資料２－８－25　農産物の収穫状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
道資料２－８－26　葉菜の収穫状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
道資料２－８－27　畜産物の飼養状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 196
道資料２－８－28　牛乳の生産状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
道資料２－８－29　農産物の出荷ルート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
道資料２－８－30　沿岸漁業の漁獲量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
道資料２－８－31　養殖漁業の漁獲量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
道資料２－８－32　水産物の出荷ルート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211

［気象・海象に関する資料］
道資料２－８－33　気象観測結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
道資料２－８－34　風配図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
道資料２－８－35　泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布　・・・・・・・・・・・・・・・・ 225

（第３章　緊急事態応急対策関係）
道資料３－１－１　泊発電所異常事態通報様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 228
道資料３－１－２　原子力災害対策指針に定める警戒事態の判断連絡基準　・・・・・・・・ 227
道資料３－１－３　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧　・・・・・・・・・・・・・・・ 239
道資料３－１－４　原災法第１０条第１項に基づく通報基準　・・・・・・・・・・・・・・・ 241
道資料３－１－５　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の通報基準　・・・・・・ 244
道資料３－４－１　緊急時モニタリング地点図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 301
道資料３－４－２　緊急時モニタリング情報報告様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315

道資料３－５－１　緊急時における防護措置の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 320
道資料３－５－２　防護対策区域図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 321
道資料３－５－３　避難先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335
道資料３－５－４　避難経路　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 336
道資料３－５－５　避難退域時検査場所候補地一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
道資料３－５－６　放射線防護施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 352
道資料３－５－７　浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数　・・・ 353
道資料３－５－８　関係町村職員・消防職（団）員数等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 355
道資料３－７－１　医療班のチーム編成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 356
道資料３－７－２　傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等　・・・・・・・・・・・・ 357
道資料３－８－１　原子力災害時における住民避難用バスの確保について　・・・・・・・・・ 358
道資料３－８－２　緊急輸送車両状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 372

（第４章　原子力災害中長期対策関係）

道資料４－６－１　被災地住民登録様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 384

【町資料】

資　料１－５－１　泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書　・・・・・・・・・・・・・・・　1
資　料１－６－１　防災関係機関及び窓口一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
資　料２－２－１　仁木町防災会議条例等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
資　料３－２－１　仁木町災害対策本部条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【原子力防災計画資料編に係る留意事項】
・データ集計等の時点が複数存在する場合、代表的な年月日で表記する。
・北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）から抜粋した資料は「道資料」と表記しており、今後、改定に合わせて差し替えていくものとする。

資料 １－４－１　　泊発電所施設の状況及び周辺地域図

１　施設の概要

区　　分			１号機	２号機	３号機
位　　置			北海道古宇郡泊村大字堀株村		
用　地　面　積			約１３５万㎡（３号機土地造成　海面埋立地含む）		
原子炉	型　　式		軽水減速軽水冷却加圧水型		
	熱　出　力		約１，６５０MW	約１，６５０MW	約２，６６０MW
	圧力・出口温度		約１５．４MＰａ・約３２３℃		約１５．４MＰａ・約３２５℃
	燃　料 初装荷	種類	低濃縮ウラン		
		濃　縮　度	約2.3%～3.4%		約1.6%～4.4%
		燃料集合体	１２１体		１５７体
		装　荷　量	ウラン重量約４８．５ｔ		ウラン重量約７４ｔ
	圧力容器	型　　式	たて置円筒上下半球鏡容器型		
		寸　　法	内径約3.4m×全高約11.5m ×最小肉厚約110mm（下部半球鏡部）		内径約4.0m×全高約12m ×最小肉厚約130mm（下部半球鏡部）
格納容器	型　　式		上部半球形下部さら形鏡円筒型		
タービン	型　　式		串型3車室4分流排気再熱再生式		
	出　　力		５７９，０００ｋｗ		９１２，０００ｋｗ
	回転数		１５００回転／分		
	蒸気流量		約３，２６０ｔ/時		約５，０００ｔ/時
発電機	型　　式		横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・３相同期発電機		
	容　　量		６５０，０００ＫＶＡ		１，０２０，０００ＫＶＡ
主変圧器	種　　類		屋外無圧密封式		
	容　　量		６２０，０００ＫＶＡ		９５０，０００ＫＶＡ
	電　　圧		1次：　１９ＫＶ		1次：　２１ＫＶ
			２次：２７５ＫＶ		２次：２７５ＫＶ
電調審承認年月日			昭和57年(1982年)3月26日		平成12年(2000年)10月20日
原子炉設置許可年月日			昭和59年(1984年)6月14日		平成15年(2003年)7月2日
着工年月日			昭和59年(1984年)8月30日		平成15年(2003年)11月21日
営業運転開始年月日			平成元年(1989年) 6月22日	平成3年(1991年) 4月12日	平成21年(2009年)12月22日

２　泊発電所プラント図（泊発電所１・２号機　概要図）

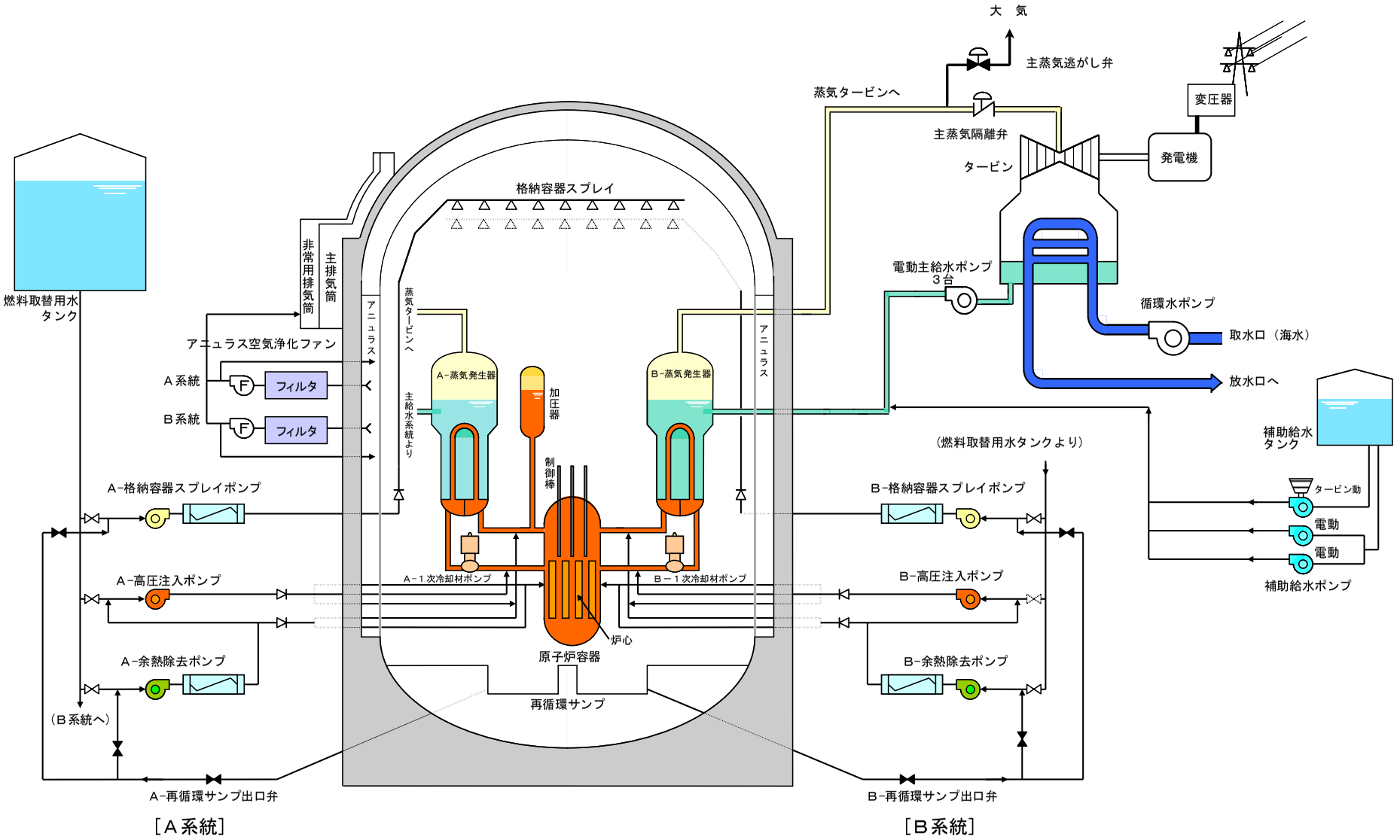

2　泊発電所プラント図（泊発電所３号機　概要図）

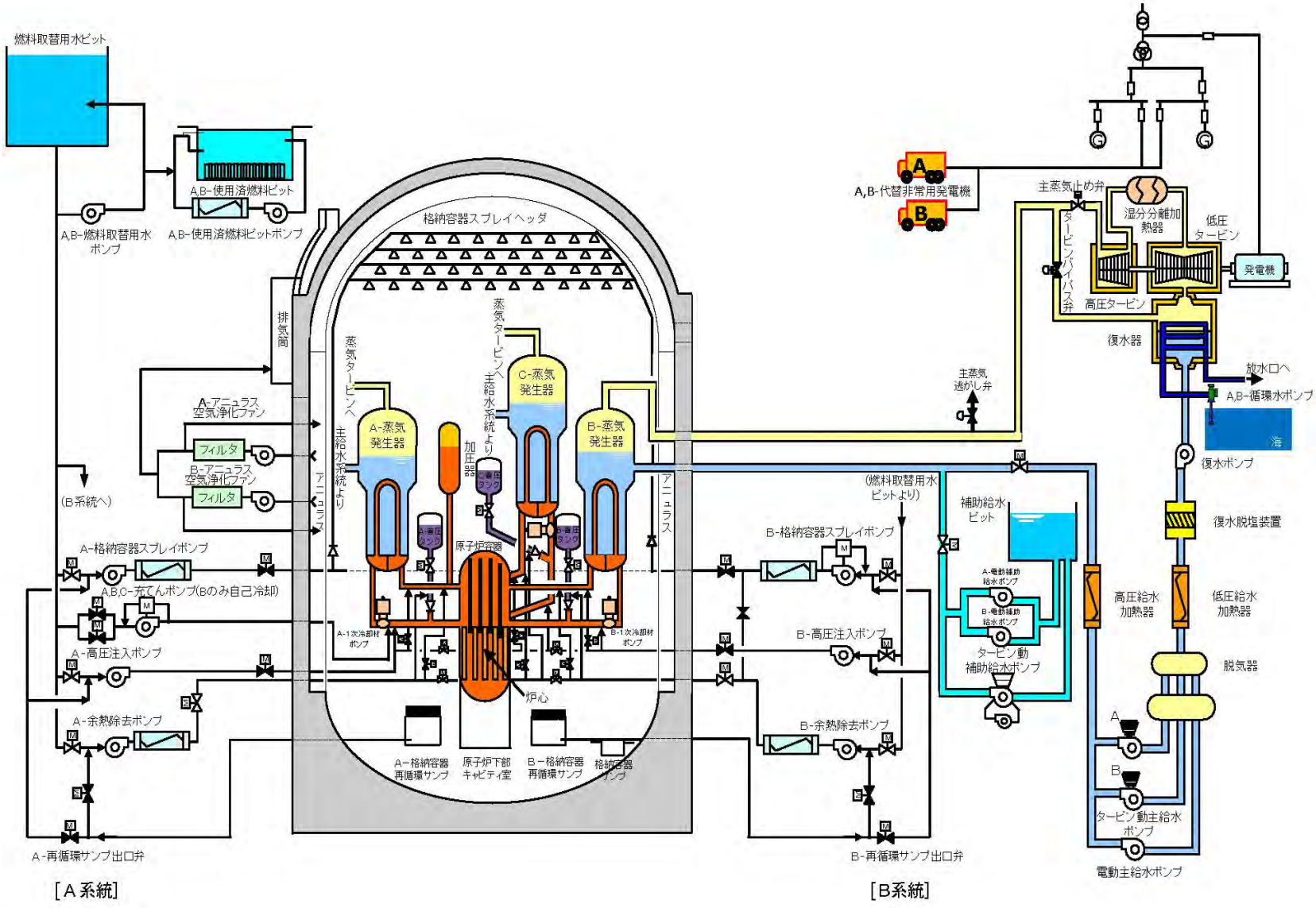

3　泊発電所周辺地域図

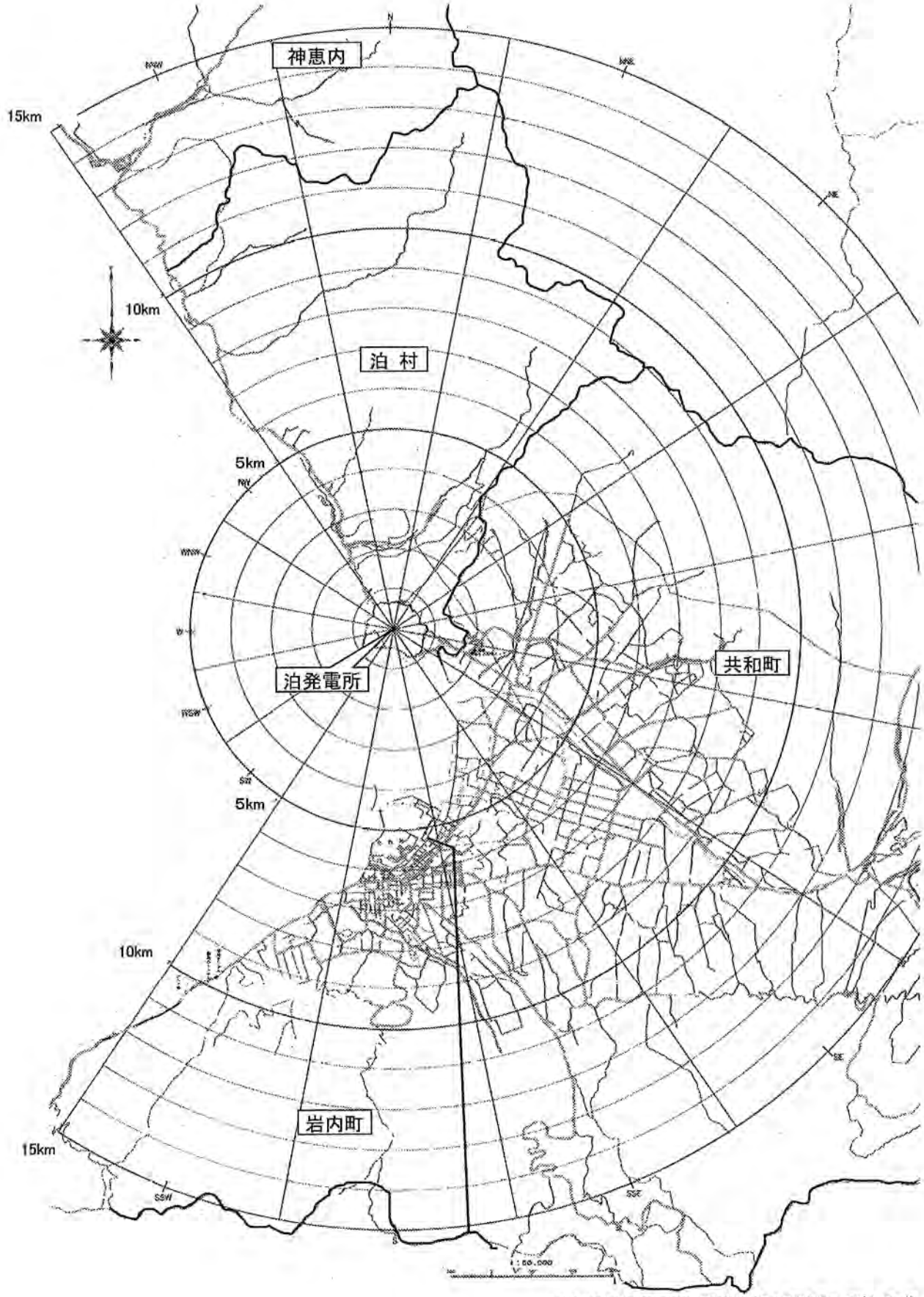

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平成29情使、第30号)

4　泊発電所周辺地域図（原子力災害対策重点区域）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平29情使、第30号）

資料２－２－２　広域的な応援協力体制

１　原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

令和４年４月１日現在

職　　名	専 門 又 は 任 務	所在地
国立研究開発法人　日本原子力研究開発機構 　理事長があらかじめ指名している指名専門家※1	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から１～２名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から１～２名程度	茨城県等
国立研究開発法人　産業技術総合研究所 　計測標準研究部門　量子放射科　研究科長	放射線計測	茨城県
一般財団法人　電力中央研究所 　原子力技術研究所　所長	原子力工学	東京都

※1 指名専門家:指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家
（専門分野：原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の８分野、約１２０名程度を指名）

２　緊急時モニタリング要員及び資機材

令和４年４月１日現在

組　　織	要　　員	機　　材
国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構 緊急時連絡先（24時間体制） 原子力緊急時支援・ 研修センター 029-264-2681（直）	緊急時モニタリング要員 １４名	1　サーベイメータ　８０台 2　モニタリングカー　２台 3　集じん器　５台 4　ヨウ素サンプラ　５台 5　ホールボディカウンタ車　２台 6　体表面測定車　２台 7　現場指揮車　１台
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 緊急時連絡先 安全管理部次長 043-382-8001(代表) 043-382-8053（直）	理事長があらかじめ指定している緊急時モニタリング要員 ４名	1　サーベイメータ　１０台 （γ　線　用　2台 β・γ線用　4台 α　線　用　2台 中性子線用　2台） 2　可搬型γ線エリアモニタ　３台 3　可搬型α線ダストモニタ　３台 4　可搬型β線ダストモニタ　３台 5　集じん器　３台

３　原子力災害医療に係る専門家

令和４年４月１日現在

職	名	任　　務	担　　当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	理事長があらかじめ指名している専門家５名	医療活動 指導・協力	原子力災害医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所	分子生物科学部研究員		計測

資料２－２－３　　広域応援協定

１　原子力災害時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法第８条第２項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

（応援主管道県等）

第２条　応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

２　前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。

３　被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。

４　応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。

（１）緊急時における被災道府県との連絡調整

（２）応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整

（３）その他必要と考えられる事項

（応援の種類）

第３条 応援の種類は、次のとおりとする。

（１）原子力防災資機材の提供

　ア　緊急時モニタリング資機材

　イ　原子力防災活動資機材

　ウ　緊急時医療資機材

（２）職員の派遣

　ア　緊急時モニタリング関係職員

　イ　緊急時医療関係職員

　ウ　その他災害対策関係職員

（応援要請の手続）

第４条　被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（１）災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時

（２）災害の発生又は発生するおそれのある場所

（３）災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等

（４）所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量

（５）応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所

（６）応援の期間

（７）要請担当者及び連絡先

２　前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。

３　第１項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

（１）原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。

（２）応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第２項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。
（３）その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。
２　応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。
３　応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。
４　被災道府県が第１項第１号から第３号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。
（物資等の携行）
第６条　応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。
（放射線の防護等）
第７条　被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。
２　応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。
（参考資料の交換等）
第８条　道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年５月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。
（１）地域防災計画
（２）緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
（３）防災関係機関の名称
（４）原子力防災資機材の保有状況
（５）その他必要と考えられる事項
（その他）
第９条　この協定を締結していない道県が原子力発電関係団体協議会会長道県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道県を原子力発電関係団体協議会副会長道県と読み替えるものとする。
２　この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。
（施行期日）
第10条　この協定は、平成13年１月31日（締結日）から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各１通を保有する。

平成13年１月31日

北海道知事
青森県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
新潟県知事
石川県知事
福井県知事
静岡県知事
京都府知事
島根県知事
愛媛県知事
佐賀県知事
鹿児島県知事

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）
第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。
（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
（２）支援に関する連絡・調整に関すること
（３）その他必要な事項

（連絡窓口）
第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道老人福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）
第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）
第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。
２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事　高橋はるみ

乙　北海道老人福祉施設協議会

会　長　三瓶 毅

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道老人保健施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）
第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。
（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
（２）支援に関する連絡・調整に関すること
（３）その他必要な事項

（連絡窓口）
第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道老人保健施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）
第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）
第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。
２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事　高橋はるみ

乙　一般社団法人北海道老人保健施設協議会

会　長　星野　豊

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道身体障害者福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者（児）の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者（児）数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道身体障害者福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事　高橋はるみ

乙　北海道身体障害者福祉施設協議会

会　長　波岸稔光

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道知的障がい福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者（児）の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者（児）数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）
第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。
（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
（２）支援に関する連絡・調整に関すること
（３）その他必要な事項

（連絡窓口）
第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道知的障がい福祉協会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）
第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）
第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。
２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２６年１１月５日

甲　北海道

北海道知事　高橋はるみ

乙　一般社団法人北海道知的障がい福祉協会

会　長　橋　文也

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道救護施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道救護施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 3 月 31 日

甲　北海道
　　北海道知事　　高 橋 はるみ

乙　北海道救護施設協議会
　　会　　長　　本 田 英 孝

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道児童施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用児の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用児を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用児の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を　要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用児数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用児の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要　請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対　し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭に　より行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用児数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道児童施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 ３ 月 ３１ 日

甲　北海道
　　北海道知事　　高 橋 はるみ

乙　北海道児童施設協議会
　　会　　長　　高 橋 一 彦

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道精神障害者社会福祉事業協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道精神障害者社会福祉事業協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 3 月 31 日

甲　北海道
　　北海道知事　　高 橋 はるみ

乙　北海道精神障害者社会福祉事業協議会
　　会　　長　　佐々木 寛

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会（以下総称して「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用者の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用者数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会それぞれの事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 ３ 月 ３/ 日

甲　北海道
　　北海道知事　　高 橋 はるみ

乙　公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部
　　会　　長　　走 上 好 秋

乙　一般社団法人北海道認知症グループホーム協会
　　会　　長　　宮 崎 直 人

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

（趣旨）

第１条　北海道（以下「甲」という。）と北海道母子生活支援施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（支援の内容）

第２条　災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（１）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）被災施設の利用世帯の受入れ

（３）その他必要と認められる支援

２　災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（１）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（２）その他必要と認められる支援

（支援の要請）

第３条　利用世帯の避難を必要とする被災施設が、前条第１項第２号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況

（２）受入要請利用世帯数及び受入要請期間

（３）その他必要な事項

２　利用世帯の避難を必要としない被災施設が、前条第１項第１号及び第３号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第２項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（１）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用世帯数及び受入見込期間

（２）必要とする支援の内容

（３）必要とする支援の期間

（４）その他必要な事項

（支援の実施）

第４条　甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

２　甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3　甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
4　支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

（終了の報告）
第５条　第２条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。
（１）支援施設又は受入施設の名称
（２）提供を受けた支援の内容等
（３）支援活動を受けた期間
2　甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

（指揮命令）
第６条　支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（費用負担）
第７条　支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

（損害補償等）
第８条　支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。
（１）支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
（２）支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

（情報交換等）
第９条　この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。
（１）受入可能な人数
（２）被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
（３）提供可能な物資等の種類
（４）その他必要な事項
2　甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。
3　甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

（協定の更新）
第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了１か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

（事務局）

第１１条　この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

（１）被災施設の情報収集及び情報提供に関すること

（２）支援に関する連絡・調整に関すること

（３）その他必要な事項

（連絡窓口）

第１２条　この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道母子生活支援施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

（協定書細目）

第１３条　この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

（その他）

第１４条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

２　乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第２条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成２７年 ３ 月 ３/ 日

甲　北海道
　　北海道知事　　高 橋 はるみ

乙　北海道母子生活支援施設協議会
　　会　　長　　本 田 英 孝

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目

（趣旨等）
第１条 この細目は、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書（以下「協定書」という。）第１３条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）
第２条　災害対策基本法第２条第１項に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは放射性物質の大量の放出等」の原因により生じた被害で、被災施設だけでは利用者（児）の処遇や施設運営の継続が困難と認められる規模の災害を対象とする。

（支援要請の手続）
第３条　協定書第３条第１項の規定に基づき、利用者（児）の避難を必要とする被災施設が北海道（施設所管課（別紙施設所管課一覧のとおり））に対し行う支援要請は、様式１－１により行うものとする。
２　協定書第３条第２項の規定に基づき、利用者（児）の避難を必要としない被災施設が北海道（施設所管課）に対し行う支援要請は、様式１－２により行うものとする。
３　協定書第３条第２項の規定に基づき、受入施設が北海道（施設所管課）に対し行う支援要請は、様式１－３により行うものとする。

（支援実施の手続）
第４条　前条第１項の要請を受けた北海道が、協定書第４条第２項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式２－１により行うものとする。
２　前条第２項の要請を受けた北海道が、協定書第４条第２項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式２－２により行うものとする。
３　前条第３項の要請を受けた北海道が、協定書第４条第２項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式２－３により行うものとする。

（終了の報告）
第５条　協定書第５条の規定に基づき、支援の終了後、協定書第２条第１項の支援を受けた被災施設は、様式３－１を、また、同条第２項の支援を受けた受入施設は、様式３－２を、北海道（施設所管課）に提出するものとする。

（情報交換等）
第６条　加入施設は、協定書第９条第１項の規定に基づき、毎年度当初に、様式４－１（入所施設用）もしくは、様式４－２（居住系事業所用）を北海道（施設所管課）に提出するものとする。

（事務局名簿）
第７条　協定書第１１条の事務局名簿は、別表１のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

（連絡窓口名簿）
第８条　協定書第１２条の連絡窓口名簿は、別表２のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

附則
この要領は、平成２６年１１月５日から施行する。
この要領は、平成２７年3月３０日から施行する。

災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時等において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊場所（以下「宿泊施設」という。）を、被災者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請及び協力）

第１条　甲は、次の各号に掲げる場合において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請することができるものとする。

（１）北海道内に災害が発生し、又は発生するおそれがあることにより、北海道内の市町村から甲に対して要請があった場合

（２）その他甲が特に必要と認める場合

２　乙は、前項による要請を受けたときは、被災者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

（被災者等の範囲）

第２条　被災者等は、次のとおりとする。

（１）高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）

（２）要配慮者の家族

（３）その他、市町村が必要と認めた者

（生活相談職員等の確保）

第３条　甲の要請により、乙の組合員が提供する宿泊施設において、要配慮者を受け入れる際、生活相談職員（要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等、要配慮者を支援する者が必要な場合は、甲は、市町村と連携し、必要な人材の確保及び派遣に努める。

（提供されるサービス）

第４条　乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

（要請の方法等）

第５条　甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

３　乙は、甲から前項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

（受入方法等）

第６条　甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町村（以下「被災市町村」という。）に対し、被災者等の受入先となる宿泊施設の情報を提供するものとする。

２　乙への利用申込は、被災市町村が乙の定める方法により行うものとする。

３　被災者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町村と乙とが連携して行う。

（受入対象期間）
第７条　宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

（借上げ費用）
第８条　この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用（サービスの提供料金を含む。以下同じ。）の金額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。
２　借上げ費用は、甲に要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される災害発生時においては、甲又は甲に要請を行った市町村が負担するものとする。

（取消料等損害賠償）
第９条　乙は、甲からの要請後に取消が行われた場合であっても、甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

（連絡責任者）
第10条　甲と乙は、本協定の締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合も同様に報告するものとする。

（有効期間）
第11条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

（疑義の解決）
第12条　この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年　1月27日

甲　北海道

北海道知事　　高橋　はるみ

乙　北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

理　事　長　　西海　正博

３　北海道地域防災計画（本編）に定める広域応援・受援計画等
［北海道地域防災計画本編第５章第７節抜粋］

第７節　広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。
なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第４節避難対策計画第１１」による。

第１　国、道、市町村間の応援・受援活動

１　市町村に対する応援（受援）

(1) 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣にあたり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

(2)　応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料編８－２　行政機関に関する協定）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(3)　基本法による応援

ア　被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ　被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（総合振興局長及び振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ　知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

２　道から他の都府県に対する応援の要請等

(1)　応援協定による応援要請

北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（資料編８－２　行政機関に関する協定）並びに「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北８道県広域応援ガイドライン」（資料編８－２　行政機関に関する協定）に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

(2)　被災地区町村応援職員確保システムによる応援の要請

北海道において大規模災害が発生し、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、被災地区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(3)　基本法による応援要求

ア　知事は、道内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合にお

いて、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ　知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

3　道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

4　他の都府県等からの応援要求への対応

(1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。

(2) 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

○「大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定」に基づくブロック内応援

被災道県	第１順位	第２順位	第３順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

第２　消防機関

１　大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編８－２ 行政機関に関する協定）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

２　他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

３　大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料編９－２）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料編９－３）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第３　北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第５条の２及び第８条第２項第１２号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（都道府県の役割）

第２条　都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

２　都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

（ブロック幹事県の設置等）

第３条　被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2　複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
3　幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
4　各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
5　幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
6　幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）
第４条　いずれかの都道府県において、震度６弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
2　連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
3　連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
4　連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）
第５条　前条の連絡本部が設置された場合にあって、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
2　複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあっては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
3　情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。

4　現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第６条　複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2　対策本部は、第４条第１項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

3　本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。

4　対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（広域応援の実施）

第７条　全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第３条第５項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2　全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3　通信の途絶等により、第３条第５項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第１項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第８条　首都直下地震等により、第４条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2　前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

（経費の負担）

第９条　広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

２　被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
３　被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）
第10条　この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）
第11条　全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）
第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則　この協定は、平成18年７月12日から適用する。
２　平成８年７月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成19年７月12日から適用する
２　平成18年７月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成24年５月18日から適用する。
２　平成19年７月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則　この協定は、平成30年11月９日から適用する
２　平成24年５月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月９日

全　国　知　事　会　会　長
埼　玉　県　知　事

全国知事会　危機管理・防災特別委員会委員長
三　重　県　知　事

全国知事会　東日本大震災復興協力本部本部長
静　岡　県　知　事

北海道東北地方知事会会長
北　海　道　知　事

関東地方知事会会長
埼　玉　県　知　事

中部圏知事会会長
愛　知　県　知　事

近畿ブロック知事会会長
滋　賀　県　知　事

中国地方知事会会長
広　島　県　知　事

四国知事会常任世話人
愛　媛　県　知　事

九州地方知事会会長
大　分　県　知　事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定等）

第２条　協定第３条第２項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

２　各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。

３　各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

（災害対策都道府県連絡本部の組織）

第３条　協定第４条第１項に定める災害対策都道府県連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

２　大雨特別警報発表前であっても、気象庁情報等により大規模・広域災害の発生が事前に見込まれる場合には、全国知事会は、調査第二部に情報連絡室を設置し、被害情報等の収集を行う。

３　国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、全ての都道府県の災害対策本部が廃止された場合及び被災県への広域応援（短期）が終了した場合には、全国知事会は、災害対策都道府県連絡本部を廃止する。

4　その他、災害対策都道府県連絡本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

（緊急広域災害対策本部の組織）

第４条　協定第６条第１項に定める緊急広域災害対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

2　本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を求めることができる。

3　国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、各都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合並びに被災市区町村応援職員確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、全国知事会は、緊急広域災害対策本部を廃止し、又は災害対策都道府県連絡本部に移行する。

4　その他、緊急広域災害対策本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

（要員の派遣に要する経費の内容等）

第５条　協定第９条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

(1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。

(2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。

(3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前３号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める

（経費の請求）

第６条　協定第９条第２項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

(1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

2　前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

（その他）

第７条　その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則　この実施細目は、平成19年７月12日から適用する。

2　平成18年７月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則　この実施細目は、平成24年５月18日から適用する。

2　平成19年７月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則　この実施細目は、平成30年11月９日から適用する。

2　平成24年５月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則　この実施細目は、令和２年12月１日から適用する。

2　平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」）という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第５条の２、第８条第２項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

（カバー（支援）県の設置）

第３条　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第３条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目（以下「８道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

２　カバー（支援）県は、被災道県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

（ブロック間応援）

第４条　全国協定第９条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、８道県協定実施細目で定めるものとする。

（幹事県の役割）

第５条　全国協定第４条第１項に規定する幹事県は、８道県協定実施細目で定めるものとする。

２　幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

（１）　複数道県が被災した場合における、全国協定第４条第３項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

（２）　全国協定第９条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

（連絡調整員の派遣）

第６条　カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

２　被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）

第７条　応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（応援の要請）

第８条　被災道県は、第２条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

２　被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

（１）　資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

（２）　施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

（３）　職種及び人数

（４）　応援区域又は場所及びそれに至る経路

（５）　応援期間（見込みを含む。）

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第９条　カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

２　カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

３　前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第10条　応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第11条　複数道県が被災し、全国協定第９条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

２　隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第１条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

（資料の交換）

第12条　道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条　道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置す

るものとする。

（準用）

第14条　この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（その他）

第15条　この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、第２条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成19年11月８日から効力を生ずるものとする。

２　平成７年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附　則

１　この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

２　平成19年11月８日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書８通を作成し、各道県記名押印の上、各１通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事　高　橋　はるみ

青森県知事　三　村　申　吾

岩手県知事　達　増　拓　也

宮城県知事　村　井　嘉　浩

秋田県知事　佐　竹　敬　久

山形県知事　吉　村　美栄子

福島県知事　佐　藤　雄　平

新潟県知事　泉　田　裕　彦

大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第２条に規定する連絡担当部局は、別表１のとおりとする。

（カバー（支援）県）

第３条　協定第３条に規定するカバー（支援）県は、別表２のとおりとする。

（ブロック間応援）

第４条　協定第４条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表３により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

（幹事県）

第５条　協定第５条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

（応援の内容）

第６条　協定第７条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

（１）　人的支援及び斡旋

ア　救助及び応急復旧等に必要な要員

イ　避難所の運営支援に必要な要員

ウ　支援物資の管理等に必要な要員

エ　行政機能の補完に必要な要員

オ　応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

（２）　物的支援及び斡旋

ア　食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ　救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ　救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

（３）　施設又は業務の提供及び斡旋

ア　ヘリコプターによる情報収集等

イ　傷病者の受け入れのための医療機関

ウ　被災者を一時収容するための施設

エ　火葬場、ゴミ・し尿処理業務

オ　仮設住宅用地

カ　輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

（４）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制）

第７条　協定第９条第１項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表３のとおりとする。

２　ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（応援職員等の表示等）

第８条　協定第６条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

２　被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

（応援職員等の携行品）

第９条　応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

（応援職員等に対する便宜の供与）

第10条　被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

（防災訓練等）

第11条　道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

（応援職員等の派遣に要する経費負担等）

第12条　協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

（２）　応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。

（３）　応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。

（４）　前３号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費の支払方法）

第13条　応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

（１）　応援職員等の派遣については、前条に規定する額

（２）　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

（３）　調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

（４） ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

（５） 施設の提供については、借上料

（６） 前５号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額

２　前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。

３　前２項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条　協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

第15条　協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

２　交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第６条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条　協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表４に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条　協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表４に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附　則

１　この実施細目は、平成19年11月８日から施行する。

２　平成11年４月１日の実施細則は、これを廃止する。

附　則

１　この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。

２　平成19年11月８日の実施細則は、これを廃止する。

別表２

カバー（支援）県

被災道県名	第１順位	第２順位	第３順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表３

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表４

連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順　番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第１項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の８第１項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第２条　応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害応急対策に従事する職員の派遣

(2)　災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3)　被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

(4)　広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5)　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第３条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第４条　道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第５条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第６条　応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1)　第１要請　被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(2)　第２要請　被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3)　第３要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

（応援等の要請の手続）

第７条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

(1)　被害の種類及び状況

(2)　職員の職種別人員

(3)　車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数

(4)　資機材及び物資等の品名、数量等

(5)　受入れを求める被災住民の人数等

(6)　応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路

(7)　応援等の期間

(8)　前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

２　応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

３　前２項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第１要請及び第２要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

（応援等の経費の負担）

第８条　応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

２　応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

３　前２項の規定により難い場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

（自主応援）

第９条　知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

２　自主応援については、第７条第１項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

３　自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条　この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

２　この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

３　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年３月31日から施行する。

平成20年６月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年３月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　介

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別　表

地　域　区　分	構　成　市　町　村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石 狩 振 興 局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日 高 振 興 局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜 山 振 興 局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第２項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定第５条に規定する連絡担当部局は、別表第１のとおりとする。

（応援等の要請の方法）

第３条　協定第７条第１項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

（応援等の要請等の連絡系統）

第４条　協定第７条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第２を基本とする。

（経費負担の内容等）

第５条　協定第８条第１項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1)　職員の災害応急対策への従事　応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額

(2)　備蓄物資及び資機材　当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費

(3)　調達物資及び資機材　当該物資及び資機材の購入費及び輸送費

(4)　車両、船艇、機械器具等借上料　燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5)　施設の提供　借上料

(6)　その他協定に基づき実施した応援等に係る経費　その実施に要した額

２　協定第８条第２項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

３　応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

４　応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあっては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあっては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5　前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

（その他）

第６条　この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附　則

この実施細目は、平成27年３月31日から施行する。

平成20年６月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自１通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年３月31日

北海道
北海道知事　　高　橋　はるみ

北海道市長会
北海道市長会長　田　岡　克　介

北海道町村会
北海道町村会長　寺　島　光一郎

別表第２

連 絡 系 統 図

第１要請（同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

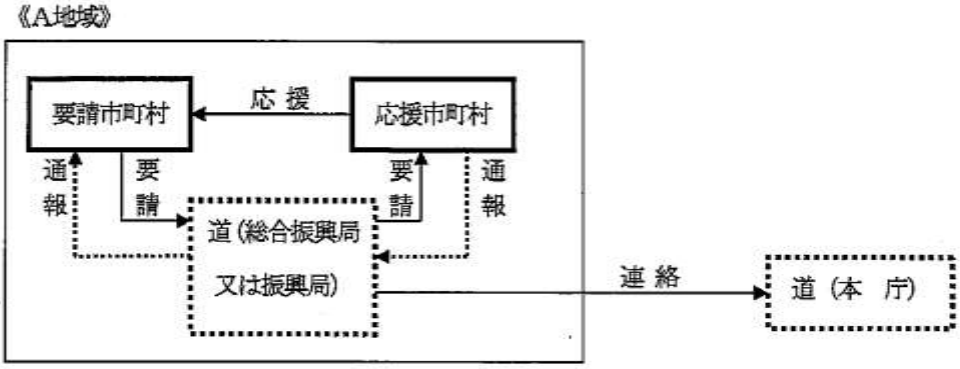

（注）総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第２要請（他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

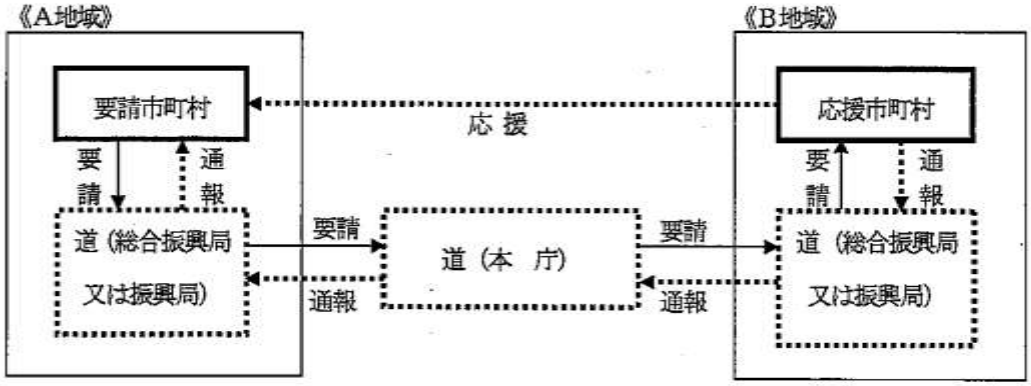

（注）総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第３要請（道への要請）

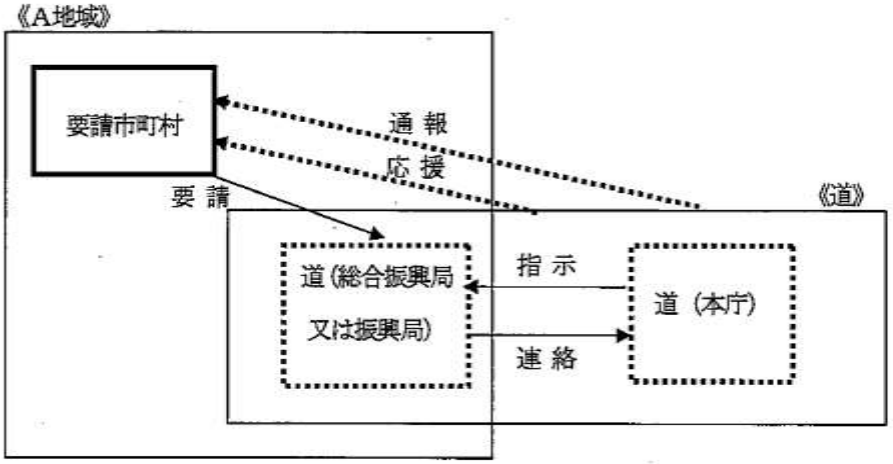

資料２－２－５　　北海道原子力防災センター概要

１　施設名称
　北海道原子力防災センター
２　所在地
　岩内郡共和町南幌似１４１－１（泊原子力発電所から約10km）
３　緊急事態応急対策等拠点施設の指定
　平成27年８月３日に内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第12条の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設として指定。
４　施設概要
（1）　施設規模
　鉄筋コンクリート造３階建延べ床面積：約2,700㎡　駐車場：約120台
（2）　施設内容
　１階：泊原子力規制事務所、北海道地方放射線モニタリング対策官事務所、
　　被ばく管理室、前処理室、計測室、資料保管庫等
　２階：各機能班、全体会議室、緊急時モニタリングセンター、システム機械室等
　３階：プレスルーム
（3）　施設用地
　約１１，０８３㎡
５　設備概要
　電話／ＦＡＸ／パソコン／複写機／ＴＶ会議システム／各種情報表示システム／緊急時対策支援システム（ERSS）

北海道原子力防災センター平面図

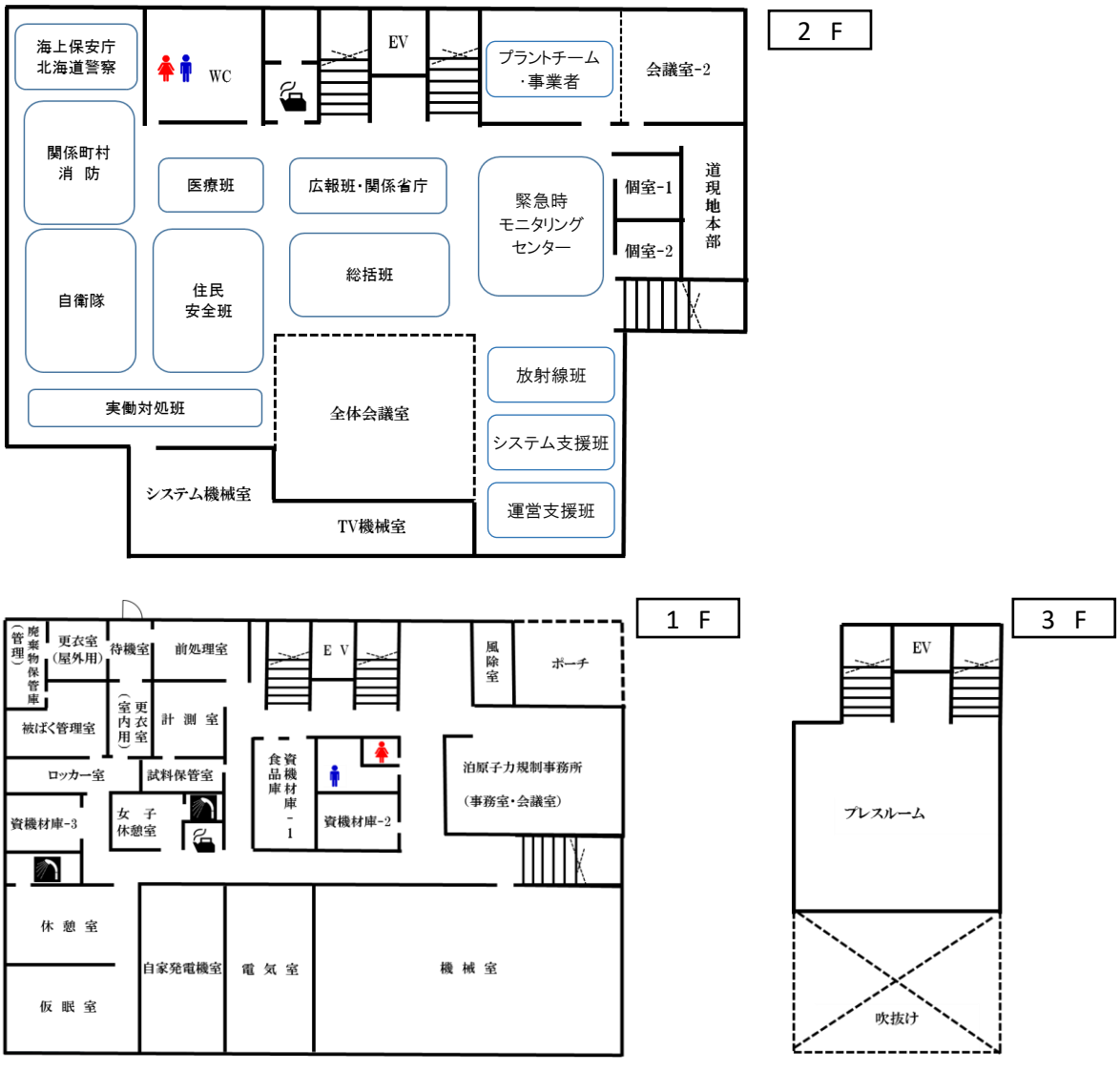

6　代替施設

(1)　設置根拠

原子力災害対策特別措置法施行規則第16条（緊急事態応急対策拠点施設の要件）
緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設が当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能な場所に存在すること。

(2)　施設名称及び所在地

①　名　称　喜茂別町農業環境改善センター

住　所　虻田郡喜茂別町伏見２６４−４

○北海道原子力防災センターからの直線距離　約　４４ｋｍ

○会議室面積　約　３２４㎡（20m×16.2m）

○近郊ヘリポート

施設名　旧喜茂別中学校グラウンド

所在地　虻田郡喜茂別町字伏見２７２－２

面　積　約２３，０００㎡（230m×100m）

管理者　喜茂別町

喜茂別町農業環境改善センターから約３００ｍ（南東方向）

②　名　称　寿都町総合文化センター

住　所　寿都郡寿都町字開進町１８７－１

○北海道原子力防災センターからの直線距離　約　３６ｋｍ

○会議室面積　約１，３２４㎡（34.4m×38.5m）

○近郊ヘリポート

施設名　寿都町防災広場

所在地　寿都郡寿都町字渡島町126-1

面　積　約　1,296㎡（36m×36m）

管理者　寿都町

寿都町総合文化センターから約100ｍ（南東方向）

資料２－４－１　　道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況

１　北海道総合行政情報ネットワーク系統図（後志総合振興局関係分抜粋）

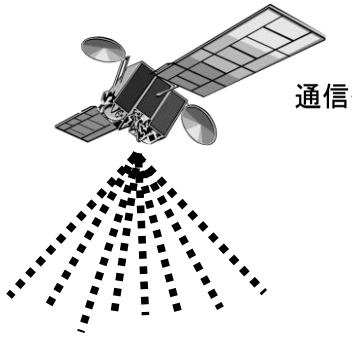

凡例（地上系）

本庁統制局	マイクロ無線回線
総合振興局	防災光回線
無線中継所	衛星無線回線（地域衛星通信ネットワーク）
端末局	

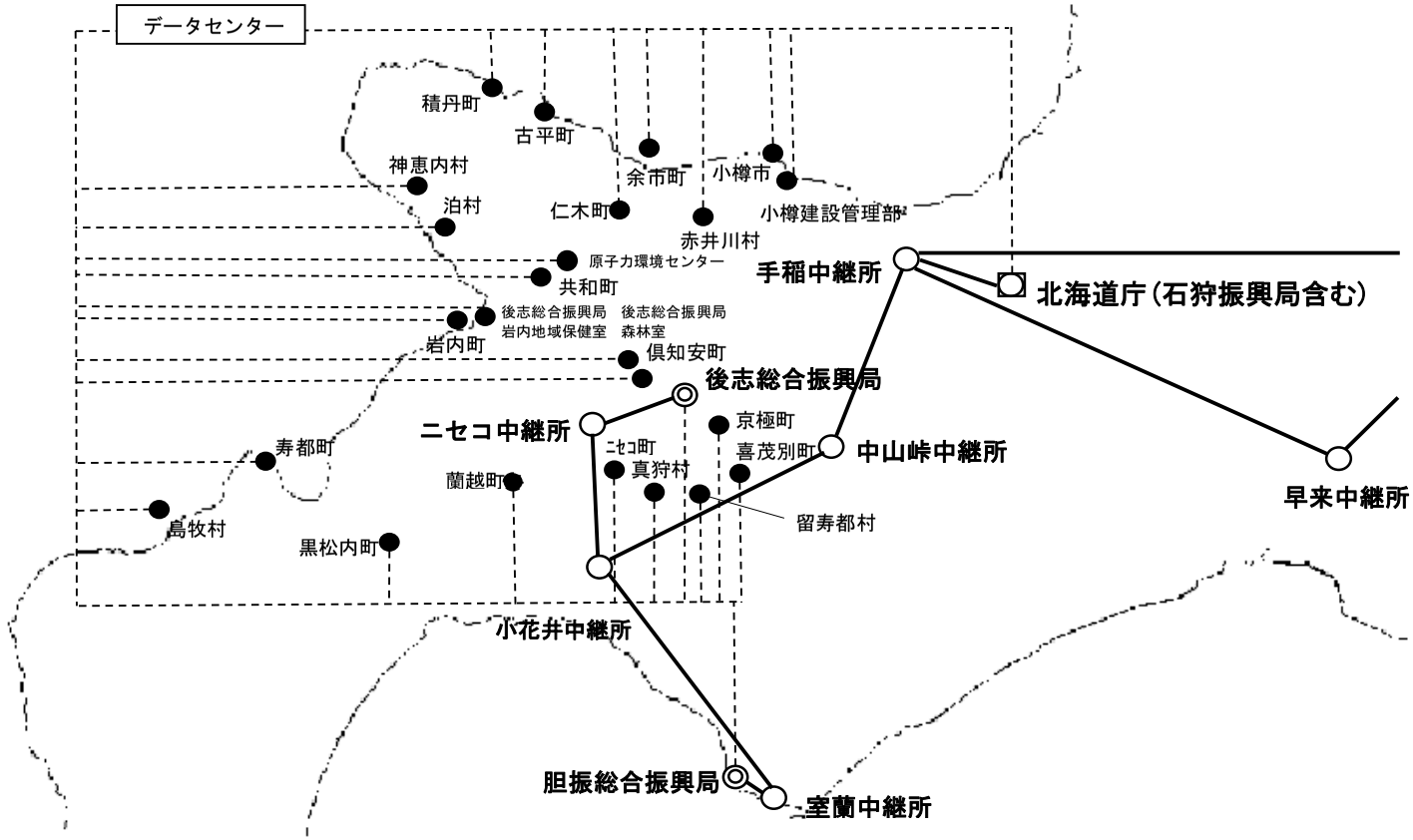

（注）１　本ネットワークは、地上系と衛星系の２ルートにより構成しています。
２　地上系は、道庁、総合振興局・振興局をはじめ、全道市町村、道出先機関を結ぶ防災光回線と、道庁、総合振興局・振興局を結ぶマイクロ回線により構成しています。
３　衛星系は、地域衛星通信ネットワークを利用して、道庁、総合振興局・振興局、道内市町村、道出先機関相互間のほか、国や全国の地方公共団体と通信ができます。

２　北海道原子力防災ネットワーク（緊急時連絡網）構成図（専用回線）

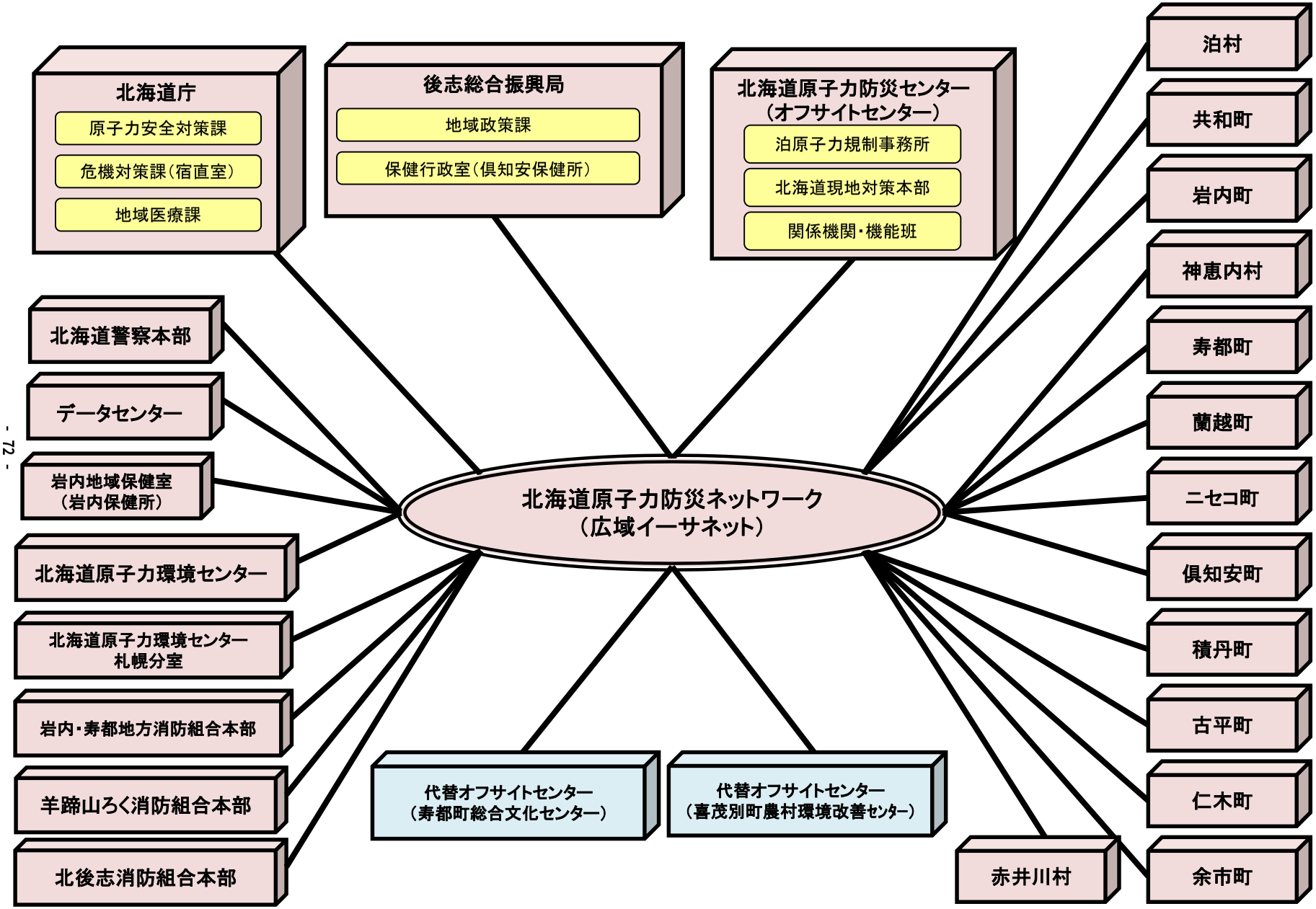

3　北海道電力ネットワーク㈱固定多重無線系統図（関係抜粋分）

この地図の作成当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号　平成29情使、第30号）

資料２－５－１　　緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

１　北海道緊急時モニタリング班の要員及び車両

令和４年４月１日現在

区　　分	所　　属	緊急時モニタリング要員	EMC参画時の体制	緊急時モニタリング車両
北海道	原子力安全対策課	２名	企画調整G　１名 情報収集管理G　１名	－
	環境保全局※	７名	情報収集管理G　２名 測定分析担当G　５名	－
	原子力 環境センター※※	１９名	企画調整G　３名 情報収集管理G　３名 測定分析担当G　１３名	６台 （内モニタリングカー１台）
	後志総合振興局	５名	企画調整G　１名 測定分析担当G　４名	２台
関係町村	泊村	２名	測定分析担当G　２名	１台
	共和町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	岩内町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	神恵内村	２名	測定分析担当G　２名	１台
	積丹町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	古平町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	余市町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	仁木町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	赤井川村	２名	測定分析担当G　２名	１台
	倶知安町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	ニセコ町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	蘭越町	２名	測定分析担当G　２名	１台
	寿都町	２名	測定分析担当G　２名	１台
北海道電力(株)	泊発電所	１５名	企画調整G　１名 情報収集管理G　２名 測定分析担当G　１２名	５台 （内モニタリングカー１台）
計		７４名	７４名	２６台 （内モニタリングカー２台）

※　自然環境局、ゼロカーボン推進局を含む
※※　北海道立総合研究機構を含む
注　原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）及び北海道電力㈱以外の原子力事業所からも、緊急時モニタリング要員が派遣されることとなっている。

２　緊急時モニタリングセンター（ＥＭＣ）の体制

国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンターを設置する。

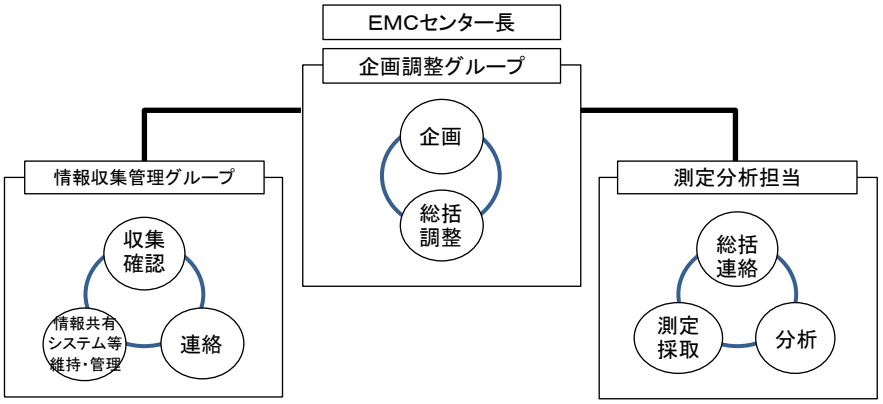

※　EMCは国の指揮の下に国、地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共団体等の要員で構成される。

資料２－６－１　　原子力災害医療活動用資機材等の配備状況

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

資　機　材　名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総　数
ハンドフットクロスモニタ	台		2		2
ＧＭ管式サーベイメータ	台	8	24	27	59
Nalシンチレーション式サーベイメータ	台			1	1
Nalシンチレーション式サーベイメータ(γ線用)	台	9	27	11	47
放射線測定器セット	台			1	1
ラギッド式シンチレーション式サーベイメータ	台			1	1
コンパクトサーベイメータ	台			4	4
傷モニタ	台		1	1	2
ポータブルエリアモニタ	台			1	1
スペクトロサーベイメータ	台			1	1
ポケット線量計	台	60	190	95	345
ガラス線量計システム	セット			1	1
ガラス線量用素子（シート）	台			240	240
電離箱式サーベイメータ	台			4	4
ホールボディカウンタ	台		2	1	3
ホールボディカウンタ用移動式遮蔽体	台		1		1
大型廃棄物汚染確認用モニタ	台			1	1
マルチチャンネルアナライザ用パソコン(処理ソフト付き)	台			1	1
防護マスク	個	60	160	70	290
防護マスクフィルタ	個	120	380		500
防護服(布)	着	60	190	8	258
防護靴	足	60	190		250
防護手袋（ゴム製)	個	500	850	900	2,250
オーバーシューズ	足	60	190		250
綿手袋	枚	390	630		1,020
検診衣	着	50	200		250
シューズカバー	枚	450	610	1,050	2,110
防護服(タイベックスーツ)	着	300	190	199	689
救護服	着			3	3
ベスト	着	30	30	40	100
作業服	着	10	10	9	29
CBトランシーバ	台			10	10
着替用スウェット（上下）	着	10	30		40
アンダーウェア（上着）	着			1,110	1,110
防寒具	着			30	30
アンダーウェア（下着）	着			1,400	1,400
半面マスク	個			3	3
SMSサージカルガウン（ディスポタイプ）	着			900	900
個人用防護服	着			1	1
ディスポーサブルエプロン	着			900	900
安全ゴム長靴	足			9	9
N－95マスク	個			250	250
化学防護マスク	個			2	2
ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)	個	100	200	1,400	1,700
フェイスシールド	個			760	760
活性炭入りマスク	枚			750	750
延長20ｍホース	個			2	2
布担架	台			2	2

資　機　材　名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総　数
スクープストレッチャー	台			1	1
搬送用ストレッチャー	台			3	3
除染室用ストレッチャー	台			1	1
ガイドポール	個			4	4
エステクシート	巻			27	27
エプコシート	巻			145	145
エプコテープ	巻			760	760
四つ折り伸縮担架	台	1	3		4
ポリエチレンろ紙	巻			29	29
ポリエチレンろ紙(汚染検知シート)	巻			6	6
ハサミ	個			90	90
ブルーシート	巻			3	3
セルボンテープ(放射線テープ)１袋５巻入り	個			10	10
セルボンテープ(放射線テープ)１個3巻入り	個			24	24
汚染傷病者搬送用シート	袋	1	3	45	49
トラロープ	巻	2	11	12	25
台車	台			3	3
材料搬送カート	台			3	3
ビブス	着			200	200
移動式手洗い器	台		6		6
ＲＩ用クリーナー（A剤）	個	15	15	2	32
タオル	枚	30	90		120
除菌キット	式	3	12	9	24
ガーゼ	枚	300	100		400
患者プライバシーキット	式			20	20
オスカルブランケット	枚			20	20
オレンジクリーナー	個			2	2
ディスポのう盆(１個100枚入り)	個			700	700
心電図モニター	台			2	2
ファーストエイドセット	個	2	2		4
外傷セット	個	2	2		4
診察机	個		2		2
簡易ベッド(キャンパスベッド)	台	3	10		13
毛布	枚	3	10		13
枕	個	3	10		13
救護所用パーテーション	台	6	6		12
脱衣用テント	張	2	6		8
２ＷＡＹガード　　黄色	個	30	50		80
プラチックチェーン	本	10			10
救急医療セット　　（ＪＭ１）	式			2	2
救急医療セット　　（ＪＭ８）	式			2	2
救護蘇生装置	式			2	2
エマージェンシーキット	台			1	1
携帯型超音波診断装置	台			1	1
生体モニタ	台			2	2
ディスポ術衣セット　(20着入り)	着			120	120
トリアージタグ　　(1個100枚入り)	個			1,200	1,200
クリップホルダー	個			50	50
折りたたみ点滴台	台			32	32
医療班用遮へい容器	個			3	3

資　機　材　名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総　数
医療班用遮へい容器（バイアル廃棄容器）	個			1	1
ヨウ素剤調製器具セット	式	1	1		2
簡易除染システム	式			2	2
除染ベッド	台		2		2
真空掃除機	台	1	2	1	4
室内用個体廃棄物容器	個	4	8	1	13
除雪機	台		2		2
エアーテント	張			1	1
腕章	個	4	7		11
衛星アンテナおよび衛星可搬局	式			1	1
モバイルプリンター	台			1	1
資機材等搬送用自動車	台	1	1		2
原子力災害医療派遣チーム車両	台			2	2
夏タイヤ	本	4	4	8	16
スタッドレスタイヤ	本	4	4	8	16
カスケードガレージ	台		1		1
パーソナル無線機（車両備付用）	台		1		1
線源用保管庫	台		1		1
保管庫（放射線測定器等）	台	1	16	1	18
ヨウ化カリウム丸保管用ロッカー	台	3		23	26
折りたたみ机	式		8		8
ホワイトボード	台			22	22
折りたたみコンテナ	台			48	48
折りたたみコンテナ台車	台			2	2
パイプ椅子	個		5		5

資料２－６－２　安定ヨウ素剤の配備状況

１　安定ヨウ素剤丸薬及びゼリー状安定ヨウ素剤

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

【町村名】 保管場所	安定ヨウ素剤 錠数	ゼリー状安定ヨウ素剤包数		人口		
		16.3mg	32.5mg		うち40歳未満	うち３歳未満
【泊村】	錠	包	包	人	人	人
泊村役場	11,000	20	70	1,569	454	26
【共和町】						
前田診療所	31,000					
小沢診療所	6,000	130	280	5,772	2,022	118
【岩内町】						
岩内町役場	83,000	240	650	11,648	3,442	163
【神恵内村】						
神恵内村立神恵内診療所	6,000	10	40	870	176	9
【寿都町】						
寿都町役場	20,000	60	150	2,838	860	36
【蘭越町】						
蘭越町保健福祉センター	30,000	90	290	4,568	1,329	83
【ニセコ町】						
ニセコ町役場	27,000	120	390	5,074	1,765	116
【倶知安町】						
倶知安町役場	86,000	370	1,340	15,129	6,177	360
【積丹町】						
積丹町立国民保険診療所	15,000	40	210	1,831	401	21
【古平町】						
古平町役場	21,000	50	150	2,745	614	20
【仁木町】						
仁木町役場	22,000	40	150	3,180	975	55
【余市町】						
余市町役場	119,000	300	990	18,000	5,337	265
【赤井川村】						
赤井川村役場	7,000	30	70	1,165	428	21
北海道後志総合振興局保健環境部 保健行政室（倶知安保健所）	24,000	100	560	予備用配置	－	－
北海道後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室（岩内保健所）	45,000	100	600	予備用配置	－	－
北海道庁	166,000	60	360	予備用配置	－	－
計	719,000	1,760	6,300	74,389	23,980	1,293

※１　予備用配置については、防災業務関係者、観光客等の一時滞在者用を含む。

２　配布対象人口は令和２年国勢調査（令和2年10月1日現在）による。

２　ヨウ化カリウム原薬（粉末）

保管場所	ヨウ化カリウム原薬配備数	配布対象人口
（岩内町） 北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 （岩内保健所）	本 2	人 316
（倶知安町） 北海道後志総合振興局 保健環境部保健行政室 （倶知安保健所）	2	977

※１　ヨウ化カリウム原薬（1本当たり500グラム）

２　配布対象人口は令和２年国勢調査（令和2年10月1日現在）における３歳未満の数。

3　町村別ヨウ素剤配布対象人口数

令和４年４月１日現在　町村調べ

（１）PAZ

町村名	避難区域（集落）名	人口（人）	配布者数又は問診済数（人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
				３歳未満（人）	３歳以上13歳未満（人）	13歳以上（人）	40歳未満（人）	
泊村	渋井	93	72	0	10	83	35	渋井地区集会所 泊中学校
	堀株	104	75	0	5	99	23	堀株地区集会所
	滝の澗	93	64	6	13	74	56	泊中学校
	茅沼	286	238	1	16	269	67	茅沼地区集会所 泊村公民館
	臼別	158	114	0	9	149	52	臼別地区集会所 泊村アイスセンター
	泊	356	298	9	18	329	92	泊地区集会所 泊村アイスセンター 照岸、糸泊地区集会所
	計	1,090	861	16	71	1,003	325	
共和町	宮丘	735	399	37	69	629	475	ビシャムナイ会館 宮丘地区寿の家 北電体育館 北辰小学校
	梨野舞納	319	186	2	21	296	88	はまなす幼児センター
	発足	286	160	3	21	262	77	発足克雪管理センター 発足コミュニティセンター
	計	1,340	745	42	111	1,187	640	
合　計		2,430	1,606	58	182	2,190	965	

（２）UPZ

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口（人）	配布者数又は問診済数（人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					３歳未満（人）	３歳以上13歳未満（人）	13歳以上（人）	40歳未満（人）	
泊村	NNW-8（泊小学校）	盃地域会	305	225	6	13	286	74	泊小学校 盃地区集会所
	計		305	225	6	13	286	74	
共和町	E-7（リ3会館）	旧リヤムナイ３	23	0	0	0	23	0	発足克雪管理センター
	ESE-6（発足ｽﾃｰｼｮﾝ）	旧リヤムナイ２	46	0	0	4	42	12	発足克雪管理センター
		神水	74	0	0	5	69	17	神水会館
	SSE-7（西部住民センター）	上梨野舞納	186	0	5	20	161	81	西部住民センター
		上梨浜中・上梨太平	168	0	7	19	142	83	西陵小学校
		発美・老古美・あけぼの1～5	1,192	0	24	90	1,078	387	西陵小学校
		起業社・起業社新興・前中東・前中西・前中北・学田・宮園	351	0	2	15	334	82	中央幼児センター
		老古美	66	0	1	3	62	11	老古美会館
	SE-8（前田地区寿の家）	大谷地・睦・旭	215	0	5	16	194	56	中央幼児センター
		岩崎	98	0	0	7	91	18	前田地区寿の家
	SSE-10(西老古美会館)	学田	46	0	1	7	38	18	学田会館
		西老古美	56	0	0	1	55	10	西老古美会館
	SE-11(南幌似ｽﾃｰｼｮﾝ)	神水・幌似	88	0	0	6	82	22	幌似構造改善センター
		幌中・中ノ川・上中南	159	0	2	10	147	41	かかし古里館
		幌駅中・幌似・清里1～5・御手作場	651	0	16	49	586	212	生涯学習センター
		中学校前	4	0	0	0	4	1	共和中学校

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口	配布者数又は問診済数	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満	3歳以上13歳未満	13歳以上	40歳未満	
			（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	
	ESE-13R（国富地区住民ｾﾝﾀｰ） ESE-13L（道道泊共和線交差点）	国富事業所社宅会・本村1～9・新成	485	0	9	42	434	166	東陽小学校
		新成・ｾﾄｾ・下平９号	76	0	1	5	70	15	国富地区住民センター
	ESE-16（いきいきセンター）	10号・小沢7	92	0	3	7	82	33	小沢地区住民センター
		中平・小沢1・小沢2・小沢3・小沢4・小沢6	195	0	2	16	177	46	小沢体育館
		西ﾔｴﾆｼﾍﾞ・東ﾔｴﾆｼﾍﾞ・ﾜｲｽ	57	0	2	2	53	11	ワイス温泉
	計		4,328	0	80	324	3,924	1,322	
岩内町	S-6（岩内町地場産業ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ）	大浜	1,401	0	22	75	1,304	436	東小学校 東山保育所 岩内地域人材開発センター 町民体育館
	S-7R（岩内ｽﾃｰｼｮﾝ） S-7L（高台ｽﾃｰｼｮﾝ）	岩内市街	8,759	0	112	598	8,049	2,462	東小学校 町民体育館 岩内高等学校 西保育所 西小学校 老人福祉センター 働く婦人の家 第二中学校 中央保育所 第一中学校
		野束（7km～9km）	1,144	0	10	54	1,080	281	西小学校 第二中学校 デイサービスセンター
	S-10（岩内あけぼの学園）	円山	225	0	1	4	220	44	デイサービスセンター いわない高原ホテル
	SSW-9（岩内浄水場）	敷島内	169	0	4	4	161	33	西小学校
	計		11,698	0	149	735	10,814	3,256	
神恵内村	NNW-15（神恵内ｽﾃｰｼｮﾝ） N-17（旧清川小学校跡地）	神恵内地区	606	0	5	39	562	110	神恵内村役場 漁村センター 神恵内中学校
	NW-17（赤石集会所）	赤石地区	86	0	0	0	86	6	赤石集会所
	NW-23（日本郷土玩具店）	珊内地区	44	0	0	0	44	4	珊内集会所
	NW-26（神恵内村生涯学習館）	川白地区	52	0	0	0	52	5	川白ふれあいセンター
	計		788	0	5	39	744	125	
寿都町	SW-27（寿都町磯谷ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	島古丹・能津登地区	49	0	0	0	49	6	避難退域時検査場所で配布
		横澗地区	152	0	0	5	147	19	避難退域時検査場所で配布
		鮫取澗地区	14	0	0	0	14	0	避難退域時検査場所で配布
	SW-29（寿都町定住促進住宅いさりび住宅）	美谷地区	79	0	2	4	73	20	避難退域時検査場所で配布
	SSW-35(潮路小学校) ※UPZ外	有戸・種前地区	44	0	0	1	43	9	避難退域時検査場所で配布
		歌棄地区	358	0	6	30	322	140	避難退域時検査場所で配布
	SSW-38（ゆべつの湯）※UPZ外	湯別地区	123	0	1	5	117	17	避難退域時検査場所で配布
		樽岸地区	95	0	0	2	93	11	避難退域時検査場所で配布
	SW-36L（寿都町役場） ※UPZ外	市街地地区	1,798	0	31	122	1,645	503	避難退域時検査場所で配布
	SW-36M（弁慶岬）※UPZ外	政泊地区	8	0	0	0	8	0	避難退域時検査場所で配布
	計		2,720	0	40	169	2,511	725	

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口（人）	配布者数又は問診済数（人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満（人）	3歳以上13歳未満（人）	13歳以上（人）	40歳未満（人）	
蘭越町	SSE-20(チセヌプリトイレ横駐車場)	日の出ヶ丘地区	130	0	2	11	117	54	避難退域時検査場所で配布
		~~新見地区~~	~~2~~	~~0~~	~~0~~	~~0~~	~~2~~	~~0~~	~~避難退域時検査場所で配布~~
	SSE-26（旧湯里小学校）	湯里地区	107	0	2	6	99	22	避難退域時検査場所で配布
	SSE-29（西富地区町民センター）※ニセコ町	昆布地区	571	0	15	60	496	194	避難退域時検査場所で配布
	S-34L（立川下地区）	立川地区	23	0	0	1	22	5	避難退域時検査場所で配布
	S-26（蘭越町蘭越ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	蘭越地区	1,907	0	43	148	1,716	621	避難退域時検査場所で配布
	S-27（淀川集会所）	大谷地区	541	0	8	51	482	167	避難退域時検査場所で配布
	S-23（蘭越町育苗施設）	三和地区	322	0	5	10	307	62	避難退域時検査場所で配布
	SSW-26（旧名駒小学校）	名駒地区	176	0	1	9	166	28	避難退域時検査場所で配布
	SSW-23（蘭越町御成ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	御成地区	103	0	0	4	99	16	避難退域時検査場所で配布
	SSW-22（道の駅シェルプラザ港）	港地区	149	0	1	4	144	22	避難退域時検査場所で配布
	S-3S-31（目名生活改善センター）	目名地区	337	0	4	16	317	60	避難退域時検査場所で配布
	S-34R（旧田下小学校）	田下地区	78	0	0	5	73	13	避難退域時検査場所で配布
	計		4,446	0	81	325	4,040	1,264	
ニセコ町	SSE-25（曽我第２地区浄水場）	アンヌプリ地区	176	0	1	12	163	62	避難退域時検査場所で配布
	SSE-27L（ニセコヘリポート）	曽我地区（西山、滝台）	87	0	2	5	80	25	避難退域時検査場所で配布
		曽我地区(東山、東山P村、北栄、東山の丘、メッツァ)	487	0	10	66	411	251	避難退域時検査場所で配布
	SSE-27M（ニセコ地域コミュニティセンター）	ニセコ地区	183	0	6	13	164	62	避難退域時検査場所で配布
		曽我地区の一部（ふよう会）	91	0	3	8	80	34	避難退域時検査場所で配布
	SSE-29（西富地区町民センター）	西部地区	121	0	0	5	116	21	避難退域時検査場所で配布
	SSE-30（ニセコ町富士見ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	市街地区の一部（本通7～9、富士見）	271	0	4	25	242	74	避難退域時検査場所で配布
		元町地区	224	0	5	15	204	80	避難退域時検査場所で配布
		中央地区	257	0	8	15	234	78	避難退域時検査場所で配布
		有島地区（有島、有島1～3）	181	0	2	22	157	52	避難退域時検査場所で配布
		羊蹄地区	14	0	1	0	13	3	避難退域時検査場所で配布
		有島地区(有島の森、ニセコハイツ、ハイツ、グループホームきら里)	93	0	0	5	88	23	避難退域時検査場所で配布
		市街地区の一部(本通6、有島団地、望羊団地、コーポ有島、さくら団地)	574	0	15	50	509	232	避難退域時検査場所で配布
		市街地区(本通1～5)	438	0	5	38	395	130	避難退域時検査場所で配布
		里見地区	144	0	3	24	117	56	避難退域時検査場所で配布
		市街地区(本通10～11、富士見団地、本通団地、羊蹄団地、しらかば、新有島団地)	737	0	24	71	642	285	避難退域時検査場所で配布
	SSE-32L（近藤地域コミュニティセンター）	近藤地区	481	0	18	72	391	176	避難退域時検査場所で配布
	SSE-32M（旧宮田小学校）	福井地区	161	0	2	12	147	42	避難退域時検査場所で配布
		宮田地区	179	0	6	28	145	59	避難退域時検査場所で配布
	計		4,899	0	115	486	4,298	1,745	

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口（人）	配布者数又は問診済数（人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満（人）	3歳以上13歳未満（人）	13歳以上（人）	40歳未満（人）	
倶知安町	SE-26L（倶知安ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	駅前周辺地区	1,136	0	23	95	1,018	444	総合体育館
		琴平市街地区	1,293	0	27	135	1,131	528	北陽小学校
		北西地区	1,072	0	13	91	968	335	倶知安中学校
		南西地区	2,248	0	49	188	2,011	887	西小学校
		北5東1・2～南4東1・2地区	1,550	0	30	142	1,378	635	倶知安小学校
		南東地区	1,897	0	64	179	1,654	771	文化福祉センター
		八号振興会地区	970	0	24	100	846	399	倶知安小学校
		六郷親交会地区	1,229	0	38	120	1,071	509	東小学校
	SE-20（ニセコワイス配水池）	花園地区	4	0	0	2	2	3	総合体育館
	SE-23M（倶知安町清掃センター）	旭地区	158	0	2	12	144	48	総合体育館
		岩尾別地区	318	0	15	20	283	133	総合体育館
	SE-23L（峠下屋外拡声子局）	峠下地区	32	0	0	4	28	6	倶知安中学校
	SE-27（高砂地域センター）	高砂地区	437	0	6	27	404	217	倶知安小学校
		比羅夫地区	196	0	4	17	175	56	文化福祉センター
	SE-28（富士見消防機械器具置場）	富士見地区	176	0	2	13	161	48	文化福祉センター
	ESE-25（瑞穂ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	琴平郊外地区	177	0	7	16	154	72	東小学校
		瑞穂地区	81	0	0	2	79	13	東小学校
		八幡地区	260	0	3	25	232	68	東小学校
	ESE-24（旧末広小学校グラウンド）	高見地区	36	0	0	4	32	11	東小学校
		末広地区	10	0	0	0	10	3	東小学校
		出雲地区	62	0	1	6	55	20	東小学校
	ESE-28（大和研修所）	大和地区	11	0	0	0	11	3	東小学校
		扶桑地区	23	0	0	1	22	7	東小学校
	ESE-31（東部地域会館）	寒別西地区	52	0	0	0	52	8	東小学校
		寒別東地区	55	0	1	5	49	12	東小学校
		巽西地区	23	0	1	4	18	15	東小学校
		巽東地区	14	0	0	0	14	3	東小学校
		豊岡地区	70	0	0	8	62	15	東小学校
	SE-26R（サンスポーツランドくっちゃん）	山田地区	646	0	15	50	581	371	サンスポーツランドくっちゃん
		樺山地区	242	0	9	33	200	123	サンスポーツランドくっちゃん
	計		14,478	0	334	1,299	12,845	5,763	

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口 （人）	配布者数又は問診済数 （人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 （人）	3歳以上13歳未満 （人）	13歳以上 （人）	40歳未満 （人）	
積丹町	NNE-30（積丹町美国ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	美国地区	1,137	0	13	55	1,069	271	美国小学校 美国中学校 B&G海洋センター 総合文化センター 研修センター
	N-31（婦美会館）	婦美地区	70	0	0	5	65	12	婦美会館
	N-32（丸山会館）	丸山地区	20	0	0	0	20	0	丸山会館
	N-36（旧幌武意小学校）	幌武意・入舸地区	136	0	0	1	135	19	旧幌武意小学校 入舸会館
	N-34（岬の湯しゃこたん）	日司・野塚地区	283	0	2	16	265	48	日司小学校 克雪管理センター 岬の湯しゃこたん
	NNW-34（余別地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	西河・来岸・余別地区	196	0	2	20	174	45	来岸会館 余別小学校
	NNW-33（神岬会館）	神岬地区	26	0	0	0	26	3	神岬会館
	計		1,868	0	17	97	1,754	398	
古平町	NNE-24（古平町浄水場）	泥の木・鴨居木・廻り淵地区	43	0	0	4	39	8	明和地区集会所
	NNE-28M（古平町浜町ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	歌棄・沢江・浜町地区	1,784	0	9	101	1,674	398	共働の家、れい明会館、海洋センター、古平中学校、元気プラザ、文化会館、漁港会館
	NNE-28R（沖町地区住民センター）	沖町地区	23	0	0	0	23	1	沖町住民センター
	NNE-29（まるやま公園）	西部地区	999	0	8	48	943	209	幼児センターみらい
	計		2,849	0	17	153	2,679	616	
仁木町	E-21（長沢防火水槽）	長沢・尾根内地区	116	0	0	6	109	15	長沢会館、尾根内会館
	E-18（仁木町銀山ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	銀山地区	478	0	4	46	429	139	銀山小学校、銀山中学校、仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家、仁木町児童館、銀山学園、銀山第一会館、銀山第三町内会館
	ENE-18（大江ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ）	大江地区	245	0	2	11	232	49	ふれあい遊トピア公園、大江僻地保育所及び仁木町大江コミュニティセンター、大江学園、大江コミュニティ消防センター
	ENE-21（然別消防番屋）	然別地区	77	0	1	6	70	17	然別生活館
	ENE-25（仁木町西町ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	仁木地区	2,236	0	42	168	2,026	655	仁木中学校、いきいき８８、仁木町観光管理センター、中央一会館、協和会館、仁木長寿園、旭台集会所、農村公園フルーツパークにき、緑会館、稲園会館、金光会館、瑞穂会館、種川会館、東睦会館、仁木小学校、仁木町民センター及び仁木町保健センター、仁木町山村開発センター、西部集会所、表通会館、砥の川会館
	計		3,152	0	49	237	2,866	875	
余市町	NE-29（余市町朝日ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ） NE-27（水産加工排水処理施設） NE-28（豊浜生活改善センター）	西部・中央地区	6,219	0	63	360	5,796	1,554	農村活性化センター、総合体育館、東中学校、沢町小学校、円山公園ふれあい交流施設、余市紅志高等学校、即信寺、水産加工研修センター、西中学校、福祉センター、白岩会館、潮見会館、豊浜生活改善センター
	NE-25（豊丘老人寿の家）	豊丘地区	302	0	1	9	292	67	余市幸住学園 沢町小学校
	ENE-29（登小学校）	大川・黒川地区	9,485	0	150	635	8,700	2,797	中央公民館、大川小学校、旭中学校、黒川小学校、老人福祉センター、農協会館、経済センター、北星学園余市高等学校、黒川１７区生活館
	NE-32（東大浜中福祉の家） ENE-31（栄地区１号支線増圧ポンプ室）	登・栄地区	1,658	0	19	89	1,550	431	登小学校、下水道管理センター、旧栄小学校、旭中学校
	計		17,664	0	233	1,093	16,338	4,849	

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口 （人）	配布者数又は問診済数 （人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 （人）	3歳以上13歳未満 （人）	13歳以上 （人）	40歳未満 （人）	
赤井川村	ENE-26（赤井川村赤井川ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	日ノ出、中央、母沢	138	0	3	11	124	36	健康支援センター
		１町内、共栄、富田、１池田、２池田	293	0	3	23	267	76	赤井川小学校
		２町内、旭丘	364	0	8	34	322	151	赤井川中学校
	E-27（都小学校）	曲川、１都、２都	218	0	2	22	194	69	都小学校
	E-31（旧落合小学校グラウンド） ※UPZ外	落合	42	0	2	2	38	18	山村活性化支援センター
	E-37（山村活性化支援ｾﾝﾀｰ） ※UPZ外	常盤	167	0	1	2	164	138	山村活性化支援センター
	計		1,222	0	19	94	1,109	488	
合　計			70,417	225	1,145	5,064	64,208	21,500	

資料２－７－１　　防災資機材の整備状況

１　北海道

令和４年４月１日現在

品　　名			整　備　数　量
防 護 服	（　布　）	着	846
	（雨　着）	着	706
	（防寒着）	着	706
防 護 帽		着	706
防 護 靴		足	76
軍　　足		足	430
手　　袋	（ゴ　ム）	双	846
	（　綿　）	双	706
	（軍　手）	双	706
防護マスク		個	72
防じんマスク		個	524
ゴーグル		個	450
警報付ポケット線量計		個	445
ＧＭ管式サーベイメータ		台	9
シンチレーションサーベイメータ		台	17
携帯電話		台	43
衛星携帯電話		台	18
要員搬送用車両		台	8

2　町村等

令和４年４月１日現在　道原子力安全対策課調べ

品名			泊村	共和町	岩内町	神恵内村	寿都町	蘭越町	ニセコ町	倶知安町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	岩内・寿都地方消防組合	羊蹄山ろく消防組合	北後志消防組合	合計
防護服	（布）	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
	（雨着）	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
	（防寒着）	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
防護帽		枚	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
防護靴		足	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
軍足		足	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
手袋	（ゴム）	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
	（綿）	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
	（軍手）	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
防護マスク		個	13	21	33	8	16	25	18	34	13	14	15	39	9	213	79	116	666
防じんマスク		個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
ゴーグル		個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
警報付ポケット線量計		個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
GM管式サーベイメータ		個	4	5	4	4	4	4	4	8	4	4	4	4	4	5	3	5	70
シンチレーションサーベイメータ		個	7	8	7	7	7	7	7	11	7	7	7	7	7	5	3	5	109
携帯電話		台	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	1	1	1	198
衛星携帯電話		台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	42
広報用車両		台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	－	－	－	26
車いす用車両		台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
ストレッチャー用車両		台	1	1	1	1	1	－	－	－	1	1	－	1	－	－	－	－	8
化学防護服		着	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18	5	5	28
空気（酸素）呼吸器［ボンベ２本付］		個	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	18	5	5	28

［人口に関する資料］

資料２－８－１　泊発電所周辺の人口構成とその分布状況

１　人口構成とその分布状況

（１）　PAZ

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	方位	距離	集落名	世帯数（世帯）	人口（人）	性別 男（人）	性別 女（人）	要配慮者の状況 0～5歳（人）	要配慮者の状況 6～18歳（人）	要配慮者の状況 妊婦 授乳婦（人）	要配慮者の状況 外国人（人）	要配慮者の状況 避難行動要支援者（人）	集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
泊村	北北西	1	渋井	4	6	2	4	0	0	0	0	0	渋井地区集会所	
	北北西	2	渋井	41	86	44	42	2	20	0	0	3	渋井地区集会所、泊中学校	
	東南東	2	堀株	56	113	55	58	1	9	0	0	2	堀株地区集会所	
	北北西	2	滝の澗	100	150	95	55	12	12	2	1	1	泊中学校	
	北北西	3	茅沼	90	169	77	92	4	12	0	0	3	茅沼地区集会所、泊村公民館	
	北	3	茅沼	146	205	80	125	5	8	0	4	2	泊村総合福祉センター、老人ホームむつみ荘	養護・特別養護老人ホームむつみ荘
	北北西	3	臼別	47	87	42	45	1	6	0	0	2	泊村公民館	
	北北西	4	臼別	28	71	33	38	1	18	0	0	0	臼別地区集会所、泊村アイスセンター	
	北北西	4	泊	82	151	70	81	0	8	0	0	1	泊地区集会所、照岸・糸泊地区集会所、泊村アイスセンター	
	北北西	5	泊	108	206	96	110	11	21	4	0	1	照岸・糸泊地区集会所	
	計			702	1,244	594	650	37	114	6	5	15		
共和町	東	2	宮丘	12	16	12	4	1	0	1	0	0	北電体育館	
	東南東	2	宮丘	10	19	8	11	2	2	0	0	1	北電体育館	
	東	3	宮丘	291	460	340	120	50	37	15	0	0	北電体育館	
	東南東	3	宮丘	51	91	57	34	3	2	1	0	3	北電体育館、宮丘地区寿の家	
	東北東	4	宮丘	8	14	8	6	1	0	0	0	0	宮丘地区寿の家、ビシャムナイ会館	
	東	4	宮丘・発足	24	62	31	31	3	5	0	0	4	宮丘地区寿の家、発足コミュニテイセンター	
	東南東	4	梨野舞納・宮丘・発足	30	68	31	37	3	9	0	0	4	宮丘地区寿の家、北辰小学校、発足コミュニテイセンター、はまなす幼児センター、発足克雪管理センター	
	南東	4	梨野舞納	57	111	48	63	4	11	0	0	4	はまなす幼児センター	
	東北東	5	宮丘	15	40	19	21	0	6	2	0	0	ビシャムナイ会館、宮丘地区寿の家	
	東	5	宮丘・発足	17	49	25	24	2	5	1	0	2	ビシャムナイ会館、発足コミュニテイセンター	
	東南東	5	発足・梨野舞納	49	115	58	57	4	11	3	1	4	発足コミュニテイセンター、はまなす幼児センター、発足克雪管理センター	
	南東	5	梨野舞納	55	136	67	69	0	15	0	0	5	はまなす幼児センター	
	南南東	5	梨野舞納	13	26	16	10	1	4	0	0	0	はまなす幼児センター	
	東北東	6	宮丘	2	3	2	1	0	0	0	0	2	ビシャムナイ会館	
	東	6	発足	18	60	28	32	0	6	0	0	0	発足コミュニテイセンター	
	東南東	6	梨野舞納・発足	25	61	32	29	1	7	0	0	3	発足コミュニテイセンター、はまなす幼児センター、発足克雪管理センター	
	東	7	発足	3	9	4	5	0	0	0	0	0	発足コミュニテイセンター	
	計			680	1,340	786	554	75	120	23	1	32		
合計				1,382	2,584	1,380	1,204	112	234	29	6	47		

「要配慮者」は区分毎の実数を計上。
「0～5歳」は未就学児（乳幼児）を計上。「6～18歳」は小学生以上を計上。
「避難行動要支援者」は各町村が災害対策基本法の規定に基づき策定した「避難行動要支援者名簿」の登載者数を計上。

（2） UPZ

令和4年4月1日現在 町村調べ

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数（世帯）	人口（人）	性別 男（人）	性別 女（人）	要配慮者の状況 0～5歳（人）	要配慮者の状況 6～18歳（人）	要配慮者の状況 妊婦 授乳婦（人）	要配慮者の状況 外国人（人）	要配慮者の状況 避難行動要支援者（人）	集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
泊村	NNW-8（泊小学校）	盃地域会	161	283	136	147	8	24	2	0	5	泊小学校、盃地区集会所	
	計		161	283	136	147	8	24	2	0	5		
共和町	E-7（リ3会館）	旧リヤムナイ３	12	23	10	13	0	0	0	0	3	発足克雪管理センター	
	ESE-6（発足ｽﾃｰｼｮﾝ）	旧リヤムナイ２	24	46	24	22	0	4	0	0	2	発足克雪管理センター	
		神水	35	74	37	37	2	3	0	0	1	神水会館	
	SSE-7（西部住民ｾﾝﾀｰ）	上梨野舞納	76	186	94	92	11	24	4	8	5	西部住民センター	
		上梨浜中・上梨太平	74	168	88	80	11	28	4	3	1	西陵小学校	
		発美・老古美・あけぼの1～5	588	1,192	589	603	45	132	10	1	28	西陵小学校	
		起業社・起業社新興・前中西・学田・宮園	131	277	126	151	5	19	1	1	14	中央幼児センター	
		老古美	30	66	33	33	2	5	0	0	10	老古美会館	
	SE-8（前田地区寿の家）	岩崎	49	98	45	53	1	8	0	1	7	前田地区寿の家	
		大谷地・睦・旭前中東・前中北	132	289	131	158	7	37	0	0	13	中央幼児センター	グループホーム和みの郷ケアサポート共和
	SSE-10(西老古美会館)	学田	17	46	25	21	1	7	1	0	1	学田会館	
		西老古美	26	56	28	28	0	4	0	0	4	西老古美会館	
	SE-11(南幌似ｽﾃｰｼｮﾝ)	神水・幌似	34	88	46	42	0	15	0	0	2	幌似造改善センター	
		幌中・中ノ川・上中南	69	159	75	84	3	18	1	1	6	かかし古里館	
		幌駅中・幌似・清里1～5・御手作場	352	651	305	346	29	59	7	0	42	生涯学習センター	共和町特別養護老人ホームみのりの里共和
		中学校前	4	4	3	1	0	0	0	2	0	共和中学校	
	ESE-13R（国富地区住民ｾﾝﾀｰ）	国富事業所社宅会・本村1～9・新成	256	485	245	240	21	52	4	1	34	東陽小学校	
	ESE-13L（道道泊共和線交差点）	新成･ｾﾄﾋﾟ・下平９号	34	76	38	38	4	3	1	0	9	国富地区住民センター	
	ESE-16（いきいきｾﾝﾀｰ）	10号・小沢7	53	92	43	49	6	10	1	0	4	小沢地区住民センター	
		中平・小沢1・小沢2・小沢3・小沢4・小沢6	103	195	87	108	5	19	1	1	25	小沢体育館	共和町いきいきセンター
		西ﾔｴﾆｼﾍﾞ・東ﾔｴﾆｼﾍﾞ・ﾜｲｽ	28	57	26	31	3	3	0	1	8	ワイス温泉	
	計		2,127	4,328	2,098	2,230	156	450	35	20	219		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数（世帯）	人口（人）	性別 男（人）	性別 女（人）	要配慮者の状況 0～5歳（人）	要配慮者の状況 6～18歳（人）	要配慮者の状況 妊婦授乳婦（人）	要配慮者の状況 外国人（人）	要配慮者の状況 避難行動要支援者（人）	集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
岩内町	S-6（岩内町地場産業ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ）	大浜	766	1,401	681	720	38	113	15	16	116	岩内地域人材開発センター、地域交流センター、東小学校、東山保育所	岩内大浜医院、アットホームのぞみ
	S-7R（岩内ｽﾃｰｼｮﾝ） S-7L（高台ｽﾃｰｼｮﾝ）	岩内市街	4,879	8,759	4,143	4,616	277	800	51	22	894	東小学校、第一中学校、地域交流センター、岩内高校、中央保育所、老人福祉センター、西小学校、働く婦人の家、第二中学校、西保育所、岩内厚生園、七福神恵比寿館	岩内協会病院、岩内厚生園、七福神恵比寿館
		野束（7km～9km）	683	1,144	486	658	16	107	6	8	81	西小学校、第二中学校、デイサービスセンター、コミュニティホーム岩内	コミュニティーホーム岩内、岩内ふれあいの郷
	S-10（岩内あけぼの学園）	円山	152	225	121	104	8	9	1	5	13	いわない高原ホテル、岩内あけぼの学園	岩内あけぼの学園
	SSW-9（岩内浄水場）	敷島内	94	169	84	85	5	7	2	0	15	西小学校	
	計		6,574	11,698	5,515	6,183	344	1,036	75	51	1,119		
神恵内村	NNW-15（神恵内ｽﾃｰｼｮﾝ） N-17（旧清川小学校跡地）	神恵内地区	340	606	297	309	16	62	3	1	4	神恵内村役場、漁村センター、神恵内中学校	神恵内ハイツ９９８
	NW-17（赤石集会所）	赤石地区	57	86	46	40	0	0	0	0	3	赤石集会所	
	NW-23（日本郷土玩具館）	珊内地区	32	44	20	24	0	0	0	0	0	珊内集会所	
	NW-26（神恵内村生涯学習館）	川白地区	34	52	24	28	0	2	0	0	0	川白ふれあいセンター	
	計		463	788	387	401	16	64	3	1	7		
寿都町	SW-27（寿都町磯谷ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	島古丹・能津登地区	34	49	20	29	0	0	0	2	30	磯谷会館	
		横澗地区	126	152	79	73	1	7	0	0	28	横澗会館	寿都浄恩学園・寿都しおさい学園
		鮫取澗地区	11	14	6	8	0	0	0	0	8	鮫取澗会館	
	SW-29（寿都町定住促進住宅いさりび住宅）	美谷地区	42	79	41	38	4	2	0	2	19	美谷会館	
	SSW-35(潮路小学校) ※UPZ外	有戸・種前地区	27	44	24	20	0	2	0	0	10	有戸・種前会館	
		歌棄地区	228	358	217	141	13	60	1	0	40	歌棄会館、潮路小学校	潮路小学校・歌棄惹光園・ワークランド歌棄・はまなす寮・寿都寿海荘・寿都デイサービスセンター・歌棄洗心学園・せんしん寮
	SSW-38（ゆべつの湯） ※ UPZ外	湯別地区	69	123	60	63	2	5	0	1	32	ゆべつのゆ、農村活性化センター	
		樽岸地区	58	95	52	43	1	1	0	1	47	樽岸会館	
	SW-36L（寿都町役場） ※ UPZ外	市街地地区	962	1,798	849	949	56	166	6	21	474	寿都小学校、寿都中学校、寿都高等学校、観光交流センター、総合文化センター、総合体育館	ふれあいの里小規模多機能ホームすっつ・ふれあいの里グループホームすっつ・寿都小学校・寿都中学校・北海道寿都高等学校・寿都保育園
	SW-36M（弁慶岬） ※ UPZ外	政泊地区	5	8	4	4	0	0	0	0	1	政泊会館	
	計		1,562	2,720	1,352	1,368	77	243	7	27	689		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数（世帯）	人口（人）	性別 男（人）	性別 女（人）	要配慮者の状況 0～5歳（人）	要配慮者の状況 6～18歳（人）	要配慮者の状況 妊婦授乳婦（人）	要配慮者の状況 外国人（人）	要配慮者の状況 避難行動要支援者（人）	集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
蘭越町	SSE-20(チセヌプリトイレ横駐車場)	日の出ヶ丘地区	73	130	59	71	16	10	1	18	0	日出ふれあいセンター	
	SSE-26（旧湯里小学校）	湯里地区	54	107	57	50	5	6	0	6	8	日出ふれあいセンター	
	SSE-29（西富地区町民センター）※ニセコ町	昆布地区	292	571	271	300	37	62	4	18	29	黄金地区共同利用集会所、昆布活性化センター、昆布小学校（重複）	昆布温泉病院 蘭越町高齢者生活福祉センターこんぶ、蘭越町通所介護事業所こんぶ
	S-34L（立川下地区）	立川地区	13	23	13	10	0	1	0	1	3	昆布小学校	
	S-26（蘭越町蘭越ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	蘭越地区	946	1,907	918	989	76	4	4	16	100	蘭越上地域振興センター、旧蘭越地区研修センター、豊国上地区地域研修センター、豊国下集会所、蘭越町総合体育館、蘭越町民センターらぶちゃんホール、蘭越町山村開発センター、蘭越町ふれあいプラザ２１、蘭越小学校、蘭越中学校、旧三和小学校（重複）	こぶしホーム（児童福祉施設）
	S-27（淀川集会所）	大谷地区	304	541	252	289	19	94	0	0	24	法誓寺、蘭越町農村研修センター、大谷団地集会所、淀川コミュニティセンター、水上地区集会所	特別養護老人ホーム一灯園、北海愛星学園（児童福祉施設）、蘭越町高齢者グループホーム
	S-23（蘭越町育苗施設）	三和地区	160	322	162	160	9	13	1	4	34	蘭越町地場産業振興コミュニティセンター、旧三和小学校、三和へき地保健福祉館、蘭越町克雪管理センター（重複）	
	SSW-26（旧名駒小学校）	名駒地区	86	176	78	98	4	12	0	2	17	名駒地区生活改善センター	
	SSW-23（蘭越町御成ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	御成地区	49	103	53	50	1	6	0	0	17	旧御成小学校、御成地区生活改善センター、初田地区集会所	
	SSW-22（道の駅シェルプラザ港）	港地区	90	149	73	76	2	6	0	0	20	蘭越町港直売センター	
	S-31（目名生活改善センター）	目名地区	179	337	166	171	2	4	2	0	43	目名地区生活改善センター、旧目名小学校	蘭越町高齢者生活福祉センターめな、蘭越町通所介護事業所
	S-34R（旧田下小学校）	田下地区	37	78	38	40	0	9	0	0	10	田下地区集会所	
	計		2,283	4,444	2,140	2,304	171	227	12	65	305		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数	人口	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
					男	女	0～5歳	6～18歳	妊婦授乳婦	外国人	避難行動要支援者		
			（世帯）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）		
ニセコ町	SSE-25（曽我第2地区浄水場）	アンヌプリ地区	107	176	91	85	5	12	0	29	6	いこいの湯宿いろは	
	SSE-27L（ニセコヘリポート）	曽我地区（西山、滝台）	33	87	43	44	3	7	1	4	6	曽我活性化センター	
		曽我地区（東山、東山P村、北栄、東山の丘、メッツァ）	263	487	258	229	28	72	0	118	10	ザ・グリーンリーフ、ニセコビレッジ	
	SSE-27M（ニセコ地域コミュニティセンター）	ニセコ地区	88	183	100	83	8	17	1	11	11	ニセコ小学校	
		曽我地区の一部（ふよう会）	51	91	51	40	4	12	0	4	9	ニセコ小学校	ニセコ医院
	SSE-29（西富地区町民センター）	西部地区	63	121	59	62	1	6	0	2	14	ニセコ中学校	
	SSE-30（ニセコ町富士見モニタリングポスト）	市街地区の一部（本通7～9、富士見）	129	271	129	142	12	31	1	1	39	ニセコ小学校	
		元町地区	131	224	104	120	13	13	0	7	25	ニセコ中学校	
		中央地区	152	257	122	135	16	11	0	7	29	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯	
		有島地区（有島、有島1～3）	79	181	92	89	8	23	2	4	24	有島アートギャラリー	
		羊蹄地区	10	14	8	6	1	0	0	4	3	有島アートギャラリー	
		有島地区（有島の森、ニセコハイツ、ハイツ、グループホームきら里）	67	93	30	63	0	9	0	0	44	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコハイツ生活の家
		市街地区の一部（本通6、有島団地、望羊団地、コーポ有島、さくら団地）	318	574	302	272	29	70	2	10	56	ニセコ高等学校	
		市街地区（本通1～5）	212	438	207	231	11	64	0	2	54	ニセコ町民センター	
		里見地区	58	144	76	68	10	22	1	10	11	ニセコ町総合体育館	
		市街地区（本通10～11、富士見団地、本通団地、羊蹄団地、しらかば、新有島団地）	390	737	346	391	41	93	4	16	79	ニセコ町総合体育館	
	SSE-32L（近藤小学校）	近藤地区	208	481	245	236	37	65	4	26	23	近藤小学校	
	SSE-32M（旧宮田小学校）	福井地区	79	161	89	72	5	10	0	6	18	ニセコ中学校	
		宮田地区	70	179	91	88	13	23	1	5	21	ニセコ中学校	
計			2,508	4,899	2,443	2,456	245	560	17	266	482		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数	人口	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
					男	女	0～5歳	6～18歳	妊婦授乳婦	外国人	避難行動要支援者		
			（世帯）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）		
倶知安町	SE-26L（倶知安ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	駅前周辺地区	673	1,136	584	552	45	118	2	36	168	総合体育館	ありか、認知症対応型共同生活介護縁、絆、人と人をつなぐ 陽だまり、ワークしょっぷようてい、グループホームまどか、グループホームしずく
		琴平市街地区	642	1,293	661	632	74	141	13	30	183	北陽小学校	グループホームほし
		北西地区	594	1,072	530	542	33	116	7	21	263	倶知安中学校	ワークステーション輝
		南西地区	1,232	2,248	1,103	1,145	100	247	7	96	369	西小学校	夢のたくみ
		北5東1・2～南4東1・2地区	844	1,550	760	790	60	190	6	30	231	倶知安小学校	グループホームそら、グループホームかぜ、グループホームよろこび
		南東地区	972	1,897	958	939	120	204	5	30	265	文化福祉センター	介護老人保健施設麓華苑、グループホームゆめ
		八号振興会地区	524	970	489	481	52	113	2	21	173	倶知安小学校	グループホームえがお
		六郷親交会地区	648	1,229	642	587	64	171	4	20	162	東小学校	グループホーム羊蹄、グループホームここに
	SE-20（ニセコワイス配水池）	花園地区	1	4	2	2	0	3	0	1	0	総合体育館	
	SE-23M（倶知安町清掃センター）	旭地区	95	158	93	65	6	17	0	16	31	総合体育館	
		岩尾別地区	161	318	163	155	25	30	2	11	48	総合体育館	
	SE-23L（峠下屋外拡声子局）	峠下地区	24	32	19	13	0	4	0	0	25	倶知安中学校	羊蹄セルプ、福祉ホーム羊蹄、羊蹄ハイツ
	SE-27（高砂地域センター）	高砂地区	301	437	273	164	12	32	1	25	49	倶知安小学校	
		比羅夫地区	94	196	95	101	7	25	0	3	40	文化福祉センター	
	SE-28（富士見消防機械器具置場）	富士見地区	78	176	88	88	5	20	2	0	51	文化福祉センター	
	ESE-25（瑞穂ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	琴平郊外地区	85	177	93	84	10	20	0	3	37	東小学校	
		瑞穂地区	40	81	40	41	0	6	0	0	27	東小学校	
		八幡地区	108	260	131	129	10	30	1	5	71	東小学校	
	ESE-24（旧末広小学校グラウンド）	高見地区	13	36	16	20	2	2	0	0	8	東小学校	
		末広地区	5	10	7	3	0	2	0	0	3	東小学校	
		出雲地区	24	62	31	31	2	9	0	0	17	東小学校	
	ESE-28（大和研修所）	大和地区	5	11	6	5	0	0	0	0	4	東小学校	
		扶桑地区	9	23	13	10	0	3	0	0	4	東小学校	
	ESE-31（東部地域会館）	寒別西地区	29	52	29	23	0	1	0	0	9	東小学校	
		寒別東地区	24	55	27	28	1	8	0	0	0	東小学校	
		巽西地区	7	23	13	10	2	4	0	0	0	東小学校	
		巽東地区	6	14	8	6	0	0	0	0	0	東小学校	
		豊岡地区	31	70	36	34	1	9	0	0	18	東小学校	
	SE-26R（サンスポーツランドくっちゃん）	山田地区	423	646	343	303	30	63	4	212	20	サンスポーツランドくっちゃん	
		樺山地区	132	242	125	117	16	38	4	85	9	サンスポーツランドくっちゃん	
	計		7,824	14,478	7,378	7,100	677	1,626	60	645	2,285		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数	人口	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
					男	女	0～5歳	6～18歳	妊婦授乳婦	外国人	避難行動要支援者		
			（世帯）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）		
積丹町	NNE-30（積丹町美国ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	美国地区	656	1,137	511	626	31	90	7	4	41	美国小学校、美国中学校、B&G海洋センター、総合文化センター	よいち福祉会特別養護老人ホーム「ゆうるり」
	N-31（婦美会館）	婦美地区	38	70	32	38	2	4	0	1	4	婦美会館	
	N-32（丸山会館）	丸山地区	10	20	11	9	0	0	0	0	1	丸山会館	
	N-36（旧幌武意小学校）	幌武意・入舸地区	75	136	59	77	0	3	1	0	8	旧幌武意小学校、旧入舸小学校	
	N-34（岬の湯しゃこたん）	日司・野塚地区	145	283	141	142	7	19	1	1	11	日司小学校、克雪管理センター、岬の湯しゃこた	
	NNW-34（余別地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	西河・来岸・余別地区	108	196	102	94	6	20	0	2	14	来岸会館、余別小学校	
	NNW-33（神岬会館）	神岬地区	13	26	13	13	0	0	0	0	2	神岬会館	
	計		1,045	1,868	869	999	46	136	9	8	81		
古平町	NNE-24（古平町浄水場）	泥の木・鴨居木・廻り渕地区	22	43	24	19	1	3	1	0	1	明和地区集会所	
	NNE-28M（古平町浜町ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	歌棄・沢江浜町地区	1,101	1,784	834	950	38	129	3	16	38	文化会館、古平小学校、古平中学校、ほほえみくらす、武道館、古平町Ｂ＆Ｇ海洋センター、地域福祉センター、元気プラザ、ふれあいセンターさわえ、共働の家、れい明会館、いこいの家、いきいき生活支援センター風花、ぷらっとほーむ、多機能型地域住民活性化ステーション結	ほほえみくらす、元気プラザ、共働の家、れい明会館、いこいの家、いきいき生活支援センター風花、ぷらっとほーむ
	NNE-28R（沖町地区住民センター）	沖町地区	18	24	11	13	0	0	0	0	2	沖町住民センター	
	NNE-29（まるやま公園）	西部地区	555	999	476	523	22	62	0	34	21	日本海ふるびら温泉しおかぜ、漁港会館、幼児センターみらい	
	計		1,696	2,850	1,345	1,505	61	194	4	50	62		
仁木町	E-21（長沢防火水槽）	長沢・尾根内地区	61	116	60	56	0	9	0	0	10	長沢会館、尾根内会館	
	E-18（仁木町銀山ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	銀山地区	285	478	244	234	8	86	0	0	28	銀山小学校、銀山中学校、仁木町銀山生活改善センター、仁木町銀山老人憩の家、仁木町児童館、銀山学園、銀山第一会館、銀山第三町内会館	銀山学園 回復の森「銀山」 コタン 櫻ヶ丘学園
	ENE-18（大江ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ）	大江地区	134	245	125	120	4	16	2	5	10	ふれあい遊トピア公園、大江へき地保育所、仁木町大江コミュニティセンター、大江学園、大江コミュニティ消防センター	大江学園 ふきのとう
	ENE-21（然別消防番屋）	然別地区	48	77	36	41	3	5	1	3	5	然別生活館	
	ENE-25（仁木町西町ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	仁木地区	1,149	2,236	1,054	1,182	88	228	3	31	148	仁木中学校、いきいき８８、仁木町観光管理センター、中央一会館、協和会館、仁木長寿園、旭台集会所、農村公園フルーツパークにき、緑会館、稲園会館、金光会館、瑞穂会館、種川会館、東睦会館、仁木小学校、仁木町民センター、仁木町保健センター、仁木町山村開発センター、西部集会所、表通会館、砥の川会館	グループホーム仁木やすらぎの里 特別養護老人ホーム仁木長寿園 森内科・胃腸科医院
	計		1,677	3,152	1,519	1,633	103	344	6	39	201		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数（世帯）	人口（人）	性別 男（人）	性別 女（人）	要配慮者の状況 0～5歳（人）	要配慮者の状況 6～18歳（人）	要配慮者の状況 妊婦授乳婦（人）	要配慮者の状況 外国人（人）	要配慮者の状況 避難行動要支援者（人）	集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
余市町	NE-29（余市町朝日ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ） NE-27（水産加工排水処理施設） NE-28（豊浜生活改善センター）	西部・中央地区	3,408	6,219	2,877	3,342	154	557	8	73	1,113	沢町小学校、西中学校、東中学校、総合体育館など	林病院、余市豊浜学園、こうずみメープル（ひのき）、こうずみメープル（ポプラ、けやき、メープル）、こうずみメープル（オリーブ）、こうずみメープル（さくら）、樹の杜、介護老人保健施設よいち、介護老人保健施設よいち南館、グループホームこもれび、養護老人ホームかるな和順、GRACE310モイレ
	NE-25（豊丘老人寿の家）	豊丘地区	195	302	143	159	4	14	0	1	41	余市幸住学園など	余市幸住学園、恵泉虹乃家、
	ENE-29（登小学校）	東部地区	5,170	9,485	4,411	5,074	318	914	23	31	1,481	中央公民館、旭中学校、黒川小学校など	北海道社会事業協会余市病院、小嶋内科、北川眼科、中島内科、グループホーム希林荘、サポートセンターたね（まーぶる、すまいる）、グループホーム延寿園、高齢者マンション華、グループホーム美優さくらんぼ、ぬくもりの郷、ふるーつの郷、グループホーム夢、高齢者グループホームフルーツ・シャトーよいち、特別養護老人ホームフルーツ・シャトーよいち、和楽園、介護療養型老人保健施設なかじま、介護療養型老人保健施設こじま、みどり、グループホームポランの家、グループホームなかじま
	NE-32（東大浜中福祉の家） ENE-31（栄地区1号支線増圧ポンプ室）	登・栄地区	818	1,658	809	849	48	133	6	18	226	登小学校、旧栄小学校など	
	計		9,591	17,664	8,240	9,424	524	1,618	37	123	2,861		
赤井川村	ENE-26（赤井川村赤井川ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞﾎﾟｽﾄ）	日ノ出、中央、母沢	58	124	65	59	4	16	0	1	17	健康支援センター	
		１町内、共栄、富田、１池田、２池田	145	268	123	145	7	23	1	3	64	赤井川小学校	グループホームあまらんす、グループホームあまらんす２号館
		２町内、旭丘	188	354	179	175	16	44	4	11	46	赤井川中学校	
	E-27（都小学校）	曲川、１都、２都	105	211	107	104	7	26	0	1	30	都小学校	
	E-31（旧落合小学校グラウンド） ※ UPZ外	落合	26	49	27	22	4	4	1	3	4	山村活性化支援センター	
	E-37（山村活性化支援ｾﾝﾀｰ） ※ UPZ外	常盤	56	64	44	20	2	2	1	27	4	山村活性化支援センター	
	計		578	1,070	545	525	40	115	7	46	165		
合計			38,089	70,242	33,967	36,275	2,468	6,637	274	1,341	8,481		

【注】
「要配慮者」は区分毎の実数を計上。
「0～5歳」は未就学児（乳幼児）を計上。「6～18歳」は小学生以上を計上。
「避難行動要支援者」は各町村が災害対策基本法の規定に基づき策定した「避難行動要支援者名簿」の登載者数を計上。

資料２－８－１　泊発電所周辺の人口構成とその分布状況

２　PAZの緊急事態区分ごとの避難者数等

（１）施設敷地緊急事態

令和４年４月１日現在

町村名	バス集合場所名	対象集落等	人口等（人）	バス避難者数（人）	バス必要台数
泊村	堀株地区集会所	堀株	113	2	13台（うち泊村所有４台）
	渋井地区集会所	渋井	27	3	
	泊中学校	渋井・滝ノ澗	215	2	
	泊村総合福祉センター	茅沼１０．炭鉱	123	1	
	茅沼地区集会所	茅沼１０．１１．炭鉱	161	4	
	泊村公民館	臼別・茅沼10	95	2	
	臼別地区集会所	臼別	70	0	
	泊村アイスセンター	泊１	39	0	
	泊地区集会所	泊２	84	1	
	照岸・糸泊地区集会所	泊３．４	235	2	
	上記以外の施設からの避難者	とまり保育所	46	46	
		泊小学校	63	63	
		泊中学校	55	55	
		老人ホームむつみ荘	156	120	
		その他	－	49	
	計（※）		1,482	350	
共和町	宮丘地区寿の家	宮丘	70	16	9台（うち共和町所有９台）
	北辰小学校		23	5	
	ビシャムナイ会館		59	14	
	発足コミュニティーセンター	ヤチナイ	140	27	
	はまなす幼児センター	安達、松里、下梨野舞納	319	50	
	発足克雪管理センター	リヤムナイ中央、発足リヤムナイ	146	46	
	北電体育館	柏木、北電社宅会	583	72	
	上記以外の施設からの避難者	はまなす幼児センター	68	68	
		北辰小学校	97	97	
		共和中学校	21	21	
		保健センター・みのりの里	6	6	
	計（※）		1,532	422	
合　計（※）			3,014	772	22台

（※）施設からの避難者をバス集合場所にも重複して算入しているため、PAZの人口数との相違が生じる。

（２）全面緊急事態

町村名	バス集合場所名	集落名	人口（人）	バス避難者数（人）	バス必要台数
泊村	堀株地区集会所	堀株	113	57	16台
	渋井地区集会所	渋井	27	5	
	泊中学校	茅沼１１・渋井・滝ノ澗	215	35	
	泊村総合福祉センター	茅沼１０．炭鉱	123	60	
	茅沼地区集会所	茅沼１０．１１．炭鉱	161	54	
	泊村公民館	臼別・茅沼10	95	48	
	臼別地区集会所	臼別	70	24	
	泊村アイスセンター	泊１	39	13	
	泊地区集会所	泊２	84	31	
	照岸・糸泊地区集会所	泊３．４	235	81	
	老人ホームむつみ荘	むつみ荘	82	0	
	計		1,244	408	
共和町	宮丘地区寿の家	宮丘	70	54	34台
	北辰小学校		23	18	
	ビシャムナイ会館		59	45	
	発足コミュニティーセンター	ヤチナイ	140	113	
	はまなす幼児センター	安達、松里、下梨野舞納	319	269	
	発足克雪管理センター	リヤムナイ中央、発足リヤムナイ	146	100	
	北電体育館	柏木、北電社宅会	583	511	
	計		1,340	1,110	
合　計			2,584	1,518	50台

資料２－８－２　泊発電所周辺の月別観光客入込み状況

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置 方位	位置 距離	集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間（人）
泊村	東南東	2	堀株村	入込数	1,125	1,091	1,363	1,895	1,193	817	4,106	4,344	0	3,084	1,766	1,324	1,842	22,108
			とまりん館	宿泊数														
	北北西	10	興志内村	入込数	84	103	144	191	167	182	504	624	173	312	185	127	233	2,796
			盃温泉郷	宿泊数	51	72	72	63	105	68	182	212	67	190	119	73	106	1,274
			小計	入込数	1,209	1,194	1,507	2,086	1,360	999	4,610	4,968	173	3,396	1,951	1,451	2,075	24,904
				宿泊数	51	72	72	63	105	68	182	212	67	190	119	73	106	1,274
共和町	東南東	18	ワイス温泉	入込数	192	484	1,631	559	835	964	903	1,126	1,349	1,305	980	1,135	955	11,463
				宿泊数	68	89	90	82	316	467	465	647	704	644	396	570	378	4,538
	南南東	16	神仙沼	入込数						16,730	16,835	14,482	19,747	39,744			21,508	107,538
				宿泊数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			小計	入込数	192	484	1,631	559	835	17,694	17,738	15,608	21,096	41,049	980	1,135	9,917	119,001
				宿泊数	68	89	90	82	316	467	465	647	704	644	396	570	378	4,538
岩内町	南	6	大浜	入込数	396	585	725	541	569	675	938	948	942	700	251	202	623	7,472
				宿泊数	4	13	17	10	24	32	12	16	19	0	33	38	18	218
	南	7	万代	入込数	1,373	1,849	3,507	5,742	9,635	4,416	16,638	16,245	7,065	10,344	5,217	2,791	7,069	84,822
			大和	宿泊数	420	600	610	545	536	805	897	896	978	1,218	1,223	656	782	9,384
	南	7	栄	入込数	666	730	932	918	998	1,240	1,385	1,436	1,306	1,509	1,463	1,214	1,150	13,797
				宿泊数	666	730	932	918	998	1,240	1,385	1,436	1,306	1,509	1,463	1,214	1,150	13,797
	南	7	清住	入込数	97	186	138	370	449	594	644	617	694	1,067	898	250	500	6,004
			相生	宿泊数	97	186	138	196	221	495	463	420	550	738	740	250	375	4,494
	南	10	野束	入込数	4,311	4,132	4,658	4,795	6,433	4,230	11,413	12,326	6,670	6,276	4,718	6,010	6,331	75,972
				宿泊数	1,147	1,436	1,911	1,753	2,755	1,849	6,277	6,517	2,167	3,040	2,211	2,511	2,798	33,574
	南西	15～16	敷島内	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	入込数	6,843	7,482	9,960	12,366	18,084	11,155	31,018	31,572	16,677	19,896	12,547	10,467	15,672	188,067
				宿泊数	2,334	2,965	3,608	3,422	4,534	4,421	9,034	9,285	5,020	6,505	5,670	4,669	5,122	61,467

町村名	位置		集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間（人）
	方位	距離																
神恵内村	北北西	14	神恵内村	入込数	858	933	1,363	829	1,271	1,077	3,252	3,475	703	1,798	1,461	1,024	1,504	18,044
				宿泊数	60	16	59	96	396	232	1,195	1,595	68	164	98	72	338	4,051
	北北西	16	赤石１班	入込数	1,652	1,641	3,477	6,291	8,469	5,550	22,870	19,268	686	6,927	4,107	2,186	6,927	83,124
	北西	17	赤石２班	宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北西	23	珊内	入込数	1,463	956	1,989	1,429	1,628	1,102	2,724	2,575	839	1,994	1,742	1,623	1,672	20,064
				宿泊数	46	28	30	11	78	0	3	0	0	13	36	64	26	309
	北西	26	川白	入込数	4	4	52	13	1	5	4	9	0	13	7	5	10	117
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	入込数	3,977	3,534	6,881	8,562	11,369	7,734	28,850	25,327	2,228	10,732	7,317	4,838	10,112	121,349
				宿泊数	106	44	89	107	474	232	1,198	1,595	68	177	134	136	363	4,360
寿都町	南西	30・30超	寿都町	入込数	5,263	5,357	9,082	17,702	11,982	5,106	22,566	21,653	4,815	9,952	7,174	6,076	10,561	126,728
				宿泊数	405	412	699	2,169	1,348	728	3,065	2,941	598	766	552	467	1,179	14,150
蘭越町	南南東	20	湯本温泉地区	入込数	2,486	2,785	3,139	2,363	2,766	1,851	3,338	3,492	2,456	2,621	2,278	1,613	2,599	31,188
				宿泊数	511	494	638	0	0	0	0	0	0	0	0	0	137	1,643
	南南東	21	五色温泉地区	入込数	1,223	1,267	1,259	1,193	2,019	3,326	3,034	3,257	3,844	2,607	1,069	913	2,084	25,011
				宿泊数	142	134	112	71	134	163	235	353	274	281	130	206	186	2,235
	南南東	24	昆布温泉地区	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南南東	26	湯の里温泉地区	入込数	328	499	337	346	703	953	1,311	1,697	1,296	962	677	537	804	9,646
				宿泊数	316	457	303	323	656	888	1,235	1,667	1,253	928	595	528	762	9,149
	南南東	28	黄金温泉地区	入込数	0	0	0	0	0	0	0	1,542	2,049	500	0	0	0	4,091
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南南東	28	昆布川温泉地区	入込数	9,622	8,913	10,425	9,231	9,063	7,989	9,539	10,398	8,530	11,901	9,667	4,783	9,172	110,061
				宿泊数	8,822	8,064	9,508	506	631	886	964	1,129	837	1,200	911	532	2,833	33,990
	南	18	新見温泉地区	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南	25	蘭越地区	入込数	0	0	0	230	843	724	868	740	790	243	0	0	370	4,438
				宿泊数	0	0	0	90	250	225	276	411	340	65	0	0	138	1,657
			小計	入込数	13,659	13,464	15,160	13,363	15,394	14,843	18,090	21,126	18,965	18,834	13,691	7,846	15,370	184,435
				宿泊数	9,791	9,149	10,561	990	1,671	2,162	2,710	3,560	2,704	2,474	1,636	1,266	4,056	48,674

町村名	位置		集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間（人）
	方位	距離																
ニセコ町	南南東	21	五色地区	入込数	1,051	1,759	3,076	3,023	2,820	3,607	593	403	155	178	164	110	1,412	16,940
				宿泊数	86	154	171	268	376	308	324	156	231	265	243	159	229	2,743
	南南東	23～24	昆布・モイワ地区	入込数	2,655	5,020	4,543	6,558	8,323	7,644	8,354	3,339	13,431	15,502	11,897	11,221	8,207	98,489
				宿泊数	1,400	4,820	3,979	7,291	8,930	7,221	9,662	4,234	7,943	6,685	5,133	6,308	6,134	73,606
	南南東	24～25	アンヌプリ地区	入込数	8,965	1,986	2,217	6,243	5,723	5,266	5,718	3,691	24,360	40,642	37,033	27,839	14,140	169,684
				宿泊数	2,419	922	718	3,911	3,267	2,661	4,811	2,887	3,249	3,256	2,775	3,315	2,849	34,191
	南南東	26～27	東山地区	入込数	19,482	25,706	22,188	34,997	44,225	32,080	36,192	21,450	33,376	37,223	27,879	33,728	30,711	368,527
				宿泊数	6,265	7,681	6,296	12,960	14,150	11,610	10,945	8,425	12,589	14,528	10,576	11,850	10,656	127,873
	南南東	30	市街・有島地区	入込数	3,642	3,823	2,780	5,828	6,282	1,799	2,163	2,131	5,408	5,425	4,433	4,678	4,033	48,393
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南南東	30超	元町地区　外	入込数	18,232	29,737	31,390	36,262	44,732	39,095	44,702	19,082	12,195	9,713	8,423	12,584	25,512	306,147
				宿泊数	0	0	4	57	113	39	28	16	18	36	28	19	30	356
			小　　計	入込数	54,027	68,031	66,195	92,912	112,105	89,492	97,722	50,097	88,926	108,684	89,828	90,161	84,015	1,008,180
				宿泊数	10,170	13,578	11,168	24,486	26,837	21,840	25,770	15,717	24,030	24,769	18,755	21,650	19,897	238,770
倶知安町	南南東	25	ひらふ地区	入込数	68,396	67,696	60,554	109,445	14,729	11,363	26,311	48,221	21,662	36,147	12,773	56,194	44,458	533,491
				宿泊数	24,998	22,898	24,481	10,381	14,539	11,456	27,767	46,141	19,438	21,822	14,108	29,496	22,294	267,525
	南東	25	羊蹄地区・市街地	入込数	3	3	45	1,254	770	936	788	478	737	1,452	626	5	591	7,097
				宿泊数	1	1	18	118	760	943	832	458	661	877	691	3	447	5,363
			小　　計	入込数	68,399	67,699	60,599	110,699	15,499	12,299	27,099	48,699	22,399	37,599	13,399	56,199	45,049	540,588
				宿泊数	24,999	22,899	24,499	10,499	15,299	12,399	28,599	46,599	20,099	22,699	14,799	29,499	22,741	272,888

町村名	位置		集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間（人）
	方位	距離																
積丹町	北北東 北 北北西	30 30超 30超	積丹町内	入込数	1,500	3,600	3,200	32,000	27,200	74,400	327,900	126,400	75,500	46,300	7,900	3,200	60,758	729,100
				宿泊数	0	0	100	200	600	1,500	4,200	4,200	800	600	300	100	1,050	12,600
	北	30超	岬の湯しゃこたん	入込数	1,667	1,648	1,345	3,767	3,911	3,812	11,274	10,237	5,964	4,682	2,476	1,346	4,344	52,129
				宿泊数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			小計	入込数	3,167	5,248	4,545	35,767	31,111	78,212	339,174	136,637	81,464	50,982	10,376	4,546	65,102	781,229
				宿泊数	0	0	100	200	600	1,500	4,200	4,200	800	600	300	100	1,050	12,600
古平町	北北東	28	歌棄 歌棄海水浴場	入込数	0	0	0	0	0	0	1,340	3,353	0	0	0	0	391	4,693
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	1,206	3,018	0	0	0	0	352	4,224
	北北東	27 ～ 30	古平町内 （海水浴場除く）	入込数	3,348	3,047	3,926	3,550	2,395	6,690	10,252	11,459	6,215	5,682	4,249	4,037	6,736	80,836
				宿泊数	96	79	113	83	0	144	229	293	163	158	119	90	426	5,107
			小計	入込数	3,348	3,047	3,926	3,550	2,395	6,690	11,592	14,812	6,215	5,682	4,249	4,037	5,795	69,543
				宿泊数	96	79	113	83	0	144	1,435	3,311	163	158	119	90	483	5,791
仁木町	東北東	26	フルーツパークにき	入込数	0	0	0	755	2,048	292	6,586	4,724	24	4,124	1,191	18	1,647	19,762
				宿泊数	0	0	0	22	111	8	341	415	12	190	54	9	97	1,162
	東北東	20	ふれあい遊トピア公園	入込数	3,583	1,573	250	861	1,681	780	3,328	2,367	740	3,743	685	430	1,668	20,021
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	入込数	3,583	1,573	250	1,616	3,729	1,072	9,914	7,091	764	7,867	1,876	448	3,315	39,783
				宿泊数	0	0	0	22	111	8	341	415	12	190	54	9	97	1,162

町村名	位置		集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年間（人）
	方位	距離																
余市町	北東	26	山田	入込数	809	550	1,047	959	1,128	1,215	2,313	2,170	1,909	2,152	1,898	1,197	1,446	17,347
				宿泊数	455	453	526	391	390	298	730	801	705	648	573	516	541	6,486
	北東	27	黒川	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北東	28	黒川	入込数	4,847	2,491	6,395	16,343	21,640	16,986	51,597	38,031	16,315	34,488	24,102	13,678	20,576	246,913
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東北東	28	登・黒川	入込数	615	703	1,317	1,153	4,317	4,386	4,871	4,526	3,837	3,981	1,604	754	2,672	32,064
				宿泊数	156	129	147	0	0	90	373	370	240	229	59	324	176	2,117
	北東	29	大川・黒川・浜中・入船・豊丘・港・豊浜	入込数	1,286	1,176	1,414	3,730	4,332	5,595	7,018	6,284	4,796	3,012	2,334	1,927	3,575	42,904
				宿泊数	517	418	562	479	413	497	847	776	771	854	643	614	616	7,391
	東北東	29	黒川・登	入込数	166	61	166	256	1,839	2,129	4,712	3,343	5,106	3,116	519	255	1,806	21,668
				宿泊数	78	32	73	82	90	88	96	132	101	62	72	70	81	976
	東北東	30	黒川	入込数	0	0	0	0	0	520	720	950	1,300	170	65	0	310	3,725
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北東	30超	栄	入込数	7	0	15	1	2	2	24	26	11	6	0	2	8	96
				宿泊数	7	0	15	1	2	2	24	26	11	6	0	2	8	96
	東北東	30超	栄・登	入込数	0	0	0	402	910	3,239	10,589	7,053	8,229	5,732	982	56	3,099	37,192
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	入込数	7,730	4,981	10,354	22,844	34,168	34,072	81,844	62,383	41,503	52,657	31,504	17,869	33,492	401,909
				宿泊数	1,213	1,032	1,323	953	895	975	2,070	2,105	1,828	1,799	1,347	1,526	1,422	17,066
赤井川村	東	30超	字常盤キロロリゾート	入込数	31,736	27,322	33,378	12,852	3,764	998	1,783	3,183	1,240	5,599	0	39,190	13,420	161,045
				宿泊数	3,752	3,180	8,902	1,736	704	760	1,090	1,696	725	5,260	0	12,826	3,386	40,631
			合計	入込数	203,133	209,416	223,468	334,878	261,795	280,366	692,000	443,156	306,465	372,929	194,892	244,263	313,897	3,766,761
				宿泊数	52,985	53,499	61,224	44,812	52,894	45,704	80,159	92,283	56,818	66,231	43,881	72,881	60,281	723,371

資料２－８－３　泊発電所周辺の宿泊施設状況

１　施設及び収容人員

令和4年4月1日現在　町村調べ

町村名	位置		集落名	鉄筋コンクリート		木造		合計		備考
	方位	距離		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
泊村	東南東	2	堀株村	0	0	1	30	1	30	
	北北西	4～5	泊村	0	0	2	80	2	80	
	北北西	9～10	興志内村	0	0	4	208	4	208	
			小　計	0	0	7	318	7	318	
共和町	南　東	4	梨野舞納	0	0	1	40	1	40	
	南南東	5～7		0	0	1	18	1	18	
	南南東	7	老古美	0	0	1	20	1	20	
	東南東	16	小沢	0	0	1	9	1	9	
	東南東	18	ワイス	0	0	1	50	1	50	
			小　計	0	0	5	137	5	137	
岩内町	南	6	大浜			2	54	2	54	
	南	7	東山			1	22	1	22	
	南	7	清住			1	20	1	20	
	南	7	万代	4	133	9	202	13	335	
	南	7	栄・相生	2	87	1	17	3	104	
	南	7	宮園			1	24	1	24	
	南	10	大和・御崎			3	26	3	26	
	南南西	15	野束	3	297	4	200	7	497	
			小　計	9	517	22	565	31	1,082	
神恵内村	北北西	14	神恵内	1	25	5	142	6	167	
	北西	23	珊内	0	0	1	24	1	24	
	北西	26	川白	0	0	1	10	1	10	
			小　計	1	25	7	176	8	201	
寿都町	南西	28	鮫取澗	0	0	1	8	1	8	
	南南西	30超	下湯別	0	0	1	18	1	18	
	南西	30超	六条町	0	0	1	18	1	18	
	南西	30超	渡島町	0	0	1	50	1	50	
	南西	30超	新栄町	0	0	1	20	1	20	
	南西	30超	大磯町	0	0	1	20	1	20	
			小　計	0	0	6	134	6	134	

町村名	位置		集落名	鉄筋コンクリート		木造		合計		備考
	方位	距離		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
蘭越町	南南東	20	湯本温泉地区	1	42	1	30	2	72	
	南南東	21	五色温泉地区	1	35	0	0	1	35	
	南南東	24	昆布温泉地区	0	0	0	0	0	0	
	南南東	26	湯の里温泉地区	0	0	7	146	7	146	
	南南東	28	黄金温泉地区	0	0	0	0	0	0	
	南南東	28	昆布川温泉地区	1	79	0	0	1	79	
	南	18	新見温泉地区	0	0	0	0	0	0	
	南	25	蘭越地区	0	0	2	32	2	32	
			小　計	3	156	10	208	13	364	
ニセコ町	南南東	21	五色地区	3	517	25	481	28	998	
	南南東	23～24	昆布・モイワ地区	3	805	12	591	15	1,396	
	南南東	24～25	アンヌプリ地区	4	2,076	24	579	28	2,655	
	南南東	26～27	東山地区	0	0	1	50	1	50	
	南南東	30超	元町地区　外	0	0	10	71	10	71	
			小　計	10	3,398	72	1,772	82	5,170	
倶知安町	南東	25	市街地	4	1,146	4	234	8	1,380	
	南東	19～20	字花園	1	294	1	56	2	350	
	南東・東南東	20～23	字峠下	0	0	0	0	0	0	
	南東	21～24	字旭	2	235	3	105	5	340	
	東南東	22～24	字高見	0	0	0	0	0	0	
	東南東	22～24	字末広	0	0	0	0	0	0	
	南東・東南東	23～26	字琴平	0	0	0	0	0	0	
	南東	24～27	字山田	65	6,812	182	2,762	247	9,574	
	南東	24～26	字岩尾別	0	0	1	342	1	342	
	東南東	24～26	字出雲	0	0	0	0	0	0	
	東南東	24～27	字瑞穂	0	0	0	0	0	0	
	南東	25～28	字樺山	0	0	37	370	37	370	
	南東	25～28	字高砂	0	0	1	15	1	15	
	南東	26～29	字比羅夫	0	0	2	73	2	73	
	南東	26～30	字富士見	0	0	0	0	0	0	
	南東・東南東	26～29	字八幡	0	0	0	0	0	0	
	東南東	27	字扶桑	0	0	0	0	0	0	
	東南東	27～29	字大和	0	0	0	0	0	0	
	南東	26～30	字富士見	0	0	0	0	0	0	
	東南東	28～30	字寒別	0	0	0	0	0	0	
	南東	29～30超	字巽	0	0	1	6	1	6	
	南東	30超	字豊岡	0	0	0	0	0	0	
			小　計	72	8,487	232	3,963	304	12,450	

町村名	位置		集落名	鉄筋コンクリート		木造		合計		備考
	方位	距離		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
積丹町	北北東	30	美国	0	0	7	249	7	249	
	北	30超	入舸	0	0	2	65	2	65	
	北	30超	日司	0	0	5	131	5	131	
	北	30超	野塚	0	0	1	15	1	15	
	北北西	30超	西河	0	0	1	45	1	45	
	北北西	30超	来岸	0	0	1	12	1	12	
	北北西	30超	余別	0	0	4	139	4	139	
			小　計	0	0	21	656	21	656	
古平町	北北東	28	清住・港町	0	0	2	55	2	55	
仁木町	東北東	26	東町	0	0	5	30	5	30	
	東北東	26	北町	0	0	3	24	3	24	
	東北東	23	旭台	0	0	3	28	3	28	
			小計	0	0	11	82	11	82	
余市町	北東	26	山田	2	114	0	0	2	114	
	東北東	28	登	1	54	0	0	1	54	
	東北東	29	黒川・登	0	0	3	41	3	41	
	北東	29	大川・黒川・豊丘・浜中	3	80	4	66	7	146	
	北東	30超	栄	1	29	0	0	1	29	
			小　計	7	277	7	107	14	384	
赤井川村	東	30超	字常盤	2	1,230	0	0	2	1,230	
			合　計	104	14,090	396	8,121	500	22,211	

2 コンクリート造宿泊施設状況

令和4年4月1日現在　町村調べ

町村名	位置		施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考
	方位	距離					
岩内町	南	7	ベイホテルいわない	岩内町字万代2-1	0135-62-7788	57	
	南	7	ホテルいのう	岩内町字栄161-1	0135-62-1391	72	
	南	7	ホテルエンヴィ	岩内町字万代25-12	0135-61-4303	18	
	南	7	ホテルエンヴィ新館	岩内町字万代7-4	0135-63-1303	32	
	南	7	ホテルグランド	岩内町字万代26-7	0135-67-7878	26	
	南	7	ホテル松や	岩内町字栄173-1	0135-67-7440	15	
	南	10	いわない高原ホテル	岩内町字野束505	0135-62-5101	194	
	南	10	いわない温泉おかえりなさい	岩内町字野束491	0135-61-4111	46	
			小　計			460	
神恵内村	北北西	14	民宿つなき荘	神恵内村大字神恵内村83番地	0135-76-5055	25	
蘭越町	南南東	20	月美の宿　紅葉音	蘭越町字湯里680-13	0136-59-2881	42	
	南南東	21	五色温泉旅館	ニセコ町字ニセコ510	0136-58-2733	35	
	南南東	28	交流促進センター幽泉閣	蘭越町昆布町114-5	0136-58-2131	79	
			小　計			156	
ニセコ町	南南東	24	鶴雅別荘　杢の抄	ニセコ町字ニセコ393	0136-59-2323	87	
	南南東	23	ホテル甘露の森	ニセコ町字ニセコ415	0136-58-3800	240	
	南南東	23	ワン・ニセコ・リゾート・タワーズ	ニセコ町字ニセコ455-3	0136-50-2111	478	
	南南東	24	ニセコアンヌプリ温泉湯心亭	ニセコ町字ニセコ438	0136-58-2500	72	
	南南東	24	ニセコノーザンリゾートアンヌプリ	ニセコ町字ニセコ480-1	0136-58-3311	302	
	南南東	24	いこいの湯宿いろは	ニセコ町字ニセコ473	0136-58-3111	143	
	南南東	26	グリーンリーフホテルニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-44-3311	400	
	南南東	26	ヒルトンニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-44-1111	1,418	
	南南東	26	ヒノデヒルズ・ニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-43-2078	158	
	南南東	26	リッツカールトン・リザーブ・ニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-44-3498	100	
			小　計			3,398	
倶知安町	南東	25	中川ビル(駅前ビジネスホテル)	倶知安町北1条西3丁目	0136-22-0001	46	
	南東	25	スマートホテル	倶知安町南2条西3丁目1	0136-22-0237	43	
	南東	25	第一会館	倶知安町南3条西2丁目	0136-22-1158	50	
	南東	25	ホテル　スリーエム	倶知安町北1条西3丁目	0136-23-3900	30	
			小　計			169	
余市町	北東	26	ホテル水明閣	余市町山田町687番地	0135-22-2838	74	
	北東	26	ゲストハウス余市	余市町山田町379番地	0135-23-5337	40	
	東北東	28	エーヴランドホテル	余市町登町2361番地1	0135-22-0011	54	
	北東	29	ホテルサンアート	余市町大川町6丁目35番地	0135-22-6070	33	
	北東	29	徳島屋旅館	余市町黒川町8丁目12番地	0135-22-6369	25	
	北東	29	LOOP	余市町黒川町4丁目123番地	0135-21-7722	22	
	北東	30超	プチホテルノースショア	余市町栄町29番地39	0135-22-7831	29	
			小　計			277	
赤井川村	東	30超	キロロトリビュートポート フォリオホテル北海道	赤井川村字常盤128-1	0135-34-7111	830	
			シェラトン北海道キロロリゾート	赤井川村字常盤650		400	
			小　計			1,230	
			合　計			5,715	

〔道路及び陸上輸送に関する資料〕

資料２－８－４　　泊発電所周辺の道路状況

１　周辺道路図

(1)　周辺主要幹線道路接続状況

令和４年４月１日現在

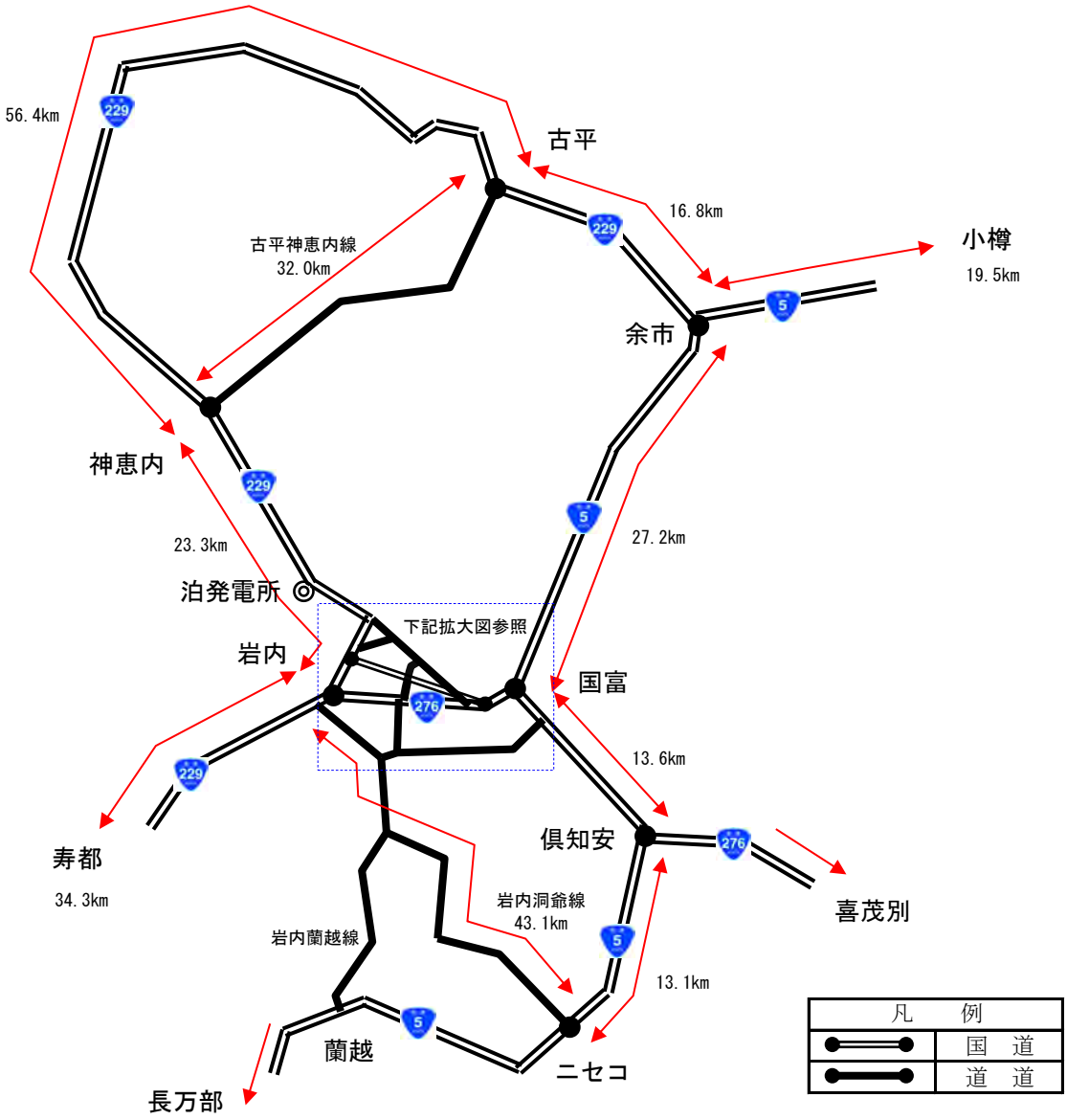

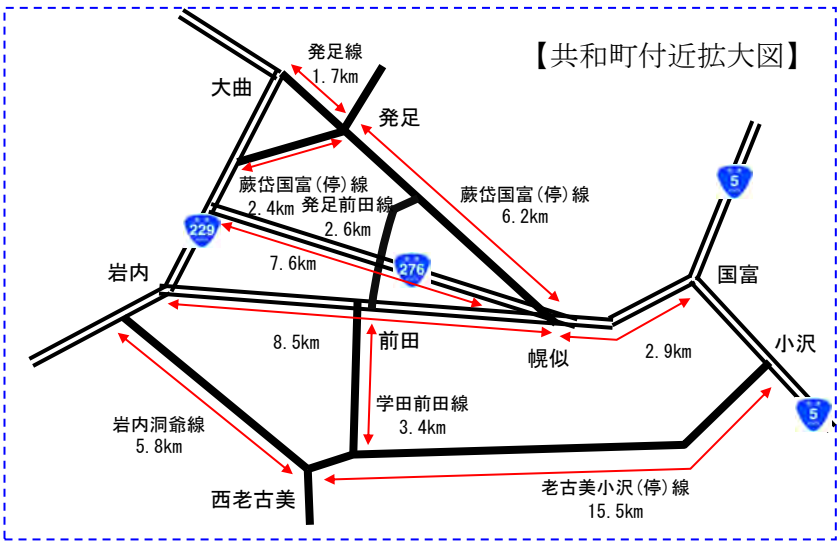

（２）　周辺主要道路図

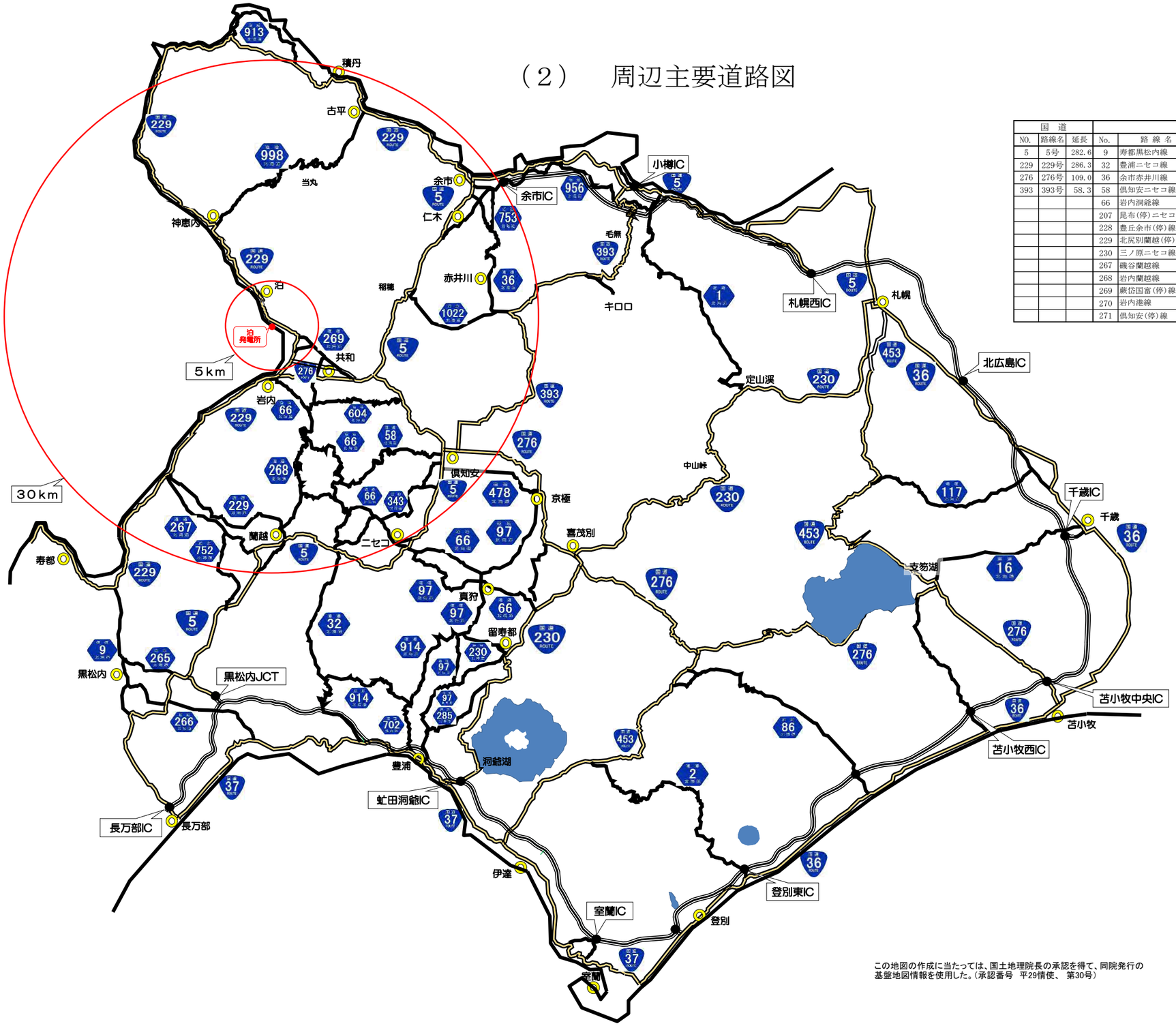

（令和４年４月１日現在）

国　道			道　道								
NO.	路線名	延長	No.	路　線　名	延長	No.	路　線　名	延長	No.	路　線　名	延長
5	5号	282.6	9	寿都黒松内線	2.5	272	寿都(停)線	2.6	791	峠宮田線	4.0
229	229号	286.3	32	豊浦ニセコ線	10.7	342	茅沼鉱山泊線	5.0	792	ニセコ(停)線	2.6
276	276号	109.0	36	余市赤井川線	17.8	343	蘭越ニセコ倶知安線	24.2	818	発足線	5.8
393	393号	58.3	58	倶知安ニセコ線	19.5	378	余市港線	1.3	840	野束清住線	5.2
			66	岩内洞爺線	53.5	455	仁木(停)線	0.4	877	学田前田線	3.4
			207	昆布(停)ニセコ線	5.9	478	京極倶知安線	8.7	913	野塚婦美線	13.8
			228	豊丘余市(停)線	9.9	525	蘭越(停)線	0.5	914	新富神里線	1.2
			229	北尻別蘭越(停)線	20.0	568	船潤美国港線	7.1	934	相生蘭越線	5.2
			230	三ノ原ニセコ線	3.3	569	蕨台古平線	11.2	998	古平神恵内線	32.0
			267	磯谷蘭越線	15.4	604	老古美小沢(停)線	15.5	1022	仁木赤井川線	13.3
			268	岩内蘭越線	16.8	631	ニセコ高原比羅夫線	2.6	1092	栄町温泉線	6.2
			269	蕨岱国富(停)線	9.0	752	名駒田下線	10.8	1174	発足前田線	2.6
			270	岩内港線	1.3	753	登余市(停)線	7.8			
			271	倶知安(停)線	0.5	755	然別余市線	15.4			

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
基盤地図情報を使用した。（承認番号　平29情使、 第30号）

2　道路状況

(1)　国　道

令和４年４月１日現在

名　称	経由			延長(m)	最小幅員(m)	橋りょう		舗装	1時間当たり交通量					備　考
	起　点	経由地点	終　点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地　点	時　刻	
国道229号(神恵内村)	積丹町 神恵内村 境界		神恵内村 泊　村 境界	22,536	5.5	22	なし	有	上り		172	赤　石	7時～19時	
									下り		227	〃	〃	
									合計	80	399			
国道229号(泊　村)	神恵内村 泊　村 境界		泊　村 共和町 境界	13,627	5.5	5	なし	有	上り		172	堀　株	7時～19時	
									下り		227	〃	〃	
									合計	149	399			
国道229号(共和町)	泊　村 共和町 境界		共和町 岩内町 境界	6,029	6.5	2	なし	有	上り		172	梨野舞納	7時～19時	
									下り		227	〃	〃	
									合計	149	399			
国道229号(岩内町)	共和町 岩内町 境界		岩内町 蘭越町 境界	16,079	5.5	5	なし	有	上り		277	栄	7時～19時	
									下り		374	〃	〃	
									合計	163	651			
国道５号(共和町)	倶知安町 共和町 境界		共和町 仁木町 境界	17,152	6.5	15	なし	有	上り		325	国　富	7時～19時	
									下り		341	〃	〃	
									合計	261	666			
国道276号(岩内町)	岩内町 字大浜 (国道229号交点)		岩内町 共和町 境界	893	7.0	0	なし	有	上り		321	字大浜	7時～19時	
									下り		340	〃	〃	
									合計	262	661			
国道276号(共和町)	岩内町 共和町 境界		共和町 国富 (国道5号交点)	10,085	6.0	9	なし	有	上り		370	幌　似	7時～19時	
									下り		382	〃	〃	
									合計	283	752			
国道5号(札幌市)	小樽市 札幌市 境界		札幌市 中央区 (国道12号交点)	18,986	6.5	8	なし	有	上		1719	北34条西2	7時～19時	
									下		1891	〃	〃	
									合計	1080	3610			
国道5号(小樽市)	余市町 小樽市 境界		小樽市 札幌市 境界	34,765	6.5	18	なし	有	上		1241	若竹	7時～19時	
									下		1381	張碓	〃	
									合計	793	2622			
国道5号(余市町)	仁木町 余市町 境界		余市町 小樽市 境界	6,838	6.5	5	なし	有	上		613	大川町	7時～19時	
									下		689	〃	〃	
									合計	450	1302			

名　称	経　由			延長(m)	最小幅員(m)	橋りょう		舗装	1時間当たり交通量					備　考
	起　点	経由地点	終　点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地　点	時　刻	
国道5号(仁木町)	共和町		仁木町	17,333	6.5	4	なし	有	上		335	大江	7時～19時	
	仁木町		余市町						下		401	〃	〃	
	境界		境界						合計	275	736			
国道5号(倶知安町)	ニセコ町		倶知安町	11,796	6.5	4	なし	有	上		324	北2条東	7時～19時	
	倶知安町		共和町						下		415	〃	〃	
	境界		境界						合計	271	739			
国道5号(ニセコ町)	蘭越町		ニセコ町	16,231	6.5	6	なし	有	上		292	元町	7時～19時	
	ニセコ町		倶知安町						下		365	〃	〃	
	境界		境界						合計	202	657			
国道5号(蘭越町)	黒松内町		蘭越町	23,539	5.5	13	なし	有	上		201	昆布町	7時～19時	
	蘭越町		ニセコ町						下		176	〃	〃	
	境界		境界						合計	109	377			
国道5号(黒松内町)	長万部町		黒松内町	15,983	5.5	8	なし	有	上		91	白井川	7時～19時	
	黒松内町		蘭越町						下		101	〃	〃	
	境界		境界						合計	74	192			
国道5号(長万部町)	八雲町		長万部町	32,514	5.5	23	なし	有	上		325	国縫	7時～19時	
	長万部町		黒松内町						下		406	〃	〃	
	境界		境界						合計	175	731			
国道229号(積丹町)	古平町		積丹町	31,547	5.5	28	なし	有	上		156	小泊	7時～19時	
	積丹町		神恵内村						下		120	〃	〃	
	境界		境界						合計	67	276			
国道229号(古平町)	余市町		古平町	7,683	5.5	7	なし	有	上		232	本町	7時～19時	
	古平町		積丹町						下		200	〃	〃	
	境界		境界						合計	188	432			
国道229号(余市町)	小樽市		余市町	13,351	5.5	8	なし	有	上		719	富沢町	7時～19時	
	余市町		古平町						下		593	〃	〃	
	(国道5号交点)		境界						合計	382	1312			
国道229号(蘭越町)	岩内町		蘭越町	4,046	5.5	2	なし	有	上		139	港町	7時～19時	
	蘭越町		寿都町						下		84	〃	〃	
	境界		境界						合計	93	223			
国道229号(黒松内町)	寿都町		黒松内町	1,472	5.5	2	なし	有	上		126	北作開	7時～19時	
	黒松内町		寿都町						下		97	〃	〃	
	(界川交点)		(朱太川交点						合計	85	223			
国道229号(寿都町)	蘭越町	黒松内町	寿都町	28,937	5.5	22	なし	有	上		124	磯谷町	7時～19時	
	寿都町		島牧村						下		97	〃	〃	
	境界		境界						合計	32	221			

名称	経由			延長(m)	最小幅員(m)	橋りょう		舗装	1時間当たり交通量					備考
	起点	経由地点	終点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻	
国道230号(札幌市)	札幌市中央区(国道12号交点)		札幌市喜茂別町境界	45,251	6.0	30	なし	有	上		1987	南37条西10	7時～19時	
									下		1698	〃	〃	
									合計	968	3685			
国道230号(喜茂別町)	札幌市喜茂別町境界		喜茂別町留寿都村境界	24,296	6.5	13	なし	有	上		421	伏見	7時～19時	
									下		432	〃	〃	
									合計	124	853			
国道230号(留寿都村)	喜茂別町留寿都村境界		留寿都村洞爺湖町境界	13,138	6.5	1	なし	有	上		286	三ノ原	7時～19時	
									下		273	〃	〃	
									合計	190	559			
国道230号(洞爺湖町)	留寿都村洞爺湖町境界		洞爺湖町虻田(国道37号交点)	22,549	6.0	1	なし	有	上		224	三豊	7時～19時	
									下		210	洞爺湖温泉	〃	
									合計	142	434			
国道276号(倶知安町)	倶知安町北２条東(国道5号交点)		倶知安町京極町境界	8,219	6.5	3	なし	有	上		358	北5条東	7時～19時	
									下		313	〃	〃	
									合計	201	671			
国道276号(京極町)	倶知安町京極町境界		京極町喜茂別町境界	11,310	6.5	5	なし	有	上		329	京極	7時～19時	
									下		323	〃	〃	
									合計	196	652			
国道276号(喜茂別町)	京極町喜茂別町境界	国道230号	喜茂別町伊達市境界	17,266	5.5	10	なし	有	上		329	留産	7時～19時	
									下		323	〃	〃	
									合計	160	652			
国道276号(伊達市)	喜茂別町伊達市境界		伊達市千歳市境界	15,330	6.0	10	なし	有	上		155	大滝区三階滝町	7時～19時	
									下		181	〃	〃	
									合計	98	336			
国道393号(倶知安町)	赤井川村倶知安町境界		倶知安町北３条東(国道276号交点)	15,644	5.5	6	なし	有	上		156	瑞穂	7時～19時	
									下		135	〃	〃	
									合計	102	291			
国道393号(赤井川村)	小樽市赤井川村境界		赤井川村倶知安町境界	26,604	5.5	16	なし	有	上		252	都	7時～19時	
									下		109	轟	〃	
									合計	76	361			
国道393号(小樽市)	小樽市奥沢(国道5号交点)		小樽市赤井川村境界	16,078	5.5	2	なし	有	上		493	奥沢	7時～19時	
									下		430	〃	〃	
									合計	228	923			
国道453号(伊達市)	伊達市大滝区(国道276号交点)		伊達市壮瞥町境界	19,448	5.5	11	なし	有	上		172	北湯沢	7時～19時	
									下		173	〃	〃	
									合計	126	345			

(2) 道　道

令和４年４月１日現在

名称	経由 起点	経由地点	経由 終点	延長(m)	最小幅員(m)	橋りょう 橋りょう数	橋りょう 制限	舗装	1時間当たりの交通量（平日） 区分	平均	最高	地点	時刻	交通量調査日
道道9号	寿都町		寿都町											
寿都黒松内線	（国道229号交点）		黒松内町	2,561	5.0	4	なし	有						平成22年度
(寿都町)			境界						合計	126		非観測（推定値）	7時～19時	
道道32号	ニセコ町		蘭越町											
豊浦ニセコ線	蘭越町		（国道５号交点）	4,028	5.5	2	なし	有						平成22年度
(ニセコ町)	境界								合計	69		非観測（推定値）	7時～19時	
道道32号	蘭越町		ニセコ町											
豊浦ニセコ線	豊浦町		蘭越町	6,702	5.5	4	なし	有						平成22年度
(蘭越町)	境界		境界						合計	69		非観測（推定値）	7時～19時	
道道36号	余市町		余市町											
余市赤井川線	（国道５号交点）		仁木町	7,158	5.5	2	なし	有						平成22年度
(余市町)			境界						合計	158		余市町黒川	7時～19時	
道道36号	余市町		仁木町											
余市赤井川線	仁木町		赤井川村	1,338	6.0	0	－	有						平成22年度
(仁木町)	境界		境界						合計	111		赤井川村字赤井川	7時～19時	
道道36号	仁木町		赤井川村											
余市赤井川線	赤井川村		（国道393号交点）	9,343	5.5	6	なし	有						平成22年度
(赤井川村)	境界								合計	111		赤井川村字赤井川	7時～19時	
道道58号	倶知安町		ニセコ町											
倶知安ニセコ線	ニセコ町		蘭越町	2,222	4.5	0	－	有						平成22年度
(ニセコ町)	境界		境界						合計	62		非観測（推定値）	7時～19時	
道道58号	倶知安町		倶知安町											
倶知安ニセコ線	（国道５号交点）		ニセコ町	13,513	4.5	4	なし	有						平成22年度
(倶知安町)			境界						合計	85		非観測（推定値）	7時～19時	
道道58号	ニセコ町		蘭越町											
倶知安ニセコ線	蘭越町		（道道岩内洞爺線交点）	3,743	5.5	0	－	有						平成22年度
(蘭越町)	境界								合計	62		非観測（推定値）	7時～19時	
道道66号	岩内町		岩内町											
岩内洞爺線	（国道229号交点）		共和町	2,510	5.5	1	なし	有						平成22年度
(岩内町)			境界						合計	489		非観測（推定値）	7時～19時	
道道66号	岩内町		共和町											
岩内洞爺線	共和町		蘭越町	18,919	5.5	0	－	有						平成22年度
(共和町)	境界		境界						合計	49		共和町考古美	7時～19時	
道道66号	共和町		蘭越町											
岩内洞爺線	蘭越町		ニセコ町	18,214	5.5	10	なし	有						平成22年度
(蘭越町)	境界		境界						合計	48		蘭越町字湯里	7時～19時	
道道66号	蘭越町		ニセコ町											
岩内洞爺線	ニセコ町		真狩村	13,900	5.4	4	なし	有						平成22年度
(ニセコ町)	境界		境界						合計	167		ニセコ町曽我	7時～19時	
道道207号	蘭越町		蘭越町											
昆布停車場ニセコ線	（国道５号交点）		（道道岩内洞爺線交点）	5,886	5.5	1	なし	有						平成22年度
(蘭越町)									合計	64		非観測（推定値）	7時～19時	

名称	経由 起点	経由地点	経由 終点	延長(m)	最小幅員(m)	橋りょう 橋りょう数	橋りょう 制限	舗装	1時間当たりの交通量（平日） 区分	平均	最高	地点	時刻	交通量調査日
道道228号	余市町		余市町					一部						
豊丘余市停車場線	豊丘		国道229号交点	9,887	3.5	9	なし	有						平成22年度
(余市町)								(9､582)	合計	624		非観測（推定値）	7時～19時	
道道229号	蘭越町		蘭越町											
北尻別蘭越停車場線	国道229号交点		道道蘭越停車場線交点	20,021	5.5	12	なし	有						平成22年度
(蘭越町)									合計	48		非観測（推定値）	7時～19時	
道道230号	真狩村		ニセコ町											
三ノ原ニセコ線	ニセコ町境界		道道岩内洞爺線交点	3,327	5.5	1	なし	有						平成22年度
(ニセコ町)									合計	100		真狩村字見晴	7時～19時	
道道267号	蘭越町		蘭越町											
磯谷蘭越線	国道229号交点		国道５号交点	15,420	5.5	7	なし	有						平成22年度
(蘭越町)									合計	38		非観測（推定値）	7時～19時	
道道268号	岩内町		岩内町											
岩内蘭越線	国道229号交点		道道岩内洞爺線交点	271	6.5	0	－	有						平成22年度
(岩内町)									合計	493		非観測（推定値）	7時～19時	
道道268号	共和町		共和町											
岩内蘭越線	道道岩内洞爺線交点		蘭越町境界	2,790	4.0	0	－	有						平成22年度
(共和町)									合計	20		非観測（推定値）	7時～19時	
道道268号	共和町		蘭越町					一部						
岩内蘭越線	蘭越町境界		道道北尻別蘭越停車場線交点	13,755	4.0	2	なし	有						平成22年度
(蘭越町)								(13,467)	合計	20		非観測（推定値）	7時～19時	
道道269号	共和町		共和町											
蕨岱国富停車場線	国道229号交点		国富	9,037	5.5	5	なし	有						平成22年度
(共和町)									合計	191		非観測（推定値）	7時～19時	
道道270号	岩内町		岩内町											
岩内港線	岩内港		国道229号交点	1,319	6.0	0	－	有						平成22年度
(岩内町)									合計	138		非観測（推定値）	7時～19時	
道道271号	倶知安町		倶知安町											
倶知安停車場線	倶知安駅		国道５号交点	491	6.0	0	－	有						平成22年度
(倶知安町)									合計	72		非観測（推定値）	7時～19時	
道道272号	寿都町		寿都町											
寿都停車場線	旧寿都停車場		国道229号交点	2,625	5.5	4	なし	有						平成22年度
(寿都町)									合計	88		非観測（推定値）	7時～19時	
道道342号	泊村		泊村					一部						
茅沼鉱山泊線	茅沼鉱山		国道５号交点	5,053	4.5	6	なし	有						平成22年度
(泊村)								(3,078)	合計	78		非観測（推定値）	7時～19時	
道道343号	蘭越町		蘭越町					一部						
蘭越ニセコ倶知安線	道道北尻別蘭越停車場線交点		ニセコ町境界	7,191	3.0	3	なし	有						平成22年度
(蘭越町)								(6,155)	合計	15		非観測（推定値）	7時～19時	
道道343号	蘭越町		ニセコ町											
蘭越ニセコ倶知安線	ニセコ町境界		倶知安町境界	6,598	5.5	1	なし	有						平成22年度
(ニセコ町)									合計	290		非観測（推定値）	7時～19時	

名称	経由			延長(m)	最小幅員(m)	橋りょう		舗装	1時間当たりの交通量（平日）					交通量調査日
	起点	経由地点	終点			橋りょう数	制限		区分	平均	最高	地点	時刻	
道道343号	ニセコ町		倶知安町	10,415	5.5	4	なし	有						平成22年度
蘭越ニセコ倶知安線	倶知安町		（国道5号交点）											
(倶知安町)	境界								合計	290		非観測（推定値）	7時～19時	
道道378号	余市町		余市町	1,297	6.0	3	なし	有						平成22年度
余市港線	余市港		（国道229号交点）											
（余市町）									合計	213		非観測（推定値）	7時～19時	
道道455号	仁木町		仁木町	394	5.5	0	なし	有						平成22年度
仁木停車場線	仁木駅		（国道5号交点）											
（仁木町）									合計	92		非観測（推定値）	7時～19時	
道道478号	京極町		倶知安町	8,670	5.5	1	なし	有						平成22年度
京極倶知安線	倶知安町		（国道5号交点）											
(倶知安町)	境界								合計	304		倶知安町高砂	7時～19時	
道道525号	蘭越町		蘭越町	542	5.5	0	－	有						平成22年度
蘭越停車場線	蘭越駅		（国道5号交点）											
(蘭越町)									合計	120		非観測（推定値）	7時～19時	
道道568号	積丹町		積丹町	7,101	4.0	2	なし	一部有						平成22年度
船澗美国港線	船澗		美国港											
(積丹町)								(6,725)	合計	16		非観測（推定値）	7時～19時	
道道569号	共和町		共和町	5,549	3.0	0	－	一部有						平成22年度
蕨台古平線	（国道229号交点）		宮丘											
(共和町)								(4,823)	合計	41		非観測（推定値）	7時～19時	
道道569号	古平町		古平町	5,690	3.0	4	なし	一部有						平成22年度
蕨台古平線	沢江町		（道道古平神恵内線交点）											
(古平町)								(5,682)	合計	9		非観測（推定値）	7時～19時	
道道604号	共和町		共和町	15,466	5.5	8	なし	有						平成22年度
老古美小沢停車場線	（道道岩内洞爺線交点）		小沢駅											
(共和町)									合計	21		非観測（推定値）	7時～19時	
道道631号	倶知安町		倶知安町	2,586	5.5	1	なし	有						平成22年度
ニセコ高原比羅夫線	ニセコ高原		（国道5号交点）											
(倶知安町)									合計	141		倶知安町字比羅夫	7時～19時	
道道752号	蘭越町		蘭越町	10,818	5.3	11	なし	有						平成22年度
名駒田下線	（道道磯谷蘭越線交点）		（国道5号交点）											
(蘭越町)									合計	19		非観測（推定値）	7時～19時	
道道753号	余市町		余市町	7,771	5.5	4	なし	有						平成22年度
登余市停車場線	（道道余市赤井川線交点）		余市駅											
(余市町)									合計	487		余市町黒川町	7時～19時	
道道755号	仁木町		仁木町	12,438	4.5	8	なし	有						平成22年度
然別余市線	然別		余市町											
(仁木町)			境界						合計	31		非観測（推定値）	7時～19時	
道道755号	仁木町		仁木町	2,949	5.5	1	なし	有						平成22年度
然別余市線	余市町		（国道5号交点）											
(余市町)	境界								合計	31		非観測（推定値）	7時～19時	

名称	経由 起点	経由 経由地点	経由 終点	延長(m)	最小幅員(m)	橋りょう 橋りょう数	橋りょう 制限	舗装	1時間当たりの交通量（平日） 区分	平均	最高	地点	時刻	交通量調査日
道道792号	ニセコ町		ニセコ町											
ニセコ停車場線	ニセコ駅		（国道５号交点）	2,558	6.0	0	－	有						平成22年度
（ニセコ町）									合計	191		ニセコ町富士見	7時～19時	
道道818号	共和町		共和町											
発足線	発足		（道道蕨台古平線交点）	5,815	5.5	7	なし	有						平成22年度
（共和町）									合計	183		非観測（推定値）	7時～19時	
道道840号	岩内町		岩内町											
野束清住線	野塚		（道道岩内洞爺線交点）	5,241	6.0	3	なし	有						平成22年度
（岩内町）									合計	388		非観測（推定値）	7時～19時	
道道877号	共和町		共和町											
学田前田線	（道道老古美小沢停車場線交点）		（国道276号交点）	3,393	5.5	0	－	有						平成22年度
（共和町）									合計	32		非観測（推定値）	7時～19時	
道道913号	積丹町		積丹町											
野塚婦美線	野塚		婦美	13,838	5.5	14	なし	有						平成22年度
（積丹町）	（国道229号交点）		（国道229号交点）						合計	52		非観測（推定値）	7時～19時	
道道914号	真狩村		ニセコ町					一部						
新富神里線	ニセコ町		豊浦町	1,164	3.0	2	なし	有						平成22年度
（ニセコ町）	境界		境界					(485)	合計	3		非観測（推定値）	7時～19時	
道道934号	蘭越町		蘭越町					一部						
相生蘭越線	（国道５号交点）		（道道蘭越停車場線交点）	5,167	5.5	2	なし	有						平成22年度
（蘭越町）								(5,028)	合計	29		磯谷郡蘭越町蘭越	7時～19時	
道道998号	古平町		古平町											
古平神恵内線	（国道229号交点）		神恵内村	17,444	5.5	12	なし	有						平成22年度
（古平町）			境界						合計	29		非観測（推定値）	7時～19時	
道道998号	古平町		神恵内村											
古平神恵内線	神恵内村		（国道229号交点）	14,559	5.5	7	なし	有						平成22年度
（神恵内村）	境界								合計	29		非観測（推定値）	7時～19時	
道道1022号	仁木町		仁木町											
仁木赤井川線	（国道５号交点）		赤井川村	11,460	5.5	13	なし	有						平成22年度
（仁木町）			境界						合計	94		仁木町銀山	7時～19時	
道道1022号	仁木町		赤井川村											
仁木赤井川線	赤井川村		（道道余市赤井川線交点）	1,855	5.5	2	なし	有						平成22年度
（赤井川村）	境界								合計	94		仁木町銀山	7時～19時	
道道1092号	余市町		余市町											
栄町温泉線	栄町温泉		（国道５号交点）	6,151	5.5	5	なし	有						平成22年度
（余市町）									合計	75		余市町栄町	7時～19時	
道道1174号	共和町		共和町											
発足前田線	（道道蕨岱国富停車場線交点）		（国道276号交点）	2,579	5.5	1	なし	有						平成22年度
（共和町）									合計	103		共和町前田	7時～19時	

※　交通量の上り下りの現況データは出力されないので空欄とする。

資料２－８－５　　泊発電所周辺の鉄道の状況

1　周辺路線図

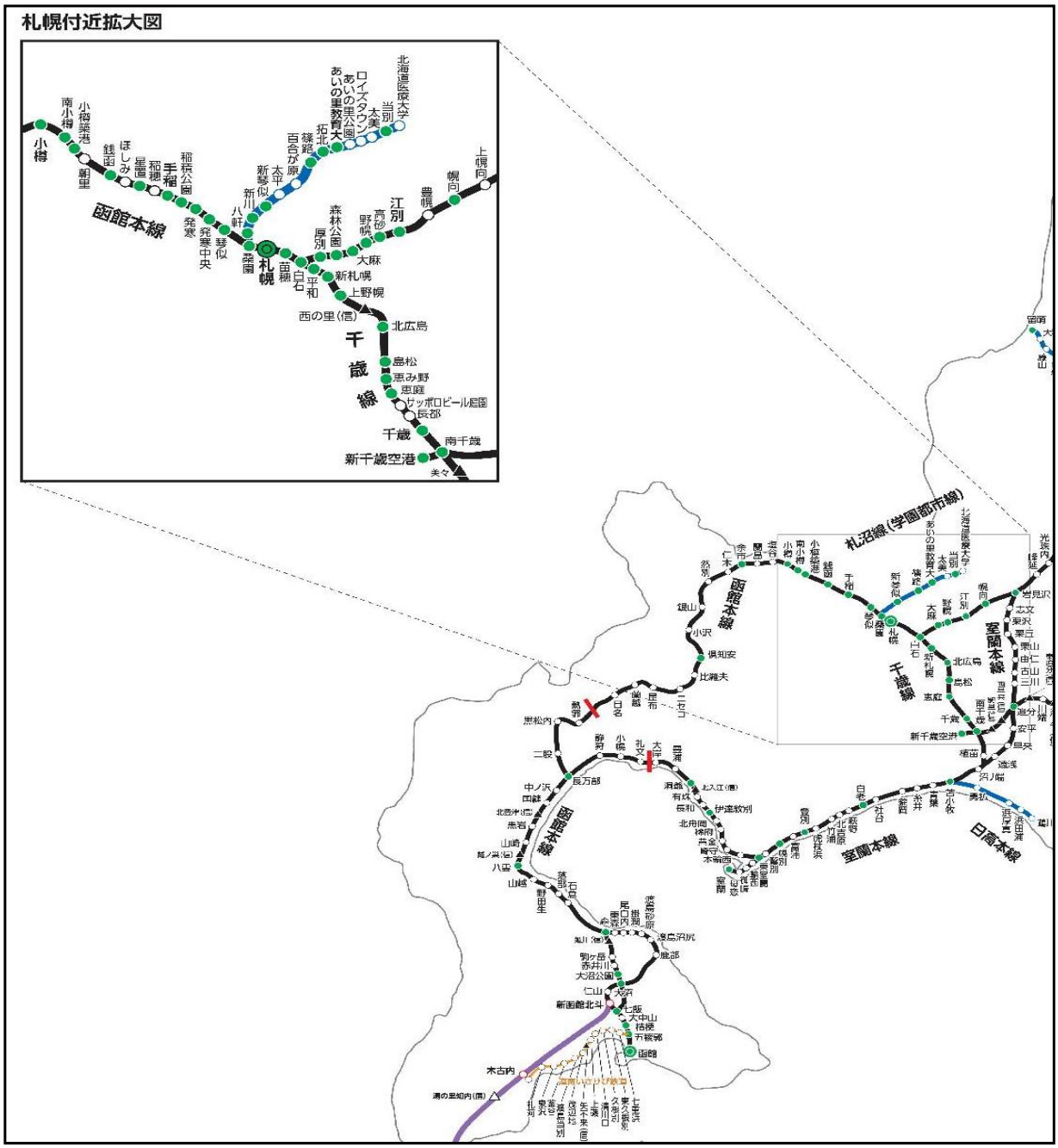

函館本線（長万部～小樽）輸送力

H100形車両　定員 99名／両
201系車両　定員145名／両

■函館線【上り】 小樽→長万部

列車番号	行き先	小樽	余市	然別	小沢	倶知安	蘭越	熱郛	長万部
小樽駅からの営業キロ		0	→ 19.9	→ 28.4	→ 48.9	→ 59.2	→ 89.1	→ 112.1	→ 140.2
駅間の営業キロ			← 19.9 →	← 8.5 →	← 20.5 →	← 10.3 →	← 29.9 →	← 23 →	← 28.1 →
2924D	長万部					622	700	727	757
						1両編成（H100形車両：定員99名）			
1926D	倶知安		613	639	656	731	745		
			1両編成（H100形車両：定員99名）						
1928D	蘭越					752	826		
						1両編成（定員99名）			
1930D	然別	659	704	739	749				
			2両編成（H100形車両：定員198名）						
1932D～1934D	蘭越		806	831	842	906	920	950	1025
			1両編成（定員99名）						
1936D	倶知安		938	1005	1016	1040	1055		
			2両編成（H100形車両：定員198名）						
1938D	倶知安		1053	1118	1129	1157	1212		
			2両編成（H100形車両：定員198名）						
2940D	長万部					1235	1311	1338	1411
						1両編成（H100形車両：定員99名）			
1942D	倶知安		1234	1301	1312	1336	1351		
			2両編成（H100形車両：定員198名）						
1944D	倶知安		1351	1417	1427	1452	1507		
			2両編成（H100形車両：定員198名）						
1946D	倶知安		1505	1533	1553	1618	1632		
			2両編成（H100形車両：定員198名）						
2948D	長万部					1655	1735	1802	1832
						1両編成（H100形車両：定員99名）			
1950D	然別		1551	1616	1626				
			1両編成（H100形車両：定員99名）						
1952D～2954D	長万部		1652	1717	1727	1752	1806	1830	1906	1932	2002
			2両編成（H100形車両：定員198名）					1両編成（H100形車両：定員99名）			
1956D	然別		1727	1752	1802				
			1両編成（H100形車両：定員99名）						
3958D	倶知安	1829	1842	1905	1915	1940	1951		
		6両編成(201系車両：定員870名)	3両編成（201系車両：定員435名）						
2960D	長万部		1929	1957	2008	2033	2046	2058	2139	2205	2236
			2両編成（H100形車両：定員198名）						
1962D	余市		2024	2049					
			1両編成（定員99名）						
1964D	倶知安		2135	2158	2216	2238	2248		
			3両編成（201系車両：定員435名）						
1966D	倶知安		2230	2255	2306	2331	2344		
			1両編成（H100形車両：定員99名）						

■函館線【下り】 長万部→小樽

H100形車両　定員 99名／両
201系車両　定員145名／両

列車番号	行き先	長万部	熱郛	蘭越	倶知安	小沢	然別	余市	小樽
長万部駅からの営業キロ		0 →	28.1 →	51.1 →	81 →	91.3 →	111.8 →	120.3 →	140.2
駅間の営業キロ		← 28.1 →	← 23 →	← 29.9 →	← 10.3 →	← 20.5 →	← 8.5 →	← 19.9 →	
1921D	小樽				520	531	600	610	634
					1両編成(H100形車両:定員99名)				
963D	苫小牧				620	631	653	702	722 733
					3両編成(201系車両:定員435名)				
3925D	札幌			616 653	657	708	729	740	801 818
				3両編成(201系車両:定員435名)					
1927D	小樽						805	817	843
							2両編成(H100形車両:定員198名)		
2929D	小樽		603 634	701 737	802	813	842	855	919
			3両編成(H100形車両:定員297名)		2両編成(H100形車両:定員198名)				
1931D～1933D	小樽			840 916	937	948	1016	1027	1051
				1両編成(定員99名)	2両編成(H100形車両:定員198名)				
1935D	倶知安			1103 1138					
				1両編成(定員99名)					
1937D	小樽				1146	1157	1221	1231	1255
					2両編成(H100形車両:定員198名)				
1939D	小樽				1255	1306	1336	1347	1412
					2両編成(H100形車両:定員198名)				
1941D	小樽				1410	1422	1452	1502	1526
					2両編成(H100形車両:定員198名)				
2943D	倶知安		1329 1400	1426 1502					
			1両編成(H100形車両:定員99名)						
1945D	小樽				1517	1528	1553	1603	1627
					2両編成(H100形車両:定員198名)				
1947D	小樽						1636	1647	1712
							1両編成(H100形車両:定員99名)		
1949D	小樽				1645	1656	1728	1739	1804
					2両編成(H100形車両:定員198名)				
1951D	小樽						1824	1835	1902
							1両編成(H100形車両:定員99名)		
2953D	小樽		1638 1708	1735 1813	1822	1835	1915	1925	1950
			1両編成(H100形車両:定員99名)						
1955D	小樽				1928	1940	2013	2019	2044
					1両編成(H100形車両:定員99名)				
1957D	小樽							2128	2153
								1両編成(定員99名)	
2959D	小樽		2004 2034	2101 2137	2140	2151	2216	2226	2250
			1両編成(H100形車両:定員99名)						

函館本線（長万部～小樽）時刻表

令和4年3月12日改正

■上り　小樽→長万部

列車番号				2924D	1926D	1928D	1930D	1932D	1934D	1936D	1938D	2940D	1942D	1944D	1946D	2948D	1950D	1952D	2954D	1956D	3958D	2960D	1962D	1964D	1966D
行き先				長万部	倶知安	蘭越	然別	倶知安	蘭越	倶知安	倶知安	長万部	倶知安	倶知安	倶知安	長万部	然別	倶知安	長万部	然別	倶知安	長万部	余市	倶知安	倶知安
小樽	おたる		発	・・	613	・・	704	806	・・	938	1053	・・	1234	1351	1505	・・	1551	1652	・・	1727	1842	1929	2024	2135	2230
塩谷	しおや		〃	・・	625	・・	715	817	・・	949	1104	・・	1246	1402	1517	・・	1602	1703	・・	1738	1851	1940	2035	2144	2241
蘭島	らんしま		〃	・・	633	・・	723	825	・・	957	1112	・・	1254	1410	1525	・・	1610	1711	・・	1746	1858	1949	2049	2152	2249
余市	よいち		〃	・・	639	・・	739	831	・・	1005	1118	・・	1301	1417	1533	・・	1616	1717	・・	1752	1905	1957	2049	2158	2255
仁木	にき		〃	・・	644	・・	744	836	・・	1010	1123	・・	1306	1422	1539	・・	1622	1722	・・	1757	1910	2003	・・	2203	2301
然別	しかりべつ		〃	・・	656	・・	749	842	・・	1016	1129	・・	1312	1427	1553	・・	1626	1727	・・	1802	1915	2008	・・	2216	2306
銀山	ぎんざん		〃	・・	719	・・	・・	854	・・	1029	1142	・・	1325	1441	1606	・・	・・	1740	・・	・・	1926	2021	・・	2227	2319
小沢	こざわ		〃	・・	731	・・	・・	906	・・	1040	1157	・・	1336	1452	1618	・・	・・	1752	・・	・・	1940	2033	・・	2238	2331
倶知安	くっちゃん		着	・・	745	・・	・・	920	・・	1055	1212	・・	1351	1507	1632	・・	・・	1806	・・	・・	1951	2046	・・	2248	2344
			発	622	・・	752	・・	・・	950	・・	・・	1235	・・	・・	・・	1655	・・	・・	1830	・・	・・	2058	・・	・・	・・
比羅夫	ひらふ		〃	630	・・	800	・・	・・	958	・・	・・	1243	・・	・・	・・	1703	・・	・・	1838	・・	・・	2106	・・	・・	・・
ニセコ	にせこ		〃	638	・・	808	・・	・・	1007	・・	・・	1252	・・	・・	・・	1712	・・	・・	1847	・・	・・	2121	・・	・・	・・
昆布	こんぶ		〃	649	・・	819	・・	・・	1017	・・	・・	1303	・・	・・	・・	1723	・・	・・	1857	・・	・・	2131	・・	・・	・・
蘭越	らんこし		〃	700	・・	826	・・	・・	1025	・・	・・	1311	・・	・・	・・	1735	・・	・・	1906	・・	・・	2139	・・	・・	・・
目名	めな		〃	709	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1320	・・	・・	・・	1744	・・	・・	1915	・・	・・	2148	・・	・・	・・
熱郛	ねっぷ		〃	727	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1338	・・	・・	・・	1802	・・	・・	1932	・・	・・	2205	・・	・・	・・
黒松内	くろまつない		〃	736	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1351	・・	・・	・・	1811	・・	・・	1941	・・	・・	2214	・・	・・	・・
二股	ふたまた		〃	748	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1402	・・	・・	・・	1823	・・	・・	1953	・・	・・	2227	・・	・・	・・
長万部	おしゃまんべ		着	757	・・	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1411	・・	・・	・・	1832	・・	・・	2002	・・	・・	2236	・・	・・	・・

■下り　長万部→小樽

列車番号				1921D	963D	3925D	1927D	2929D	1931D	1933D	1935D	1937D	1939D	1941D	2943D	1945D	1947D	1949D	1951D	2953D	1955D	1957D	2959D
行き先				小樽	苫小牧	札幌	小樽	小樽	倶知安	小樽	倶知安	小樽	小樽	小樽	倶知安	小樽	小樽	小樽	小樽	小樽	小樽	小樽	小樽
長万部	おしゃまんべ		発	・・	・・	・・	・・	603	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1329	・・	・・	・・	・・	1638	・・	・・	2004
二股	ふたまた		〃	・・	・・	・・	・・	612	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1338	・・	・・	・・	・・	1647	・・	・・	2013
黒松内	くろまつない		〃	・・	・・	・・	・・	624	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1351	・・	・・	・・	・・	1659	・・	・・	2025
熱郛	ねっぷ		〃	・・	・・	・・	・・	634	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1400	・・	・・	・・	・・	1708	・・	・・	2034
目名	めな		〃	・・	・・	・・	・・	651	・・	・・	・・	・・	・・	・・	1417	・・	・・	・・	・・	1726	・・	・・	2052
蘭越	らんこし		〃	・・	・・	616	・・	701	840	・・	1103	・・	・・	・・	1426	・・	・・	・・	・・	1735	・・	・・	2101
昆布	こんぶ		〃	・・	・・	624	・・	709	848	・・	1111	・・	・・	・・	1434	・・	・・	・・	・・	1743	・・	・・	2109
ニセコ	にせこ		〃	・・	・・	638	・・	721	859	・・	1122	・・	・・	・・	1446	・・	・・	・・	・・	1756	・・	・・	2121
比羅夫	ひらふ		〃	・・	・・	646	・・	729	908	・・	1131	・・	・・	・・	1454	・・	・・	・・	・・	1805	・・	・・	2129
倶知安	くっちゃん		着	・・	・・	653	・・	737	916	・・	1138	・・	・・	・・	1502	・・	・・	・・	・・	1813	・・	・・	2137
			発	520	620	657	・・	802	・・	937	・・	1146	1255	1410	・・	1517	・・	1645	・・	1822	1928	・・	2140
小沢	こざわ		〃	531	631	708	・・	813	・・	948	・・	1157	1306	1422	・・	1528	・・	1656	・・	1835	1940	・・	2151
銀山	ぎんざん		〃	548	642	719	・・	826	・・	1001	・・	1210	1325	1441	・・	1542	・・	1710	・・	1850	1953	・・	2205
然別	しかりべつ		〃	600	653	729	805	842	・・	1016	・・	1221	1336	1452	・・	1553	1636	1728	1824	1915	2008	・・	2216
仁木	にき		〃	604	657	734	811	848	・・	1021	・・	1226	1341	1457	・・	1558	1641	1733	1830	1920	2013	・・	2221
余市	よいち		〃	610	702	740	817	855	・・	1027	・・	1231	1347	1502	・・	1603	1647	1739	1835	1925	2019	2128	2226
蘭島	らんしま		〃	616	707	745	824	901	・・	1033	・・	1237	1353	1508	・・	1609	1653	1746	1841	1931	2025	2135	2232
塩谷	しおや		〃	625	714	752	833	910	・・	1042	・・	1246	1402	1517	・・	1618	1703	1755	1851	1940	2035	2144	2241
小樽	おたる		着	634	722	801	843	919	・・	1051	・・	1255	1412	1526	・・	1627	1712	1804	1902	1950	2044	2153	2250

資料２－８－６　　車両保有状況

１　１３町村の状況

令和４年３月31日現在　北海道運輸局調べ

町村名	バス 台	貨物車 台	軽貨物車 台	乗用車 台	軽乗用車 台	合計 台
泊村	19	121	112	733	275	1,260
共和町	25	842	892	2,581	1,066	5,406
岩内町	37	657	707	4,289	2,235	7,925
神恵内村	3	29	78	344	117	571
寿都町	13	248	285	1,136	416	2,098
蘭越町	21	623	843	2,002	759	4,248
ニセコ町	47	585	617	2,315	850	4,414
倶知安町	100	1,784	1,291	6,836	2,830	12,841
積丹町	4	135	265	706	292	1,402
古平町	18	201	208	892	487	1,806
仁木町	15	276	688	1,152	535	2,666
余市町	65	1,150	1,310	5,889	3,485	11,899
赤井川村	14	173	240	723	202	1,352
合計	381	6,824	7,536	29,598	13,549	57,888

２　周辺市町村

（１）バス

令和４年３月31日現在　北海道運輸局調べ

営業所所在振興局・市町村名		路線バス 車両数	貸切バス 車両数	延乗車定員
後志	小樽市	157	48	12,481
	喜茂別町	0	11	432
	島牧村	0	3	99
石狩	札幌市	1,056	601	103,460
胆振	室蘭市	61	37	6,330
	伊達市	11	3	897
	洞爺湖町	27	14	2,343
	壮瞥町	0	21	846
	登別市	48	16	4,012
	苫小牧市	87	127	12,640
	白老町	0	22	1,139
合計		1,447	903	144,679

（2）トラック

令和４年３月31日現在　北海道運輸局調べ

本社所在振興局・市町村名		事業者数	車両数	備考
後志	小樽市	68 社	3,624 台	
	島牧村	2	10	
	黒松内町	2	12	
	真狩村	1	25	
	留寿都村	2	39	
	喜茂別町	3	42	
	京極町	2	16	
石狩	札幌市	781	26,098	
胆振	室蘭市	31	822	
	伊達市	13	160	
	洞爺湖町	7	139	
	壮瞥町	1	29	
	登別市	25	449	
	苫小牧市	165	11,672	
	白老町	14	484	
合計		1,117	43,621	

注）後志（1の13町村を除く）、石狩及び胆振（総合）振興局管内の市町村に本社のある一般貨物自動車運送事業者。

資料２－８－７　防災関係機関の輸送車両

１　北海道（知事部局）保有自動車台数

令和４年４月１日現在

自動車の種類	全道			うち後志		
	所有	借上	計	所有	借上	計
乗用車	756	518	1,274	59	18	77
貨物車	1,020	21	1,041	57	1	58
計	1,776	539	2,315	116	19	135

2　町村等保有自動車台数

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	機関名	車両の所在地	電話番号	車両数				乗車可能人員（人）
				バス	トラック	乗用車	計	
泊村	泊村	泊村大字茅沼村字臼別191-7	0135-75-2021	4	1	13	18	269
	古宇郡漁業協同組合（泊本所）	泊村大字泊村49-36地先	0135-75-3111	0	2	1	3	10
	古宇郡漁業協同組合（盃地区事業所）	泊村大字興志内村番外地	0135-75-2211	0	1	0	1	3
	小計			4	4	14	22	282
共和町	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	13	9	31	53	944
	きょうわ農業協同組合	共和町前田167	0135-73-2121	1	5	14	20	115
	小計			14	14	45	73	1,059
岩内町	岩内町	岩内町字高台134番地1	0135-62-1011	3	3	41	47	326
神恵内村	神恵内村	神恵内村大字神恵内村81番地の４	0135-76-5011	2	2	16	20	165
	古宇郡漁業協同組合（神恵内支所）	神恵内村大字神恵内村2122	0135-76-5021	0	1	0	1	2
	小計			2	3	16	21	167
寿都町	寿都町	寿都町字渡島町140-1	0136-62-2511	6	3	23	33	335
蘭越町	蘭越町	蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111	17	7	35	59	779
ニセコ町	ニセコ町	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	0	8	20	28	111
倶知安町	倶知安町	倶知安町南3条東7丁目3番地	0136-22-2220	0	13	35	48	141
積丹町	積丹町	積丹町大字美国町字船澗48番地5	0135-44-2111	3	3	23	29	254
古平町	古平町	古平町大字浜町40番地4	0135-42-2181	1	4	15	20	124
	東しゃこたん漁業協同組合(本所)	古平町入船町14番地	0135-42-2511	1	4	3	8	42
	小計			2	8	18	28	166

町村名	機関名	車両の所在地	電話番号	車両数				乗車可能人員（人）
				バス	トラック	乗用車	計	
仁木町	仁木町	仁木町西町1丁目36番地１	0135-32-2511	1	2	17	20	112
	新おたる農業協同組合（本所）	仁木町北町3-4-2	0135-32-2428	0	4	16	20	66
	小計			1	6	33	40	178
余市町	余市町	余市町朝日町２６番地	0135-21-2111	1	0	44	45	235
赤井川村	赤井川村	赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0	0	10	10	54
	赤井川村（健康支援センター）	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050	0	1	6	7	48
	小計			0	1	16	17	102
合計				53	73	363	490	4,135

３　陸上自衛隊北部方面隊保有自動車台数

令和４年４月１日現在

部隊名	所在地	車種	車両数	乗車定員	述べ乗車定員	備考
北部方面後方支援隊（北部方面輸送隊）	札幌市	特大型トラック	55	36	1,980	10トン車タイプ
		大型トラック	14	22	308	6トン車タイプ
		人員輸送車1号(大型バス)	3	55	165	
		人員輸送車2号(マイクロ)	3	25	75	
第11後方支援隊	札幌市	特大型トラック	9	36	324	10トン車タイプ
		大型トラック	57	22	1,232	6トン車タイプ
		人員輸送車1号(大型バス)	1	56	56	
		人員輸送車2号(マイクロ)	1	25	25	
合計	札幌市	特大型トラック	64	36	2,304	
		大型トラック	71	22	1,562	
		人員輸送車1号(大型バス)	4	55	220	
		人員輸送車2号(マイクロ)	4	25	100	

資料２－８－８　　除雪車両等保有状況

令和４年４月１日現在　北海道開発局、道建設部、町村調べ

町村名	機関名	所在地	電話番号	車種	台数	所有・借上の別	備考
泊村	泊村	泊村大字茅沼村字臼別191-1	0135-75-2021	除雪ドーザ	1	所有	
	茅沼建設工業(株)	泊村大字茅沼村570	0135-75-2036	ダンプ 4t ダンプ11t 除雪ドーザ ロータリ除雪車	4 3 6 2	借上 所有 所有 所有	内ﾘｰｽ2
	(株)山二工業	泊村大字茅沼村南坂の上5-6	0135-75-3126	ダンプ 4t ダンプ 11t 除雪ドーザ ロータリ除雪車	1 4 11 3	所有 所有 所有 所有	内ﾘｰｽ3
	小　　計				35		
共和町	小樽開発建設部 岩内道路事務所 国富除雪ステーション	共和町国富829	0135-62-1491	除雪トラック ロータリ除雪車 小形除雪車 凍結防止剤散布車	4 1 2 1	所有 所有 所有 所有	
	後志総合振興局 小樽建設管理部共和出張所 共和除雪ステーション	共和町老古美83	0135-62-1818	ロータリ除雪車 除雪トラック 小型除雪車 凍結防止剤散布車	2 7 3 1	所有 所有 所有 所有	
	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	ダンプ 雪上車 除雪ドーザ グレーダ ロータリー 除雪トラック	1 1 2 1 3 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有	
	(株)後志建設	共和町国富3-4	0135-72-1316	除雪ドーザ	2	借上	
	酒谷運送社	共和町国富3-12	0135-72-1225	トラック 除雪ドーザ	1 3	所有 所有	
	三陽建設工業(株)	共和町老古美49-1	0135-62-1306	除雪ドーザ 除雪トラック	2 1	所有 所有	
	大和建設運輸(株)	共和町梨野舞納34-4	0135-62-5812	除雪ドーザ	1	所有	
	(有)宮丘運輸	共和町梨野舞納249-7	0135-62-1497	ロータリー 除雪トラック 除雪ドーザ	1 1 1	所有 所有 所有	小型
	(有)ワイス運送	共和町梨野舞納1186	0135-74-3211	除雪トラック	1	所有	
	(株)木村建設	共和町老古美28-1	0135-62-6617	除雪ドーザ	2	所 有	
	(株)栗栖土建	共和町国富4-30	0735-72-1586	トラック 除雪ドーザ	1 2	所 有 所 有	
	小　　計				49		

町村名	機関名	所在地	電話番号	車種	台数	所有・借上の別	備考
岩内町	小樽開発建設部 岩内道路事務所	岩内町字東山104	0135 62-1491	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ 小形除雪車	4 1 1 1	所有 所有 所有 所有	
	岩内町	岩内町字高台134番地1	0135- 67-7097	ダンプ ショベル ロータリ除雪車	1 1 3	所有 所有 所有	
	(有)宮丘運輸	岩内町字東山20-1	0135- 62-1497	ダンプ ロータリ除雪車 除雪ドーザ	9 3 7	所有 所有 所有	ショベル搭載
	エコメンテナンス(株)	岩内町字東山102-1	0135- 62-3611	ダンプ ショベル	11 2	所有 所有	
	平野運輸(有)	岩内町字高台119-2	0135- 61-2468	ダンプ 除雪ドーザ	11 7	所有 所有	
	(株)三田運輸	岩内町字相生248	0135- 62-0617	ダンプ ショベル ロータリ除雪車	8 7 1	所有 所有 所有	
	小計				78		
神恵内村	小樽開発建設部 岩内道路事務所 神恵内除雪ステーション	神恵内村字大森	―	除雪トラック ロータリ除雪車	2 1	所有 所有	岩内事務所0135-62-1491
	後志総合振興局 小樽建設管理部共和出張所 神恵内除雪ステーション	神恵内村神恵内167	―	ロータリ除雪車 除雪トラック	2 2	所有 所有	共和出張所0135-62-1818
	神恵内村	神恵内村大字神恵内村81番地4	0135- 76-5011	ダンプ ロータリ除雪車 ロータリ除雪車	1 1 1	所有 所有 借上	
	小計				10		
寿都町	寿都町	寿都町字渡島町140-1	0136- 62-1011	除雪ドーザ グレーダー ロータリ除雪車	1 1 1	所有 所有 所有	
	(株)長組	寿都町字新栄町17	0136- 62-2525	除雪ドーザ 除雪トラック ロータリ除雪車 ダンプ 10ｔ ダンプ 10ｔ ショベル ショベル	2 1 3 1 1 2 2	借上 所有 所有 所有 借上 所有 借上	小型
	(株)石澤組	寿都町字開進町115-2	0136- 62-2084	ダンプ 凍結防止剤散布車 除雪ドーザ	2 1 5	所有 借上 所有	
	(株)寿都砕石	寿都町字矢追町595-2	0136- 62-2402	ダンプ 除雪トラック 除雪ドーザ	7 1 2	借上 借上 所有	
	星和運輸(有)	寿都町字磯谷町島古丹58	0136- 65-6311	除雪ドーザ	2	所有	
	小計				35		

町村名	機関名	所在地	電話番号	車種	台数	所有・借上の別	備考
蘭越町	小樽開発建設部 倶知安開発事務所 目名除雪ステーション	蘭越町字相生50	―	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ 小型除雪車 凍結防止剤散布車	5 1 1 1 1	所有 所有 所有 所有 所有	倶知安事務所0136-22-0133
	後志総合振興局 小樽建設管理部蘭越出張所 蘭越除雪ステーション	蘭越町蘭越町416	0136-57-5121	ロータリ除雪車 除雪トラック 除雪グレーダ 小型除雪車	2 5 1 2	所有 所有 所有 所有	
	後志総合振興局 小樽建設管理部蘭越出張所 昆布除雪ステーション	蘭越町字湯里420	―	ロータリ除雪車 除雪トラック 小型除雪車	2 4 1	所有 所有 所有	蘭越出張所0136-57-5121
	蘭越町	蘭越町蘭越町258-5	0136-57-5111	グレーダ ダンプ ショベルローダ ロータリ	1 5 6 2	所有 所有 所有 所有	
	(株)ナカジマ	蘭越町字三和1277-1	0136-56-2255	除雪トラック ショベルローダ	2 5	所有 所有	２台借上げ
	(有)長澤設備	蘭越町字大谷295-2	0136-57-5503	除雪トラック ショベルローダ	1 3	所有 所有	
	(有)北都運送	蘭越町字大谷243-2	0136-57-5523	除雪トラック ショベルローダ	4 4	所有 所有	
	林重機	蘭越町字黄金258-1	0136-58-2654	ダンプ ショベルローダ ロータリー	1 3 1	所有 所有 所有	
	(株)和島総業	蘭越町字吉国85-17	0136-57-6768	除雪トラック パワーショベル	1 1	所有 所有	
	楠村商事㈱	蘭越町昆布町377	0136-58-2426	除雪トラック ショベルローダ ロータリ	1 4 1	所有 所有 所有	
	(株)菅原組	蘭越町昆布町134-48	0136-58-2207	ショベルローダ	2	所有	
	小計				74		
ニセコ町	小樽開発建設部 倶知安開発事務所 ニセコ除雪ステーション	ニセコ町元町61-2	―	除雪トラック ロータリ除雪車	2 1	所有 所有	倶知安事務所0136-22-0133
	(株)ニセコ重機	ニセコ町字福井364番地	0136-58-2745	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル ダンプ	5 5 2 5 6	所有 所有 所有 所有・貸与 所有	
	牧野工業　(株)	ニセコ町字里見61番地1	0136-44-2280	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル ブルトーザー ダンプ 作業管理用車両	15 2 4 7 2 7 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有 所有	
	(有)中野産業	ニセコ町字ニセコ446番地	0136-58-2755	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル	14 4 4 10	所有・貸与 所有 所有 所有	
	アキ工業（株）	ニセコ町字富士見元町79番地45	0136-44-2032	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル	7 2 1 1	所有 所有 所有 所有	
	小計				107		

町村名	機関名	所在地	電話番号	車種	台数	所有・借上の別	備考
倶知安町	小樽開発建設部 倶知安開発事務所	倶知安町北7条東1	0136- 22-0133	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ 小形除雪車	5 2 1 1	所有 所有 所有 所有	
	後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所 倶知安除雪ステーション	倶知安町字旭67-1	―	ロータリ除雪車 除雪トラック 凍結防止剤散布車 小型除雪車	1 3 1 1	所有 所有 所有 所有	真狩出張所0136-45-2136
	倶知安町	倶知安町南３条東７丁目３	0136- 22-2220	ダンプ 除雪ドーザ 除雪グレーダ ロータリ除雪車 除雪トラック	2 3 1 3 1	所有 所有 所有 所有 所有	
	(株)北沢建設	倶知安町南4条東1丁目	0136- 22-1579	ダンプ10t ダンプ4ｔ 除雪ドーザ ブルドーザー ロータリ除雪車	2 1 5 1 1	所有 所有 所有 所有 所有	
	(有)倶知安運輸	倶知安町北6条東1丁目	0136- 22-1361	ダンプ 除雪ドーザ ユンボ 歩道用ロータリ	3 4 1 1	所有 所有 所有 所有	0.8ｔ
	角田重機(株)	倶知安町南4条東6丁目	0136- 22-2554	除雪ドーザ ロータリ除雪車	4 1	所有 所有	
	(株)竹山建設	倶知安町北1条東1丁目	0136- 22-1244	ダンプ 除雪ドーザ ブルドーザー ユンボ ロータリ除雪車 歩道用ロータリ	7 8 3 3 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有	
	(株)羊蹄工業	倶知安町字八幡425-15	0136- 22-2356	除雪ドーザ	5	所有	
	羊蹄運輸(有)	倶知安町字八幡301	0136- 22-1243	ダンプ ブルドーザー ユンボ 除雪ドーザ	4 1 1 2	所有 所有 所有 所有	
	ニセコ運輸(有)	倶知安町字峠下	0136- 22-0745	ダンプ 除雪ドーザ ロータリ除雪車 ユンボ	6 11 3 3	所有 所有 所有 所有	専用車３
	本田興業（株）	倶知安町北2条東1丁目	0136- 22-0198	除雪ドーザ	1	所有	
	大島産業（株）	倶知安町字高見	0136- 22-2776	ブルドーザー	1	所有	
	ようてい商事（株）	倶知安町南3条東6丁目	0136- 22-1755	ダンプ	2	所有	
	（有）ナカタ・ステーションリュウツー	倶知安町字琴平	0136- 21-7177	ダンプ	2	所有	
	(有)吉川建設工業	倶知安町字高砂145	0136- 23-2364	ダンプ 除雪ドーザ ロータリ除雪車 除雪トラック	3 3 1 1	所有 所有 所有 所有	専用車１
	小計				122		

町村名	機関名	所在地	電話番号	車種	台数	所有・借上の別	備考
積丹町	小樽開発建設部 小樽道路事務所 野塚除雪ステーション	積丹町字野塚135	―	除雪トラック	2	所有	小樽事務所0134-22-9116
	積丹町	積丹町大字美国町字船澗48	0135-44-2111	除雪ドーザー ロータリ除雪車	5 1	所有 所有	3台ﾛｰﾀﾘ兼用
	(株)しゃこたん興業	積丹町大字美国町字大沢604番地	0135-44-2700	除雪ドーザー 小型ドーザー ロータリ除雪車 小型ロータリ除雪車 ダンプ10t ダンプ 4t	4 2 1 1 4 4	所有 所有 所有 所有 所有 所有	内借上1 内借上1 内借上3
	小計				24		
古平町	小樽開発建設部 小樽道路事務所 古平除雪ステーション	古平町浜町461	―	除雪トラック ロータリ除雪車 小形除雪車 凍結防止剤散布車	2 2 1 1	所有 所有 所有 所有	小樽事務所0134-22-9116
	古平町	古平町大字浜町40番地4	0135-42-2181	除雪ドーザ ロータリ	3 2	所有 所有	 着脱式
	(株)福津組	古平町大字港町3番地	0135-42-2153	ダンプ 4t 除雪ドーザ 除雪トラック	1 5 1	借上 所有 所有	
	(有)横川建設工業	古平町大字新地町259番地	0135-42-3297	除雪ドーザ	3	所有	
	(有)大伸運輸	古平町大字浜町271番地の1	0135-42-2752	ダンプ 11t 除雪ドーザ	10 3	所有 所有	
	小計				34		
仁木町	仁木町	仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-2511	除雪ドーザ ロータリ 除雪トラック グレーダ	2 3 2 1	所有 所有 所有 所有	 内小型1台専用車
	(有)仁木重機	仁木町西町3丁目28番地	0135-32-3125	除雪ドーザ 除雪トラック	4 2	所有 所有	
	(有)仁木小型運輸	仁木町南町1丁目11番地	0135-32-2074	除雪ドーザ 除雪トラック	3 1	所有 所有	
	(株)木田建設	仁木町北町3丁目111番地	0135-32-3211	除雪ドーザ 除雪トラック ロータリ	2 1 1	所有 所有 所有	
	小計				22		

町村名	機関名	所在地	電話番号	車種	台数	所有・借上の別	備考
余市町	小樽開発建設部 小樽道路事務所 余市除雪ステーション	余市町大川町12-23-2	ー	除雪トラック ロータリ除雪車 小形除雪車	4 1 1	所有 所有 所有	小樽事務所0134-22-9116
	後志総合振興局 小樽建設管理部余市出張所 余市除雪ステーション	余市町黒川町1248	0135-23-2196	ロータリ除雪車 除雪トラック 除雪ドーザ 小型除雪車	3 9 1 2	所有 所有 所有 所有	
	余市町	余市町朝日町26番地	0135-21-2111	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ	3 2 2	所有 所有 所有	
	中村建設(株)	余市町黒川町1294番地6	0135-23-3830	ロータリ除雪車 除雪ドーザ 除雪トラック	4 5 1	所有 所有 所有	
	庄木興業(株)	余市町港町211番地	0135-23-5048	除雪ドーザ バックホウ	2 1	所有 所有	
	北悠建設(株)	余市町大川町15丁目6番地1	0135-23-7566	除雪ドーザ	1	所有	
	和田建設工業(株)	余市町大川町15丁目6	0135-22-6688	除雪ドーザ	1	所有	
	赤石建設(株)	余市町大川町11丁目40番地	0135-23-5111	除雪ドーザ 除雪ドーザ	1 2	所有 借上	
	古垣建設(株)	余市町入舟町126番地	0135-22-5578	除雪ドーザ	3	所有	
	東広建設(株)	余市町栄町395番地	0135-23-5777	除雪ドーザ	2	所有	
	(有)エイト産業	余市町美園町469番地	0135-22-4625	除雪ドーザ バックホウ	1 1	所有 所有	
	中山建設(株)	余市町沢町1丁目15番地	0135-22-5194	除雪ドーザ	3	所有	
	丸正自動車運輸(株)	余市町黒川町4丁目33番地	0135-23-5525	除雪ドーザ	1	所有	
	(株)堀川管工設備工業	余市町富沢町4丁目31番地	0135-23-3032	除雪ドーザ	2	所有	
	小計				59		
赤井川村	後志総合振興局 小樽建設管理部事業課 赤井川除雪ステーション	赤井川村字都43	ー	大型ロータリ除雪車 除雪トラック 小型ロータリー除雪車	1 2 1	所有 所有 所有	事業課0134-54-7670
	赤井川村	赤井川村字赤井川74-2 赤井川村字落合358	0135-34-6211	雪上車	1 1	所有 所有	
	八洲建設(株)	赤井川村字赤井川405	0135-34-6601	除雪ドーザ ロータリ 除雪トラック	4 3 3	所有 所有 所有	ユニック
	木村林業(株)	赤井川村字都190	0135-34-6800	除雪ドーザ ロータリ 除雪トラック タイヤショベル トラック ブルドーザー バックホウ	4 2 3 1 2 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有 所有	 2t 15tD50 0.2㎥
	(有)助っ人	赤井川村字都163-6	0135-34-6823	ダンプ ロータリ ユンボ タイヤショベル トラック	1 2 3 1 1	所有 所有 所有 所有 所有	2t ﾊﾝﾄﾞﾛｰﾀﾘ 0.2、0.1、0.08 7t セルフ
	中山建設(株)	赤井川村字赤井川310	0135-34-6122	タイヤショベル	1	所有	
	小計				39		
合計					688		

資料２－８－９　港湾等分布図

凡例

農林水産省所管

第一種漁港
第二種漁港
第三種漁港
第四種漁港

国土交通省所管

重要港湾
地方港湾
五十六条港湾
その他の空港
第二種空港
第三種空港

国際戦略港湾、国際拠点港

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号　平29情使、 第30号）

資料２－８－１０　港湾等整備状況

令和４年４月１日現在

町村名	位置 方位	位置 距離番号	施設名	所在地	連絡先・電話番号 ＊管理者連絡先	接岸可能トン数（重量ﾄﾝ数）	水深（m）	岸壁等の長さ（m）
泊村	北北西	2	茶津漁港	泊村大字堀株村字茶津	古宇郡漁業協同組合〔泊本所〕 0135-75-3111	漁船 3	-2.0	53
	〃	4	泊（後志）漁港	〃 大字泊村	古宇郡漁業協同組合〔泊本所〕 0135-75-3111	〃 30	-3.0～-4.0	458
	〃	8	盃漁港（カブト分区）	〃 大字盃村	古宇郡漁業協同組合〔盃支所〕 ―	〃 28	-3.0～-3.5	130
	〃	9	盃漁港	〃 大字興志内村	古宇郡漁業協同組合〔盃支所〕 ―	〃 15	-3.0	225
岩内町	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設水道部建設住宅課 0135-67-7097	貨物船 7,000	-8.0	266
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設水道部建設住宅課 0135-67-7097	貨物船 5,000	-7.5	261
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設水道部建設住宅課 0135-67-7097	貨物船 5,000	-7.5	130
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設水道部建設住宅課 0135-67-7097	貨物船 1,000	-5.0	225
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先、万代地先、大和地先	岩内町建設水道部建設住宅課 0135-67-7097	漁船 30	-4.0	1,298
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先、万代地先、大和地先	岩内町建設水道部建設住宅課 0135-67-7097	漁船 10	-3.0	649
	南南西	10	敷島内漁港	岩内町字敷島内	岩内町企画経済部企画産業課 0135-67-7096	漁船 3	-1.5	19
神恵内村	北北西	14	神恵内漁港	神恵内村大字神恵内村	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］ 0135-76-5021	漁船 20	-2.0～-3.5	545
	北北西	16	赤石漁港	神恵内村大字赤石村	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］ 0135-76-5021	漁船 5	-2.5	92
	北西	23	珊内漁港	神恵内村大字珊内村	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］ 0135-76-5021	漁船 5	-2.5	144
	北西	26	川白漁港	神恵内村大字珊内村字川白	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］ 0135-76-5021	漁船 10	-2.5～-3.0	250

町村名	位置		施設名	所在地	連絡先・電話番号 ＊管理者連絡先	接岸可能トン数 （重量ﾄﾝ数）	水深 （m）	岸壁等の長さ （m）
	方位	距離番号						
寿都町	南西	24	横澗漁港	寿都町字磯谷町横澗	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 5 10	-2.5 -3.0	283 100
	南西	27	鮫泊漁港	寿都町字磯谷町鮫取澗	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-1.5	41
	南西	30	美谷［歌棄］漁港	寿都町字歌棄町美谷	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	3 漁船 5 10	-2.0 -2.5 -3.0	31 138 30
	南南西	30超	有戸漁港	寿都町字歌棄町有戸	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 5 10	-2.5 -3.0	60 110
	南西	30超	樽岸漁港	寿都町字樽岸町建岩	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	接岸可能 岸壁無し	—	—
	南西	30超	寿都漁港	寿都町字大磯町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 5 20	-2.5 -3.5	575 673
	南西	30超	政泊漁港	寿都町字政泊町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-2.0	82
蘭越町	南西	21	尻別漁港	蘭越町港町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 5	-1.5	129
積丹町	北北西	30超	神岬漁港	積丹町大字神岬町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 3 10	-1.5 -3.0	30 45
	北北西	30超	余別漁港	積丹町大字余別町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	3 漁船 5 10 20	-2.0 -2.5 -3.0 -3.5	65 129 73 100
	北北西	30超	余別漁港（来岸分区）	積丹町大字余別町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 20	-3.5	190
	北	30超	野塚漁港	積丹町大字野塚町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	漁船 3 5	-2.0 -2.5	39 34
	北	30超	日司漁港	積丹町字日司	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	10 漁船 20	-3.0 -3.5	383 121
	北	30超	入舸漁港	積丹町大字入舸町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	3 漁船 5 10	-2.0 -2.5 -3.0	26 51 42
	北	30超	幌武意漁港	積丹町大字幌武意町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	10 漁船 20	-3.0 -3.5	143 60
	北北東	30超	美国漁港	積丹町字美国	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1390	5 漁船 10 50	-2.5 -3.0 -4.5	303 372 393

町村名	位置		施設名	所在地	連絡先・電話番号 ＊管理者連絡先	接岸可能トン数 （重量ﾄﾝ数）	水深 （m）	岸壁等の長さ （m）
	方位	距離番号						
古平町	北北東	28	古平漁港	古平町大字港町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1393	漁船 5 10 20 30 50 100	-2.5 -3.0 -3.5 -4.0 -4.5 -5.0	106 237 345 669 30 147
余市町	北東	29	余市漁港（湯内地区）	余市町豊浜町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1393	漁船 5 10 20	-2.5 -3.0 -3.5	45 34 8
	北東	29	余市漁港（島泊地区）	余市町潮見町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1393	接岸可能 岸壁無し	—	—
	北東	29	余市漁港（出足平地区）	余市町白岩町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1393	漁船 5 10	-2.5 -3.0	90 50
	北東	29	余市漁港（本港地区）	余市町入舟町	後志総合振興局産業振興部水産課 0136-23-1393	漁船 5 10 20	-2.5 -3.0 -3.5	72 72 189
	北東	29	地方港湾余市港	余市町港町地先	余市町建設水道部建設課 0135-21-2127	貨物船 1,000	-5.0	145
	北東	29	地方港湾余市港	余市町港町地先	余市町建設水道部建設課 0135-21-2127	漁船 20未満	-3.5	144
	北東	29	地方港湾余市港	余市町港町地先	余市町建設水道部建設課 0135-21-2127	漁船 20	-3.0	130
	北東	29	地方港湾余市港	余市町港町地先	余市町建設水道部建設課 0135-21-2127	漁船 50	-4.0	363

資料２－８－１１　船舶保有状況

１　町村

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置		港湾・漁港名	所属所	連絡先電話番号	船舶数（ ）は無線装備									船舶合計	乗船可能人員	地区人員
	方位	距離番号				0～1t	1～3t	3～5t	5～10t	10～20t	20～30t	30～50t	50t以上	1000t以上	（隻）	（人）	（人）
泊村	北北西	2	茶津漁港	古宇郡漁業協同組合［泊本所］	0135-75－3111										0	0	355
	北北西	4	泊（後志）漁港	古宇郡漁業協同組合［泊本所］	0135-75－3111	16	3	3	5 (5)	3 (1)					30 (6)	311	889
	北北西	9	盃漁港 (カブト地区)	古宇郡漁業協同組合［盃地区事業所］	－	7	3								10	23	127
	北北西	10	盃漁港 （盃地区）	古宇郡漁業協同組合［盃地区事業所］	－	7	3		5 (5)	2 (1)					17 (6)	182	156
			小計			30	9	3	10 (10)	5 (2)					57 (12)	516	1,527
岩内町	南	6	地方港湾 岩内港	岩内郡漁業協同組合	0135-62-1313	18	4	32 (15)	3 (2)	8 (8)					65 (25)	805	11,529
	南南西	10	敷島内漁港	岩内郡漁業協同組合	0135-62-1313										0	0	169
			小計			18	4	32 (15)	3 (2)	8 (8)					65 (25)	805	11,698
神恵内村	北北西	14	神恵内漁港	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］	0135-76-5021	13	7	4 (1)	5 (3)						29 (4)	188	606
	北北西	16	赤石漁港	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］	0135-76-5021	15	3	3 (1)							21 (1)	77	86
	北西	23	珊内漁港	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］	0135-76-5021	10	1	2							13	56	44
	北西	26	川白漁港	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］	0135-76-5021	10	2	6 (3)	1 (1)						19 (4)	90	52
			小計			48	13 0	15 (5)	6 (4)						82 (9)	411	788
寿都町	南西	27	横澗漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	16	1	6 (6)							23 (6)	101	257
	南西	28	鮫泊漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	2									2	6	18
	南西	29	美谷漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	16	2	6 (5)	1 (1)	2 (2)					27 (8)	142	73
	南南西	30超	有戸漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	21	7	3 (2)	2 (2)	3 (3)					36 (7)	174	460
	南西	30超	樽岸漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	2	4	4							10	33	237
	南西	30超	寿都漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	39	7	28 (22)	5 (5)	3 (3)					82 (30)	430	1,879
	南西	30超	政泊漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	3	0	1	1 (1)						5 0	18	7
			小計			99	21	48 (35)	9 (9)	8 (8)					185 (52)	904	2,931

町村名	位置		港湾・漁港名	所属所	連絡先電話番号	船舶数（ ）は無線装備									船舶合計	乗船可能人員	地区人員
	方位	距離番号				0～1t	1～3t	3～5t	5～10t	10～20t	20～30t	30～50t	50t以上	1000t以上	（隻）	（人）	（人）
蘭越町	南西	21	尻別漁港	寿都町漁業協同組合港町協力会	0136-62-2555	4		1							5	25	152
積丹町	北北東	30超	美国漁港	東しゃこたん漁業協同組合[美国支所]	0135-44-2311	50	24	9	9 (9)	3 (3)					95 (12)	337	1,147
	北	30超	幌武意漁港	東しゃこたん漁業協同組合[美国支所]	0135-44-2311	12	10	4	6 (6)						32 (6)	137	53
	北	30超	入舸漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	14	2	1	6 (6)						23 (6)	100	85
	北	30超	日司漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	31	4	1	11 (11)	1 (1)					48 (12)	235	123
	北	30超	野塚漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	14	3	1	3 (3)						21 (3)	84	162
	北北西	30超	余別漁港(来岸地区)	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	14	5	1	3 (3)	1 (1)					24 (4)	100	64
	北北西	30超	余別漁港(余別地区)	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	28	5	14	6 (6)	1 (1)					54 (7)	189	132
	北北西	30超	神岬漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	20	6	1							27	92	27
			小計			183	59	32	44 (44)	6 (6)					324 (50)	1,274	1,793
古平町	北北東	28	古平漁港	東しゃこたん漁業協同組合（本所）	0135-42-2511	31 (1)	23 (6)	7 (5)	16 (16)	7 (7)					84 (35)	430	2,850
余市町	北東	29	地方港湾余市港	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	23	19	11 (11)	3 (3)	7 (7)					63 (21)	660	16,362
	北東	29	余市漁港(本港地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	5	12	3 (3)							20 (3)	122	1,220
	北東	29	余市漁港(出足平地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	10	4	6 (6)							20 (6)	124	22
	北東	29	余市漁港(島泊地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	6	1								7	30	5
	北東	29	余市漁港(湯内地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	6	5	1 (1)							12 (1)	64	55
			小計			50	41	21 (21)	3 (3)	7 (7)					122 (31)	1,000	17,664
			合計			463	170 (6)	159 (81)	91 (88)	41 (38)	0	0	0	0	924 (213)	5,365	39,403

２　発電所周辺の定期航路船舶（一般旅客）

令和４年３月31日現在　北海道運輸局調べ

航　　路	船　種	総　トン　数	旅　客　定　員	トラック輸送能力	乗用車輸送能力
苫小牧～小樽～秋田～	自動車航送船	①　16,810　トン	746　人	158　台	65　台
新潟～敦賀～舞鶴		①　16,810	746	158	65
		②　14,173	600	150	22
①小樽～舞鶴		②　14,173	600	150	22
②小樽～新潟		③　18,229	846	146	58
③苫小牧～秋田		③　18,229	846	146	58
～新潟～敦賀		④　17,382	613	158	58
④苫小牧～敦賀		④　17,382	613	158	58
瀬　棚　～　奥　尻	自動車航送船	3,631	460	18	48
江　差　～　奥　尻					
函　館　～　青　森	自動車航送船	2,048	198	47	0
		1,958	103	47	0
		2,107	105	44	0
		2,949	300	60	0
		8,820	583	70	230
		8,828	583	70	230
		8,850	583	70	230
		8,851	583	70	230
函　館　～　大　間	自動車航送船	1,912	478	23	0
苫小牧　～　八　戸	自動車航送船	6,558	450	96	0
		9,483	600	68	30
		10,536	500	92	30
		8,543	494	82	0
室　蘭　～　八　戸	自動車航送船	7,005	600	92	0
苫小牧	自動車航送船	15,795	800	169	113
～　仙台		13,694	535	166	146
～　名古屋		15,762	783	184	47
苫小牧　～　大　洗	自動車航送船	11,410	154	160	62
		11,401	154	160	62
		13,816	590	0	0
		13,816	590	0	0
小樽～祝津	旅客船	19	84	0	0
～オタモイ周遊					
合　　計		31　隻	15,920	3,012	1,864

資料２－８－１２　防災関係機関所有船舶状況

１　北　海　道

令和４年４月１日現在

定係港	所属(連絡)先	船舶名	主 要 寸 法 (長さ、巾、深さ(m))	トン数 (トン)	速力 (ノット)	乗船定員 (人)	備　考
函 館	水産林務部水産局 漁業管理課	海王丸	49.20×7.80×4.19	306	16	28	

２　第一管区海上保安本部

令和４年４月１日現在

海上保安部署	所　在　地	船艇名	船　型　別	主　要　項　目		搭載人員 (人) 注１	所要時間 (h) 注２
				トン数 (トン)	長　さ (メートル)		
小樽海上保安部	小樽市港町5-2	しれとこ	1,000トン型巡視船	1,300	89	141	4
		えさん	1,000トン型巡視船	1,500	96	125	4
		ほろべつ	350トン型巡視船	230	56	36	4
		やぐるま	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
		すずかぜ	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
留萌海上保安部	留萌市大町3-37-1	ちとせ	500トン型巡視船	325	67	115	6
		はまなす	20メートル型巡視艇	26	20	26	6
函館海上保安部	函館市海岸町24-4	つがる	ヘリコプター１機搭載型巡視船	3,100	105	420	11
		おくしり	350トン型巡視船	335	56	47	11
		ゆきぐも	30メートル型巡視艇	100	32	36	11
		すずらん	20メートル型巡視艇	26	20	26	11
江差海上保安署	江差町字姥神町167	かむい	180トン型巡視船	195	46	28	6
瀬棚海上保安署	せたな町字三本杉30	あかしあ	20メートル型巡視艇	26	20	26	3
合　　計		13隻				1,078	

（注１）　船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合の人員

（注２）　平均速力約１５ノット（Ｋ）/毎時（ｈ）で計算

３　海上自衛隊艦艇（大湊警備区所在）

令和４年４月１日現在

定係港	所在地		艦艇名	艦種	主要項目					接岸距離
					トン数（トン）	長さ（メートル）	速力（ノット）	収容人員（名）	所要時間（ｈ）	
大湊	青森県むつ市大湊町4-1	第７護衛隊	ゆうだち	護衛艦ＤＤ	4,550	151	30	600	7～10	沖合800m（水深15m以深）
			まきなみ		4,650	151	30	600		
			すずなみ					600		
			しらぬい		5,050	151	30	600		
		第１５護衛隊	はまぎり		3,550	137	30	600		
			おおよど	護衛艦ＤＥ	2,000	109	27	400	7～10	
			ちくま					400		
		総監直轄	すおう	多用途支援艦ＡＭＳ	980	65	15	200	10	
函館	函館市大町10-3	第４５掃海隊	いずしま	掃海艇ＭＳＣ	510	54	14	70	20	漁港に接岸可能
			あおしま		510	54	14	70		
余市	余市郡余市町港町	第１ミサイル艇隊	わかたか	２００ｔミサイル艇ＰＧ	200	50	44	34	1	状況により接岸可能
			くまたか					34		
合計			12					4,208		

〔ヘリポート及び航空輸送に関する資料〕

資料２－８－13　ヘリコプター離着陸可能地分布図

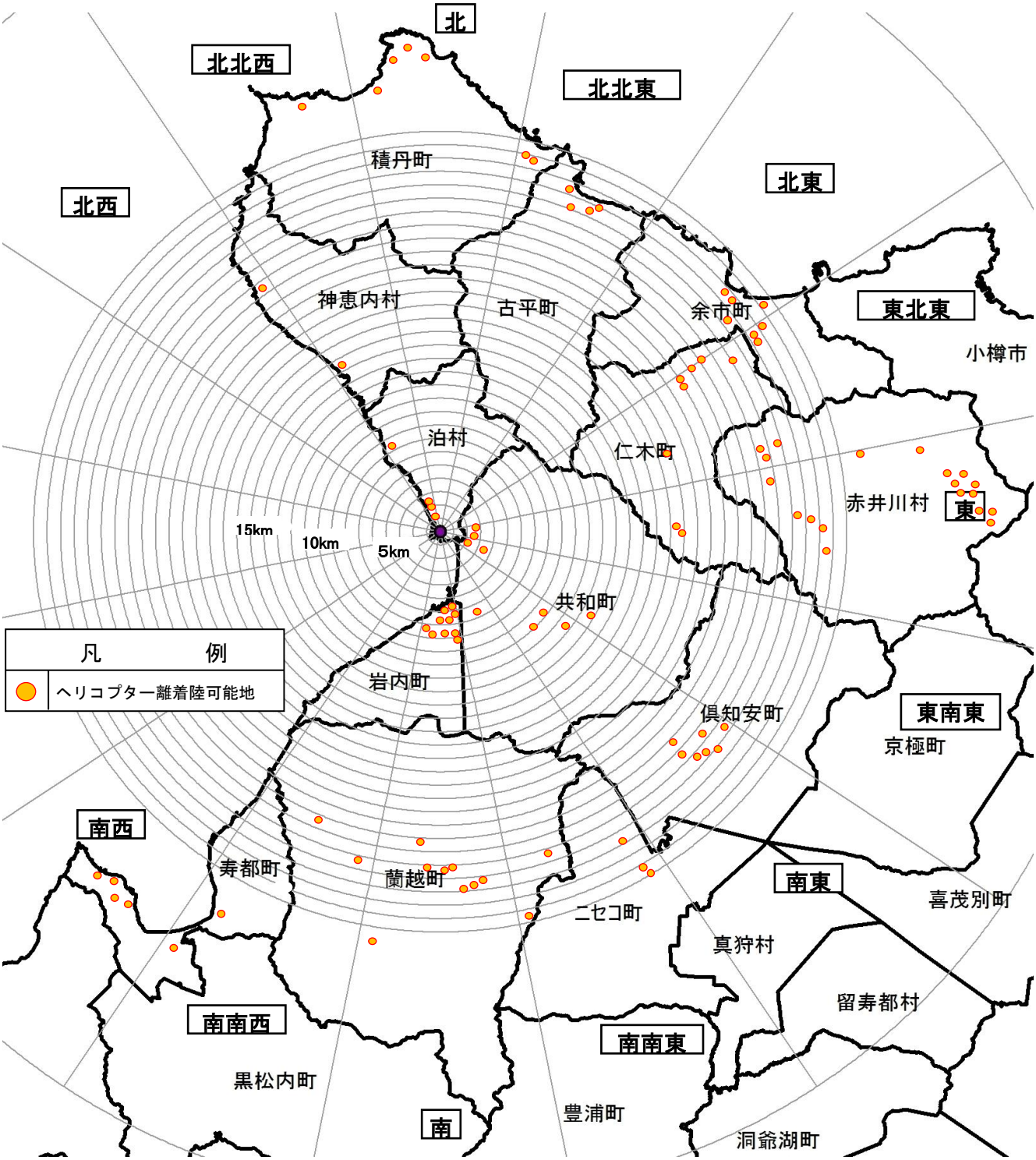

資料２－８－１４ ヘリコプター離着陸可能地

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置 方位	位置 距離番号	施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積（×m）	施設管理者及び電話番号
泊村	東南東	2	旧堀株小学校グランド	泊村大字堀株村35-1	堀株地区集会所隣接	30m×60m	泊村役場 0135-75-2021
	北北西	2	泊村山村広場	泊村茅沼村字南坂の上	泊中学校隣接	80m×120m	泊村教育委員会 0135-75-2321
	北北西	3	泊村公民館	泊村茅沼村172-7	泊村公民館隣接	64m×16m	泊村教育委員会 0135-75-3258
	北北西	8	泊小学校グランド	泊村盃村134-1	泊小学校隣接	80m×120m	泊村教育委員会 0135-75-2321
	小計			４ヶ所			
共和町	東	3	北電野球場	共和町宮丘91-17	北海道原子力環境センターから北北東へ600m	90m×80m	北電泊発電所総務課 0135-75-3331
	東	3	宮丘地区ヘリコプター離着陸スペース	共和町宮丘211-1	北海道原子力環境センターから北北東へ800m	20m×20m	北電泊発電所総務課 0135-75-3331
	東	3	町営採草地	共和町宮丘184-16	北海道原子力環境センターから北へ500m	90m×100m	共和町役場 0135-73-2011
	東南東	4	北辰小学校グランド	共和町発足2900	国道229号（大曲）から東へ500m	90m×160m	共和町教育委員会 0135-73-2011
	南南東	7	西陵小学校グランド	共和町梨野舞納42-3	共和町役場から西へ5.9ｋｍ	90m×120m	共和町教育委員会 0135-73-2011
	南東	10	共和町野球場	共和町南幌似37-2	共和町役場から北へ0.5ｋｍ	120m×100m	共和町教育委員会 0135-73-2011
	南東	11	北海道原子力防災センター駐車場	共和町南幌似141-1	共和町役場から南へ0.6km	45m×53m	北海道原子力防災センター 0135-71-2880
	南東	12	共和中学校グランド	共和町幌似2119	共和町役場から南東へ1.1ｋｍ	260m×100m	共和町教育委員会 0135-73-2011
	東南東	13	東陽小学校グランド	共和町国富20-2	共和町役場から東へ2.5ｋｍ	100m×100m	共和町教育委員会 0135-73-2011
	小計			９ヵ所			
岩内町	南	6	新港東埠頭	岩内町字大浜476	岩内町役場から北北東へ3.1ｋｍ	137m×77m	岩内町役場 0135-62-1011
	南	7	東小学校グランド	岩内町字東山130	岩内町役場から東へ1.4ｋｍ	110m×110m	岩内町教育委員会 0135-67-7099
	南	7	地域交流センターグランド	岩内町字高台203	岩内町役場から東へ0.5ｋｍ	110m×110m	岩内町役場 0135-62-1011
	南	7	西小学校グランド	岩内町字野束172-1	岩内町役場から西南西へ1ｋｍ	170m×170m	岩内町教育委員会 0135-67-7099
	南	7	東山公園	岩内町字東山9	岩内町役場から東北東へ1.6ｋｍ	120m×120m	岩内町役場 0135-62-1011
	南	8	第一中学校グランド	岩内町字宮園313-20	岩内町役場から東南東へ1.9ｋｍ	150m×150m	岩内町教育委員会 0135-67-7099
	南	8	第二中学校グランド	岩内町字野束41	岩内町役場から南西へ0.9ｋｍ	150m×150m	岩内町教育委員会 0135-67-7099
	南	8	岩内高等学校グランド	岩内町字宮園243-1	岩内町役場から南東へ0.8ｋｍ	170m×170m	岩内高等学校 0135-62-1445
	南	8	運動公園野球場	岩内町字宮園313	岩内町役場から東南東へ1.7ｋｍ	120m×91m	岩内町役場 0135-62-1011
	南	8	運動公園陸上競技場	岩内町字宮園313	岩内町役場から東南東へ1.8ｋｍ	160m×160m	岩内町役場 0135-62-1011
	南	8	運動公園多目的グランド	岩内町字宮園313	岩内町役場から東南東へ1.8ｋｍ	80m×50m	岩内町役場 0135-62-1011
	南	8	運動公園サッカー・ラグビー場	共和町老古美	岩内町役場から東南東へ1.9ｋｍ	70m×110m	岩内町役場 0135-62-1011
	小計			１２ヵ所			
神恵内村	北北西	14	神恵内村総合グラウンド	神恵内村大字神恵内村	神恵内小学校裏　北北西30m	117m×84m	神恵内村教育委員会 0135-76-5011
	北西	23	珊内防災広場	神恵内村大字珊内村	神恵内村日本郷土玩具館裏	50m×40m	神恵内村役場 0135-76-5011
	小計			２ヵ所			

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積（×m）	施設管理者及び電話番号
	方位	距離番号					
寿都町	南南西	30超	潮路小学校グランド	寿都町字歌棄町歌棄155	寿都町役場から東南東へ10ｋｍ	70m×100m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	南南西	30超	風太公園	寿都町字湯別町下湯別	寿都町役場から南東へ6.5ｋｍ	110m×75m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	南西	30超	寿都中学校グランド	寿都町字六条町290-1	寿都町役場から南東へ0.7ｋｍ	90m×100m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	南西	30超	寿都町防災広場	寿都町字渡島町	寿都町役場から南東へ0.2ｋｍ	36m×36m	寿都町役場 0136-62-2511
	南西	30超	寿都高等学校グランド	寿都町字新栄町166	寿都町役場から北西へ0.7ｋｍ	90m×100m	寿都高等学校 0136-62-2144
	南西	30超	寿都小学校グランド	寿都町字矢追町579	寿都町役場から北西へ0.7ｋｍ	70m×100m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	小計			６ヵ所			
蘭越町	南	24	旧三和小学校グラウンド	蘭越町字三和414-1	旧三和小学校地続き	105m×70m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南南西	24	旧御成小学校グラウンド	蘭越町字御成416-1	旧御成小学校地続き	105m×45m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南	26	蘭越高等学校グラウンド	蘭越町蘭越町475-16	蘭越高等学校地続き	150m×100m	蘭越高等学校 0136-57-5034
	南	26	蘭越町山村広場駐車場	蘭越町蘭越町241-23	蘭越町役場から西南西0.5ｋｍ	60m×35m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南	26	蘭越町総合運動公園	蘭越町蘭越町896	蘭越町役場から北東1.2ｋｍ	120m×100m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南南西	26	旧名駒小学校グラウンド	蘭越町名駒町396	旧名駒小学校地続き	48m×100m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南南東	26	旧湯里小学校グラウンド	蘭越町字湯里131	旧湯里小学校地続き	30m×70m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南	27	蘭越小学校グラウンド	蘭越町蘭越町222-53	蘭越小学校地続き	90m×60m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南	27	蘭越中学校グラウンド	蘭越町蘭越町514-6	蘭越中学校地続き	170m×190m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南	27	尻別川大谷地先（ヘリポート）	蘭越町字大谷地先	蘭越町栄橋から西0.8ｋｍ	20m×20m	小樽開発建設部蘭越河川事業所 0136-57-5331
	南南東	29	昆布小学校グラウンド	蘭越町昆布町309-1	昆布小学校地続き	65m×85m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南	30超	蘭越町目名サッカー場	蘭越町目名町221	旧目名小学校地続き	78m×115m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	小計			１２ヵ所			
ニセコ町	南南東	27	旧ニセコヘリポート	ニセコ町字曽我870番地6	旧ニセコヘリポート	45m×45m	ニセコ町役場 0136-44-2121
	南南東	30	ニセコ町陸上競技場	ニセコ町字富士見138番地1	ニセコ高校から南0.1km	100m×50m	ニセコ町教育委員会（総合体育館） 0136-44-2034
	南南東	30	ニセコ町運動公園	ニセコ町字富士見168番地4	ニセコ中学校から東0.2km	125m×65m	ニセコ町教育委員会（総合体育館） 0136-44-2034
	小計			３ヶ所			
倶知安町	南東	26	倶知安中央公園	倶知安町南3東4	倶知安役場から南東0.2km	135m×113m	倶知安町建設課 0136-56－8011
	南東	24	旭ヶ丘公園多目的広場	倶知安町字旭	倶知安農業高校から北へ0.5km	150m×200m	倶知安町建設課 0136-56－8011
	南東	26	倶知安小学校グラウンド	倶知安町南1東3	倶知安小学校から東へ0.1km	100m×100m	倶知安小学校 0136-22-1168
	南東	25	倶知安中学校グラウンド	倶知安町北5西2	倶知安中学校から北へ0.1km	150m×100m	倶知安中学校 0136-22-0192
	南東	26	旧東陵中学校グラウンド	倶知安町北6東9	東陵中学校から南へ0.1km	250m×100m	倶知安町総務課 0136-56-8000
	南東	25	倶知安西小学校グラウンド	倶知安町北6西3	倶知安西小学校から南へ0.1km	100m×100m	倶知安西小学校 0136-22-2125
	南東	24	倶知安町営球場	倶知安町字旭	倶知安農業高等学校から北へ0.3km	100m×100m	倶知安町社会教育課（総合体育館） 0136-22-2288
	小計			７ヵ所			

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積（×m）	施設管理者及び電話番号
	方位	距離番号					
積丹町	北北東	29	研修広場（美国小学校グラウンド）	美国町字大沢213番地1	美国小学校北東隣接	120m×120m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北北東	29	美国中学校グラウンド	美国町字大沢344番地1	美国中学校北東隣接	120m×110m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	旧幌武意小学校グラウンド	幌武意町44番地	旧幌武意小学校北東隣接	60m×50m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	旧入舸小学校グラウンド	入舸町字沢199番地	旧入舸小学校北東隣接	60m×60m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	野塚小学校グラウンド	野塚町326番地	野塚小学校北北東隣接	60m×70m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	日司地区緑地広場（日司小学校グラウンド）	日司町字日和山120番地	日司小学校から西南西へ70m	90m×90m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北北西	30超	余別小学校グラウンド	余別町字沢544番地1	余別小学校北東隣接	70m×100m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	小計			7ヵ所			
古平町	北北東	27	ほほえみくらすグラウンド	古平町大字浜町893番地5	古平町役場から南西へ600m	120m×120m	古平町教育委員会 0135-42-2590
	北北東	28	古平小学校グラウンド	古平町大字浜町932番地	古平町役場から西南西へ400m	100m×100m	古平町教育委員会 0135-42-2590
	北北東	28	古平中学校グラウンド	古平町大字浜町385番地	古平町役場から南東へ700m	150m×150m	古平町教育委員会 0135-42-2590
	北北東	28	中島グラウンド	古平町大字浜町1715番地1	古平町役場から南東へ700m	100m×100m	古平町役場 0135-42-2181
	小計			4ヵ所			
仁木町	東北東	26	旧町民野球場	仁木町北町8丁目25-1	ＪＲ仁木駅北1.2km	105m×105m	仁木町役場 0135-32-2511
	東北東	20	ふれあい遊トピア公園	仁木町大江1丁目929	ＪＲ然別駅南南西1.1km	120m×180m	仁木町役場 0135-32-2511
	東	18	銀山中学校グランド	仁木町銀山2丁目113	ＪＲ銀山駅東0.9km	100m×110m	銀山中学校 0135-33-5223
	東北東	25	仁木中学校グランド	仁木町北町4丁目52	ＪＲ仁木駅北1.0km	100m×110m	仁木中学校 0135-32-2079
	東北東	25	仁木小学校グランド	仁木町西町1丁目52	ＪＲ仁木駅西0.7km	60m×100m	仁木小学校 0135-32-2013
	東北東	25	消防仁木支署（ドクターヘリ専用）	仁木町西町１丁目5	ＪＲ仁木駅西0.6km	35m×60m	消防仁木支署 0135-32-2644
	東北東	26	フルーツパークにき（多目的活性化広場）	仁木町東町16丁目121	ＪＲ仁木駅南3.0km	71m×100m	仁木町役場 0135-32-2511
	東	17	銀山学園（ドクターヘリ専用）	仁木町銀山2丁目134	ＪＲ銀山駅北東0.7km	30m×55m	銀山学園 0135-33-5311
	小計			8ヵ所			
余市町	北東	28	都市公園予定地	余市町黒川町1268番地	余市町役場から南南東へ2.2km	100m×120m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	余市運動公園自由広場	余市町入舟町420番地1	余市町役場から南南東へ0.6km	70m×75m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	余市運動公園野球場	余市町入舟町514番地	余市町役場から南へ0.8km	90m×90m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	余市運動公園陸上競技場	余市町山田町12番地	余市町役場から南へ1.0km	45m×80m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	沢町小学校グラウンド	余市町沢町4丁目22番地	余市町役場から西北西へ1.1km	80m×100m	学校長 0135-22-3941
	東北東	29	余市農道離着陸場	余市町登町742番地9	余市町役場から南東へ3.4km	60m×920m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	30	大川小学校グラウンド	余市町大川町10丁目１番地	余市町役場から東へ1.5km	120m×120m	学校長 0135-22-3887
	小計			7ヵ所			

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積（×m）	施設管理者及び電話番号
	方位	距離番号					
赤井川村	東北東	25	赤井川村山村広場	赤井川村字赤井川72-6	赤井川小学校隣接 北緯43度04分49秒 東経140度48分41秒	120m×100m	赤井川村教育委員会 0135-34-6211
	東北東	25	赤井川中学校グラウンド	赤井川村字赤井川67	赤井川中学校隣接 北緯43度05分00秒 東経140度48分35秒	150m×140m	赤井川村教育委員会 0135-34-6211
	東	27	都小学校グラウンド	赤井川村字都113	都小学校隣接 北緯43度03分04秒 東経140度50分03秒	110m×110m	赤井川村教育委員会 0135-34-6211
	東	30超	旧落合小学校グラウンド	赤井川村字落合260	落合線交点から東へ300m 北緯43度04分47秒 東経140度53分12秒	100m×50m	赤井川村 0135-34-6211
	東	30超	キロロ１	キロロスキー場内	センターリフト乗り場前 北緯43度04分02秒 東経140度59分23秒	－	㈱キロロアソシエイツ 0135-34-7111
	東	30超	キロロ１０		圧雪車車庫前 北緯43度04分02秒 東経140度59分23秒	－	
	東	30超	キロロ２		長峰第１コース 北緯43度04分08秒 東経140度59分47秒	－	
	東	30超	キロロ３		長峰第２リフト乗り場前 北緯43度04分17秒 東経141度00分25秒	－	
	東	30超	キロロ４		パノラマコースお立ち台 北緯43度03分35秒 東経141度00分54秒	－	
	東	30超	キロロ５		朝里第２リフト乗り場前 北緯43度03分10秒 東経141度00分55秒	－	
	東	30超	キロロ６		余市第１Bコース 北緯43度03秒30秒 東経141度00分12秒	－	
	東	30超	キロロ７	第３駐車場	マウンテンホテル前 北緯43度04分17秒 東経140度59分17秒	120m×60m	
	東	30超	キロロ８	第６駐車場	ホテルピアノ前 北緯43度04分37秒 東経140度58分59秒	70m×70m	
	東	30超	キロロ９	キロロ入口	山村活性化支援センター前 北緯43度05分24秒 東経140度57分04秒	250m×60m	
	東北東	26	北後志消防組合赤井川支署	赤井川村字赤井川260-2	北後志消防組合赤井川支署隣接 北緯43度05分03秒 東経140度49分10秒	50m×60m	赤井川村 0135-34-6211
	東	29	AKAIGAWA TOMO PLAYPARK	赤井川村字明治56	AKAIGAWA TOMO PLAYPARK 隣接 北緯43度01分57秒 東経140度51分55秒	180m×70m	㈱ブルーウェーブスジャパン 0135-34-7575
	東北東	27	冷水トンネル駐車帯	赤井川村字日ノ出347-4	冷水トンネル隣接 北緯43度06分48秒 東経140度49分09秒	40m×50m	小樽建設管理部事業室事業課 0134-54-7670
	東	28	赤井川運輸敷地	赤井川村字明治24-2	赤井川運輸隣接 北緯43度02分38秒 東経140度51分14秒	100m×150m	㈲赤井川運輸 0135-34-6231
	東	27	都バス旋回場	赤井川村字都185-1	国道393号・道道余市赤井川線交点 北緯43度03分00秒 東経140度50分41秒	40m×20m	赤井川村 0135-34-6211
	小計			１９ヵ所			
合計				１０２ヵ所			

資料２－８－１５　ヘリコプター機数、運航所要時間

令和４年４月１日現在

所　属	所　在　地	機　　種		機数	搭乗定員	所要時間（距離／巡航速度）		備　考
		形　式	定員			距　離　（km）	時間（分）	
北海道警察	札幌市東区栄町（札幌飛行場内）	AW139	17	2	34	丘珠→泊　約68	約２０	巡航230km/h
		A109E	8	1	8	丘珠→泊　約68	約２０	巡航260km/h
		EC135P3H	8	1	8	丘珠→泊　約68	約２０	巡航230Km/h
		B412EP	15	1	15	丘珠→泊　約68	約２０	巡航213Km/h
	帯広市泉町（帯広空港内）	上記より１機を交代配備				帯広→泊　約220	約６０	
北海道	札幌市東区栄町964番地	AS365N3	14	1	14	丘珠→泊　約68	夏期：１８ 冬期：２２	夏期：巡航230Km/h 冬期：巡航185Km/h
		B-412EP	15	1	15	丘珠→泊　約68	約２０	巡航204Km/h
陸上自衛隊	札幌市東区丘珠 丘珠駐屯地	UH-1J	11	9	99	丘珠→泊　約68	約２２	巡航185Km/h
	旭川市春光町 旭川駐屯地	UH-1J	11	2	22	旭川→泊　約175	約５７	巡航185Km/h
	帯広市南町７ 帯広駐屯地	UH-1J	11	2	22	帯広→泊　約220	約７２	巡航185Km/h
海上自衛隊	青森県むつ市 大字城ヶ沢字早崎２ （大湊航空基地）	SH-60K	3	7	21	大湊→泊　約300	約９０	巡航220Km/h
航空自衛隊	千歳市平和 千歳基地	UH-60J	14	3	42	千歳→泊　約110	約３０	巡航220Km/h
	青森県三沢市後久保 三沢基地	CH-47	58	2	116	三沢→泊　約270	約８０	巡航250Km/h
海上保安庁	函館市 函館航空基地	S-76D	14	2	28	函館→泊　約144	約４０	巡航260km/h
	巡視船つがる（函館）	S-76D	14	1	14	函館→泊　約144	約４０	巡航260km/h
	釧路市 釧路航空基地	S-76C	14	2	28	釧路→泊　約300	約７２	巡航260km/h
	巡視船そうや（釧路）	S-76C	14	1	14	釧路→泊　約300	約７２	巡航260km/h
北海道開発局	札幌市東区丘珠町	B-412EPI	11	1	11	丘珠→泊　約68	約２４	巡航170Km/h
合　計				39	511			

（注）　定員は、パイロット、整備士等を含む搭乗定員である。

〔報道機関及び広報施設等に関する資料〕

資料２－８－１６　　主な報道機関一覧

令和４年12月２日現在　道広報広聴課調べ

報道機関名	所　在　地	電話番号(代表)	ＦＡＸ番号	夜間連絡先 (報道)
北海道新聞社	060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6	011-221-2111	011-210-5592	011-210-5590
朝日新聞北海道支社	060-8602 札幌市中央区北１条西１丁目６ さっぽろ創世スクエア９階	011-281-2131	011-221-5824	011-222-1601
毎日新聞北海道支社	060-8643 札幌市中央区北4条西6丁目1	0570-064-988	011-222-1049	011-231-3085
読売新聞北海道支社	060-8656 札幌市中央区北4条西4丁目1-8	011-242-3111	011-222-0490	011-231-1775
日本経済新聞社札幌支社	060-8621 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル2階	011-281-3211	011-281-0656	011-281-3212
産経新聞社札幌支局	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1-7 MMS札幌駅前ビル1階	011-241-0360	011-241-0361	011-241-0360
共同通信社札幌支社	060-0042 札幌市中央区大通西3丁目6 道新ビル6Ｆ	011-231-0825	011-221-8898	011-231-0825
時事通信社札幌支社	060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館8F	011-241-2801	011-241-2862	011-221-5342
日本放送協会札幌放送局 (NHK)	060-8703 札幌市中央区北1条西9丁目1-5	011-232-4001	011-231-4997	011-221-5097
北海道放送 (HBC)	060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5800	011-221-6807	011-232-5876
札幌テレビ放送 (STV)	060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1番 地1	011-241-1181	011-271-1535	011-272-8295
北海道テレビ放送 (HTB)	060-8406 札幌市中央区北1条西1丁目6番 地	011-233-6000	011-233-6008	011-205-7676
北海道文化放送 (uhb)	060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目1-5	011-214-5200	011-272-5506	011-214-5321
テレビ北海道 (TVh)	060-8517 札幌市中央区大通東6丁目12番 地4	011-232-1117	011-261-2185	011-232-7160

資料２－８－１７　広報施設の整備状況

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送区域	屋外子局設置台数	設置台数	地区世帯数（世帯）
	方位	距離								
泊村	北北西	4	泊村 有線放送施設	泊村 大字茅沼村臼別191-7	0135- 75-2021	随時	全村	18	888	863
共和町	南東	11	共和町 防災行政無線	共和町 南幌似38-2	0135- 73-2011	随時	全町	21	2,900	2,807
岩内町	南	7	岩内町 防災行政無線	岩内町 字高台134番地1	0135- 62-1011	随時	全町	5	7,409	6,534
神恵内村	北北西	14	神恵内村 情報通信基盤施設	神恵内村 大字神恵内村81番地20	0135- 76-5011	随時	全村	6	577	463
寿都町	南西	30超	寿都町	寿都町 字渡島町140番地1	0136- 62-2511	随時	全町	31	1,800	1,562
蘭越町	南	26	蘭越町行政通信システム	蘭越町蘭越町258番地5	0136- 57-5111	随時	全町	34	2,175	2,244
ニセコ町	南南東	30	ラジオニセコ (ｺﾐｭﾆﾃｨFM)	ニセコ町 字中央通33番地	0136- 55-5762	00:00 ～ 24:00	全町	ｽﾀｼﾞｵ １ヶ所 簡易 ｽﾀｼﾞｵ 1ヶ所	防災 ラジオ 個人 1,672 事業所 145 計 1,817	2,499 ＊世帯数・事業所数
			放送事業者 ㈱ニセコリゾート観光協会 ＦＭ放送事業部 周波数：76.2MHz							
倶知安町	南東	26	倶知安町 防災行政無線	倶知安町 北1条東3丁目3番地	0136- 56-8000	随時	全町	24	2,500	7,824
積丹町	北北東	30	積丹町地域情報通信基盤施設	積丹町 大字美国町字船澗48番地5	0135- 44-2111	随時	全町	40	1,100	1,062
古平町	北北東	28	古平町 防災無線施設	古平町 大字浜町40番地4	0135- 42-2181	随時	全町	28	1,484	1,696
仁木町	東北東	25	仁木町 防災行政無線	仁木町 西町1丁目36番地1	0135- 32-3953	随時	全町	35	1,595	1,675
赤井川村	東北東	25	赤井川村 防災行政無線	赤井川村 字赤井川74-2	0135- 34-6211	随時	全村	20	518	709

〔避難者収容施設に関する資料〕

資料２－８－１８　避難者収容施設の状況

1　避難・退避所として利用できる施設の状況

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置 方位	位置 距離	名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
泊村	東南東	2	堀株地区集会所	泊村大字堀株35-1	0135-75-2717	有	鉄筋コンクリート	172	
	北北西	2	渋井地区集会所	泊村大字堀株字渋井132	0135-75-2733	有	鉄筋コンクリート	103	
	北北西	2	とまり保育所	泊村大字茅沼村6-2	0135-75-2330	有	鉄筋コンクリート造	253	
	北北西	2	泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上6-3	0135-75-2203	有	鉄筋コンクリート鉄骨造	1,900	
	北	3	泊村総合福祉センター	泊村大字茅沼村500-2	0135-65-2277	有	鉄筋コンクリート鉄骨造	620	
	北	3	泊村養護老人ホームむつみ荘（放射線防護施設）	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	有	鉄筋コンクリート	103	定員30名
	北	3	泊村特別養護老人ホームむつみ荘（放射線防護施設）	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	有	鉄筋コンクリート	84	定員60名
	北北西	3	茅沼地区集会所	泊村大字茅沼村672-2	0135-75-2004	有	鉄筋コンクリート	221	
	北北西	3	泊村公民館	泊村大字茅沼村172-7	0135-75-3258	有	鉄筋コンクリート	511	
	北北西	4	臼別地区集会所	泊村大字茅沼村字臼別196-5	0135-75-2351	有	鉄筋コンクリート	144	
	北北西	4	泊村アイスセンター	泊村大字泊村１	0135-65-2578	有	鉄筋コンクリート鉄骨造	592	
	北北西	4	泊地区集会所	泊村大字泊村47-4	0135-75-4150	有	鉄筋コンクリート	344	
	北北西	5	照岸・糸泊地区集会所	泊村大字泊村81-7	0135-75-3758	有	鉄筋コンクリート	143	
	北北西	8	泊小学校（放射線防護施設）	泊村大字盃村134-1	0135-75-2003	有	鉄筋コンクリート造	760	
	北北西	9	盃地区集会所	泊村大字興志内村1-2	0135-75-2302	有	鉄筋コンクリート	154	
			小　計	１５施設				6,104	
共和町	東	3	ほくでん体育館	共和町宮丘184-34	0135-74-3403	有	鉄筋コンクリート造	778	
	東	3	共和町農村環境改善センター	共和町宮丘184-11	0135-74-3925	無	鉄骨造	303	
	東南東	4	北辰小学校	共和町発足2900	0135-74-3324	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,035	
	東	4	宮丘地区寿の家	共和町宮丘423-7	0135-74-3856	有	木　造	137	
	東	5	聖賢寺	共和町宮丘761-1	0135-74-3905	無	木　造	200	
	南東	5	梨野舞納地区住民センター	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3855	無	木　造	151	
	南東	5	梨野舞納体育館	共和町梨野舞納330-1	－	無	鉄骨造	235	
	南東	5	はまなす幼児センター	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	有	鉄骨造平屋建ＡＬＣ版張	351	
	東南東	5	発足コミュニティーセンター	共和町発足18	－	有	木　造	70	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
共和町	東南東	6	発足克雪管理センター	共和町発足14-8	0135-74-3001	有	鉄骨造２階建	127	
	東南東	6	ＪＡきょうわ発足支所	共和町発足190	0135-74-3011	無	鉄筋コンクリート造	91	
	東	6	専念寺	共和町発足8-2	0135-74-3739	無	木　造	200	
	南南東	7	憩いの家	共和町梨野舞納54-61	0135-62-6463	無	木　造	100	
	南南東	7	西部住民センター	共和町梨野舞納47-3	0135-62-8932	有	鉄筋コンクリート造	157	
	南南東	7	西陵小学校	共和町梨野舞納42-3	0135-62-5675	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,044	
	南東	8	大谷地コミュニティセンター	共和町前田111-5	0135-73-2880	無	木　造	71	
	南東	8	前田地区寿の家	共和町前田11-94	0135-73-2872	有	木　造	190	
	南東	8	中央幼児センター	共和町前田11-15	0135-73-2116	有	鉄骨造平屋建ＡＬＣ版張	525	
	南東	8	ＪＡきょうわ本所	共和町前田167	0135-73-2121	無	鉄筋コンクリート造	201	
	南東	9	鳳翔寺	共和町前田97	0135-73-2812	無	木　造	200	
	南南東	9	晃円寺	共和町老古美22-2	0135-62-2061	無	木　造	150	
	南東	10	明善寺	共和町南幌似83-3	0135-73-2554	無	木　造	150	
	南東	10	孝修寺	共和町南幌似6	0135-73-2570	無	木　造	200	
	南東	10	かかし古里館	共和町南幌似103-13	0135-73-2617	有	鉄筋コンクリート造	190	
	南東	11	共和町生涯学習センター	共和町南幌似37-22	0135-73-2508	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	1,120	
	南東	11	共和町特別養護老人ホーム（放射線防護施設）	共和町南幌似57-13	0135-71-2580	有	鉄骨造平屋建ＡＬＣ版張	50	入所者のみ対象
	南東	11	共和町保健福祉センター（放射線防護施設）	共和町南幌似57-12	0135-73-2292	有	鉄骨造平屋建ＡＬＣ版張	180	
	南東	11	西村計雄記念美術館	共和町南幌似143-2	0135-71-2525	無	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	455	
	南東	12	共和中学校	共和町幌似2119	0135-73-2333	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,718	
	東南東	13	東陽小学校	共和町国富20-2	0135-72-1163	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,555	
	東南東	13	国富地区住民センター	共和町国富31-1	0135-72-1860	有	木　造	167	
	東南東	13	照光寺	共和町国富334	0135-72-1476	無	木　造	50	
	東南東	15	西隆寺	共和町小沢126	0135-72-1863	無	木　造	200	
	東南東	16	小沢地区住民センター	共和町小沢95-256	0135-72-1833	有	木造平屋建ＡＬＣ版張	140	
	東南東	16	小沢体育館	共和町小沢95-30	0135-72-1864	有	鉄骨造	363	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
共和町	東南東	16	共和町ふれあいセンター	共和町小沢95-30	0135-72-1862	無	鉄骨造平屋建ＡＬＣ版張	103	
	東南東	16	共和町いきいきセンター	共和町小沢95-30	0135-72-1101	無	鉄骨造平屋建ＡＬＣ版張	263	
			小計	３８施設				13,220	
岩内町	南	7	岩内地域人材開発センター	岩内町字東山8-16	0135-62-2183	有	鉄筋コンクリート造	695	
	南	7	東山保育所	岩内町字東山9	0135-62-1340	有	コンクリートブロック造、鉄骨造	296	
	南	7	東小学校	岩内町字東山130	0135-62-0246	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	2,687	
	南	7	本弘寺	岩内町字東山11-3	0135-62-0435	無	木　造	284	
	南	7	願誠寺・高田幼稚園	岩内町字栄136	0135-62-1241	無	木　造	732	
	南	7	地域交流センター・町民体育館	岩内町字高台202	0135-62-0146	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	3,724	
	南	7	働く婦人の家	岩内町字高台6	0135-62-7462	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	318	
	南	7	岩内町保健センター（放射線防護施設）	岩内町字高台134-1	0135-67-7086	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	160	
	南	7	光照寺	岩内町字高台131	0135-62-0137	無	木　造	432	
	南	7	蓮華寺	岩内町字高台13-1	0135-62-0265	無	木　造	151	
	南	7	全修寺	岩内町字高台25	0135-62-0166	無	木　造	660	
	南	7	帰厚院	岩内町字高台143	0135-62-0123	無	木　造	290	
	南	7	老人福祉センター	岩内町字清住166	0135-62-3328	有	鉄筋コンクリート造	572	
	南	7	西保育所	岩内町字相生12-13	0135-62-1162	有	鉄筋コンクリート造	379	
	南	7	智恵光寺	岩内町字清住229	0135-62-1379	無	木　造	411	
	南	7	北海道岩内高等学校	岩内町字宮園43-1	0135-62-1445	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	3,914	
	南	7	中央保育所	岩内町字宮園7-1	0135-62-2466	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	537	
	南	7	岩内神社	岩内町字宮園41	0135-62-0143	無	木　造	290	
	南	7	西小学校（放射線防護施設）	岩内町字野束172-1	0135-62-0263	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	3,584	
	南	7	岩内厚生園	岩内町字宮園1-2	0135-62-0729	有	鉄筋コンクリート造	55	
	南	7	七福神恵比寿館	岩内町字栄7-3	0135-62-2200	有	鉄筋コンクリート造	56	
	南	8	第一中学校	岩内町字宮園313-20	0135-62-0333	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	2,715	
	南	8	第二中学校	岩内町字野束41	0135-62-0289	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	3,421	
	南	8	デイサービスセンター	岩内町字野束69-35	0135-61-2046	有	鉄筋コンクリート造	213	
	南	8	コミュニティホーム岩内（放射線防護施設）	岩内町字野束69-35	0135-62-3800	有	鉄筋コンクリート造	150	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
岩内町	南	10	いわない高原ホテル	岩内町字野束505	0135-62-5101	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	1,124	
	南	10	岩内あけぼの学園（放射線防護施設）	岩内町字野束210	0135-62-9701	有	鉄筋コンクリート造	100	
			小計	２７施設				27,950	
神恵内村	北北西	14	神恵内保育所	神恵内村大字神恵内村字横澗20-4	0135-76-5070	無	鉄筋コンクリート造２階建	338	
	北北西	14	漁村センター	神恵内村大字神恵内村65-1	0135-76-5672	有	鉄筋コンクリート造２階建	693	
	北北西	14	神恵内小学校	神恵内村大字神恵内村字横澗154	0135-76-5206	無	鉄筋コンクリート造２階建	815	
	北北西	14	神恵内中学校	神恵内村大字神恵内村字横澗11-7	0135-76-5301	有	鉄筋コンクリート造３階建	831	
	北北西	14	神恵内ハイツ９９８（放射線防護施設）	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	0135-76-5998	有	鉄筋コンクリート造２階建	171	
	北西	17	赤石集会所	神恵内村大字赤石村23-1	0135-76-5621	有	鉄筋コンクリート造２階建	229	
	北西	23	珊内集会所	神恵内村大字珊内村52-27	0135-77-6248	有	鉄筋コンクリート造平屋建	127	
	北西	26	川白ふれあいセンター	神恵内村大字珊内村川白	0135-77-6044	有	鉄筋コンクリート造３階建	189	
			小計	８施設				3,393	
寿都町	南西	24	磯谷会館	寿都町字磯谷町島古丹1	－	有	木造	50	
	南西	27	横澗会館	寿都町字磯谷町横澗1	－	有	木造	50	
	南西	28	鮫取澗会館	寿都町字磯谷町鮫取澗189	－	有	木造	30	
	南西	29	美谷会館	寿都町字歌棄町美谷156-2	－	有	木造	40	
	南南西	30超	有戸・種前地区会館	寿都町字歌棄町有戸170-1	－	有	木造	30	
	南南西	30超	歌棄会館	寿都町字歌棄町歌棄346-1	－	有	木造	50	
	南南西	30超	潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155	0136-64-5003	有	鉄筋コンクリート	210	
	南南西	30超	湯別自然体験学習会館	寿都町字湯別町下湯別319	－	有	鉄筋コンクリート	90	
	南南西	30超	湯別会館	寿都町字湯別町上湯別103	－	有	木造	40	
	南南西	30超	寿都温泉ゆべつのゆ	寿都町字湯別町下湯別462	0136-64-5211	有	鉄筋コンクリート	420	
	南南西	30超	農村活性化センター	寿都町字湯別町下湯別461-1	－	有	鉄筋コンクリート	200	
	南西	30超	樽岸生涯学習研修会館	寿都町字樽岸町樽岸172	－	有	鉄筋コンクリート	80	
	南西	30超	樽岸会館	寿都町字樽岸町樽岸152-1	－	有	木造	50	
	南西	30超	寿都中学校	寿都町字六条町290-1	0136-62-2158	有	鉄筋コンクリート	390	
	南西	30超	六開岩会館	寿都町字開進町173-2	－	有	木造	30	
	南西	30超	寿都町総合文化センター	寿都町字開進町187-1	0136-62-2100	有	鉄筋コンクリート	300	
	南西	30超	寿都町こどもふれあいセンター	寿都町字開進町187-1	0136-62-2637	有	木造	360	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
寿都町	南西	30超	寿都町総合体育館	寿都町字開進町187-10	0136-62-3391	有	木造一部鉄筋コンクリート	410	
	南西	30超	渡島会館	寿都町字渡島町140-2	－	有	鉄筋モルタル	50	
	南西	30超	新栄会館・青少年研修会館	寿都町字新栄町96-1	－	有	木造	70	
	南西	30超	産業・大磯会館	寿都町字大磯町81-1	－	有	木造	40	
	南西	30超	寿都高等学校	寿都町字新栄町136	0136-62-2144	有	鉄筋コンクリート	300	
	南西	30超	寿都町観光交流センター	寿都町字大磯町29-1	0136-62-2550	有	鉄筋コンクリート	150	
	南西	30超	寿都小学校	寿都町字矢追町801-1	0136-62-2030	有	鉄筋コンクリート	260	
	南西	30超	矢追会館	寿都町字矢追町91	－	有	木造	30	
	南西	30超	政泊会館	寿都町字政泊町弁慶56	－	有	木造モルタル	10	
			小計	２６施設				3,740	
蘭越町	南西	21	蘭越町港直売センター（道の駅「シェルプラザ・港」）	港町1390-1	0136-56-2700	有	鉄筋コンクリート造	30	
	南南西	23	旧御成小学校	蘭越町字御成416-1	0136-56-2830	有	木造	293	
	南南西	23	御成地区生活改善センター	蘭越町字御成423-5	0136-56-2361	有	ブロック造	93	
	南南西	23	初田地区集会所	蘭越町字初田248-2	0136-56-2571	有	木造	46	
	南	23	蘭越町克雪管理センター	蘭越町字豊岡419-3	0136-57-6343	有	鉄骨造	102	
	南	23	蘭越町地場産業振興コミュニティセンター	蘭越町字吉国922-2	0136-57-5809	有	ブロック造	66	
	南	23	蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里	蘭越町字三和414-1	0136-56-2351	有	木造	135	
	南	23	三和へき地保健福祉館	蘭越町字三和409-1	0136-57-5111	有	ブロック造	129	
	南	24	豊国上地区地域研修センター	蘭越町字豊国232-2	0136-57-5040	有	木造	46	
	南	24	豊国下集会所	蘭越町字豊国535-1	0136-57-5244	有	木造	18	
	南南西	25	名駒地区生活改善センター	蘭越町名駒町210-9	0136-56-2360	有	ブロック造	203	
	南南西	25	瑞龍寺	蘭越町名駒町364	0136-56-2016	有	木造	200	
	南南西	26	蘭越町粗大ごみ処理施設	蘭越町字鮎川153-2	0136-57-5111	有	木造	200	57-6062(行政通信システム)
	南南東	25	日出ふれあいセンター	蘭越町字日出100-6	0136-58-2451	有	木造	37	
	南	25	旧蘭越地区研修センター	蘭越町蘭越町491	－	有	ブロック造	92	
	南	25	蘭越町総合体育館	蘭越町蘭越町428-1	0136-57-6765	有	鉄筋コンクリート造	1,102	
	南	25	蘭越町山村開発センター	蘭越町蘭越町258-6	0136-57-5286	有	鉄筋コンクリート造	313	
	南	26	蘭越小学校	蘭越町蘭越町222-1	0136-57-5134	有	鉄筋コンクリート造	1270	
	南	26	蘭越上地域振興センター	蘭越町蘭越町944-2	0136-57-6657	有	ブロック造	107	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
蘭越町	南	26	蘭越町民センターらぶちゃんホール	蘭越町蘭越町43-1	0136-57-5030	有	鉄筋コンクリート造	256	
	南	26	蘭越町ふれあいプラザ２１	蘭越町蘭越町8-2	0136-57-5203	有	鉄筋コンクリート造	65	
	南	26	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	有	鉄筋コンクリート造	2373	
	南	26	法誓寺	蘭越町字大谷287	0136-57-5404	有	木造	152	
	南	26	蘭越町農村研修センター	蘭越町字大谷439-11	0136-57-6581	有	鉄筋コンクリート造	212	57-7020（行政通信システム）
	南	26	大谷団地集会所	蘭越町字大谷357-1	－	有	木造	20	58-7014（行政通信システム）
	南南東	27	黄金地区共同利用集会所	蘭越町字黄金277	－	有	木造	70	
	南南東	27	昆布活性化センター	蘭越町昆布町114-4	0136-58-2110	有	鉄筋コンクリート造	139	
	南	27	淀川コミュニティセンター	蘭越町字大谷510-3	0136-57-5836	有	木造	52	
	南南東	28	昆布小学校	蘭越町昆布町309-1	0136-58-2240	有	鉄筋コンクリート造	656	
	南	28	水上地区集会所	蘭越町字水上95	0136-57-6079	有	木造	17	55-3490（行政通信システム）
	南	30超	旧目名小学校	蘭越町目名町221	0136-57-5111	有	鉄筋コンクリート造	558	
	南	30超	目名地区生活改善センター	蘭越町目名町393-2	0136-55-3534	有	ブロック造	151	
	南	30超	田下地区集会所	蘭越町字田下83-2	0136-55-3066	有	ブロック造	61	
	南	22	三和一町内会館	蘭越町字三和381-7	0136-56-2632	無	木造	65	
	南南西	25	旧名駒小学校	蘭越町名駒町396	0136-57-5111	無	鉄筋コンクリート造	427	56-7021（行政通信システム）
	南南西	24	共栄農事組合研修センター	蘭越町字共栄111-1	－	無	木造	28	
	南西	21	港分団消防会館	蘭越町港町1415-4	0136-57-5010	無	1階 ｾﾗﾐｯｸﾌﾞﾛｯｸ 2階 木造	68	
	南西	21	介護予防拠点センターみなと	蘭越町港町617	0136-56-2221	無	鉄筋コンクリート造	115	
	南	25	蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町250-1	0136-57-6969	無	鉄筋コンクリート造	257	
			小計	３７施設				10,224	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町役場	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	無	鉄筋コンクリート造	120	
	南南東	30	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234	有	鉄筋コンクリート造	520	
	南南東	30	ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	0136-44-1100	有	鉄筋コンクリート造	310	
	南南東	30超	近藤地域コミュニティセンター	ニセコ町字近藤258番地35	－	有	木造一部ＲＣ造	80	
	南南東	30超	元町地域コミュニティセンター	ニセコ町字元町240番地	0136-44-2094	有	木造一部ＲＣ造	80	
	南南東	30超	里見地域コミュニティセンター	ニセコ町字里見67番地4	－	有	木造	50	
	南南東	28	ニセコ地域コミュニティセンター	ニセコ町字ニセコ138番地8	－	有	木造	50	
	南南東	30	福井地区コミュニティセンター	ニセコ町字福井379番地2	－	有	木造	130	
	南南東	30	西富地区町民センター	ニセコ町字西富171番地7	0136-58-2251	有		69	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
ニセコ町	南南東	28	ニセコ町曽我活性化センター	ニセコ町字曽我127番地1	－	有	鉄筋コンクリート造	90	
	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見1番地	0136-44-2252	有	鉄筋コンクリート造	900	
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	有	鉄筋コンクリート造	250	
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	有	鉄筋コンクリート造	810	
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見138番地	0136-44-2224	有	鉄筋コンクリート造	960	
	南南東	30	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2034	有	ＲＣ一部鉄骨造	520	
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-1950	有	鉄筋コンクリート造	140	福祉
	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2700	有	鉄筋コンクリート造	490	福祉
	南南東	30	有島アートギャラリー	ニセコ町字有島57番地11	0136-44-3245	無	鉄筋コンクリート造	217	
	南南東	30	ニセコ町学習交流センター	ニセコ町字本通105番地10	0136-43-2155	無	鉄筋コンクリート造	46	
	南南東	30	ニセコ町国際交流施設（北海道ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙｽｸｰﾙニセコ校）	ニセコ町字富士見12番地	0136-55-5252	有	鉄骨造	130	福祉
			小計	20施設				5,962	
倶知安町	南東	26	東小学校	倶知安町北4条東9丁目	0136-22-5255	有	鉄筋コンクリート造	1,051	８カ所に集約
	南東	26	文化福祉センター	倶知安町南3条東4丁目	0136-22-4151	有	鉄筋コンクリート造	1,161	
	南東	26	倶知安小学校	倶知安町南3条東3丁目	0136-22-1168	有	鉄筋コンクリート造	1,678	
	南東	24	北陽小学校	倶知安町北6条西2丁目	0136-22-0498	有	鉄筋コンクリート造	897	
	南東	25	倶知安中学校	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-0192	有	鉄筋コンクリート造	1,580	
	南東	25	西小学校	倶知安町南6条西3丁目	0136-22-2125	有	鉄筋コンクリート造	1,181	
	南東	25	総合体育館	倶知安町南3条西4丁目	0136-22-2288	有	鉄骨鉄筋コンクリート造	1,482	
	南東	26	サンスポーツランドくっちゃん	倶知安町字樺山	0136-23-3220	有	鉄骨鉄筋コンクリート造	25	
			小計	８施設				9,055	
積丹町	北北東	29	美国小学校（放射線防護施設）	積丹町美国町字大沢214番地甲の1	0135-44-2044	有	鉄筋コンクリート	1,452	
	北北東	29	美国中学校	積丹町美国町字大沢351番地2	0135-44-2047	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	720	
	北北東	30	Ｂ＆Ｇ海洋センター	積丹町美国町字大沢392番地2	0135-44-3260	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	708	
	北北東	27	川上町営牧野看視舎	積丹町美国町字ヤケノ804番地	－	有	木造	29	
	北北東	30	研修センター	積丹町美国町字美良波115番地5	0135-44-3466	有	鉄骨造	221	
	北北東	30	総合文化センター	積丹町美国町船潤48番地12	0135-44-2111	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	1,203	
	北	30超	婦美会館	積丹町婦美町字婦美519番地１	0135-44-2620	有	木造	160	
	北	30超	丸山会館	積丹町野塚町字丸山1101番地1	0135-45-6303	有	木造	105	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
積丹町	北	30超	旧幌武意小学校	積丹町幌武意町字番屋の沢27番地1	－	有	鉄筋コンクリート・鉄骨・木造	347	
	北	30超	寿の家	積丹町幌武意町字番屋の沢24番地1	0135-45-6233	有	木造	100	
	北	30超	旧入舸小学校	積丹町入舸町158番地1	－	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	387	
	北	30超	入舸会館	積丹町入舸町487番地1	0135-45-6556	有	木造	113	
	北	30超	日司小学校	積丹町日司町233番地1	0135-45-6075	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	440	
	北	30超	日司みなと防災センター	積丹町日司町127番地	0135-45-6205	無	鉄筋コンクリート・木造造	70	
	北	30超	野塚小学校	積丹町野塚町326番地	0135-45-6009	有	鉄骨造・木造	508	
	北	30超	野塚地区ふれあい交流館	積丹町野塚町字新道220番地1	0135-45-6904	有	鉄筋コンクリート・木造造	155	
	北	30超	岬の湯しゃこたん	積丹町野塚町字ウエント川の上212番地1	0135-47-2050	有	鉄筋コンクリート・木造造	242	
	北北西	30超	来岸会館	積丹町来岸町21番地7	0135-46-5036	有	木造	82	
	北北西	30超	余別地区コミュニティセンター	積丹町余別町字沢544番地1	0135-46-5476	有	木造	116	
	北北西	30超	余別小学校	積丹町余別町字沢544番地1	0135-46-5002	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	445	
	北北西	30超	神岬会館	積丹町神岬町39番地1	0135-46-5054	有	木造	164	
			小計	２１施設				7,767	
古平町	北北東	24	明和地区集会所	古平町浜町1099番地54	－	有	木造	60	
	北北東	27	ふれあいセンターさわえ	古平町沢江町5番地	－	無	鉄骨	67	
	北北東	27	ほほえみくらす	古平町浜町893番地5	0135-42-2500	有	鉄筋コンクリート	1,500	
	北北東	27	いこいの家	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4300	有	鉄筋コンクリート	195	
	北北東	27	れい明会館	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4500	有	鉄筋コンクリート	330	
	北北東	27	共働の家（放射線防護施設）	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4500	有	鉄筋コンクリート一部木造	75	
	北北東	27	元気プラザ	古平町浜町644番地	0135-42-2182	無	鉄筋コンクリート一部鉄骨	161	
	北北東	27	福祉センター	古平町浜町711番地	0135-42-2833	有	鉄筋コンクリート	436	
	北北東	27	いきいき生活支援センター風花	古平町浜町645番地	0135-41-2850	有	木造	75	
	北北東	28	古平中学校	古平町浜町385番地	0135-42-2557	有	鉄筋コンクリート一部鉄骨	1,578	
	北北東	28	沖町住民センター	古平町沖町13番地16		有	木造	124	
	北北東	28	海洋センター	古平町浜町1715番地1	0135-42-2300	有	鉄筋コンクリート	811	
	北北東	28	武道館	古平町浜町158番地1	－	有	鉄骨	209	
	北北東	28	古平小学校（放射線防護施設）	古平町浜町370番地	0135-42-2138	有	鉄筋コンクリート	1,238	
	北北東	28	文化会館	古平町浜町40番地２	0135-42-2590	有	鉄筋コンクリート一部鉄骨	266	
	北北東	28	多機能型地域住民活性化ステーション結	古平町浜町15番地1	0135-41-2051	有	木造	45	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
古平町	北北東	28	ぷらっとほーむ	古平町浜町106番地	0135-42-3820	有	鉄筋コンクリート	73	
	北北東	28	漁港会館	古平町港町439番地１	0135-42-2337	有	鉄筋コンクリート	212	
	北北東	29	ふるびら温泉「しおかぜ」	古平町新地町90番地1	0135-42-2290	無	鉄筋コンクリート一部木造	68	
	北北東	30	ふるびら幼児センターみらい	古平町丸山町29番地	0135-42-2649	無	鉄骨鉄筋コンクリート	278	
			小計	２０施設				7,801	
仁木町	東北東	25	町営住宅みずほ３２附属集会室	仁木町東町１丁目9番地10	－	無	鉄筋コンクリート造	50	
	東北東	25	仁木小学校	仁木町西町１丁目52番地	0135-32-2013	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	474	
	東北東	25	新おたる農業協同組合本所	仁木町北町３丁目4番地2	0135-32-2428	無	鉄筋コンクリート造	150	
	東北東	25	仁木中学校	仁木町北町４丁目52番地	0135-32-2079	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	646	
	東北東	25	町営住宅ふれあい３９附属集会室	仁木町北町４丁目56番地	－	無	鉄筋コンクリート造	50	
	東北東	25	仁木町民センター	仁木町西町１丁目36番地1	0135-32-3958	有	鉄筋コンクリート造	286	
	東北東	25	仁木町保健センター	仁木町西町１丁目36番地1	0135-32-3959	有	鉄筋コンクリート造	134	
	東北東	25	仁木町山村開発センター	仁木町西町１丁目52番地	0135-32-3622	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	686	
	東北東	25	いきいき８８	仁木町北町１丁目88番地1	0135-32-2650	有	鉄筋コンクリート造	43	
	東北東	26	町営住宅コスモス３０附属集会室	仁木町北町５丁目3番地4	－	無	鉄筋コンクリート造	50	
	東北東	26	仁木町観光管理センター	仁木町北町８丁目17番地	0135-32-2180	有	鉄骨造	66	
	東北東	26	農村公園フルーツパークにき	仁木町東町16丁目121番地	0135-32-3500	有	鉄筋コンクリート造	161	
	東北東	26	緑会館	仁木町東町15丁目66番地	0135-32-3501	有	木造	15	
	東北東	23	砥の川会館	仁木町砥の川303番地	0135-32-3660	有	木造	12	
	東北東	21	然別生活館	仁木町然別95番地	0135-32-3526	有	ブロック造、鉄骨造、木造	130	
	東北東	18	大江学園	仁木町大江２目457番地15	0135-32-3662	無	鉄筋コンクリート造	366	
	東北東	20	大江へき地保育所	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3453	有	鉄筋コンクリート造	32	
	東北東	20	仁木町大江コミュニティセンター	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3452	有	鉄筋コンクリート造	76	
	東	18	銀山小学校	仁木町銀山２丁目446番地	0135-33-5314	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	273	
	東	18	銀山中学校	仁木町銀山２丁目113番地	0135-33-5223	有	鉄筋コンクリート造	382	
	東	18	銀山学園（放射線防護施設）	仁木町銀山２丁目134番地	0135-33-5311	無	鉄筋コンクリート造	235	
	東	18	仁木町銀山生活改善センター	仁木町銀山２丁目470番地	0135-33-5004	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	153	
	東	18	仁木町銀山老人憩の家	仁木町銀山２丁目470番地	0135-33-5004	有	木造	27	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
仁木町	東	18	仁木町児童館	仁木町銀山２丁目459番地	0135-33-5156	有	ブロック造、木造	76	
	東	21	長沢会館	仁木町長沢南464番地	0135-33-5765	有	木造	27	
	東	23	尾根内会館	仁木町尾根内221番地4	0135-33-5204	有	木造	39	
			小計	２６施設				4,639	
余市町	北東	25	豊丘老人寿の家	余市町豊丘町644番地2	0135-22-2801	有	木造モルタル	80	
	北東	26	余市幸住学園	余市町豊丘町197番地	0135-22-5515	有	鉄筋コンクリート	20	
	北東	27	農村活性化センター	余市町山田町577番地	0135-23-5568	有	鉄筋コンクリート	120	
	北東	27	美園会館	余市町美園町319番地19	0135-22-2098	有	木造	20	
	北東	28	黒川小学校	余市町黒川町9丁目147番地	0135-22-3686	有	鉄筋コンクリート、鉄骨・鉄筋コンクリート	2,820	
	北東	28	老人福祉センター	余市町黒川町9丁目61番地4	0135-23-7118	有	鉄筋コンクリート	120	
	北東	28	総合体育館	余市町入舟町420番地	0135-23-5210	有	鉄骨鉄筋コンクリート	1,570	
	北東	28	福祉センター入舟分館	余市町入舟町400番地	0135-23-4338	有	木造その他	280	
	北東	28	中央保育所	余市町美園町43番地36	0135-22-2159	有	木造モルタル	140	
	北東	28	山田町農業構造改善センター	余市町山田町326番地	0135-22-7061	有	木造	80	
	北東	28	沢町小学校	余市町沢町4丁目22番地	0135-22-3941	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	1,570	
	北東	28	沢町児童館	余市町富沢町3丁目46番地	0135-23-5673	有	木造	70	
	北東	28	梅川町農業構造改善センター	余市町梅川町1085番地5	0135-23-4397	有	木造モルタル	80	
	北東	28	円山公園ふれあい交流施設	余市町富沢町2丁目32番地1	0135-23-4414	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	170	
	北東	28	余市紅志高等学校	余市町沢町6丁目1番地	0135-23-3191	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	1,890	
	北東	28	宝隆寺	余市町沢町5丁目85番地	0135-22-2201	有	鉄骨・木造	200	
	北東	28	永全寺	余市町富沢町2丁目21番地	0135-22-2427	有	木・ブロック鉄骨	100	
	北東	28	即信寺	余市町梅川町826番地	0135-22-2444	有	木造・鉄筋コンクリート	410	
	北東	28	水産加工研修センター	余市町富沢町6丁目117番地	0135-23-6216	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	60	
	北東	28	余市豊浜学園（放射線防護施設）	余市町豊浜町293番地	0135-22-2183	有	鉄筋コンクリート	30	
	北東	29	中央公民館	余市町大川町4丁目143番地	0135-23-5001	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	1,110	
	北東	29	即信寺支院	余市町大川町4丁目96番地	0135-22-4444	有	鉄筋	100	
	北東	29	黒川会館	余市町黒川町12丁目66番地1	0135-23-7969	有	木造モルタル	70	
	北東	29	黒川八幡生活館	余市町黒川町572番地3	0135-22-5469	有	木造モルタル	60	
	北東	29	農協会館	余市町黒川町5丁目22番地	0135-23-3121	有	鉄筋コンクリート	400	
	北東	29	経済センター	余市町黒川町3丁目114番地	0135-23-2116	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	260	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
余市町	北東	29	余市念法寺	余市町黒川町10丁目3番地121	0135-23-5490	有	鉄骨	150	
	北東	29	東中学校	余市町朝日町71番地	0135-22-3293	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	2,110	
	北東	29	西中学校	余市町梅川町339番地	0135-22-3086	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	2,060	
	北東	29	福祉センター	余市町富沢町5丁目13番地	0135-22-6228	有	鉄筋コンクリート	380	
	北東	29	余市神社	余市町富沢町14丁目4番地	0135-22-3840	有	鉄骨	140	
	北東	29	白岩会館	余市町白岩町179番地	0135-23-3585	有	木造モルタル	20	
	北東	29	豊浜生活改善センター	余市町豊浜町329番地1	0135-23-2690	有	木造モルタル	80	
	北東	30	大川小学校	余市町大川町10丁目1番地	0135-22-3887	有	鉄筋コンクリート	1,610	
	北東	30	旭中学校	余市町大川町16丁目1番地	0135-22-2075	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	2,240	
	北東	30	大川保育所	余市町大川町12丁目3番地2	0135-23-6015	有	木造モルタル	130	
	北東	30	大浜中老人寿の家	余市町大川町19丁目23番地	0135-22-4946	有	木造サイディング	90	
	北東	30	勤労青少年ホーム	余市町大川町10丁目6番地2	0135-23-5939	有	鉄骨	230	
	北東	30	北星学園余市高等学校	余市町黒川町96番地	0135-22-6211	有	鉄筋コンクリート	2,830	
	東北東	28	黒川１７区生活館	余市町黒川町1224番地	0135-22-2994	有	コンクリート・ブロック	40	
	東北東	30	登小学校	余市町登町1015番地	0135-22-3525	有	鉄筋コンクリート	550	
	東北東	30	登老人寿の家	余市町登町1012番地12	0135-23-2858	有	木造サイディング	120	
	東北東	30超	旧栄小学校	余市町栄町645番地	－	有	鉄筋コンクリート、鉄骨・鉄筋コンクリート	530	
	東北東	30超	栄町農業構造改善センター	余市町栄町601番地3	0135-22-3451	有	木造	80	
	東北東	30超	東大浜中福祉の家	余市町栄町399番地104	0135-23-3775	有	木造サイディング	140	
	東北東	30超	下水道管理センター	余市町登町136番地	0135-22-6952 0135-22-6953	有	鉄筋コンクリート	40	
			小計	４６施設				25,400	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員（人）	備考
	方位	距離							
赤井川村	東北東	25	赤井川小学校	赤井川村字赤井川72	0135-34-6860	有	鉄筋コンクリートＲＣ造	1,489	
	東北東	25	赤井川中学校	赤井川村字赤井川67	0135-34-6861	有	鉄筋コンクリートＲＣ造	1,659	
	東北東	25	健康支援センター（高齢者・女性等活動支援センター）	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050	有	鉄筋コンクリートＲＣ造	228	
	東北東	26	生活改善センター	赤井川村字赤井川277-3	0135-34-6124	有	コンクリートブロック・鉄骨造	288	
	東	25	赤井川村体育館	赤井川村字赤井川71-2	0135-34-6949	有	鉄骨造	586	
	東	27	都小学校	赤井川村字都113	0135-34-6121	有	鉄筋コンクリートＲＣ造	1,106	
	東	27	都住民センター	赤井川村字都127-15	0135-34-6440	有	鉄骨造	165	
	東	30超	山村活性化支援センター	赤井川村字常盤443-1	0135-34-6669	有	鉄筋コンクリートＲＣ造	274	
			小計	８施設				5,795	
			合計	２９１施設				131,050	

２　泊発電所周辺のコンクリート建物設置状況

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
泊村	東南東	2	堀株地区集会所	泊村大字堀株村35-1	0135-75-2717	6	276	250	有
	北北西	2	渋井地区集会所	泊村大字堀株字渋井132	0135-75-2733	4	165	150	有
	北北西	2	とまり保育所	泊村大字茅沼村6-2	0135-75-2330	8	405	368	有
	北北西	2	泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上6-3	0135-75-2203	11	3,041	2,764	有
	北	3	泊村総合福祉センター	泊村大字茅沼村500-2	0135-65-2277	18	992	901	有
	北	3	泊村養護老人ホームむつみ荘（放射線防護施設）	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	40	600	103	有
	北	3	泊村特別養護老人ホームむつみ荘（放射線防護施設）	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	60	900	84	有
	北北西	3	茅沼地区集会所	泊村大字茅沼村672-2	0135-75-2004	5	355	322	有
	北北西	3	泊村公民館	泊村大字茅沼村172-7	0135-75-3258	6	819	744	有
	北北西	4	臼別地区集会所	泊村大字茅沼村字臼別196-5	0135-75-2351	5	231	210	有
	北北西	4	泊村アイスセンター	泊村大字泊村１	0135-75-2578	16	948	861	無
	北北西	4	泊地区集会所	泊村大字泊村47-4	0135-75-4150	5	551	500	有
	北北西	5	照岸・糸泊地区集会所	泊村大字泊村81-7	0135-75-3758	6	229	208	有
	北北西	8	泊小学校（放射線防護施設）	泊村大字盃村134-1	0135-75-2003	20	1,217	1,106	無
	北北西	9	盃地区集会所	泊村大字興志内村1-2	0135-75-2302	5	247	224	有
	計		15　施設			215	10,976	8,795	
共和町	東	3	ほくでん体育館	共和町宮丘184-34	0135-74-3403	2	1,284	1,167	有
	東南東	4	北辰小学校	共和町発足2900	0135-74-3324	16	1,041	946	有
	東南東	6	ＪＡきょうわ発足支所	共和町発足190	0135-74-3011	1	151	137	有
	南南東	7	西部住民センター	共和町梨野舞納47-3	0135-62-8932	4	260	236	有
	南南東	7	西陵小学校	共和町梨野舞納42-3	0135-62-5675	16	1,056	960	有
	南東	8	ＪＡきょうわ本所	共和町前田167	0135-73-2121	2	332	301	有
	南東	10	かかし古里館	共和町南幌似103-13	0135-73-2617	3	314	286	有

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
共和町	南東	11	共和町生涯学習センター	共和町南幌似37-22	0135-73-2508	12	1,743	1,585	有
	南東	11	西村計雄記念美術館	共和町南幌似143-2	0135-71-2525	7	751	682	無
	南東	12	共和中学校	共和町幌似2119	0135-73-2333	30	2,116	1,923	有
	東南東	13	東陽小学校	共和町国富20-2	0135-72-1163	26	1,736	1,578	有
	計		11　施設			119	10,784	9,801	
岩内町	南	7	岩内地域人材開発センター	岩内町字東山8-16	0135-62-2183	4	221	200	無
	南	7	東山保育所	岩内町字東山9	0135-62-1340	6	326	296	有
	南	7	東小学校	岩内町字東山130	0135-62-0246	36	2,186	1,987	有
	南	7	地域交流センター	岩内町字高台202	0135-62-0146	41	2,474	2,249	無
	南	7	働く婦人の家	岩内町字高台6	0135-62-7462	8	350	318	有
	南	7	岩内町保健センター（放射線防護施設）	岩内町字高台134-1	0135-67-7086	6	806	160	有
	南	7	北海道岩内高等学校	岩内町字宮園43-1	0135-62-1445	51	3,096	2,814	有
	南	7	中央保育所	岩内町字宮園7-1	0135-62-2466	11	591	537	有
	南	7	老人福祉センター	岩内町字清住166	0135-62-3328	13	630	572	有
	南	7	西保育所	岩内町字相生12-13	0135-62-1162	7	417	379	有
	南	7	西小学校（放射線防護施設）	岩内町字野束172-1	0135-62-0263	43	2,969	2,699	有
	南	7	岩内厚生園	岩内町字宮園1-2	0135-62-0729	21	326	55	有
	南	7	七福神恵比寿館	岩内町字栄7-3	0135-62-2200	56	962	56	有
	南	8	第一中学校	岩内町字宮園313-20	0135-62-0333	40	2,181	1,982	有
	南	8	第二中学校	岩内町字野束41	0135-62-0289	45	2,769	2,517	有
	南	8	デイサービスセンター	岩内町字野束69-35	0135-61-2046	5	235	213	有
	南	8	コミュニティホーム岩内（放射線防護施設）	岩内町字野束69-26	0135-62-3800	100	1,344	150	有
	南	10	いわない高原ホテル	岩内町字野束505	0135-62-5101	41	1,237	1,124	有
	南	10	岩内あけぼの学園（放射線防護施設）	岩内町字野束210	0135-62-9701	48	457	100	有
	計		19　施設			582	23,577	18,408	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
神恵内村	北北西	14	神恵内保育所	神恵内村大字神恵内村字横澗20-4	0135-76-5070	4	121	110	無
	北北西	14	漁村センター	神恵内村大字神恵内村65-1	0135-76-5672	6	763	693	有
	北北西	14	神恵内小学校	神恵内村大字神恵内村字横澗154	0135-76-5206	20	897	815	有
	北北西	14	神恵内中学校	神恵内村大字神恵内村字横澗11-7	0135-76-5301	18	915	831	有
	北北西	14	神恵内ハイツ998（放射線防護施設）	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	0135-76-5998	49	3,873	171	有
	北西	17	赤石集会所	神恵内村大字赤石村23-1	0135-76-5621	5	252	229	有
	北西	23	珊内集会所	神恵内村大字珊内村52-27	0135-77-6248	3	140	127	有
	北西	26	川白ふれあいセンター	神恵内村大字珊内村川白	0135-77-6044	4	208	189	有
	計		8　施設			109	7,169	3,165	
寿都町	南南西	30超	潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155	0136-64-5003	17	693	210	有
	南南西	30超	湯別自然体験学習会館	寿都町字湯別町下湯別319	－	12	312	90	無
	南南西	30超	寿都温泉ゆべつのゆ	寿都町字湯別町下湯別462	0136-64-5211	6	1,380	420	有
	南南西	30超	農村活性化センター	寿都町字湯別町下湯別461-1	－	3	684	200	有
	南西	30超	樽岸生涯学習研修会館	寿都町字樽岸町樽岸172	－	12	295	80	無
	南西	30超	寿都中学校	寿都町字六条町290-1	0136-62-2158	19	1,287	390	有
	南西	30超	寿都町総合文化センター	寿都町字開進町187-1	0136-62-2100	13	1,000	300	有
	南西	30超	寿都高等学校	寿都町字新栄町136	0136-62-2144	24	1,012	300	有
	南西	30超	寿都町観光交流センター	寿都町字大磯町29-1	0136-62-2550	3	495	150	有
	南西	30超	寿都小学校	寿都町字矢追町801-1	0136-62-2030	12	869	260	有
	計		10　施設			121	8,027	2,400	
蘭越町	南南東	24	交流促進センター 雪秩父	蘭越町字湯里682	0136-58-2328	3	163	81	有
	南西	21	蘭越町港直売センター（道の駅「シェルプラザ・港」）	港町1390-1	0136-56-2700	1	60	30	有
	南西	22	介護予防拠点センターみなと	蘭越町港町617	0136-56-2221	4	281	115	有
	南	25	蘭越町総合体育館	蘭越町蘭越町428-1	0136-57-6765	6	2,204	1,102	無
	南	25	蘭越町山村開発センター	蘭越町蘭越町258-6	0136-57-5286	4	626	313	有
	南	26	蘭越保育所	蘭越町蘭越町250-3	0136-57-5439	9	590	295	有

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
蘭越町	南	25	蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町250-1	0136-57-6969	6	415	257	有
	南	26	蘭越町農村研修センター	蘭越町字大谷439-11	0136-57-6581	6	423	212	有
	南南西	25	旧名駒小学校	蘭越町名駒町396	0136-57-5111	10	901	427	有
	南	26	蘭越町民センターらぶちゃんホール	蘭越町蘭越町43-1	0136-57-5030	6	511	256	有
	南	26	蘭越町ふれあいプラザ２１	蘭越町蘭越町8-2	0136-57-5203	3	130	65	無
	南	26	蘭越小学校	蘭越町蘭越町222-1	0136-57-5134	23	2,540	1,270	有
	南	26	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	36	4,746	2,373	有
	南南東	27	昆布活性化センター	蘭越町昆布町114-4	0136-58-2110	3	278	139	有
	南南東	28	交流促進センター幽泉閣	蘭越町昆布町114-5	0136-58-2131	38	787	393	有
	南南東	28	昆布小学校	蘭越町昆布町309-1	0136-58-2240	14	1,311	656	有
	南	30超	旧目名小学校	蘭越町目名町221	0136-57-5111	16	1,115	558	有
	計		17　施設			188	17,081	8,542	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町役場	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	－	－	－	有
	南南東	30	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234	9	1,039	520	有
	南南東	30	ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	0136-44-1100	4	595	297	有
	南南東	28	ニセコ町曽我活性化センター	ニセコ町字曽我127番地1	－	3	182	91	有
	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2252	20	1,192	596	有
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	7	615	308	有
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	14	1,463	732	有
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見138番地	0136-44-2224	15	1,181	591	有
	南南東	30	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2034	3	2,328	1,164	有
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-1950	1	262	131	有
	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2700	11	942	468	有
	南南東	30	有島アートギャラリー	ニセコ町字有島57番地11	0136-44-3245	2	435	217	有
	南南東	30	ニセコ町学習交流センター	ニセコ町字本通105番地10	0136-43-2155	2	93	46	無
	計		13　施設			91	10,327	5,161	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
倶知安町	南東	26	東小学校	倶知安町北4条東9丁目	0136-22-5255	8	4,473	1,051	無
	南東	26	東地域会館	倶知安町北3条東7丁目	-	1	206	51	無
	南東	26	小川原脩記念美術館	倶知安町北6条東7丁目	0136-21-4141	1	1,305	189	無
	南東	26	文化福祉センター	倶知安町南3条東4丁目	0136-22-4151	2	4,643	1,161	有
	南東	26	倶知安小学校	倶知安町南3条東3丁目	0136-22-1168	14	6,914	1,678	無
	南東	25	後志労働福祉センター	倶知安町南1条東1丁目	0136-23-2918	1	758	190	無
	南東	25	南児童館	倶知安町南2条東1丁目	0136-22-0419	1	200	30	無
	南東	25	中小企業センター	倶知安町南2条西1丁目	0136-22-2455	1	462	217	無
	南東	24	北陽小学校	倶知安町北6条西2丁目	0136-22-0498	8	3,588	897	無
	南東	25	倶知安中学校	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-0192	9	6,751	1,580	無
	南東	25	北児童館	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-2968	1	200	30	無
	南東	26	西小学校	倶知安町南6条西3丁目	0136-22-2125	9	4,725	1,181	無
	南東	25	総合体育館	倶知安町南3条西4丁目	0136-22-2288	2	5,927	1,482	無
	南東	24	雪ん子会館	倶知安町字旭	0136-23-2743	1	288	72	無
	東南東	26	東部地域会館	倶知安町字寒別	0136-23-2629	1	219	55	無
	東南東	28	八幡地域センター	倶知安町字八幡	0136-22-3638	1	485	121	無
	東南東	25	克雪センター	倶知安町字瑞穂	0136-22-3285	1	337	103	無
	南東	27	高砂地域センター	倶知安町字高砂	0136-23-2696	1	150	38	無
	南東	26	サンスポーツランドくっちゃん	倶知安町字樺山	0136-23-3220	1	227	25	無
	計		19　施設			64	41,858	10,151	
積丹町	北北東	29	美国小学校	積丹町美国町字大沢214番地甲の1	0135-44-2044	15	1,114	1,013	無
	北北東	29	美国中学校	積丹町美国町字大沢351番地2	0135-44-2047	16	1,408	1,280	無
	北北東	30	Ｂ＆Ｇ海洋センター	積丹町美国町字大沢392番地2	0135-44-3260	3	1,333	1,212	無
	北北東	30	総合文化センター	積丹町美国町船潤48番地12	0135-44-2111	12	745	677	有
	北	30超	旧幌武意小学校	積丹町幌武意町字番屋の沢27番地1	―	6	258	235	無

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
積丹町	北	30超	旧入舸小学校	積丹町入舸町158番地1	－	6	282	256	無
	北	30超	日司小学校	積丹町日司町233番地1	0135-45-6075	6	280	255	無
	北	30超	日司みなと防災センター	積丹町日司町127番地	0135-45-6205	4	203	185	有
	北	30超	克雪管理センター	積丹町野塚町字新道220番地1	0135-45-6904	4	220	200	無
	北	30超	岬の湯しゃこたん	積丹町野塚町字ウエント川の212番地1	0135-47-2050	4	226	205	有
	北北西	30超	余別小学校	積丹町余別町字544番地1	0135-46-5002	5	300	273	無
	計		11　施設			81	6,369	5,791	
古平町	北北東	27	ほほえみくらす	古平町浜町893番地5	0135-42-2500	16	2,475	1,500	有
	北北東	27	いこいの家	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4300	10	326	195	有
	北北東	27	れい明会館	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4501	1	545	330	無
	北北東	27	共働の家	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4500	4	150	75	有
	北北東	27	元気プラザ	古平町浜町644番地	0135-42-2182	6	266	161	有
	北北東	27	福祉センター	古平町浜町711番地	0135-42-2833	12	721	436	有
	北北東	28	古平中学校	古平町浜町３８５番地	0135-42-2557	19	2,604	1,578	有
	北北東	28	海洋センター	古平町浜町1715番地1	0135-42-2300	3	1,339	811	無
	北北東	28	古平小学校（放射線防護施設）	古平町浜町370番地4他	0135-42-2138	22	2,044	1,238	有
	北北東	28	文化会館	古平町浜町40番地２	0135-42-2590	7	440	266	有
	北北東	28	ぷらっとほーむ	古平町浜町106番地	0135-42-3820	5	147	73	無
	北北東	28	漁港会館	古平町港町439番地１	0135-42-2337	7	350	212	有
	北北東	29	ふるびら温泉「しおかぜ」	古平町新地町90番地1	0135-42-2290	2	113	68	有
	北北東	30	ふるびら幼児センターみらい	古平町丸山町29番地	0135-42-2649	8	460	278	有
			14　施設			122	11,980	7,221	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
仁木町	東北東	25	町営住宅みずほ３２附属集会室	仁木町東町１丁目9番地10	－	1	70	50	無
	東北東	25	仁木小学校	仁木町西町１丁目52番地	0135-32-2013	6	948	474	有
	東北東	25	新おたる農業協同組合本所	仁木町北町３丁目4番地2	0135-32-2428	1	194	150	無
	東北東	25	仁木中学校	仁木町北町４丁目52番地	0135-32-2079	3	1,293	646	有
	東北東	25	町営住宅ふれあい３９附属集会室	仁木町北町４丁目56番地	－	1	70	50	無
	東北東	25	仁木町民センター	仁木町西町１丁目36番地1	0135-32-3958	4	572	286	無
	東北東	25	仁木町保健センター	仁木町西町１丁目36番地1	0135-32-3959	4	268	134	有
	東北東	25	仁木町山村開発センター	仁木町西町１丁目52番地	0135-32-3622	1	1,372	686	無
	東北東	25	いきいき８８	仁木町北町１丁目88番地1	0135-32-2650	2	86	43	有
	東北東	26	町営住宅コスモス３０附属集会室	仁木町北町５丁目3番地4	－	1	70	50	無
	東北東	26	農村公園フルーツパークにき	仁木町東町16丁目121番地	0135-32-3500	3	323	161	有
	東北東	20	大江へき地保育所	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3453	4	65	32	無
	東北東	20	仁木町大江コミュニティセンター	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3452	4	153	76	有
	東	18	銀山小学校	仁木町銀山２丁目446番地	0135-33-5314	3	547	273	無
	東	18	銀山中学校	仁木町銀山２丁目113番地	0135-33-5223	5	764	382	有
	東	18	仁木町銀山生活改善センター	仁木町銀山２丁目470番地	0135-33-5004	3	307	153	有
	東	18	銀山学園（放射線防護施設）	仁木町銀山２丁目134番地	0135-33-5311	2	400	235	有
	東北東	18	大江学園	仁木町大江２丁目457番地15	0135-32-3662	2	625	366	有
	計		18　施設			50	8,127	4,247	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
余市町	北東	26	余市幸住学園	余市町豊丘町197番地	0135-22-5515	1	170	20	有
	北東	27	農村活性化センター	余市町山田町577番地	0135-23-5568	3	206	120	有
	北東	28	黒川小学校	余市町黒川町9丁目147番地	0135-22-3686	47	4,590	2,820	有
	北東	28	老人福祉センター	余市町黒川町9丁目61番地4	0135-23-7118	6	212	120	有
	北東	28	総合体育館	余市町入舟町420番地	0135-23-5210	6	2,602	1,570	有
	北東	28	沢町小学校	余市町沢町4丁目22番地	0135-22-3941	30	2,596	1,570	有
	北東	28	円山公園ふれあい交流施設	余市町富沢町2丁目32番地1	0135-23-4414	8	284	170	有
	北東	28	余市紅志高等学校	余市町沢町6丁目1番地	0135-23-3191	27	3,026	1,890	有
	北東	28	即信寺	余市町梅川町826番地	0135-22-2444	11	680	410	有
	北東	28	水産加工研修センター	余市町富沢町6丁目117番地	0135-23-6216	4	106	60	無
	北東	28	余市豊浜学園（放射線防護施設）	余市町豊浜町293番地	0135-22-2183	1	114	30	有
	北東	29	中央公民館	余市町大川町4丁目143番地	0135-23-5001	13	1,534	1,110	有
	北東	29	農協会館	余市町黒川町5丁目22番地	0135-23-3121	7	671	400	有
	北東	29	経済センター	余市町黒川町3丁目114番地	0135-23-2116	4	438	260	有
	北東	29	東中学校	余市町朝日町71番地	0135-22-3293	15	3,482	2,110	有
	北東	29	西中学校	余市町梅川町339番地	0135-22-3086	24	3,328	2,060	有
	北東	29	福祉センター	余市町富沢町5丁目13番地	0135-22-6228	7	636	380	有
	北東	30	大川小学校	余市町大川町10丁目1番地	0135-22-3887	31	2,603	1,610	有
	北東	30	旭中学校	余市町大川町16丁目1番地	0135-22-2075	28	3,648	2,240	有
	北東	30	北星学園余市高等学校	余市町黒川町96番地	0135-22-6211	39	4,669	2,830	有
	東北東	28	黒川１７区生活館	余市町黒川町1224番地	0135-22-2994	3	81	40	有
	東北東	30	登小学校	余市町登町1015番地	0135-22-3525	7	909	550	有
	東北東	30超	旧栄小学校	余市町余市町栄町645番地	－	9	880	530	無
	東北東	30超	下水道管理センター	余市町登町136番地	0135-22-6952 0135-22-6953	1	66	40	有
	計		24　施設			332	37,531	22,940	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積（㎡）	収容可能人員（人）	
赤井川村	東北東	25	赤井川小学校	赤井川村字赤井川72	0135-34-6860	7	2,976	1,489	有
	東北東	25	赤井川中学校	赤井川村字赤井川67	0135-34-6861	4	3,317	1,659	有
	東北東	25	健康支援センター（高齢者・女性等活動支援センター）	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050	6	455	228	有
	東北東	26	生活改善センター	赤井川村字赤井川277-3	0135-34-6124	8	575	288	有
	東	27	都小学校	赤井川村字都113	0135-34-6121	3	2,212	1,106	有
	東	30超	山村活性化支援センター	赤井川村字常盤443-1	0135-34-6669	6	548	274	有
	計		6　施設			34	10,083	5,044	
合計			185　施設			2,108	203,888	111,666	

資料２－８－１９　　生活物資の備蓄状況

令和４年４月１日現在　町村調べ

備蓄物資種類	関係町村												
	泊村	共和町	岩内町	神恵内村	寿都町	蘭越町	ニセコ町	倶知安町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村
主食（食）	13,382	4,850	2,650	2,200	2,150	9,600	4,797	5,575	5,822	1,750	4,312	3,346	1,045
副食（食）	15,365	3,032	2,790	970	1,800	2,530	2,782	1,920	845	1,900	180	2,218	1,448
飲料水（リットル）	13,926	840	2,016	960	3,196	5,088	2,615	2,340	1,560	1,428	1,587	2,298	386
毛布・寝袋（枚・組）	1,589	1,730	461	300	590	752	1,010	760	340	570	546	2,000	151
トイレ													
簡易型（台）	300	9	－	4	1	5	20	14	－	3	－	44	5
携帯型（個）	－	2,300	－	－	6,000	2,500	－	－	2,011	5,100	6,400	2,400	600

〔医療施設等に関する資料〕

資料２－８－２０　町村別医療機関の状況

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

町村名	病院							一般診療所（歯科除く）				総数	
	施設数	許可病床数						施設数			許可病床数	施設数	許可病床数
		一般	療養	精神	結核	感染	計	有床	無床	計			
泊　村									1	1		1	
共和町									3	3		3	
岩内町	1	96	76				172	3	6	9	57	10	229
神恵内村									1	1		1	
寿都町								1		1	19	1	19
蘭越町	1		39				39		1	1		2	39
ニセコ町									1	1		1	0
倶知安町	1	172		60		2	234		8	8	0	9	234
古平町									1	1	18	1	18
積丹町									1	1		1	
仁木町								1		1	19	1	19
余市町	2	118	52	185			355	1	12	13	19	15	374
赤井川村									1	1		1	
計	5	386	167	245	0	2	800	6	36	42	132	47	932

資料２－８－２１　医療機関一覧

１　病　院

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

町村名	病院名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備考（診療日・診療時間等）
					一般	療養	精神	結核	感染	計		
岩内町	社会福祉法人 北海道社会事業協会 岩内病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	岩内町 字高台209番2	0135- 62-1021	96	76				172	内科・循環器内科・消化器内科 外科・整形外科 小児科・眼科 神経内科・精神科 リハビリテーション科	月～金　8:45～17:05 第1、3、5土　8:45～12:15 ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
蘭越町	医療法人社団静和会 昆布温泉病院	医療法人社団静和会	蘭越町 字黄金118番地	0136- 58-2231		39				39	内科・整形外科 リハビリテーション科	内科・リハビリテーション科 月～金　9:00～12:00 13:00～17:00 土　9:00～12:00 整形外科 第1.3.5水　9:00～12:00 13:00～15:00
倶知安町	ＪＡ北海道厚生連 倶知安厚生病院	北海道厚生農業 協同組合連合会	倶知安町 北4条東1丁目 2番地	0136- 22-1141	172		60		2	234	内科・精神科・神経内科 消化器科・循環器科・小児科 外科・整形外科・皮膚科 泌尿器科・産婦人科・眼科 耳鼻咽喉科・麻酔科・脳神経外科 リハビリテーション科	月～金　8:30～11:30 13:15～17:00 ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
余市町	社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	余市町 黒川町19丁目 1番地1	0135- 23-3126	118	52				170	内科・呼吸器科・小児科 外科・整形外科・脳神経外科 心臓血管外科・皮膚泌尿器科 産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科 放射線科・リハビリテーション科 麻酔科	月～金　8:50～12:20 13:20～17:10 土　8:50～12:20（第2・第4を除く） ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
	医療法人社団修徳会 林病院	医療法人社団修徳会林病院	余市町 山田町50番地1	0135- 22-5188			185			185	内科・精神科・神経科	月～金　9:00～16:30 内科は月.火.木曜日のみ

〔医療施設等に関する資料〕

資料２－８－２０　町村別医療機関の状況

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

町村名	病院							一般診療所（歯科除く）				総数	
	施設数	許可病床数						施設数			許可病床数	施設数	許可病床数
		一般	療養	精神	結核	感染	計	有床	無床	計			
泊　村									1	1		1	
共和町									3	3		3	
岩内町	1	96	76				172	3	6	9	57	10	229
神恵内村									1	1		1	
寿都町								1		1	19	1	19
蘭越町	1		39				39		1	1		2	39
ニセコ町									1	1		1	0
倶知安町	1	172		60		2	234		8	8	0	9	234
古平町									1	1	18	1	18
積丹町									1	1		1	
仁木町								1		1	19	1	19
余市町	2	118	52	185			355	1	12	13	19	15	374
赤井川村									1	1		1	
計	5	386	167	245	0	2	800	6	36	42	132	47	932

資料２－８－２１　医療機関一覧

１　病　院

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

町村名	病院名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備考（診療日・診療時間等）
					一般	療養	精神	結核	感染	計		
岩内町	社会福祉法人 北海道社会事業協会 岩内病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	岩内町 字高台209番2	0135- 62-1021	96	76				172	内科・循環器内科・消化器内科 外科・整形外科 小児科・眼科 神経内科・精神科 リハビリテーション科	月～金　8:45～17:05 第1、3、5土　8:45～12:15 ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
蘭越町	医療法人社団静和会 昆布温泉病院	医療法人社団静和会	蘭越町 字黄金118番地	0136- 58-2231		39				39	内科・整形外科 リハビリテーション科	内科・リハビリテーション科 月～金　9:00～12:00 13:00～17:00 土　9:00～12:00 整形外科 第1.3.5水　9:00～12:00 13:00～15:00
倶知安町	ＪＡ北海道厚生連 倶知安厚生病院	北海道厚生農業 協同組合連合会	倶知安町 北4条東1丁目 2番地	0136- 22-1141	172		60		2	234	内科・精神科・神経内科 消化器科・循環器科・小児科 外科・整形外科・皮膚科 泌尿器科・産婦人科・眼科 耳鼻咽喉科・麻酔科・脳神経外科 リハビリテーション科	月～金　8:30～11:30 13:15～17:00 ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
余市町	社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	余市町 黒川町19丁目 1番地1	0135- 23-3126	118	52				170	内科・呼吸器科・小児科 外科・整形外科・脳神経外科 心臓血管外科・皮膚泌尿器科 産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科 放射線科・リハビリテーション科 麻酔科	月～金　8:50～12:20 13:20～17:10 土　8:50～12:20（第2・第4を除く） ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
	医療法人社団修徳会 林病院	医療法人社団修徳会林病院	余市町 山田町50番地1	0135- 22-5188			185			185	内科・精神科・神経科	月～金　9:00～16:30 内科は月.火.木曜日のみ

2 診 療 所

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

町村名	診療所名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備　　考(診療日・診療時間等)
					一般	療養	精神	結核	感染	計		
泊村	村立 茅沼診療所	泊　村	泊村 大字茅沼村711-3	0135- 75-3651							内科・循環器科 呼吸器科・外科	月、火、水、金　9:00～17:00 (月、水12:00～15:00除く) 木　9:00～16:00
共和町	小沢診療所	共 和 町	共和町 小沢95-256	0135- 72-1160							内科 小児科	月～金　9:00～12:00
	発足診療所	共 和 町	共和町 発足14	0135- 74-3009							内科 小児科	月～金　14:00～16:00
	前田診療所	共 和 町	共和町 前田11-16	0135- 73-2211							内科 小児科	火、木、金　9:00～17:00 月、水　9:00～12:00
岩内町	医療法人社団 大井内科 消化器科医院	医療法人社団 大井内科 消化器科医院	岩内町 字清住100	0135- 62-0986							内科 消化器科	月～金　9:00～17:00
	医療法人社団 北内科ｸﾘﾆｯｸ	医療法人社団 北内科ｸﾘﾆｯｸ	岩内町 高台2-1	0135- 62-1457	19					19	内科 胃腸科 放射線科	月～金　8:30～17:30 土　　8:30～12:00
	医療法人社団 千葉外科医院	医療法人社団 千葉外科医院	岩内町 高台191-2	0135- 62-0981							外科・整形外科・内科 皮膚科・泌尿器科 肛門科・形成外科	月、火、木、金　9:00～17:00 水、土　9:00～12:00
	医療法人社団 前田医院	医療法人社団 前田医院	岩内町 万代5-5	0135- 62-1293							内科 小児科 耳鼻咽喉科	月、火、木、金　9:00～17:30 (11:30～14:30除く) 水、土　9:00～11:30
	医療法人社団 小林整形外科医院	医療法人社団 小林整形外科医院	岩内町 東山25-18	0135- 62-3451	9	10				19	整形外科 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科	月～金　8:30～17:00 ※水　診察は午前中まで 午後からはリハビリのみ 土　　8:30～12:00
	医療法人社団 いわない眼科 クリニック	医療法人社団 いわない眼科クリニック	岩内町 大浜16-18	0135- 61-4101							眼科	月、火、木、金　8:30～17:30 水　8:30～12:00 土　8:30～13:00
	医療法人社団 石山内科循環器科 クリニック	医療法人社団 石山内科循環器科 クリニック	岩内町 宮園8-1	0135- 62-3223							内科・循環器科	月、火、木、金　8:30～17:30 水、土　8:30～12:30
	医療法人岩内大浜医院	医療法人岩内大浜医院	岩内町 大浜6-1	0135- 61-2081	19					19	内科	月、水、金　9:00～19:00 火、木　　9:00～17:15 (12:00～16:00除く)
	万代クリニック	高山　　茂	岩内町 万代36-8	0135- 61-2133							内科	月、火、木、金　9:00～17:00 水、土　9:00～12:00
神恵内村	神恵内村立 神恵内診療所	神恵内村	神恵内村 大字神恵内村10	0135- 76-5226							内科 小児科 消化器内科	月～金　9:00～12:00 火　13:00～15:00
寿都町	寿都町立 寿都診療所	寿都町	寿都町 字渡島町72-2	0136- 62-2411	19					19	内科・小児科・外科 精神科	月～金　9:00～12:00 14:00～17:00 精神は木　13:30～16:00のみ
蘭越町	蘭越診療所	蘭越町	蘭越町 蘭越町138-1	0136- 57-5424							内科・外科 小児科 リハビリテーション科	月～水、金　9:00～16:00 木、土　9:00～12:00
ニセコ町	医療法人 ニセコ医院	医療法人 ニセコ医院	ニセコ町 字富士見2	0136- 44-2201							内科・小児科・消化器内科 外科・整形外科	月～水、金 8:30～12:00 13:00～16:00 木、土 8:30～12:00

町村名	診療所名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備考（診療日・診療時間等）
					一般	療養	精神	結核	感染	計		
倶知安町	医療法人社団健生会 さとう内科医院	医療法人社団健生会 さとう内科医院	倶知安町 北2条西2丁目18	0136- 22-6122							内科・小児科・消化器内科 リウマチ科・放射線科	月～金　8:30～12:00 14:00～17:00 土　8:30～12:00
	医療法人社団白樺会 白樺会内科クリニック	医療法人社団白樺会	倶知安町 北2条西3丁目2-1	0136- 22-1707							内科 消化器科 放射線科	月～水、金　9:00～18:00 （12:00～15:00を除く） 木、土　9:00～12:00
	医療法人社団幸和会 くとさん外科胃腸科	医療法人社団幸和会	倶知安町 北4条西3丁目	0136- 21-6410							胃腸科・外科・肛門科	月、水～金　9:00～18:00 火　9:00～19:00 土　9:00～12:00
	倶知安あづま眼科	医療法人社団 倶知安あづま眼科	倶知安町 南1条東3丁目3-3	0136- 23-1146							眼科	月、火、木、金　8:30～17:30 （11:30～14:00を除く） 水、土　8:30～11:30（第３土曜日休診）
	植田整形外科	植田　薫	倶知安町 南3条西3丁目14	0136- 22-1386							整形外科	月～金　9:00～11:30 13:00～17:00 土　9:00～11:30
	ニセコ脳神経外科	医療法人社団 ニセコ脳神経外科	倶知安町 北3条東7丁目3-9	0136- 21-5500							脳神経外科	月～金　9:00～ 土　9:00～12：30
	ようてい小児科・アレルギー科クリニック	崎山　幸雄	倶知安町 南3条東4丁目5-3	0136- 22-6633							小児科・アレルギー科	月、火、木、金　9:00～17:30 （12:00～14:00を除く） 水、土　9:00～12:00
	ニセコインターナショナルクリニック	医療法人NIC	倶知安町 字山田76-100	0136- 21-5454							内科・小児科・整形外科	月～日　9:00～17:00
古平町	古平町立診療所海のまちクリニック	古平町	古平町 大字浜町644	0135- 42-2135	0					0	内科・小児科・整形外科 外科・皮膚科	火、金　9:00～12:00 毎月第2土曜日　9:00～12:00
積丹町	積丹町立 国民健康保険診療所	積丹町	積丹町 大字美国町 字小泊52	0135- 44-2175							内科・呼吸器科・循環器科 小児科・外科	月、火、木、金　9:00～17:30 （12:00～13:30を除く） 水　9:00～12:00
仁木町	医療法人社団健仁会 森内科胃腸科医院	医療法人社団健仁会 森内科胃腸科医院	仁木町 北町1丁目6	0135- 32-3455	19					19	内科・胃腸科	月～金　9:00～17:00 土　9:00～12:00
余市町	医療法人社団倫仁会 小嶋内科	医療法人社団倫仁会	余市町 黒川町7丁目13	0135- 22-2245	19					19	内科・呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	月～金　9:00～17:00 土　9:00～12:00
	医療法人社団 勝田内科皮フ科 クリニック	医療法人社団 勝田内科皮フ科 クリニック	余市町 大川町3丁目148	0135- 22-3843							内科・皮膚科	内科　月～水、金　9:00～17:30 木、土　9:00～12:00 皮膚科　水曜以外　9:00～12:00 水　15:00～17:30
	医療法人社団 よいち北川眼科医院	医療法人社団 よいち北川眼科医院	余市町 黒川町12丁目84-1	0135- 22-1308							眼科	月、水～金　9:00～17:00 火、土　9:00～12:00
	勤医協余市診療所	公益社団法人 北海道勤労者医療協会	余市町 黒川町12丁目46	0135- 22-2861							内科・小児科	月、火、木、金　9:00～12:30 13:30～17:00 水　9:00～12:30 13:30～19:00
	医療法人社団 北郷耳鼻咽喉科医院	医療法人社団 北郷耳鼻咽喉科医院	余市町 大川町4丁目60-1	0135- 23-5533							耳鼻咽喉科	月～金　9:30～16:30 (11:30～14:00を除く) 土　9:30～11:30
	医療法人社団 黒川町整形外科 クリニック	医療法人社団 黒川町整形外科 クリニック	余市町黒川町3丁目25	0135- 22-2447							整形外科 リハビリテーション科 リウマチ科	月～金　9:00～17:30 (12:30～14:00を除く) 土　9:00～12:00
	医療法人社団滋恒会 中島内科	医療法人社団滋恒会	余市町 黒川町3丁目109	0135- 22-3866							内科 消化器科 循環器科	月～水、金　9:00～17:30 (12:30～14:00を除く) 木、土　9:00～12:30
	医療法人社団 田中内科医院	医療法人社団 田中内科医院	余市町 浜中町205-3	0135- 22-6125							内科 循環器内科・腎臓内科	月～金　9:00～17:00 (12:00～13:30を除く) 土　9:00～12:00
	医療法人社団健志会 よいちクリニック	医療法人社団健志会	余市町 山田町201-5	0135- 21-4570							内科	月～金　9:00～12:00

町村名	診療所名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備考（診療日・診療時間等）
					一般	療養	精神	結核	感染	計		
余市町	医療法人社団 池田内科クリニック	医療法人社団 池田内科クリニック	余市町 黒川町911-1	0135- 23-8811							内科・消化器内科	月、火、木、金　8:45～17:00 (12:00～14:00を除く) 水、土　8:45～12:00
	よいち整形外科 クリニック	医療法人社団修榮会	余市町 大川町6丁目92-1	0135- 48-5000							整形外科 リハビリテーション科 リウマチ科	月～金　9:00～17:30 (12:30～14:00を除く)
	脳神経外科 よいち汐風クリニック	前田　義裕	余市町 大川町15丁目10	0135- 21-5566							脳神経外科	月～金　9:00～17:00 (12:00～13:30を除く)
	わたなべ内科医院	渡辺裕喜雄	余市町 大川町6丁目12	0135- 22-3989							内科・消化器科	月、火、木、金　8:45～17:30 (12:00～13:30を除く) 水 8:45～15:00　土 8:45～12:00
赤井川村	赤井川診療所	赤井川村	赤井川村 字赤井川83-17	0135- 34-6802							内科・小児科 外科・整形外科	月～金　8:30～16:30 (12:00～13:00を除く) 整形外科 月１回土曜日 13:30～16:00

資料２－８－２２－１ 道総合振興局 保健行政室・地域保健室(保健所)所在地一覧

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

保健行政室・地域保健室(保健所)名	所　在　地	電　話　番　号
後志総合振興局保健環境部	虻田郡倶知安町北１条東２丁目（後志合同庁舎内）	
岩内地域保健室（岩内保健所）	岩内郡岩内町字清住２５２－１	０１３５－６２－１５３７
保健行政室（倶知安保健所）	虻田郡倶知安町北１条東２丁目（後志合同庁舎内）	０１３６－２３－１９１４
保健行政室余市地域保健支所 （倶知安保健所余市支所）	余市郡余市町朝日町１２番地	０１３５－２３－３１０４
胆振総合振興局保健環境部	室蘭市海岸町１丁目４番１号（胆振合同庁舎内）	
保健行政室（室蘭保健所）	室蘭市海岸町１丁目４番１号（胆振合同庁舎内）	０１４３－２４－９８３３
苫小牧地域保健室（苫小牧保健所）	苫小牧市若草町２丁目２番２１号	０１４４－３４－４１６８

資料２－８－２２－２　原子力災害拠点病院等一覧

１　原子力災害拠点病院

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

機関名	所　　在　　地	電　話　番　号
札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目291番地	011-611-2111
北海道大学病院	札幌市北区北14条西5丁目	011-716-1161

２　原子力災害医療協力機関

令和４年４月１日現在　道地域医療課調べ

機関名	所　　在　　地	電　話　番　号
旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	0166-65-2111
国立病院機構北海道医療センター	札幌市西区山の手5条7丁目1番1号	011-611-8111
国立病院機構北海道がんセンター	札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号	011-811-9111
北海道社会事業協会岩内病院	岩内郡岩内町字高台209番2	0135-62-1021
ＪＡ北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地	0136-22-1141
北海道社会事業協会余市病院	余市郡余市町黒川町19丁目1番地1	0135-23-3126
小樽市立病院	小樽市若松1丁目1番1号	0134-25-1211
黒松内町国保くろまつないブナの森診療所	黒松内町字黒松内586-1	0136-72-3301
伊達赤十字病院	伊達市末永町81番地	0142-23-2211
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北１条西５丁目	011-23-7126
北海道社会事業協会	札幌市中央区北４条西６丁目１－１毎日札幌会館６Ｆ	011-221-0611
北海道厚生農業協同組合連合会	札幌市中央区北４条西１丁目１	011-232-6523
北海道医師会	札幌市中央区大通西６丁目６	011-231-1726
北海道薬剤師会	札幌市豊平区平岸１条８丁目５-12	011-811-0184
北海道放射線技師会	札幌市中央区北３条西29丁目３－２	011-643-2713

資料２－８－２３　幼稚園、学校、社会福祉施設一覧

１　幼稚園

(1) PAZ

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
共和町	南　東	5	共和町立北幼稚園	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	鉄骨造	15	はまなす幼児センター

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
共和町	南　東	8	共和町立南幼稚園	共和町前田11-15	0135-73-2116	鉄骨造	19	中央幼児センター
岩内町	南	7	高田幼稚園	岩内町字栄136	0135-61-2288	木　造	52	
	南	7	岩内幼稚園	岩内町高台180-1	0135-62-1666	木　造 鉄骨造	67	
蘭越町	南	26	蘭越ひばり幼稚園	蘭越町蘭越町219-36	0136-57-5611	木　造	20	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見17番地	0136-44-2700	鉄筋コンクリート造	26	幼稚園 （短時間型）
倶知安町	南東	25	倶知安幼稚園	倶知安町北5条東2丁目	0136-22-1354	木造	216	
	南東	25	倶知安藤幼稚園	倶知安町北5条西1丁目	0136-22-1733	鉄骨造	87	
	南東	25	倶知安めぐみ幼稚園	倶知安町南4条西2丁目	0136-22-1276	木造	62	
余市町	北東	27	学校法人夢の森学園夢の森幼稚園	余市町沢町331番地	0135-22-2215	木造	40	
	北東	29	学校法人余市杉の子学園杉の子幼稚園	余市町黒川町15丁目2番地2	0135-23-4654	木造・一部鉄骨	135	
	北東	29	学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園	余市町黒川町1丁目17番地	0135-22-3430	鉄骨	65	

2 学 校

(1) PAZ

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
泊村	北北西	8	泊小学校	泊村大字盃村134-1	0135-75-2003	鉄筋コンクリート	53	
	北北西	2	泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上6-3	0135-75-2203	鉄筋コンクリート	41	
共和町	東南東	4	北辰小学校	共和町発足2900	0135-74-3324	鉄筋コンクリート造	82	
	南東	12	共和中学校	共和町幌似2119	0135-73-2333	鉄筋コンクリート造	114	

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
共和町	東南東	13	東陽小学校	共和町国富20-2	0135-72-1163	鉄筋コンクリート造	119	
	南南東	7	西陵小学校	共和町梨野舞納42-3	0135-62-5675	鉄筋コンクリート造	78	
岩内町	南	7	東小学校	岩内町字東山130	0135-62-0246	鉄筋コンクリート	271	
	南	7	西小学校	岩内町字野束172-1	0135-62-0263	鉄筋コンクリート	201	
	南	7	北海道岩内高等学校	岩内町字宮園43-1	0135-62-1445	鉄筋コンクリート	251	
	南	8	第一中学校	岩内町字宮園313-20	0135-62-0333	鉄筋コンクリート	131	
	南	8	第二中学校	岩内町字野束41	0135-62-0289	鉄筋コンクリート	122	
神恵内村	北北西	15	神恵内小学校	神恵内村大字神恵内村字横澗154	0135-76-5206	鉄筋コンクリート	35	
	北北西	15	神恵内中学校	神恵内村大字神恵内村字横澗11-7	0135-76-5301	鉄筋コンクリート	15	
寿都町	南西	30超	寿都小学校	寿都町字矢追町579番地	0136-62-2030	鉄筋コンクリート	85	
	南南西	30超	潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155番地	0136-64-5003	鉄筋コンクリート	32	
	南西	30超	寿都中学校	寿都町字六条町290番地1	0136-62-2158	鉄筋コンクリート	52	
	南西	30超	北海道寿都高等学校	寿都町字新栄町136番地	0136-62-2144	鉄筋コンクリート	74	
蘭越町	南	27	蘭越小学校	蘭越町蘭越町226番地	0136-57-5134	鉄筋コンクリート	153	
	南南東	29	昆布小学校	蘭越町昆布町210番地	0136-58-2240	鉄筋コンクリート	45	
	南	27	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	鉄筋コンクリート	95	
	南	26	蘭越高等学校	蘭越町蘭越町475-16	0136-57-5034	鉄筋コンクリート	45	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
ニセコ町	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2252	鉄筋コンクリート造	243	
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	鉄筋コンクリート造	46	
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	鉄筋コンクリート造	116	
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見141番地9	0136-44-2224	鉄筋コンクリート造	56	
	南南東	30	北海道インターナショナルスクールニセコ校	ニセコ町字富士見12番地	0136-55-5252	鉄筋コンクリート造	17	
倶知安町	南東	26	町立倶知安小学校	倶知安町南3条東3丁目	0136-22-1168	鉄筋コンクリート造	256	
	南東	25	町立西小学校	倶知安町南6条西3丁目	0136-22-2125	鉄筋コンクリート造	190	
	南東	27	町立西小学校樺山分校	倶知安町字樺山	0136-22-0998	木造	23	
	南東	24	町立北陽小学校	倶知安町北6条西2丁目	0136-22-0498	鉄筋コンクリート造	182	
	南東	26	町立東小学校	倶知安町北４条東9丁目	0136-22-5255	鉄筋コンクリート造	167	
	南東	25	町立倶知安中学校	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-0192	鉄筋コンクリート造	379	
	南東	24	道立倶知安高等学校	倶知安町北7条西2丁目	0136-22-1085	鉄筋コンクリート造	387	
	南東	25	道立倶知安農業高等学校	倶知安町字旭15	0136-22-1148	鉄筋コンクリート造	57	
積丹町	北北東	30	美国小学校	積丹町美国町字大沢214番地	0135-44-2044	鉄筋コンクリート	36	
	北	30超	日司小学校	積丹町日司町223番地1	0135-45-6075	鉄筋コンクリート・鉄骨	1	
	北	30超	野塚小学校	積丹町野塚町326番地	0135-45-6009	鉄骨造・木造	7	
	北北西	30超	余別小学校	積丹町余別町544番地	0135-46-5002	鉄筋コンクリート・鉄骨	13	
	北北東	30	美国中学校	積丹町美国町字大沢351番地	0135-44-2047	鉄筋コンクリート・鉄骨	30	
古平町	北北東	28	古平小学校	古平町大字浜町370番地	0135-42-2138	鉄骨コンクリート一部鉄骨	88	
	北北東	28	古平中学校	古平町大字浜町385番地	0135-42-2557	鉄骨コンクリート一部鉄骨	47	
仁木町	東	18	銀山小学校	仁木町銀山2-446	0135-33-5314	鉄筋コンクリート造鉄骨造	41	
	東北東	25	仁木小学校	仁木町西町1-52-4	0135-32-2013	鉄筋コンクリート造鉄骨造	108	
	東	18	銀山中学校	仁木町銀山2-113	0135-33-5223	鉄筋コンクリート造	28	
	東北東	25	仁木中学校	仁木町北町4-52	0135-32-2079	鉄筋コンクリート造鉄骨造	69	
	東北東	25	北海道芸術高等学校	仁木町東町5-4	0135-48-5131	鉄筋コンクリート造	180	通信制のため、最大収容人数

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
余市町	北東	28	沢町小学校	余市町沢町4丁目22番地	0135-22-3941	鉄筋コンクリート造	136	
	北東	28	余市紅志高等学校	余市町沢町6丁目1番地	0135-23-3191	鉄筋コンクリート・鉄骨	102	
	北東	29	黒川小学校	余市町黒川町9丁目147番地	0135-22-3686	鉄筋コンクリート造	311	
	北東	29	東中学校	余市町朝日町71番地	0135-22-3293	鉄筋コンクリート造	188	
	北東	29	西中学校	余市町梅川町339番地	0135-22-3086	鉄筋コンクリート造	87	
	北東	29	北海道余市養護学校	余市町梅川町377番地3	0135-23-7831	鉄筋コンクリート造	113	
	北東	30	大川小学校	余市町大川町10丁目1番地	0135-22-3887	鉄筋コンクリート造	217	
	北東	30	旭中学校	余市町大川町16丁目1番地	0135-22-2075	鉄筋コンクリート造	118	
	北東	30	北星学園余市高等学校	余市町黒川町19丁目2番地1	0135-22-6211	鉄筋コンクリート	194	
	東北東	30	登小学校	余市町登町1015番地	0135-22-3525	鉄筋コンクリート造	13	
赤井川村	東北東	25	赤井川小学校	赤井川村字赤井川72	0135-34-6860	ＲＣ造	33	
	東	27	都小学校	赤井川村字都113	0135-34-6121	ＲＣ造	12	
	東北東	25	赤井川中学校	赤井川村字赤井川67	0135-34-6949	ＲＣ造	39	

3　児童福祉施設関係

(1) PAZ

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
泊村	北北西	2	とまり保育所	泊村大字茅沼村6-2	0135-75-2330	鉄筋コンクリート	39	保育所
共和町	南　東	5	共和町立へき地保育所	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	鉄骨造	38	はまなす幼児センター

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
共和町	南　東	8	共和中央保育所	共和町前田11-15	0135-73-2116	鉄骨造	76	中央幼児センター
岩内町	南	7	東山保育所	岩内町字東山3	0135-62-1340	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	40	保育所
	南	7	中央保育所	岩内町字宮園7-1	0135-62-2466	鉄筋コンクリート造	50	保育所
	南	7	西保育所	岩内町字 相生12-13	0135-62-1162	鉄筋コンクリート造	38	保育所
	南	7	岩内厚生園	岩内町字宮園1-2	0135-62-0729	鉄筋コンクリート造	45	児童養護
	南	7	チャレンジキッズどんぐり	岩内町高台202	0135-67-7811	鉄筋コンクリート造	48	児童発達 放課後デイ
神恵内村	北北西	15	神恵内保育所	神恵内村大字神恵内村字横澗20-4	0135-76-5070	鉄筋コンクリート造	16	保育所
寿都町	南西	30超	寿都保育園	寿都町字開進町187番地1	0136-62-2637	木造	48	保育所
	南南西	30超	歌棄洗心学園	寿都町歌棄町歌棄425	0136-64-5312	鉄筋コンクリート造	64	児童養護
	南南西	30超	せんしん寮	寿都町歌棄町歌棄220-1	0136-64-5500	木造	6	地域小規模児童養護
蘭越町	南	26	蘭越保育所	蘭越町蘭越250-3	0136-57-5439	鉄筋コンクリート造	73	保育所
	南	27	北海愛星学園	蘭越町字大谷289	0136-57-5537	鉄筋コンクリート造	39	児童養護
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見17番地	0136-44-2700	鉄筋コンクリート造	139	保育所
倶知安町	南東	25	くっちゃん保育所ぬくぬく	倶知安町南3東5-6	0136-55-8080	木造	97	保育所
	南東	26	なかよしこども館	倶知安町南8条東1丁目1番地6	0136-22-2306	木造	8	認可外保育所
	南東	25	児童ちゃれんじサポートさやえんどう	倶知安町南3条東2丁目1	0136-23-4722	木造	25	放課後デイ
	南東	25	羊蹄山ろく発達支援センター	倶知安町北3条東2丁目4	0136-22-6970	コンクリートブロック造	10	児童発達 放課後デイ
	南東	25	北児童館	倶知安町北5条西2丁目1-19	0136-22-2968	鉄筋コンクリート造	40	児童厚生
	南東	25	南児童館	倶知安町南2条東1丁目16-6	0136-22-0419	鉄筋コンクリート造	40	児童厚生
積丹町	北北東	30	びくに保育所	美国町字船澗248番地	0135-44-2250	鉄骨造	23	保育所

古平町	北北東	30	認定こども園ふるびら幼児センターみらい	古平町大字丸山町29番地	0135-42-2649	鉄骨鉄筋コンクリート造	47	認定こども園
	北北東	28	児童デイ多機能型事業所ひまわりくらぶ	古平町浜町106ぷらっとほーむ内	0135-42-3820	木造	―	児童発達 放課後デイ 通所定員10人
仁木町	東北東	25	にき保育園	仁木町西町1-52	0135-32-3000	鉄骨造	69	保育所
	東	18	櫻ヶ丘学園	仁木町銀山2丁目247	0135-33-5024	鉄筋コンクリート造	70	児童養護
余市町	北東	28	中央保育所	余市町美園町43番地36	0135-22-2159	木造	32	保育所
	北東	28	ほうりゅうじ保育園	余市町沢町5丁目80番地1	0135-22-2401	鉄骨造合金メッキ鋼板葺	70	保育所
	北東	30	大川保育所	余市町大川町12丁目3番地2	0135-23-6015	木造	40	保育所
	北東	28	サポートセンターたね	余市町入舟町462	0135-22-7242	木造	―	放課後デイ 通所定員9人
	北東	29	北後志母子通園センター	余市町富沢町5丁目13	0135-23-6894	鉄筋コンクリート造	―	児童発達 通所定員10人
	北東	28	沢町児童館	余市町富沢町3丁目46	0135-23-5673	木造	―	児童厚生 1日平均利用者20人
	北東	28	黒川児童館	余市町入舟町400	0135-23-4338	木造	―	児童厚生 1日平均利用者13人
	北東	29	さくら	余市町黒川町15丁目14-13	0135-33-5024	木造	5	地域小規模児童養護
	北東	30	よろこび	余市町大川町9丁目48番地5	0135-48-5450	木造・亜鉛メッキ鋼板葺	―	放課後デイ 定員15人
	北東	29	どんぐり	余市町入舟町273番地1	0135-23-8051	木造・一部鉄筋コンクリート造	―	児童発達、放課後デイ 定員15人
	北東	30	かがやき	余市町黒川町20丁目5番地8	0135-48-5612	木造・合金メッキ鋼板葺	―	児童発達、放課後デイ 定員15人

4　障がい者福祉施設関係（UPZ）

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	位置 方位	位置 距離番号	名称	所在地	電話番号	構造	入所者		備考
共和町	南南東	7	地域活動支援センター 前田の家	共和町前田67-2	0135-73-2485	木造	16	(20)	利用者数
岩内町	南	10	岩内あけぼの学園	岩内町字野束210	0135-62-9701	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	50	(60)	
	南	7	ベーカリーサンライズ	岩内町字大浜17-18	0135-62-0573	鉄骨造	49	(40)	
	南	7	アットホームのぞみ	岩内町字大浜5-2	0135-63-1945	木造	27	(30)	
寿都町	南南西	30超	歌棄慈光園	寿都町歌棄町歌棄72	0136-64-5619	鉄筋コンクリート	76	(80)	
	南南西	30超	ワークランド歌棄	寿都町歌棄町歌棄71	0136-64-5970	鉄筋コンクリート	38	(40)	
	南南西	30超	はまなす寮	寿都町歌棄町歌棄269-3	0136-64-5355	鉄筋コンクリート	37	(46)	
	南西	27	寿都しおさい学園	寿都町磯谷町横澗1128	0136-65-6373	鉄筋コンクリート	34	(40)	
	南西	27	寿都浄恩学園	寿都町磯谷町横澗1128	0136-65-6373	鉄筋コンクリート	56	(80)	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ生活の家	ニセコ町有島47-47	0136-44-1730	鉄筋コンクリート造	7	(10)	
倶知安町	南東	23	羊蹄セルプ	倶知安町字峠下113-14	0136-23-0425	鉄筋コンクリート造	32	(40)	
	南東	25	人と人をつなぐ 陽だまり	倶知安町南3条西1丁目17	0136-55-5000	鉄筋コンクリート造	33	(20)	
	南東	25	グループホームそら	倶知安町北4条東1丁目1-13	0136-55-8817	木造	4	(5)	
	南東	25	グループホームかぜ	倶知安町北4条東1丁目1-13	0136-55-8816	木造	4	(5)	
	南東	26	グループホームゆめ	倶知安町北3条東7丁目11-25	0136-23-1020	木造	4	(5)	
	南東	23	福祉ホーム羊蹄	倶知安町峠下113-14	0136-23-0425	鉄筋コンクリート造	8	(10)	
	南東	25	倶知安事業所　メープル	倶知安町北2条西1丁目11-1	0136-21-2477	木造	29	(25)	
	南東	24	あゆ～む	倶知安町琴平20-26 （住所非登載希望）	0136-22-6056	木造	4	(4)	愛和の里きもべつ倶知安分場メープル所有の施設
	南東		グループホームのぞみ	（住所非登載希望）	0136-23-0127	木造	3	(4)	愛和の里きもべつ倶知安分場メープル所有の施設
	南東		グループホーム北斗	（住所非登載希望）	0136-55-5258	木造	6	(6)	愛和の里きもべつ倶知安分場メープル所有の施設
	南東	25	ワークショップようてい	倶知安町北3条西2丁目3	0136-55－5828	木造	28	(20)	就労移行支援5人 就労継続支援Ｂ型23人
	南東	25	グループホームよろこび	倶知安町南2条東1丁目16-2	0136-55－5828	木造	6	(6)	よろこび事務所所在地
	南東	25	（グループホームえがお）	倶知安町北4条東4丁目3-82	－	木造	4	(4)	よろこび分室
	南東	25	（グループホームここに）	倶知安町北4条東5丁目1-12	－	木造	4	(4)	よろこび分室
	南東	25	（グループホームまどか）	倶知安町北3条西2丁目1-1	－	木造	4	(4)	よろこび分室
	南東	25	（グループホームしずく）	倶知安町北3条西1丁目10-5	－	木造	4	(4)	よろこび分室
	南東	24	ワークステーション輝	倶知安町北5条西3丁目5	0136-22-2891	木造	12	(20)	
	南東	25	夢の匠	倶知安町南6条西2丁目5-14	0136-23-4350	木造	9	(10)	

古平町	北北東	27	共働の家	古平町歌棄町204-9	0135-42-4500	木造	-	障害施設（生活） 定員70人
	北北東	27	みっくすベジタ	古平町歌棄町204-20	0135-42-4186	木造	-	就労Ｂ 定員75人
	北北東	27	きょうどう	古平町歌棄町204-5	0135-42-4171	木造	-	生活介護・就労移行・就労Ｂ 定員86人
	北北東	27	地域生活総合支援センターいこいの家	古平町歌棄町204	0135-42-4300	木造	-	短期入所 定員2人
	北北東	27	若者宿	古平町歌棄町203	0135-42-2936	木造	-	共同生活援助 定員212人
	北北東	27	つどい	古平町歌棄町204-9	0135-42-4307	木造	-	地活センター 定員19人
仁木町	東	18	銀山学園	仁木町銀山2丁目134	0135-33-5311	鉄筋コンクリート	93 (100)	障害施設（生活）
	東北東	18	大江学園	仁木町大江2丁目457	0135-32-3662	鉄筋コンクリート	38 (40)	障害施設（生活）
	東	18	陽だまり	仁木町銀山2丁目547-2	0135-33-5737	鉄筋コンクリート	40 (40)	就労Ｂ
	東	18	あんごの森「銀山」	仁木町銀山2丁目521-15	0135-33-5590	木造	2 (14)	就労Ｂ
	東	18	回復の森「銀山」	仁木町銀山2丁目521-15	0135-33-2900	木造	3 (8)	共同生活援助
	東	18	コタン	仁木町銀山2丁目10番地4	0135-33-5310	木造	23 (24)	共同生活援助
余市町	北東	26	余市幸住学園	余市町豊丘町197番地	0135-22-5515	鉄筋コンクリート	49 (50)	通所定員40人
	北東	28	余市豊浜学園	余市町豊浜町293番地	0135-22-2183	鉄筋コンクリート	28 (30)	
	北東	28	こうずみ（1Ｆ） こうずみメープル （こうずみ　ひのき）（2	余市町沢町3丁目29番地	0135-31-0310	木造	3 (4)	通所定員20人
	北東	28	こうずみメープル （こうずみ　ポプラ・こうずみ　けやき・こうずみ　メープル）	富沢町3丁目47番地	0135-21-4125	木造	21 (24)	ポプラ 10（10） けやき　6（7） メープル　6（7）
	北東	28	こうずみメープル （こうずみ　オリーブ）	余市町富沢町3丁目23番地36	0135-22-0330	木造	3 (4)	
	北東	25	こうずみとよおか	豊丘町590	0135-54-7404	木造	-	通所定員40人
	北東	28	サポートセンターたね	入舟町462番地2	0135-22-7242	木造	-	通所定員26人
	北東	29	樹の杜	余市町入舟町273番地1	0135-23-8051	木造	8 (9)	
	北東	29	余市はまなす	余市町富沢町11丁目32番地2	0135-22-5242	木造	-	通所定員20人
	北東	29	グループホーム希林荘	余市町大川町2丁目52番地	0135-22-2233	木造	8 (9)	
	北東	29	余市作業所	余市町黒川町4丁目27番地	0135-23-7115	木造	-	通所定員20人
	北東	29	どりーむ・わーくす	余市町黒川町808番地	0135-48-5485	木造	-	通所定員20人

※（　）は入所定員

5　高齢者福祉施設関係

令和４年４月１日現在　町村調べ

(1) PAZ

町村名	位置 方位	位置 距離番号	名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
泊村	北	3	泊村養護老人ホーム　むつみ荘	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	鉄筋コンクリート	28　(30)	
			泊村特別養護老人ホーム　むつみ荘				54　(60)	
	北	3	泊村在宅老人デイサービスセンター	泊村大字茅沼村500-2	0135-65-2277	鉄筋コンクリート鉄骨造		

(2) UPZ

町村名	位置 方位	位置 距離番号	名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
共和町	東南東	16	共和町いきいきセンター	共和町小沢95-30	0135-72-1101	鉄骨造	－	居住棟　10人 デイサービス　18人 (1日利用人員)
	南東	11	共和町特別養護老人ホーム　みのりの里共和	共和町南幌似57番地13	0135-71-2580	鉄骨造	35　(50)	
	南東	11	デイサービスセンター　みのりの里共和	南幌似57-13	0135-71-2580	鉄骨造	－	ショートステイ　6床 デイサービス　18人 (1日利用人員)
	南　東	8	グループホーム　和みの郷ケアサポート共和	前田11番地15	0135-67-7682	木造1階建	16　(18)	
岩内町	南	8	社会福祉法人渓仁会　岩内ふれ愛の郷	岩内町字野束69-4	0135-62-3131	鉄筋コンクリート造	49　(50)	
	南	8	コミュニティホーム岩内	岩内町字野束69-26	0135-62-3800	鉄筋コンクリート	100　(100)	
	南	7	七福神恵比寿館	岩内町字栄7-3	0135-62-2200	鉄筋コンクリート	42　(56)	
	南	8	岩内町デイサービスセンター	岩内町字野束69-35	0135-61-2046	鉄筋コンクリート造	－　(20)	
	南	7	グループホーム「そよかぜ」岩内	岩内町字栄2-10	0135-62-1100	木造	－　(9)	
神恵内村	北西	14	神恵内村高齢者グループホーム　「かもめの家」	神恵内村大字神恵内村10番地	0135-76-5616	鉄筋コンクリート	9　(9)	
	北北西	14	神恵内ハイツ998	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	0135-76-5998	鉄筋コンクリート	82　(86)	
			創生会デイサービスセンター				－	デイサービス 30人 (1日利用人数)
寿都町	南南西	30超	寿都寿海荘	寿都町字歌棄町歌棄48番地2	0136-64-5167	鉄筋コンクリート	50　(50)	
	南南西	30超	寿都デイサービスセンター	歌棄町歌棄48－2	0136-64-5688	鉄筋コンクリート	－	利用者10人
	南西	30超	ふれあいの里小規模多機能ホームすっつ	新栄町166－8	0136-62-2300	鉄筋コンクリート	26　(25)	
			ふれあいの里グループホームすっつ		0136-62-3336		6　(9)	
蘭越町	南	27	特別養護老人ホーム　一灯園	蘭越町字大谷272番地	0136-57-5497	鉄筋コンクリート	73　(80)	
	南	27	高齢者グループホーム　らんこし	蘭越町字大谷268番地1	0136 55-8781	木造	18　(18)	
	南南東	28	蘭越町通所介護事業所こんぶ	蘭越町昆布町24－1	0136-58-3500	鉄筋コンクリート	－	通所介護　9
	南	27	医療法人社団静和会　昆布温泉病院介護医療院	蘭越町字黄金118番地	0136 58-2231	鉄筋コンクリート	112　(120)	

町村名	位置 方位	位置 距離番号	名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
ニセコ町	南南東	30	ニセコハイツ	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-2772	鉄筋コンクリート造	48 (50)	ショートステイ 10床
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地5	0136-44-1950	鉄筋コンクリート造	－	利用者64人
倶知安町	南東	23	羊蹄ハイツ	倶知安町字峠下113番地2	0136-22-3131	鉄筋コンクリート造	70 (70)	短期入所 8床
			デイサービスセンター羊蹄ハイツ		0136-55-5141		－	通所介護 18人
	南東	26	介護老人保健施設麓華苑	倶知安町南3条東5丁目2番地	0136-22-0003	鉄筋コンクリート造	100 (100)	
							－	通所リハ 40人
	南東	26	グループホーム羊蹄	倶知安町北4条東7丁目2-11	0136-23-1500	鉄骨造	18 (18)	
	南東	25	グループホームつくしんぼ	倶知安町南3条西1丁目17-1	0136-55-5005	鉄筋コンクリート造	18 (18)	2階
								3階
	南東	26	デイサービスセンター ろっかえん	倶知安町南3条東5丁目1-2	0136-22-0003	鉄筋コンクリート造	－	通所介護10人
	南東	26	倶知安町 老人デイサービスセンター	倶知安町南3条東4丁目2-2	0136-23-3522	鉄筋コンクリート造	－	通所介護20人
	南東		リハビリ特化型デイサービス カラダラボ	倶知安町南3条西1丁目1	0136-55-8186	鉄骨造	－	通所介護15人
積丹町	北北東	30	積丹町エイジング ステーションやすらぎ	積丹町大字美国町字大沢300番地	0135-44-3224	鉄筋コンクリート	5 (9)	居住棟 11人 デイサービス 15人 (1日利用人員)
	北北東	30	地域密着型特別養護老人ホームゆうるり	積丹町大字美国町字大沢326番地1	0135-48-5201	鉄筋コンクリート	29 (29)	
古平町	北北東	27	古平町デイサービスセンター	古平町大字浜町711番地	0135-42-2833	鉄筋コンクリート	－	デイサービス 18人
	北北東	27	風花	古平町大字浜町645番地	0135-41-2850	木造	18 (18) －	認知症ＧＨ 認知症デイサービス 12人 ショートステイ 2床
	北北東	27	セルフケア	古平町大字浜町893番地5	0135-42-2505	鉄筋コンクリート	－	デイサービス 10人
	北北東	27	いこいの家	古平町大字歌棄町204番地	0135-42-4307	鉄筋コンクリート	－	デイサービス 30人

町村名	位置 方位	位置 距離番号	名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
仁木町	東北東	26	グループホーム仁木やすらぎの里	仁木町北町8丁目40番地5	0135-32-3586	木造	9 (9)	
			デイサービス仁木やすらぎの里				－	認知症通所介護 3人
	東北東	26	特別養護老人ホーム仁木長寿園	仁木町北町8丁目40番地4	0135-32-3585	鉄骨造	50 (50)	短期入所 3床
	東	18	仁木町デイサービスセンターえんれいそう	仁木町銀山2丁目134番地	0135-33-5777	鉄筋コンクリート	－	通所介護19人
余市町	北東	27	グループホーム こもれび	余市町美園町199番地	0135-22-7727	木造	9 (9)	
	北東	28	養護老人ホーム かるな和順	余市町沢町5丁目77番地	0135-22-2408	鉄筋コンクリート	83 (100)	短期入所5床
			デイサービスセンターかるな		0135-22-0063		－	通所介護18人
	北東	29	デイサービスセンターよいち銀座はくちょう	余市町黒川町2丁目91番地	0135-48-5544	木造	－	通所介護10人
	北東	29	デイサービスひかり	余市町黒川町3丁目36番地	0135-48-5336	木造	－	通所介護30人
	北東	29	デイサービスセンターぷらっと・よいち	余市町黒川町8丁目26番地	0135-23-7755	木造	－	通所介護10人
	北東	29	グループホーム 延寿園	余市町黒川町12丁目3番地	0135-22-1132	鉄筋コンクリート	18 (18)	
			デイサービス 華		0135-22-7000		－	通所介護10人
	北東	29	グループホーム 美優さくらんぼ	余市町黒川町13丁目36番地14	0135-23-2500	木造	18 (18)	
	北東	29	グループホームなかじま	余市町大川町4丁目23番地	0135-30-7200	木造	18 (18)	
	北東	30	でいさぁーびす笑	余市町黒川町20丁目12番地18	0135-48-5800	木造	－	通所介護10人
	北東	30	特別養護老人ホーム フルーツシャトーよいち	余市町黒川町19丁目1番地2	0135-22-5350	鉄筋コンクリート	117 (118)	短期入所25床
			高齢者グループホーム フルーツシャトーよいち				17 (17)	
			共用型指定認知症対応型通所介護事業所フルーツ・シャトーよいち				－	認知症通所介護3人
			デイサービスセンターフルーツ・シャトーよいち				－	認知症通所介護10人通所介護30人
	北東	30	グループホーム夢	余市町黒川町19丁目13番地2	0135-21-6222	木造	18 (18)	
	北東	30	グループホーム ボランの家	余市町大川町8丁目11番地	0135-22-1577	木造	17 (18)	
	北東	28	介護老人保健施設 よいち	余市町山田町201番地	0135-21-4567	鉄筋コンクリート	91 (100)	
	北東	28	介護老人保健施設 よいち南館	余市町山田町201番地	0135-21-4567	鉄筋コンクリート	20 (26)	
	北東	29	介護医療院 こじま	余市町黒川町7丁目13番地	0135-22-4827	鉄筋コンクリート	24 (24)	
	北東	29	介護医療院 なかじま	余市町黒川町3丁目109番地	0135-22-3866	鉄筋コンクリート	19 (19)	
	北東	30	リハビリ特化型デイサービスカラダラボ余市	余市町大川町17丁目3	0135-48-5102	鉄筋コンクリート	－	通所介護20人
	北東	29	小規模多機能型居宅介護事業所 ほっとハウスよいち	余市町黒川町15丁目7番地11	0135-48-5078	木造	－	通所介護15人 宿泊5人 登録定員29人

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
余市町	北東	29	サービス付高齢者住宅　ふる一つの郷	余市町黒川町15丁目7番地11	0135-48-5707	木造	23　(24)	
	北東	26	デイサービスセンター　かがやき	余市町豊丘町335番地2	0135-48-5077	木造	－	通所介護10人
	北東	29	デイサービス　花ごころ	余市町入舟町9番地6	0135-48-6301	木造	－	通所介護33人
	北東	29	サービス付高齢者住宅　ぬくもりの郷	余市町黒川町15丁目14番地16	0135-48-5166	木造	24　(26)	
	北東	26	恵泉虹乃家	余市町豊丘町335番地2	0135-48-5085	木造	6　(6)	
	北東	29	有料老人ホームみどり	余市町大川町4丁目23番地	0135-48-5563	木造	7　(9)	
	北東	29	高齢者マンション華	余市町黒川町12丁目3番地	0135-22-1130	鉄筋コンクリート	9　(11)	
	北東	29	GRACE310モイレ	余市町浜中町4番地8	0135-48-6307	鉄筋コンクリート	0　(9)	
	北東	29	ハッピーサポート花ごころ	余市町入舟町9番地4	0135-48-6321	木造		通所介護18人
	北東	29	GRACEガーデンモイレ	余市町入舟町9番地4	0135-48-5312	木造	14　(24)	
	北東	29	サービス付き高齢者向け住宅　三恒	余市町黒川町16丁目4番地1	0135-48-7735	木造	3　(24)	
赤井川村	東北東	26	グループホームあまらんす	赤井川村字赤井川409-1	0135-35-3789	木造	18　(18)	
			グループホームあまらんす2号館				18　(18)	
			デイサービスあまらんす				0	現在のところ利用者なし
	東北東	26	赤井川村デイサービスセンター	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2000	鉄筋コンクリート	―	利用登録者30名

※（　）は入所定員

6　その他社会福祉施設

令和４年４月１日現在　町村調べ

(1) PAZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
共和町	南　東	5	共和町立へき地保育所	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	鉄骨造	ー　38	児童福祉関係

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
神恵内村	北北西	14	神恵内村老人福祉寮　「生き活きホーム998」	神恵内村大字神恵内村字大川26番地28	0135-76-5858	鉄筋コンクリート	4　(7)	高齢者福祉関係
	北北西	14	神恵内村高齢者共同生活支援施設　「友遊館」	神恵内村大字神恵内村字ツボ石45番地	0135-76-5822	鉄筋コンクリート2階建	19　(27)	高齢者福祉関係
蘭越町	南南東	28	昆布保育所	蘭越町昆布町26-2	0136-55-5528	木造	ー　23	児童福祉関係
	南南東	28	高齢者生活福祉センター　こんぶ	蘭越町昆布町24－1	0136-58-3500	鉄筋コンクリート	8　(10)	高齢者福祉関係
	南	30超	高齢者生活福祉センター　めな	蘭越町目名町391番地	0136-55-3015	鉄筋コンクリート	7　(13)	高齢者福祉関係
ニセコ町	南南東	30	高齢者グループホーム きら里	ニセコ町字有島87番地1	0136-55-5275	木造	17　(18)	高齢者福祉関係
積丹町	北	30超	みなと保育所	日司町63番地の5	0135-45-6928	木造	ー　5	児童福祉関係
古平町	北北東	27	いきいき生活支援センター風花	古平町大字浜町645番地	0135-41-2850	木造	ー　18	高齢者福祉関係
仁木町	東北東	19	大江へき地保育所	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3453	鉄骨造	ー　4	児童福祉関係
	東	18	銀山へき地保育所	仁木町銀山2丁目459番地	0135-33-5156	コンクリートブロック造	ー　3	児童福祉関係
余市町	北東	28	こうずみメープル（こうずみ　さくら）	余市町富沢町4丁目91番地	0135-21-4125	木造	3　(4)	障害者福祉関係
	北東	30	サポートセンターたね（まーぶる）	余市町黒川町17丁目21番地	0135-22-0535	木造	4　(4)	障害者福祉関係
	北東	30	サポートセンターたね（ショコラ）	余市町黒川町17丁目2-8 コーポ山田A-2	ー	軽量鉄骨造	2　(2)	障害者福祉関係
赤井川村	東北東	25	赤井川村立赤井川へき地保育所	赤井川村字赤井川318-1	0135-34-6817	ＲＣ造	ー　20	児童福祉関係

※（　　）は入所定員

資料２－８－２４　給水状況

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	事業名	取水地点 方位	取水地点 距離番号	取水地点	水源	給水地区名	給水地区内人口（人）	現在給水人口（人）	計画給水人口（人）	年間給水量（m3）
泊村	泊村簡易水道	北	7	モヘル川水系モヘル川	表流水	泊・盃地区 茅沼一部	1,549	1,542	1,602	175,076
		北北東	7	玉川水系玉川支流一の沢川	表流水	茅沼一部 渋井・堀株地区				
	泊発電所専用水道	北北東	5	泊村大字茅沼村字古舗673番4（玉川）	表流水	北電泊発電所構内	1,000	1,000	1,210	37,092
		北	1	泊村大字堀株村690番4（茶津川）	表流水					
		南西	1	泊発電所３号炉　取水口	海水					
	計			5カ所			2,549	2,542	2,812	212,168
共和町	共和町簡易水道	南東	13	堀株川水系ワクンベツ二の川支流林川	湧水	国富	448	446	4,870	76,372
		南東	17	堀株川水系中平川支流アダチ川	湧水	ワイス・小沢・前田・南幌似・幌似・梨野舞納	3,681	3,445		315,396
		南南東	12	野束川水系運上屋川	湧水	老古美				
		東	3	共和町宮丘34-1	地下水	宮丘・発足・梨野舞納	1,300	1,004		105,834
	計			4カ所			5,429	4,895	4,870	497,602
岩内町	岩内町水道事業	南南西	9	幌別川鳴神の滝上流	表流水	岩内町市街一円（野束・敷島内・宮園の一部を除く）	11,803	10,231	18,430	1,201,488
		南南西	15	雷電親子別川上流	表流水					
	岩内協会病院専用水道	南	7	岩内町字高台209-2岩内協会病院敷地内	地下水	岩内協会病院内	1,134	1,134	1,134	25,041
	計			3カ所			12,937	11,365	19,564	1,226,529
神恵内村	神恵内村簡易水道事業（神恵内・赤石地区）	北北西	14	神恵内村大字赤石村二の目川	表流水	神恵内・赤石	687	674	1,579	76,451
	神恵内村簡易水道事業（珊内地区）	北西	23	神恵内村大字珊内村能蘭沢川	表流水	珊　内	45	45		6,188
	神恵内村簡易水道事業（川白地区）	北西	26	神恵内村大字珊内村字川白オネナイ川	表流水	川　白	52	52		3,349
	計			3カ所			784	771	1,579	85,988
寿都町	寿都町簡易水道事業（磯谷地区）	南西	25	寿都町字磯谷町島古丹１７２８番地先金瀬の川	湧水	島古丹・能津登・横澗（一部）	63	63	4,060	579,150
	寿都町簡易水道事業（歌棄地区）	南西	30超	寿都町字歌棄町有戸３６５番地先神社の川	湧水	湯別町・歌棄町・鮫取澗・横澗（一部）	756	756		
	寿都町簡易水道事業（市街地区）	南西	30超	寿都町字樽岸国有林後志森林管理署３０７２イ林小班朱太川支流小川	表流水	政泊町・矢追町・大磯町・新栄町・開進町・岩崎町・六条町・樽岸町	1,899	1,899		
		南西	30超	寿都町字矢追国有林後志森林管理署３０５８イ班小班滝の澗川	表流水					
	計			4カ所			2,718	2,718	4,060	579,150
蘭越町	蘭越町簡易水道	南南東	21	蘭越町字湯里道有林170班内浅瀬川（蘭越地区）	湧水	蘭越町・字豊国・字大谷・字淀川の各一部	4,318	2,429	3,226	214,032
		南南西	30超	蘭越町字田下217番地3ポン貝殻沢川第２川（目名地区）	湧水	字淀川・字水上・目名町・字田下・字貝川・字相生・字三和・字讃岐の各一部		419		27,892
		南南西	21	蘭越町字上里100番地1堤の沢川第２支流川（三和地区）	湧水	名駒町・字鮎川・字淀川・字清水・字栄・字三和・字吉国・字富岡の各一部		412	558	34,698
		南南西	22	蘭越町字上里114番地三部沢川（御成地区）	湧水	港町・字御成・字初田・字共栄の各一部		283	390	23,555
		南南東	20	蘭越町字湯里680番地1地先ニセコアンベツ２号川（昆布地区）	湧水	昆布町・字黄金・字湯里・字日出の各一部		676	726	77,510
	計			5カ所			4,318	4,219	4,900	377,687

町村名	事業名	取水地点			水源	給水地区名	給水地区内人口（人）	現在給水人口（人）	計画給水人口（人）	年間給水量（m3）
		方位	距離番号							
ニセコ町	ニセコ町簡易水道	南東	30超	尻別川水系カシュンベツ川支流第2カシュンベツ川（ニセコ町字羊蹄146地先）	湧水	ニセコ町市街地区一円（字富士見、本通、中央通、元町、有島）	2,792	2,771	2,902	391,060
		南東	30超	ニセコ町字羊蹄146-4	地下水					
		南南東	30超	尻別川水系タクベツ川支流木村川（ニセコ町字豊里105地先）	湧水	字里見	254	245	171	30,349
		南南東	30超	尻別川水系ルベシベ川支流１７号川（ニセコ町字絹丘175地先）	表流水	字宮田				
		南東	30超	尻別川水系カシュンベツ川支流岩松川（ニセコ町字近藤755-3地先）	湧水	字近藤、豊里、羊蹄	478	444	364	47,651
		南東	30超	ニセコ町字近藤755-6	地下水					
		南南東	30超	尻別川水系ニセコアンベツ川支流大沢の川（ニセコ町字ニセコ485地先）	湧水	字ニセコ	238	207	304	77,663
		南南東	30超	ニセコ町字ニセコ483	地下水					
		南南東	25	尻別川水系尻別川支流東の沢川（ニセコ町字東山2地先）	湧水	字曽我、東山	599	576	599	99,698
		南南東	25	ニセコ町字曽我532-7	地下水					
	ニセコ町簡易水道	南南東	30超	尻別川水系名無川（ニセコ町字絹丘417-1地先）	表流水	字福井、黒川、富川、西富	335	292	310	24,381
	桂地区飲用水供給施設	南南東	30超	尻別川水系桂の沢川支流蝮の沢川（ニセコ字桂台261地先道有林倶知安事業区49林班1小班）	湧水	字桂台	15	14	100	1,207
	ニセコ温泉郷地区飲用水供給施設	南南東	21	尻別川水系硫黄川支流硫黄3号川（倶知安町花園国有林9林班ロ小班）	湧水	五色温泉郷地区	0	0	100	1,172
	いこいの村地区専用水道	南南東	23	尻別川水系大沢の川支流佐々木の沢川（ニセコ町字ニセコ355-3地先）	湧水	ホテルニセコいこいの村関連施設及びホテルノーザンリゾートアンヌプリの一部	3	3	100	20,886
	計			14カ所			4,714	4,552	4,950	694,067
倶知安町	倶知安町上水道（高砂地区）	南東	28	尻別川支流ソースケ川	湧水	倶知安町市街地及び周辺高台地区	13,262	13,222	15,500	1,932,416
		南東	28	尻別川支流尻別４号川	湧水	豊岡・寒別地区				19,504
	倶知安町上水道（山田地区）	南東	25	尻別川支流親爺川	伏流水	山田・樺山地区	897	739	－	304,952
		南東	29	倶知安町字比羅夫	深井戸	山田・樺山地区				
		南東	29	倶知安町字比羅夫	深井戸	山田・樺山地区				
		南東	29	倶知安町字比羅夫	深井戸	山田・樺山地区				
		南東	25	尻別川支流冷水川	湧水	山田・樺山地区				
	倶知安町上水道（ワイス地区）	南東	20	硫黄3号川支流硫黄5号川	湧水	花園地区	0	0	－	0
	ニセコ高原リゾート花園地区専用水道	南東	21	ジャコ川	湧水	花園地区	68	68	475	571,590
	(株)泉郷専用水道	南東	26	倶知安町字山田	地下水	山田地区	95	95	538	82,125
	陸上自衛隊倶知安駐屯地専用水道	南東	27	尻別川水系南別川	湧水	倶知安駐屯地内	114	114	600	94,608
	巽地区飲料水利用組合	南東	30	尻別川支流尻別４号川	湧水	豊岡地区	53	53	58	－
	計			12カ所			14,489	14,291	17,171	3,005,195

町村名	事業名	取水地点			水源	給水地区名	給水地区内人口（人）	現在給水人口（人）	計画給水人口（人）	年間給水量（m3）
		方位	距離番号							
積丹町	積丹町簡易水道事業	北	30超	積丹川水系伊佐内川	表流水	美国・婦美・野塚(丸山)	1,227	874	1,710	82,715
		北	30超	積丹川水系ウエンド川	表流水	幌武意・入舸・日司・野塚(丸山除く)・西河・来岸・余別・神岬	641	642	1,735	70,507
	計			2カ所			1,868	1,516	3,445	153,222
古平町	古平町簡易水道	北北東	24	古平川水系泥の木川	表流水	古平	2,850	2,780	4,060	298,212
	計			1カ所			2,850	2,780	4,060	298,212
仁木町	仁木町統合簡易水道	東北東	18	余市川水系然別川	表流水	仁木・旭台・砥の川・然別大江地区	3,151	2,858	4,091	266,010
		東	17	余市川水系馬群別川	表流水	銀山地区				
		東	24	尾根内６８８番地２	地下水	尾根内・長沢南・銀山地区一部				
	計			3カ所			3,151	2,858	4,091	266,010
余市町	余市町水道事業	北東	25	ヌッチ川水系豊丘中の川（左岸）（豊丘町452番地）	表流水	大川町、黒川町、入舟町、朝日町、美園町、浜中町、富沢町及び港町の全部並びに栄町、登町、山田町、沢町、梅川町、豊丘町のそれぞれ一部の区域	17,002	16,807	20,724	665,072
		北東	26	余市川水系余市川（左岸）（山田町721-1地先）	伏流水					1,516,074
		北東	26	湯内川水系湯内川（豊浜町386-1地先）	伏流水	豊浜町の一部	55	50	100	9,419
		北東	28	登川水系元服川（登町国有林石狩森林管理署3019イ林小班）	湧水	黒川町・登町の一部	320	295	536	42,099
		北東	30超	栄地区浄水場敷地内（栄町1550-4）	地下水	栄町の一部	243	177		12,344
	白岩町飲料水供給施設	北東	28	北後志衛生施設組合清掃センター敷地内（白岩町270）	地下水	白岩町の一部	22	22	95	－
	潮見町簡易給水施設	北東	29	島泊川水系能登屋沢川（潮見町）	表流水	潮見町の一部	5	5	49	－
	余市カントリー株式会社専用水道	東北東	28	エーブランドホテル・ゴルフ場・ログヴィレッジ敷地内（登町2358-1）	地下水	エーブランドホテル・ゴルフ場・ログヴレッジ敷地内	0	0	230	－
	プロヴァンスの丘自主給水施設	東北東	30	プロヴァンスの丘敷地内	地下水	プロヴァンスの丘敷地内	7	7	－	－
	楢の木台営農用水施設	東北東	30超	登町535-1	地下水	栄町の一部	23	23	39	－
	計			10カ所			17,677	17,386	21,773	2,245,008
赤井川村	赤井川地区簡易水道	東北東	26	余市川水系 日の出沢川	湧水	字赤井川、字日ノ出、字池田、字旭丘	676	676	707	80,422
	都地区簡易水道	東	30超	余市川水系 賀老の沢川	表流水	字都、字旭丘	211	211	300	20,624
	常盤地区簡易水道	東	30超	余市川水系 朝里沢川、赤井川村字常磐	表流水地下	字常盤	73	73	300	97,869
	池田地区飲料水供給施設	東	23	余市川水系 無名川	表流水	字池田、字赤井川の一部	40	40	95	4,593
	常盤地区専用水道	東	30超	余市水系 山一沢川	表流水	字常盤、字落合	47	47	95	14,058
	曲川地区簡易給水施設	東	25	赤井川村字曲川	地下水	字曲川	31	31	49	2,062
	落合地区簡易給水施設	東	30超	赤井川村字落合	地下水	字落合	16	16	49	5,794
	計			7カ所			1,094	1,094	1,595	225,422

※「－」は、数値がないもの。（水量計未設置等）

○各水道事業等の位置は、「資料３－４－１　緊急時モニタリングの方法　環境試料採取地点図（飲料水）」を参照

資料２－８－２５　農産物の収穫状況

令和３年　町村調べ

町村名	農産物種類／項目	水　稲	麦　類	豆　類	いも類	根菜類	果菜類	葉菜類	飼料作物
共和町	面　積（ha）	1,545.5	364.5	296.6	194.2	0.0	400.0	16.6	
	収　量（t）	8,670.0	1,681.0	508.0	5,625.0	0.0	9,307.0	231.0	
岩内町	面　積（ha）	86.2	7.8	χ	0.5	χ	2.1	χ	
	収　量（t）	428.6	23.8	χ	5.4	χ	6.4	χ	
神恵内村	面　積（ha）						0.0		
	収　量（t）						0.0		
寿都町	面　積（ha）	1.3	χ	χ	6.5	0.8	0.2	χ	
	収　量（t）	5.5	χ	χ	212.3	1.7	χ	χ	
蘭越町	面　積（ha）	1,625.7	71.8	114.5	21.6	6.7	61.8	0.0	609.1
	収　量（t）	8,551.1	233.0	283.6	621.3	χ	χ	χ	χ
ニセコ町	面　積（ha）	329.0	120.6	330.2	247.0	40.9	95.7	95.3	241.5
	収　量（t）	1,690.0	450.0	700.0	7,730.0	1,875.0	1,287.6	726.3	7,728.0
倶知安町	面　積（ha）	203.5	565.7	930.4	969.6	469.9	37.7	46.5	272.8
	収　量（t）	1,139.5	2,839.8	1,855.3	20,560.0	26,328.4	239.0	911.4	χ
積丹町	面　積（ha）				2.3		18.6	5.1	
	収　量（t）				23.9		304.0	1.6	
古平町	面　積（ha）	13.0		0.4	3.0		5.5	0.9	1.6
	収　量（t）	62.3		3.9	60.0		94.3	0.2	8.1
仁木町	面　積（ha）	435.7		2.0	1.0		730.0	1.03	
	収　量（t）	2,146.0		4.0	52.0		8,183.0	0.3	
余市町	面　積（ha）	28.0		30.0		χ	68.8	2.3	
	収　量（t）	149.0		234.0		χ	2,537.0	14.1	
赤井川村	面　積（ha）	139.8	χ	13.2	22.9	0.9	72.1	38.4	94.3
	収　量（t）	685.0	χ	13.2	366.4	χ	χ	χ	χ

※「χ」は、統計数値が公表されていないもの。

資料２－８－２６　葉菜の収穫状況

令和３年　町村調べ

町村名	集落名	葉菜の種類	面積（ha）	年間収穫量(t)	備考
共和町	全　町	アスパラガス	5.3	2.0	
	全　町	ブロッコリー	5.7	29.0	
	全　町	ねぎ	5.6	200.0	
岩内町	全　町	キャベツ	χ	χ	
	全　町	はくさい	χ	χ	
	全　町	ねぎ	χ	χ	
	全　町	アスパラガス	χ	χ	
	全　町	レタス	χ	χ	
	全　町	ほうれん草	χ	χ	
寿都町	全　町	アスパラガス	2.0	0.2	
	全　町	ねぎ	0.0	0.0	
蘭越町	全　町	アスパラガス	18.9	22.7	
	全　町	ほうれん草	－	－	
	全　町	はくさい	－	－	
	全　町	キャベツ	－	－	
	全　町	たまねぎ	7.8	195.6	
	全　町	ねぎ	－	－	
	全　町	ブロッコリー	0.3	2.8	
	全　町	にんにく	－	－	
ニセコ町	全　町	アスパラガス	9.4	29.6	
	全　町	ブロッコリー	85.9	696.7	
	全　町	たまねぎ	0.9	37.5	
	全　町	キャベツ	0.0	0.0	
倶知安町	全　町	ほうれんそう	0.2	0.8	
	全　町	たまねぎ	26.0	756.8	
	全　町	キャベツ	0.7	χ	
	全　町	ブロッコリー	10.1	145.1	
	全　町	アスパラガス	9.3	8.7	
積丹町	全　町	アスパラガス	χ	χ	
古平町	全　町	アスパラガス	0.2	χ	
	全　町	ニラ	0.5	χ	
仁木町	全　町	アスパラガス	0.33	0.9	
余市町	全　町	キャベツ	χ	χ	
	全　町	はくさい	χ	χ	
	全　町	ねぎ	0.1	4.0	
	全　町	アスパラガス	0.4	3.0	
	全　町	ほうれんそう	χ	χ	
赤井川村	全　町	キャベツ	2.7	110.1	
	全　町	はくさい	0.1	χ	
	全　町	ねぎ	0.3	χ	
	全　町	アスパラガス	20.4	28.6	
	全　町	ブロッコリー	12.0	112.6	

※「χ」は、統計数値が公表されていないもの。

資料２－８－２７　畜産物の飼養状況

令和３年　町村調べ

町村名	畜産物名 / 項　目	乳　用　牛	肉　　牛	豚	馬	採卵鶏（鶏卵）	ブロイラー
泊　　村	戸　　数　　（戸）				1		
	頭数、羽数　（頭羽）				2		
共 和 町	戸　　数　　（戸）	1			1	0	
	頭数、羽数　（頭羽）	χ			χ		
岩 内 町	戸　　数　　（戸）	3	1		2	1	
	頭数、羽数　（頭羽）	116	5		23	250	
神恵内村	戸　　数　　（戸）						
	頭数、羽数　（頭羽）						
寿都町	戸　　数　　（戸）		1	1	3		
	頭数、羽数　（頭羽）		94	120	3		
蘭越町	戸　　数　　（戸）	1	1	0	2	3	
	頭数、羽数　（頭羽）	153	12	0	3	19	
ニセコ町	戸　　数　　（戸）	10	3		2	2	
	頭数、羽数　（頭羽）	707	103		17	398	
倶知安町	戸　　数　　（戸）	11	3	1	3	5	
	頭数、羽数　（頭羽）	746	90	3	19	24,440	
積丹町	戸　　数　　（戸）	2	1			1	
	頭数、羽数　（頭羽）	80	33			210	
古平町	戸　　数　　（戸）			1		2	
	頭数、羽数　（頭羽）			1,248		894	
仁木町	戸　　数　　（戸）	0	0	1	2	2	0
	頭数、羽数　（頭羽）	0	0	x	3	62	0
余市町	戸　　数　　（戸）	3		1		4	
	頭数、羽数　（頭羽）	285		5,662		1,163	
赤井川村	戸　　数　　（戸）	1	1	2	2	2	
	頭数、羽数　（頭羽）	193	122	5,859	6	1,050	
合　　計	戸　　数　　（戸）	32	11	6	16	20	0
	頭数、羽数　（頭羽）	2,280	459	12,892	73	28,424	0

※「χ」は、統計数値が公表されていないもの。

資料２－８－２８　牛乳の生産状況

令和３年　町村調べ

町　村　名	戸数（戸）	乳牛（頭）	牛乳生産量（ｋｌ）	備　考
共　和　町	1	χ	χ	
岩　内　町	3	74	553	
蘭越町	0	0	0	
ニセコ町	10	707	4,812	
倶知安町	11	746	－	生乳のみ 3,469t
積丹町	2	80	500	
余市町	3	285	902	
赤井川村	1	193	583	
合　　計	31	2,085	7,350	

※「χ」は、統計数値が公表されていないもの。

資料２－８－２９　農産物の出荷ルート

（共和町・岩内町）

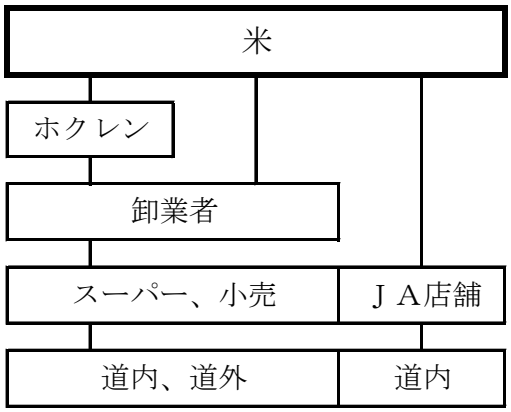

（共和町・岩内町）

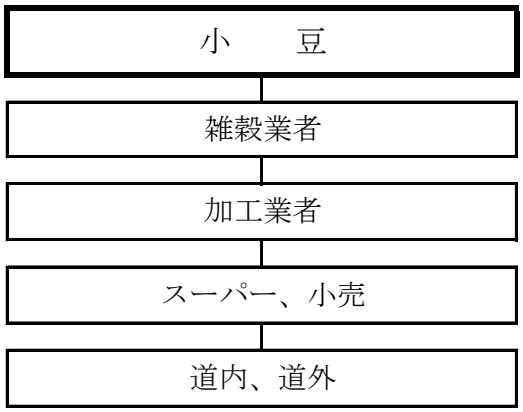

（共和町・岩内町）

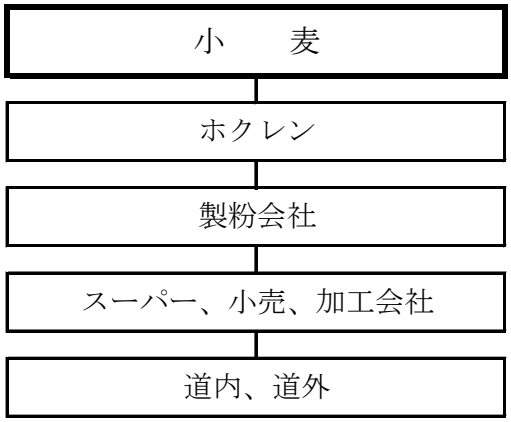

（共和町・岩内町）

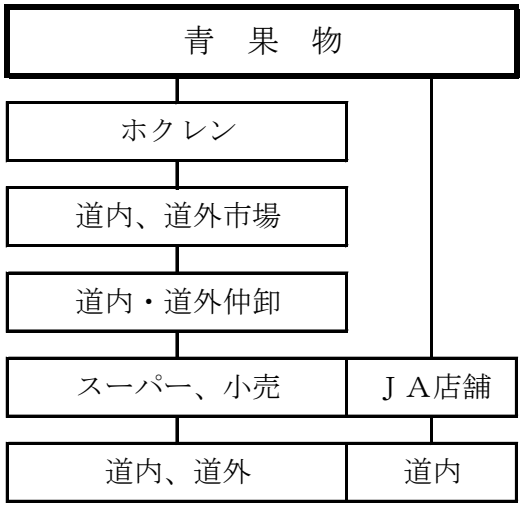

（共和町・岩内町）

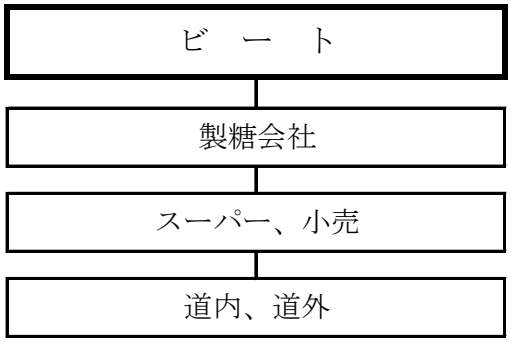

（寿都町）

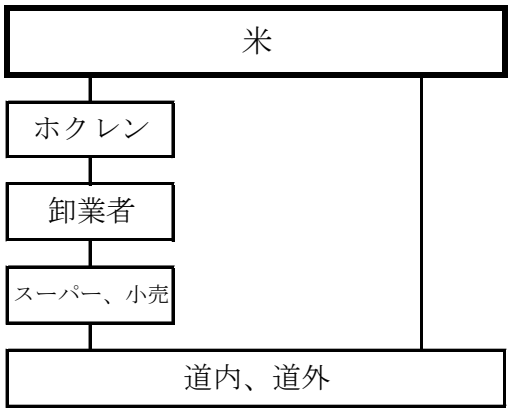

（寿都町）

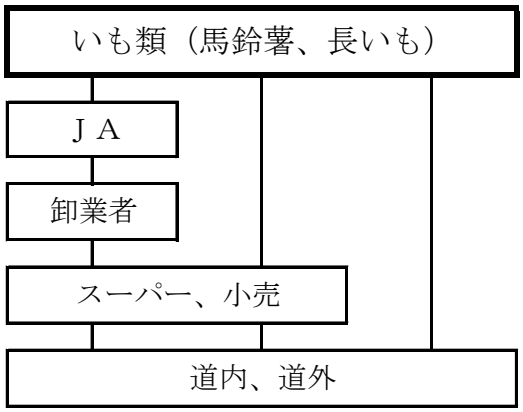

（寿都町）

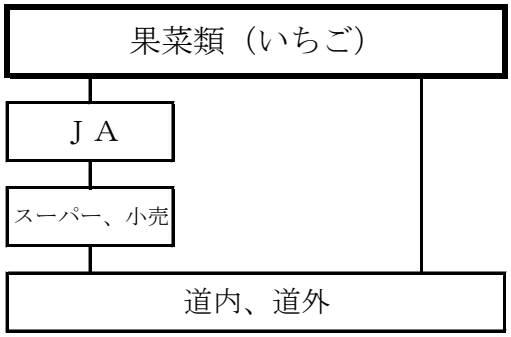

（寿都町）

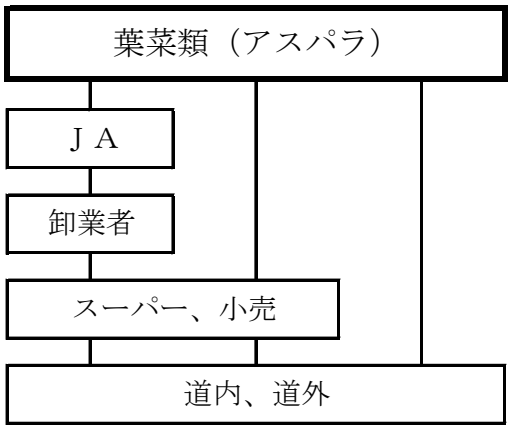

（寿都町）

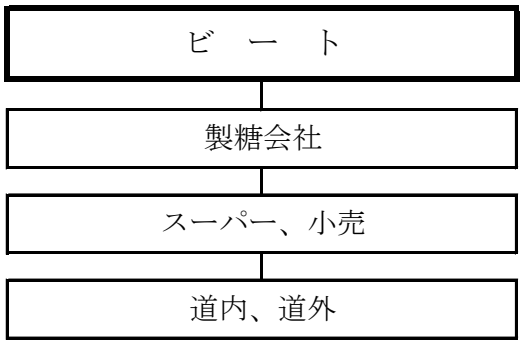

（蘭越町）

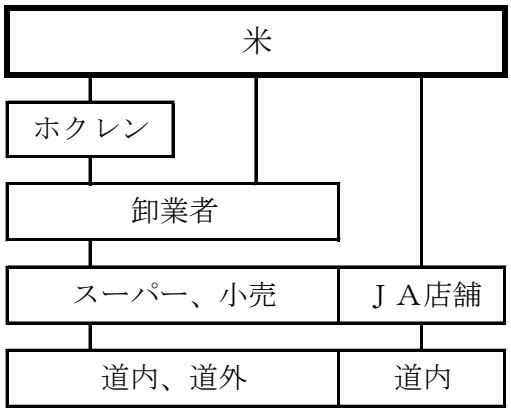

（蘭越町）

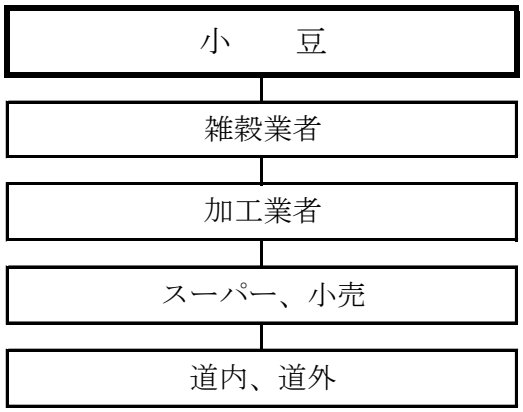

（蘭越町）

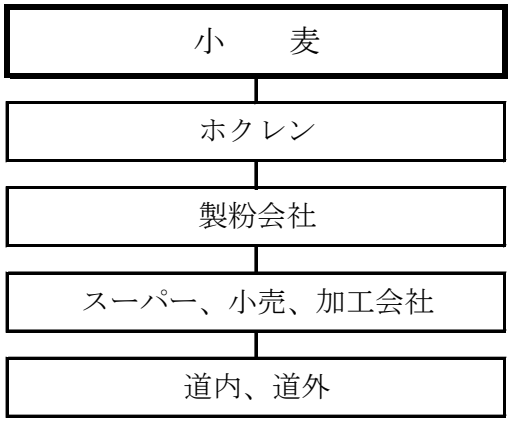

（蘭越町）

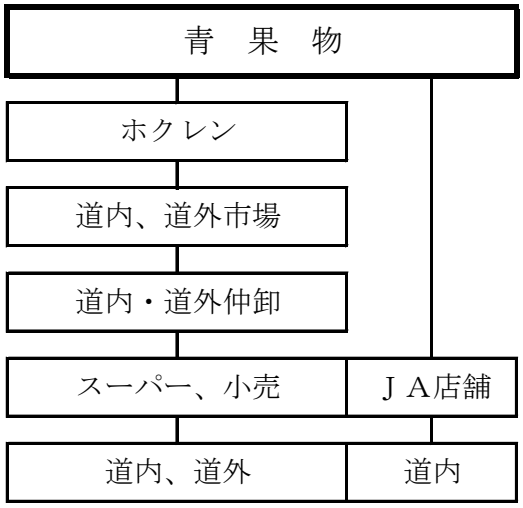

（蘭越町）

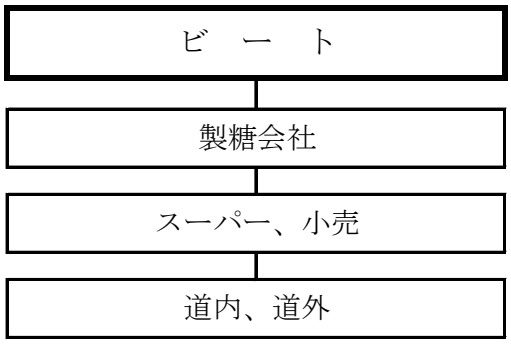

（ニセコ町）

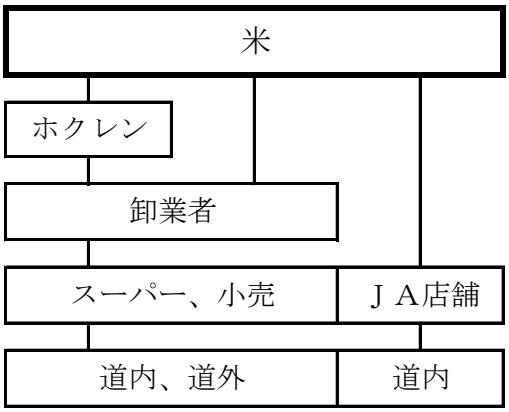

（ニセコ町）

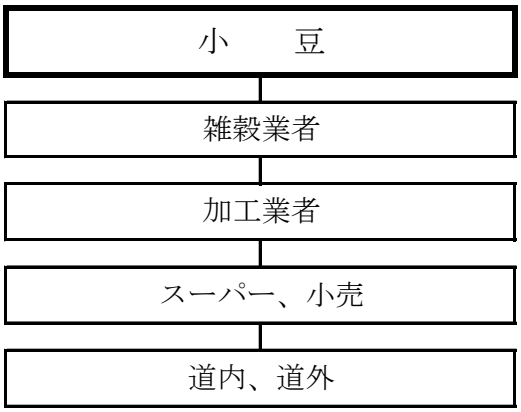

（ニセコ町）

（ニセコ町）

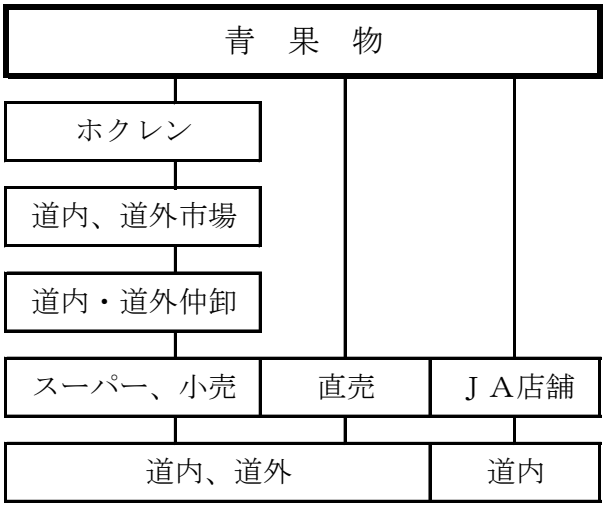

（ニセコ町）

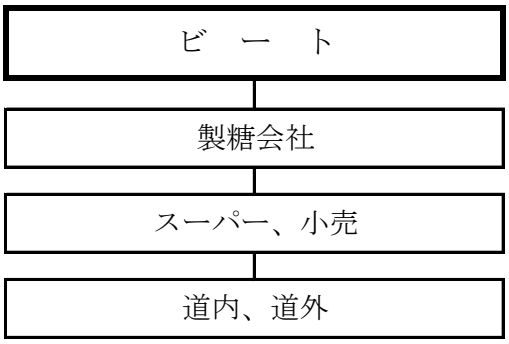

（ニセコ町）

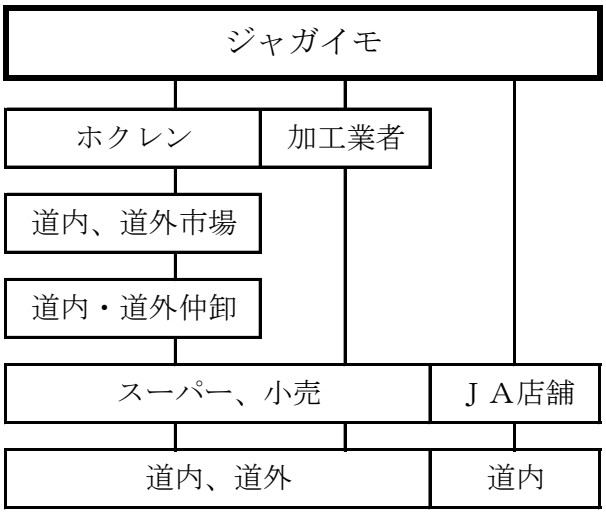

（倶知安町）

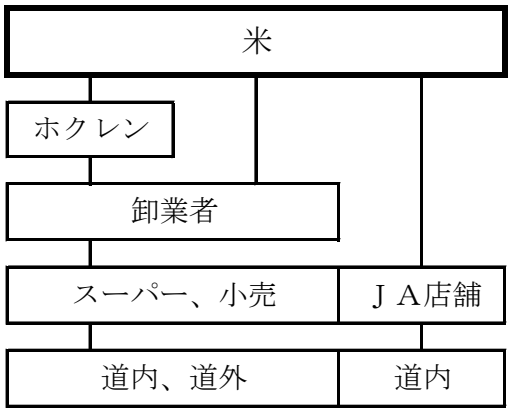

（倶知安町）

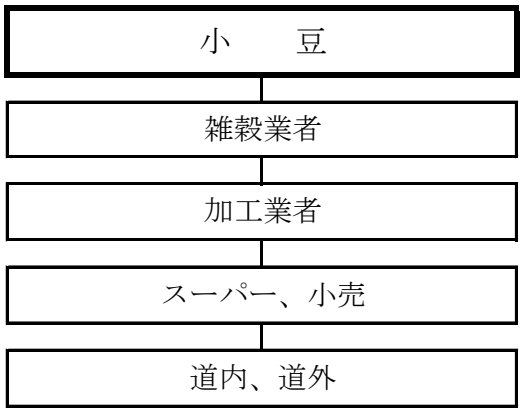

（倶知安町）

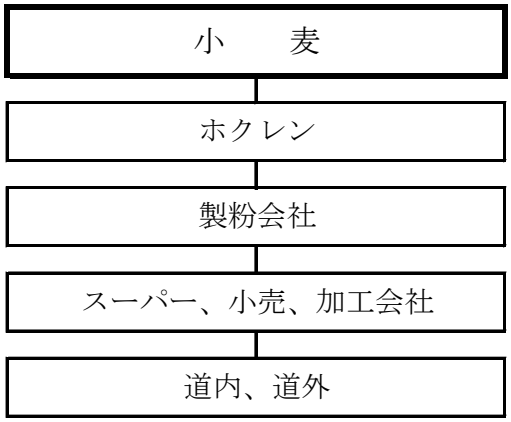

（倶知安町）

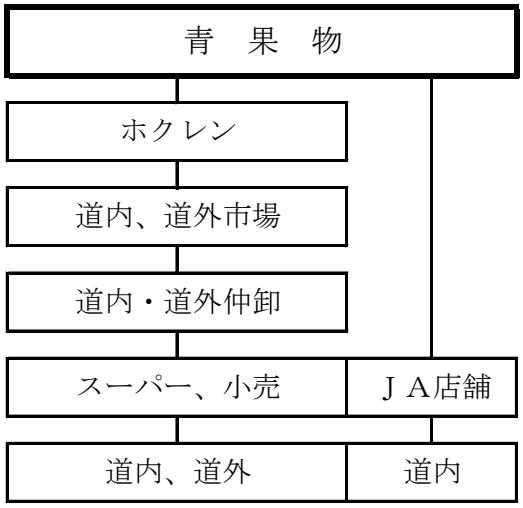

（積丹町）

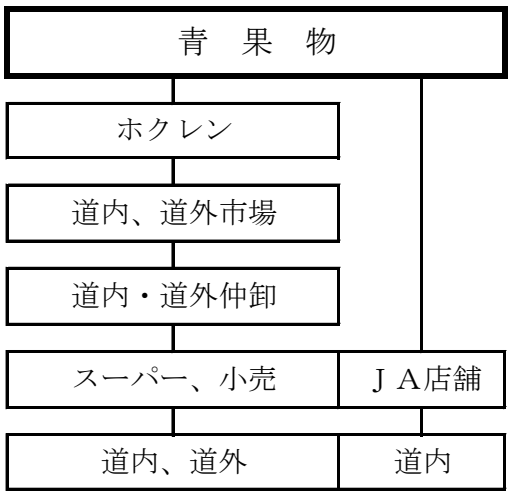
青　果　物
ホクレン
道内、道外市場
道内・道外仲卸
スーパー、小売
ＪＡ店舗
道内、道外
道内

（積丹町）

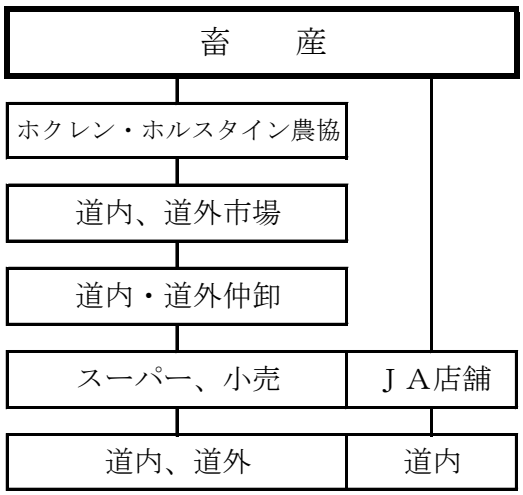
畜　　産
ホクレン・ホルスタイン農協
道内、道外市場
道内・道外仲卸
スーパー、小売
ＪＡ店舗
道内、道外
道内

（積丹町）

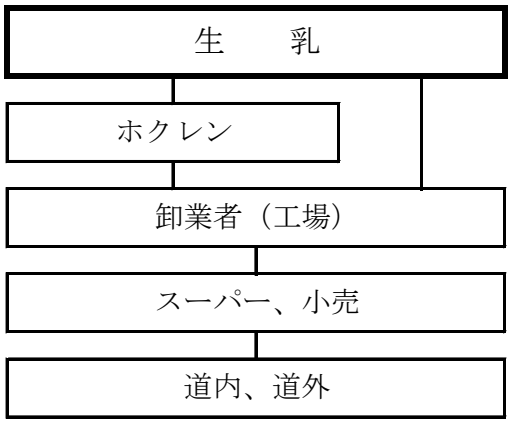
生　　乳
ホクレン
卸業者（工場）
スーパー、小売
道内、道外

（古平町）

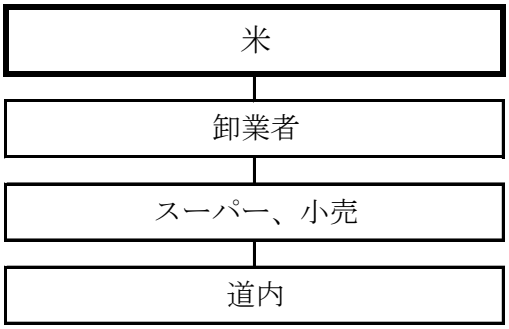
米
卸業者
スーパー、小売
道内

（古平町）

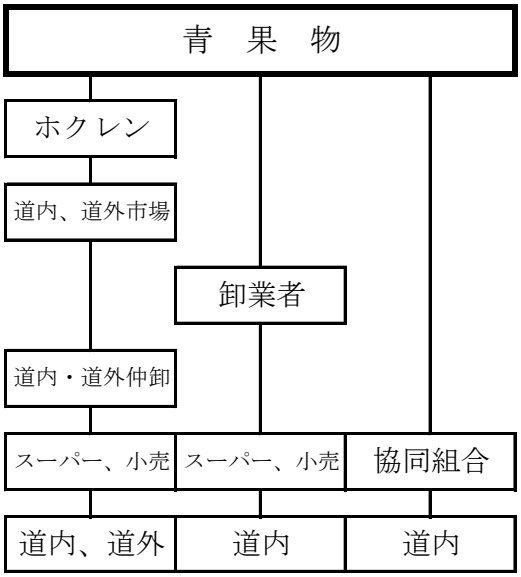
青　果　物
ホクレン
道内、道外市場
卸業者
道内・道外仲卸
スーパー、小売
スーパー、小売
協同組合
道内、道外
道内
道内

（仁木町）

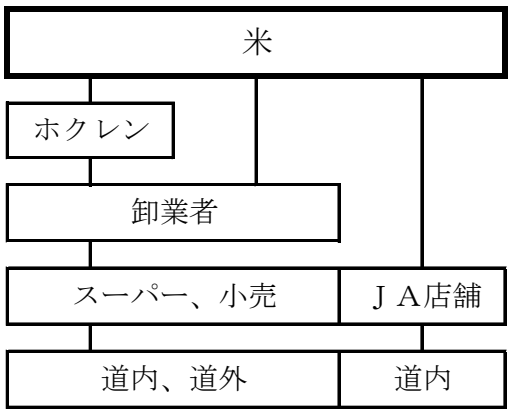
米
ホクレン
卸業者
スーパー、小売
ＪＡ店舗
道内、道外
道内

（仁木町）

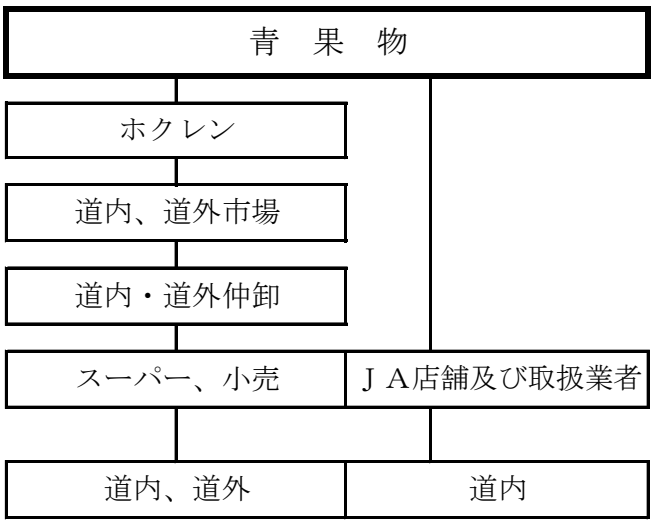
青　果　物
ホクレン
道内、道外市場
道内・道外仲卸
スーパー、小売
ＪＡ店舗及び取扱業者
道内、道外
道内

（余市町）

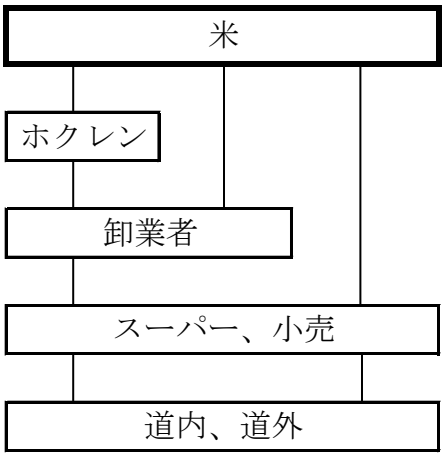

（余市町）

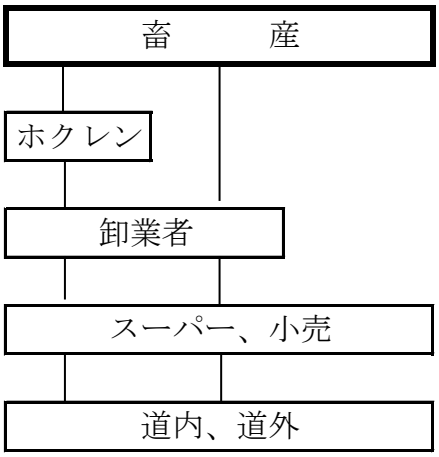

（余市町）

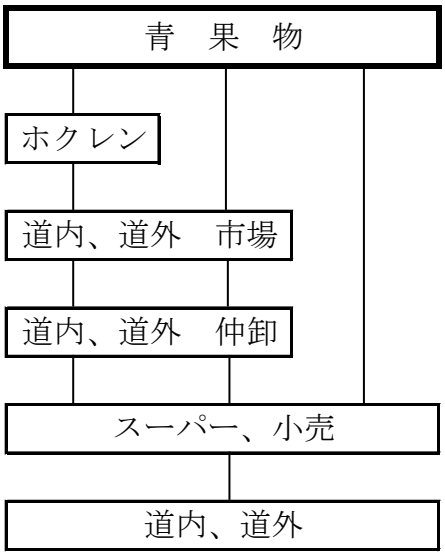

（余市町）

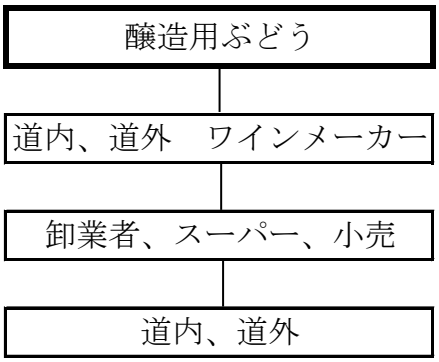

（赤井川村）

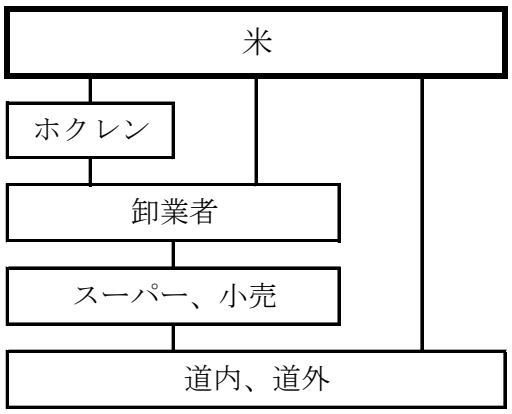
米
ホクレン
卸業者
スーパー、小売
道内、道外

（赤井川村）

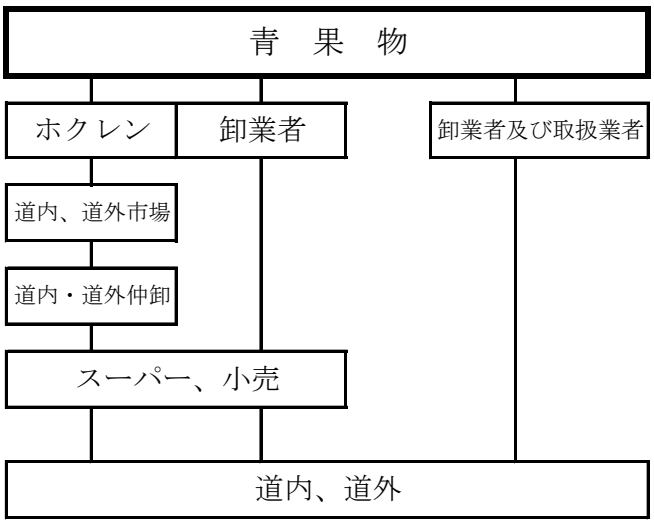
青　果　物
ホクレン
卸業者
卸業者及び取扱業者
道内、道外市場
道内・道外仲卸
スーパー、小売
道内、道外

資料２－８－３０　沿岸漁業の漁獲量

令和３年　町村調べ

町村名	漁協名	漁獲物／項目	さけ ます	すけそうだら たら	かれい ひらめ	ほっけ さば	いかなご その他魚類	いか たこ	うに なまこ	貝類	海藻類	その他	
泊村	古宇郡漁業協同組合［泊漁港］	漁法	さけ定置 刺網	刺網 底建網	刺網 底建網	刺網 定置網 底建網	刺網 敷網 定置網 底建網	いか釣 たこ漁業	ウニ採取 潜水器	採貝	採草		
		経営体数	8	3	8	6	7	14	14	5	5		
		漁獲量（t）	97.9	1.9	57.7	30.8	685.7	28.7	4.9	0.1	0.3		
	古宇郡漁業協同組合［盃漁港］	漁法	定置網 さけ定置 刺網	底建網 刺網	底建網 刺網 定置網	定置網 底建網	刺網 敷網 定置網 底建網	いか釣 たこ漁業	ナマコ ウニ採取 潜水機	採貝	採草		
		経営体数	4	0	4	2	3	11	7	1	4		
		漁獲量（t）	58.4	0	4.7	3.4	82.3	22.9	3	0.1	0		
岩内町	岩内郡漁業協同組合	漁法	さけ定置網 小定置	延縄 刺網	小定置、刺網 延縄	刺網、小定置 底建網	小定置 刺網 敷網	釣、かご、小定置、底建網	けた引 潜水器 ウニ採取	採貝	採草		
		経営体数	13	7	17	17	24	30	43	10	23		
		漁獲量（t）	501.0	211.3	156.7	446.7	191.4	113.9	24.9	0.5	0.2		
神恵内村	古宇郡漁業協同組合［神恵内支所］	漁法	定置網 刺網 その他の網	定置網 刺網 その他の網	定置網 刺網 その他の網	定置網 刺網 その他の網	刺網、敷網 定置網	いか釣、刺網、定置網、その他の漁業	ウニ採取 潜水器 その他の漁業	採貝	採草	エビかご	
		経営体数	16	9	14	9	12	17	29	23	0	0	
		漁獲量（t）	42.5	2.2	24.2	230.4	71.4	33.9	24.3	0.2	0.0	0.0	
寿都町	寿都町漁業協同組合	漁法	さけ定置網 底建網	刺網、底建網	刺網 底建網	刺網 底建網	敷網 底建網	いか一本釣り 底建網 たこ樽流し たこ箱	ウニたも採り ウニはさみ採り なまこ桁引網 なまこヤス突き	採貝 潜水器	採藻	エビかご	
		経営体数	20	30	30	30	54	48	84	37	12	7	
		漁獲量（t）	443.1	89.8	80.5	3,562.8	1,056.9	81.7	97.4	51.2	3.4	2.7	

町村名	漁協名	漁獲物 / 項目	さけ ます	すけそうだら たら	かれい ひらめ	ほっけ さば	いかなご その他魚類	いか たこ	うに なまこ	貝類	海藻類	その他	
蘭越町	寿都町漁業協同組合［港町協力会］	漁　　法	定置網	刺し網	定置網 刺網	刺し網	刺網 定置網	刺網、かご、その他の漁業	ウニ採取	採貝	採草	エビかご	
		経営体数	－	－	－	－	1	2	3	3	－	－	
		漁獲量（t）	－	－	－	－	1.00	0.3	5.0	0.05	－	－	
積丹町	東しゃこたん漁業協同組合［美国支所］	漁　　法	刺し網、小型定置網	刺し網、一本釣、小型定置網	刺し網、小型定置網	刺し網、小型定置網	敷網、かご、刺し網、釣り、小型小定置	刺し網、釣り、小型定置網、たこ空釣縄、底建網	ウニ採取 けた引き	採貝	採藻		
		経営体数	18	14	17	9	33	36	34	21	1		
		漁獲量（t）	55.675	68.344	99.448	48.971	553.79	53.862	7.927	0.232	0.081		
	東しゃこたん漁業協同組合［積丹支所］	漁　　法	刺し網	刺し網、底建網	刺し網、底建網	刺し網、底建網	敷網、刺し網、釣り、底建網	刺し網、釣り、かご、たこ空釣縄、底建網	ウニ採取	採貝	採藻	えびかご	
		経営体数	12	23	28	23	53	57	64	54	1	2	
		漁獲量（t）	9.913	218.915	26.757	488.754	207.788	45.828	11.953	0.577	0.756	53.036	
古平町	東しゃこたん漁業協同組合［本所］	漁　　法	定置網 小定置網 刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	敷き網（にしん）	いか釣 小定置網 たこ空釣り縄 たこ箱	ウニ採取 なまこ採取	採貝		エビかご	かに籠 刺網
		経営体数	28	26	30	24	12	53	24	21		2	4
		漁獲量（t）	340.8	939.2	300.3	839.3	8.8	308.8	8.9	1.0		38.1	3.5
余市町	余市郡漁業協同組合	漁　　法	さけ定置網 さけ刺網特別採捕	固定式刺網 刺網	固定式刺網 刺網	小型定置網 刺網	火光利用敷網 小型定置 刺網	釣り その他	磯廻り 桁曳網	採貝	採藻	エビ籠	ほっけ・まぐろ・さけ 大型定置網
		経営体数	26	45	94		55	119	115	125	207	8	2
		漁獲量（t）	411.4	678.4	377.1		8.2	83.6	25.6	4.9	0.4	276.3	272.8

資料２－８－３１　養殖漁業の漁獲量

令和３年　町村調べ

町村名	漁協名	養殖 魚種 項目	ホタテ貝	かき	備　　考
泊村	古宇漁業協同組合「泊本所」		海中釣篭		
		経営体数	1		
		漁獲量（ｔ）	296		
岩　内　町	岩内郡漁業協同組合		海中釣篭		
		経営体数	1		
		漁獲量（ｔ）	4		
神 恵 内 村	古宇郡漁業協同組合「神恵内支所」		海中釣篭		
		経営体数	2		
		漁獲量（ｔ）	196		
寿都町	寿都町漁業協同組合		海中釣篭	挟み込み	
		経営体数	22	19	
		漁獲量（ｔ）	36.8	11.7	

資料２－８－３２　水産物の出荷ルート

（ 泊　村 ）

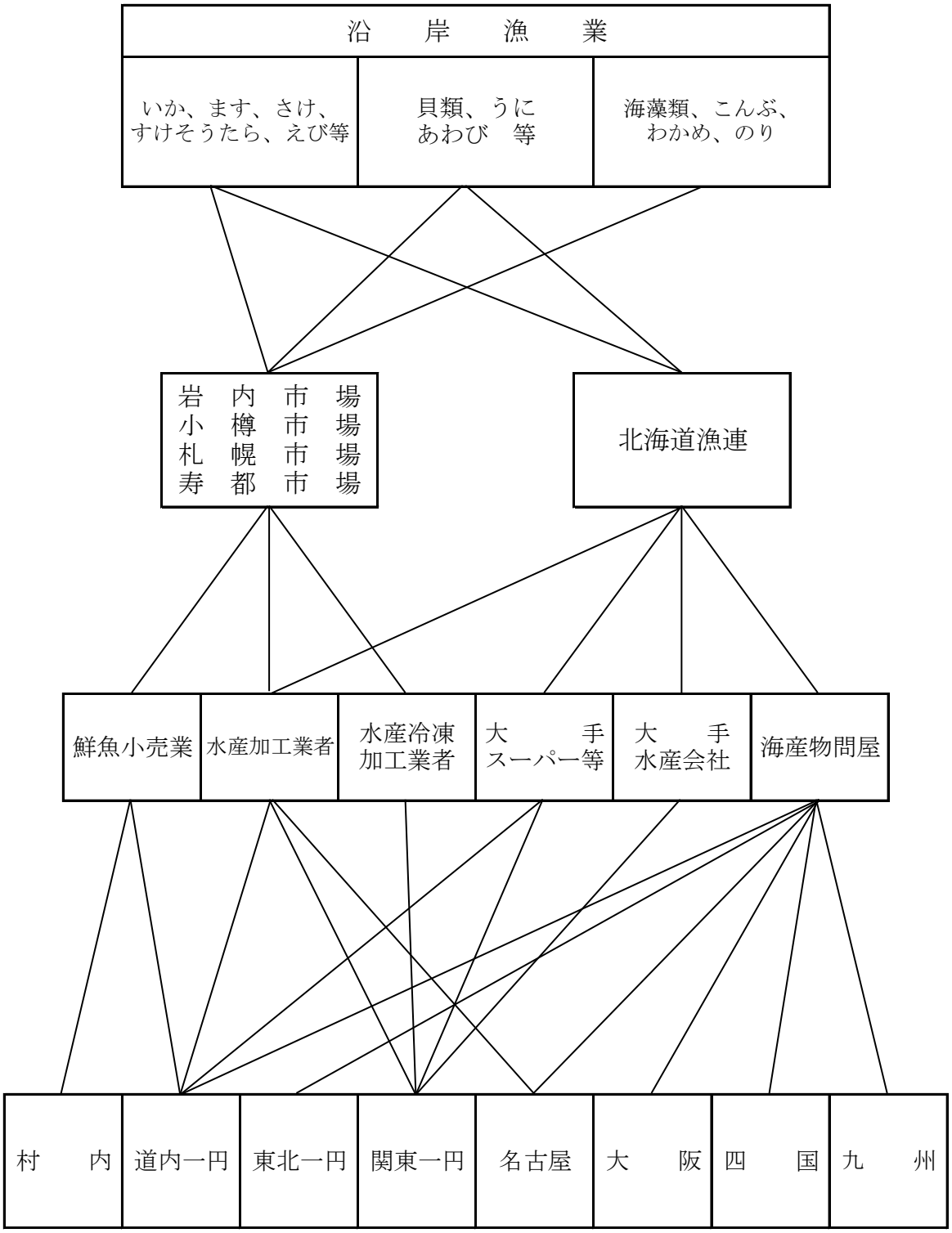

（ 岩内町 ）

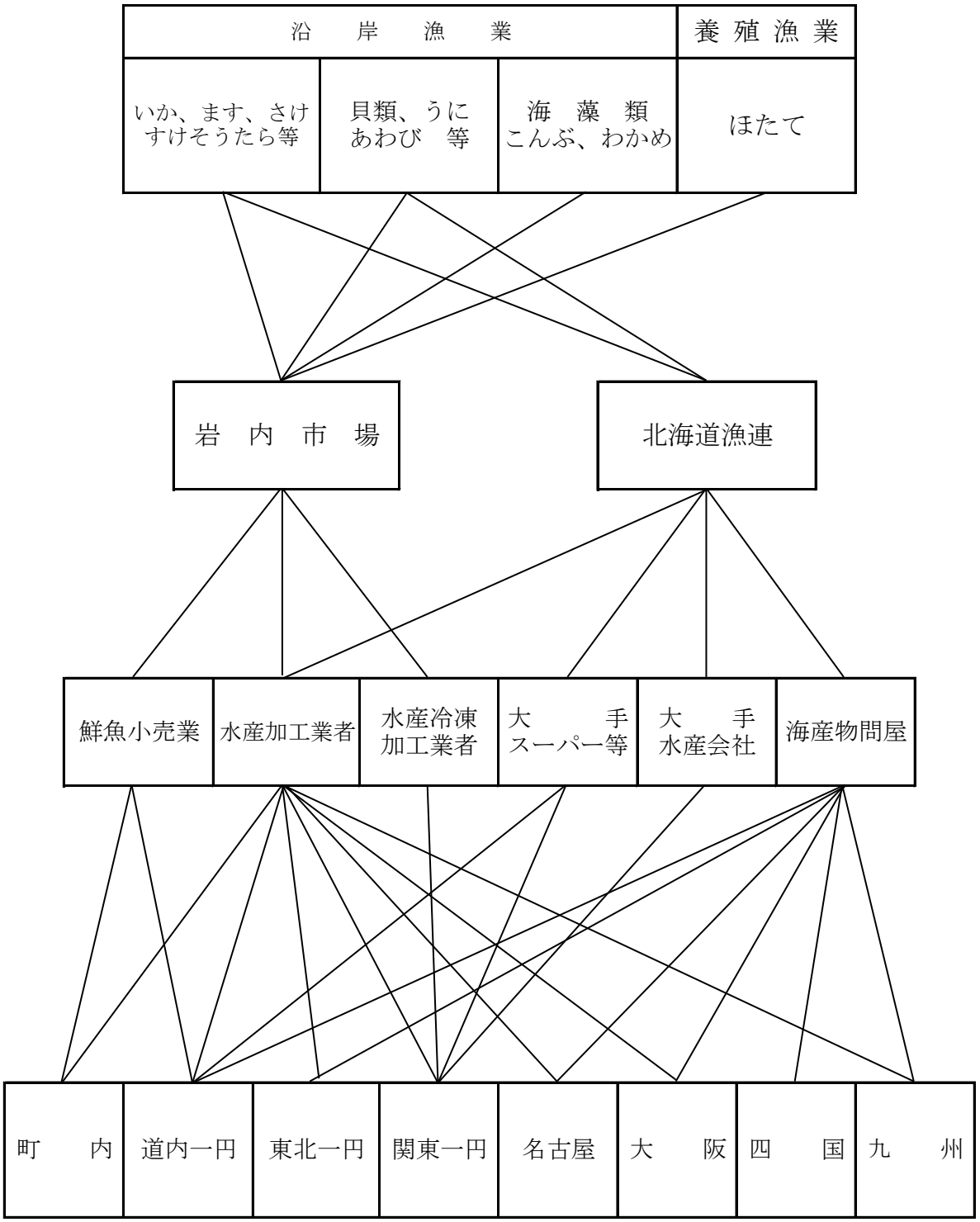
沿　岸　漁　業
養 殖 漁 業
いか、ます、さけ
すけそうたら等
貝類、うに
あわび　等
海　藻　類
こんぶ、わかめ
ほたて
岩　内　市　場
北海道漁連
鮮魚小売業
水産加工業者
水産冷凍
加工業者
大　手
スーパー等
大　手
水産会社
海産物問屋
町　内
道内一円
東北一円
関東一円
名古屋
大　阪
四　国
九　州

（ 神恵内村 ）

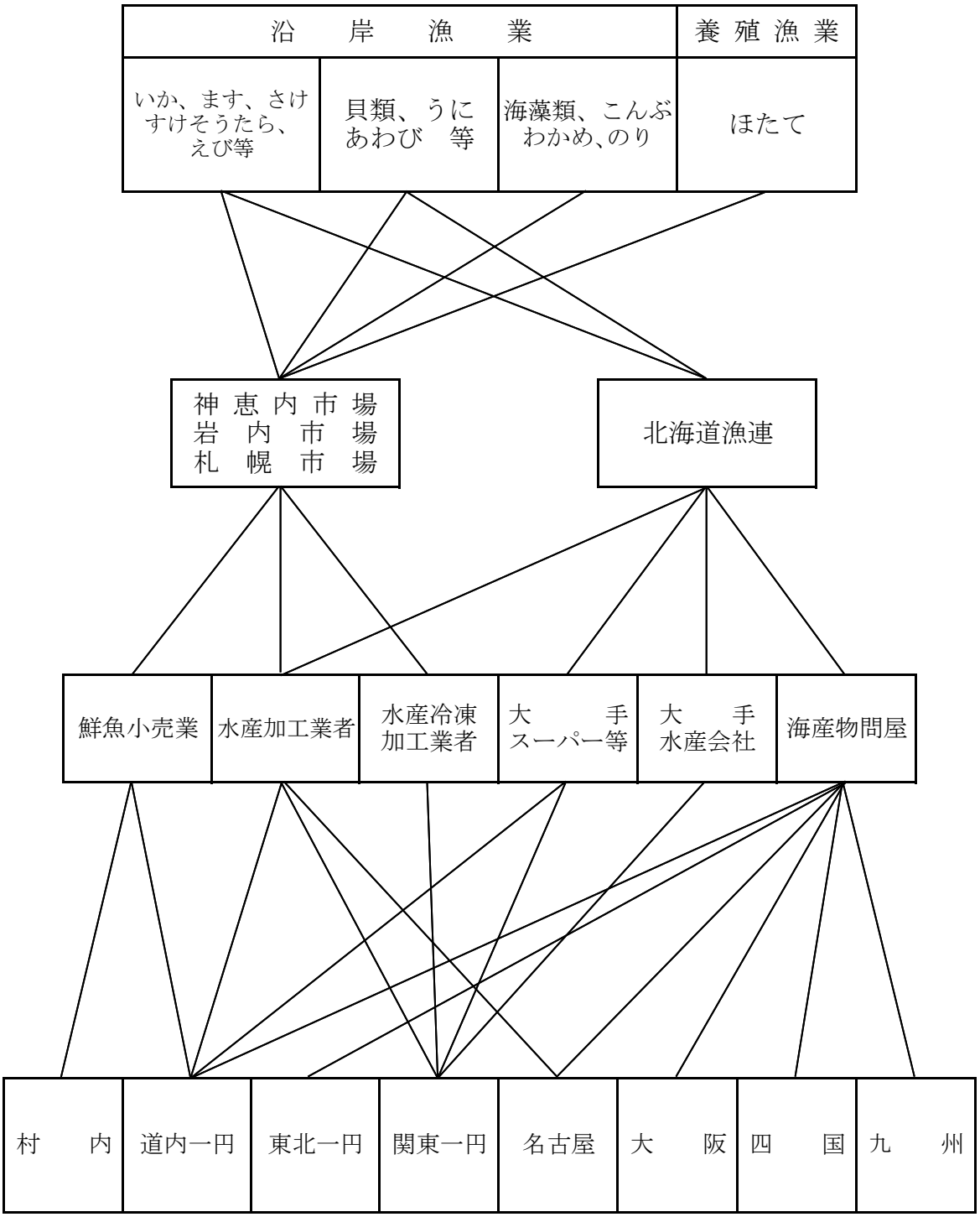
沿　岸　漁　業
養 殖 漁 業
いか、ます、さけ
すけそうたら、
えび等
貝類、うに
あわび　等
海藻類、こんぶ
わかめ、のり
ほたて
神 恵 内 市 場
岩　内　市　場
札　幌　市　場
北海道漁連
鮮魚小売業
水産加工業者
水産冷凍
加工業者
大　手
スーパー等
大　手
水産会社
海産物問屋
村　内
道内一円
東北一円
関東一円
名古屋
大　阪
四　国
九　州

（ 寿都町 ）

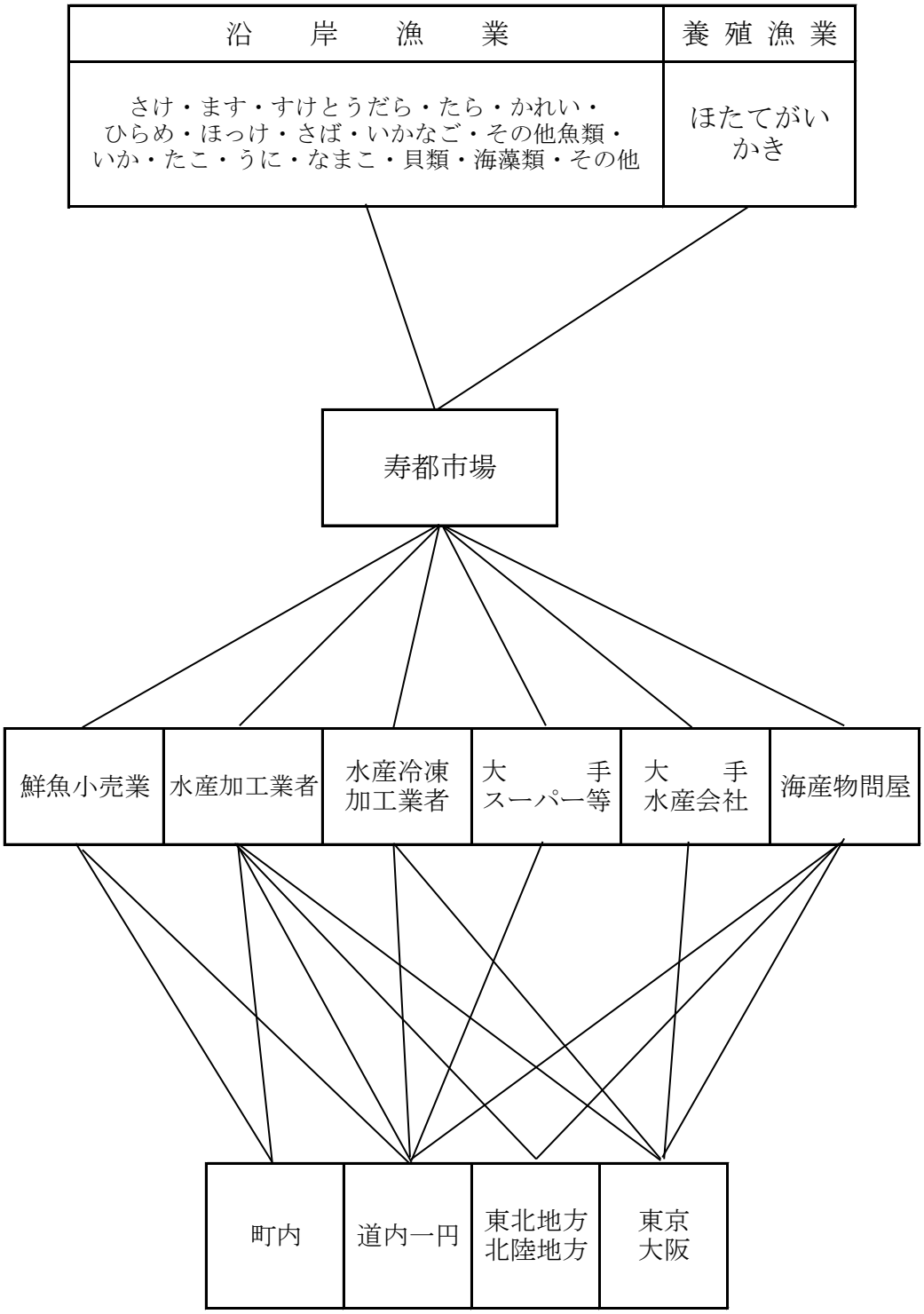
沿　岸　漁　業
養 殖 漁 業
さけ・ます・すけとうだら・たら・かれい・
ひらめ・ほっけ・さば・いかなご・その他魚類・
いか・たこ・うに・なまこ・貝類・海藻類・その他
ほたてがい
かき
寿都市場
鮮魚小売業
水産加工業者
水産冷凍
加工業者
大　手
スーパー等
大　手
水産会社
海産物問屋
町内
道内一円
東北地方
北陸地方
東京
大阪

（ 蘭越町 ）

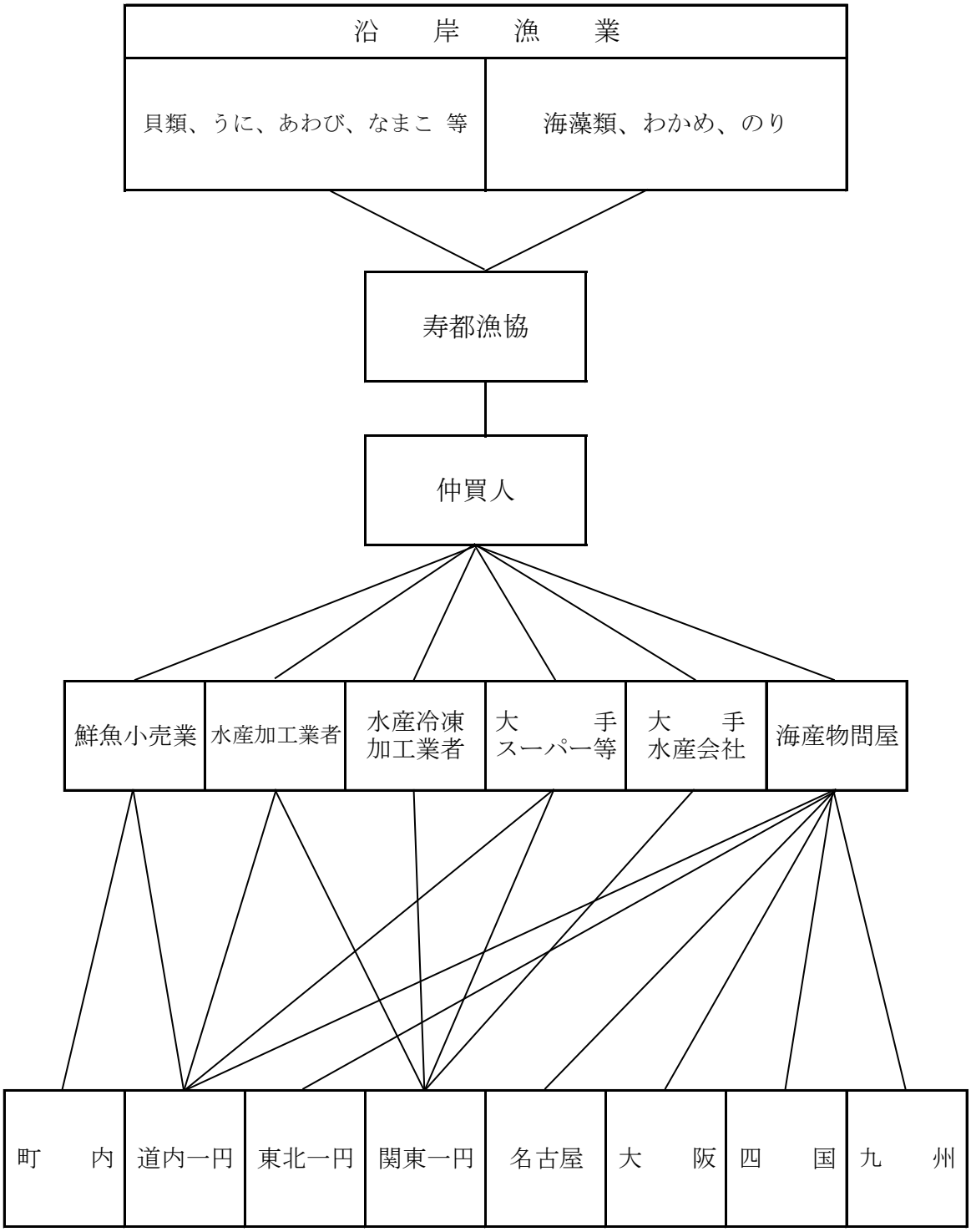
沿　岸　漁　業
貝類、うに、あわび、なまこ 等
海藻類、わかめ、のり
寿都漁協
仲買人
鮮魚小売業
水産加工業者
水産冷凍
加工業者
大　手
スーパー等
大　手
水産会社
海産物問屋
町　内
道内一円
東北一円
関東一円
名古屋
大　阪
四　国
九　州

（ 積丹町 ）

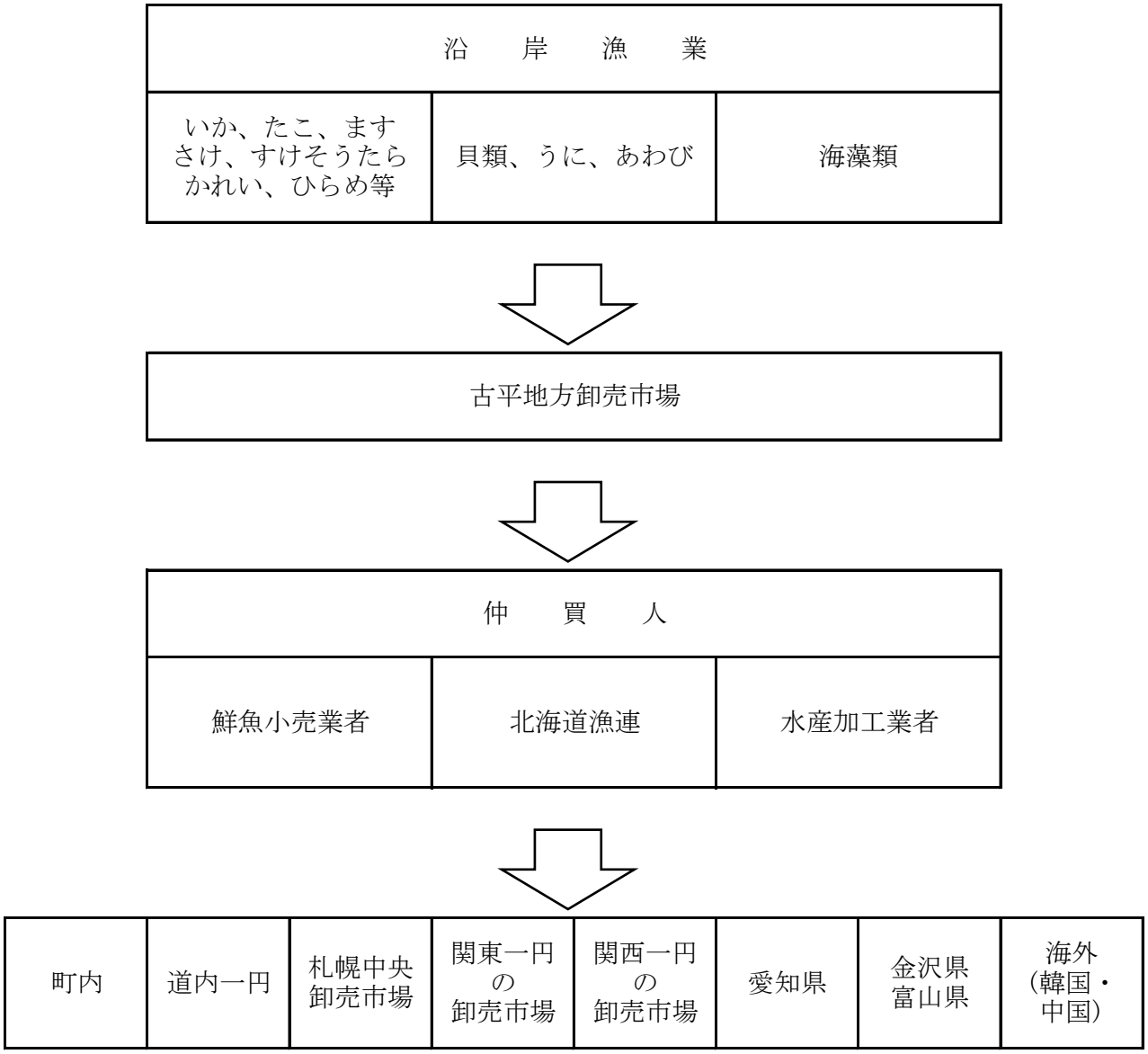
沿　岸　漁　業
いか、たこ、ます
さけ、すけそうたら
かれい、ひらめ等
貝類、うに、あわび
海藻類
古平地方卸売市場
仲　買　人
鮮魚小売業者
北海道漁連
水産加工業者
町内
道内一円
札幌中央
卸売市場
関東一円
の
卸売市場
関西一円
の
卸売市場
愛知県
金沢県
富山県
海外
(韓国・
中国)

（ 古平町 ）

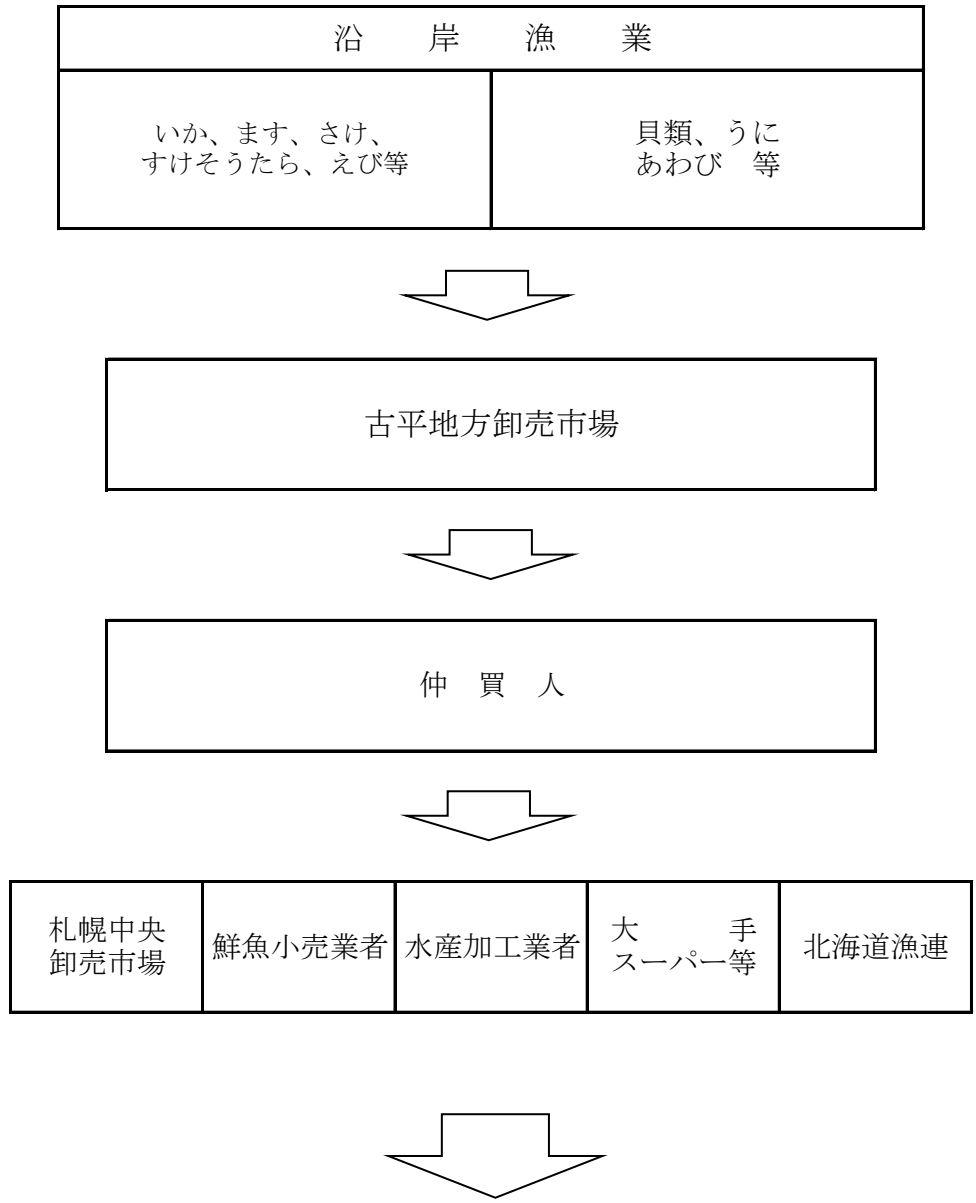
沿　岸　漁　業
いか、ます、さけ、
すけそうたら、えび等
貝類、うに
あわび　等
古平地方卸売市場
仲　買　人
札幌中央
卸売市場
鮮魚小売業者
水産加工業者
大　手
スーパー等
北海道漁連
町内
道内一円
中央卸売
市場
関東一円
愛知県
金沢県
富山県
海外
(韓国・
中国)

（ 余市町 ）

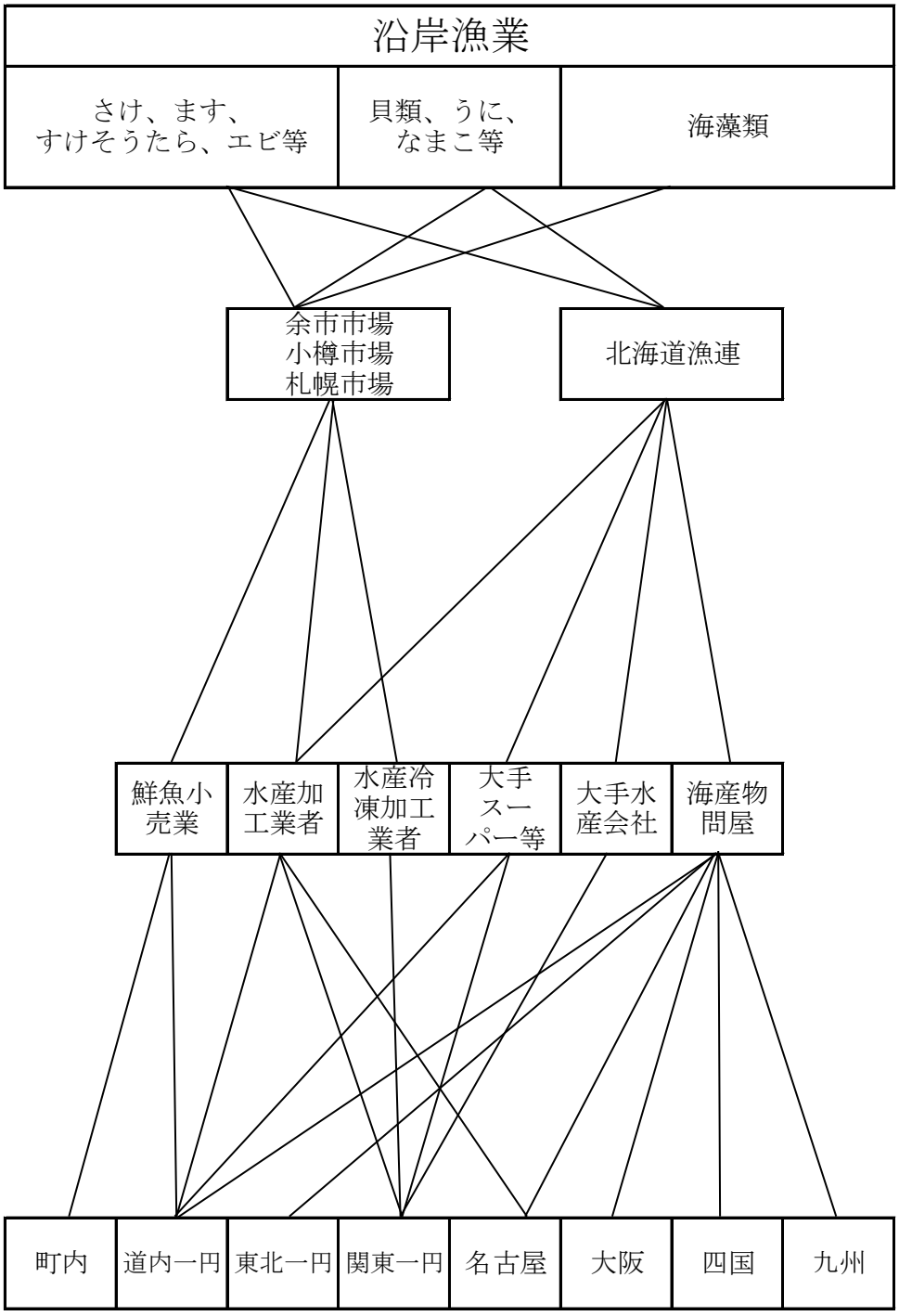
沿岸漁業
さけ、ます、
すけそうたら、エビ等
貝類、うに、
なまこ等
海藻類
余市市場
小樽市場
札幌市場
北海道漁連
鮮魚小
売業
水産加
工業者
水産冷
凍加工
業者
大手
スー
パー等
大手水
産会社
海産物
問屋
町内
道内一円
東北一円
関東一円
名古屋
大阪
四国
九州

〔気象・海象に関する資料〕

資料２－８－３３　　気象観測結果

１　地点別、月・年別平年値（統計期間　1991年～2020年）　札幌管区気象台調べ

要素＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温（℃）	寿都	-2.3	-1.9	1.2	6.5	11.5	15.4	19.5	21.2	18.1	12.1	5.6	-0.3	8.9
	共和	-3.4	-3.0	0.5	6.3	11.8	16.0	20.1	21.4	17.5	11.2	4.8	-1.1	8.5
	神恵内	-2.3	-1.9	1.4	6.7	11.7	15.7	19.8	21.4	18.3	12.5	5.9	-0.2	9.1
	余市	-3.8	-3.3	0.4	6.3	12.1	16.2	20.2	21.3	17.1	10.7	4.2	-1.9	8.3
	蘭越	-4.2	-3.7	-0.2	5.4	11.4	15.9	19.9	20.9	16.8	10.1	3.6	-2.1	7.8
	倶知安	-5.4	-4.9	-1.0	4.9	11.2	15.6	19.7	20.6	16.4	9.7	2.9	-3.1	7.2
	美国	-4.0	-3.5	-0.1	5.5	11.4	15.2	19.4	20.5	16.6	10.3	3.6	-2.2	7.7
日最高気温（℃）	寿都	-0.2	0.3	3.9	10.2	15.7	19.2	23.0	24.6	21.6	15.6	8.4	2.0	12.0
	共和	-0.5	0.1	3.8	10.6	16.5	20.5	24.5	25.9	22.5	15.8	8.4	1.8	12.5
	神恵内	0.0	0.5	4.2	10.0	15.6	19.6	23.6	25.4	22.5	16.1	8.8	2.3	12.4
	余市	-0.5	0.2	4.0	10.8	17.3	21.2	24.8	26.0	22.4	15.9	8.2	1.5	12.6
	蘭越	-0.8	0.0	3.9	10.6	17.3	21.3	24.7	25.9	22.4	15.8	7.9	1.2	12.5
	倶知安	-2.0	-1.0	3.0	9.8	16.9	20.9	24.4	25.4	21.7	15.0	6.9	0.0	11.8
	美国	-1.2	-0.5	3.3	9.7	16.6	20.3	23.9	25.3	21.9	15.4	7.5	0.8	11.9
日最低気温（℃）	寿都	-4.7	-4.6	-1.7	2.8	7.8	12.3	16.8	18.4	14.6	8.4	2.3	-2.8	5.8
	共和	-6.8	-6.7	-3.4	1.7	7.0	11.9	16.4	17.4	12.8	6.6	1.2	-4.2	4.5
	神恵内	-4.7	-4.4	-1.3	3.6	8.3	12.4	16.9	18.3	14.7	9.1	2.9	-2.8	6.1
	余市	-7.9	-7.8	-4.1	1.2	6.7	11.3	15.9	17.0	12.2	5.5	0.0	-5.6	3.7
	蘭越	-8.2	-8.1	-4.8	0.0	5.7	11.4	16.1	16.8	11.7	4.8	-0.5	-5.6	3.3
	倶知安	-9.6	-9.4	-5.7	0.1	6.0	11.3	16.1	16.7	11.3	4.5	-1.0	-6.8	2.8
	美国	-7.4	-7.3	-4.1	0.7	5.9	10.2	15.0	16.0	11.5	5.2	-0.3	-5.4	3.3
降水量（mm）	寿都	120.2	87.4	68.1	59.3	65.9	60.7	94.5	130.1	149.8	128.0	148.2	138.5	1250.6
	共和	56.3	40.7	40.6	47.6	61.1	52.4	96.4	124.3	118.7	113.4	110.4	83.7	948.7
	神恵内	94.8	72.1	59.8	65.1	88.0	69.4	140.3	142.8	153.8	133.4	122.1	117.4	1257.6
	余市	124.5	100.5	83.9	65.1	63.6	51.4	102.5	129.4	153.5	138.4	161.8	150.6	1325.2
	蘭越	104.2	79.6	59.2	61.0	74.1	64.1	104.2	142.2	142.9	120.9	137.2	125.9	1220.4
	倶知安	184.5	129.4	98.3	67.1	75.8	59.9	102.3	153.1	133.3	128.2	182.8	217.7	1532.3
	ニセコ	112.7	73.9	68.2	75.4	66.4	76.2	94.8	147.2	153.3	124.2	158.2	177.7	1321.9
	赤井川	118.8	95.9	74.6	62.2	67.6	55.6	106.8	144.6	148.7	138.5	147.8	140.2	1301.6
	美国	203.0	145.2	119.2	96.2	82.5	60.3	123.6	169.7	208.6	193.8	246.6	252.1	1899.4
平均風速（m/s）	寿都	4.4	4.6	4.3	4.5	4.3	4.3	3.8	3.5	3.6	3.8	4.1	4.6	4.2
	共和	4.6	4.4	4.1	3.7	3.1	2.4	2.1	2.2	2.6	3.2	4.2	4.8	3.4
	神恵内	4.2	4.0	3.6	2.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.6	3.4	4.2	4.7	3.1
	余市	2.2	2.5	2.9	3.1	2.7	1.9	1.8	1.8	1.9	2.1	2.2	2.1	2.3
	蘭越	2.2	2.2	2.2	1.9	1.9	1.7	1.4	1.4	1.4	1.6	2.1	2.3	1.9
	倶知安	2.9	3.1	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	2.8	2.6	2.8	3.1	3.0	3.1
	美国	1.5	1.6	2.1	2.2	2.1	1.4	1.3	1.2	1.3	1.5	1.6	1.5	1.6

注：　共和の平年値は、2008年11月の移設の前の観測値も使用して算出した。

2　地点別、年・月別極値

札幌管区気象台調べ

（1）日最高気温・日最低気温の極値

統計期間：表下部に記載

要素		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
日最高気温	寿都	値（℃）	12.2	11.2	17.5	27.7	29.0	31.3	33.0	34.0	31.1	25.9	20.6	15.1	34.0
		起年日	1903 24	1967 23	2018 28	1998 21	2019 27	2014 4	1924 20	1904 20	1933 1	1946 3	2003 3	1953 1	1904 8/20
	共和	値（℃）	9.4	13.6	16.3	24.6	30.0	32.5	34.7	34.7	33.4	25.2	21.2	15.3	34.7
		起年日	2009 23	2010 25	2018 28	2018 30	2019 27	2012 30	2021 28	2021 7	2012 18	2013 2	2003 3	2018 4	2021 8/7
	神恵内	値（℃）	8.9	12.2	15.2	22.7	30.0	29.1	33.5	32.9	32.2	24.8	19.6	15.0	33.5
		起年日	2009 23	2010 25	2018 28	2002 23	2019 27	2021 11	2021 28	1983 17	2012 18	2006 2	2003 3	2010 3	2021 7/28
	余市	値（℃）	8.8	12.2	15.2	27.2	34.5	33.5	34.6	34.9	32.6	25.7	21.0	15.0	34.9
		起年日	2009 23	2010 25	2021 28	1998 21	2019 26	2014 5	2000 31	1984 16	2019 8	2019 3	2003 3	2010 3	1984 8/16
	蘭越	値（℃）	8.7	9.7	15.0	25.2	33.1	32.7	33.7	34.4	32.1	25.9	20.7	13.6	34.4
		起年日	2009 23	2020 13	2018 28	1998 21	2019 26	2014 4	2000 31	2021 3	2020 8	2021 4	2003 2	2014 1	2021 8/3
	倶知安	値（℃）	8.7	10.4	13.3	23.8	32.5	32.5	34.1	34.4	32.0	25.5	20.0	12.5	34.4
		起年日	2009 23	2010 25	2008 23	1998 22	2019 26	2014 4	2000 31	2021 6	2020 8	2021 4	2003 3	2010 3	2021 8/6
	美国	値（℃）	8.4	12.0	15.4	25.6	33.7	31.3	34.0	34.1	33.4	25.3	19.9	14.1	34.1
		起年日	2009 23	2010 25	2018 28	1998 21	2019 26	2014 4	2018 29	2021 3	2012 18	2013 7	2003 3	2010 3	2021 8/3
日最低気温	寿都	値（℃）	-15.7	-15.0	-11.4	-7.7	-1.4	2.7	7.1	10.8	4.8	-3.6	-9.0	-15.0	-15.7
		起年日	1912 3	1893 13	1922 1	1929 3	1887 4	1923 5	1887 3	1956 22	1964 28	1924 29	1887 30	1937 27	1912 1/3
	共和	値（℃）	-17.8	-17.0	-15.4	-8.7	-0.8	2.7	7.6	9.1	2.9	-1.1	-7.7	-16.4	-17.8
		起年日	1985 25	1991 20	1986 4	1978 1	2002 2	1989 11	2015 8	2017 30	2013 27	2014 22	1998 22	2012 24	1985 1/25
	神恵内	値（℃）	-13.0	-13.8	-9.6	-3.1	1.1	5.0	9.8	12.0	6.4	0.2	-8.3	-12.2	-13.8
		起年日	1998 7	2019 8	1997 3	2011 4	2003 1	2018 10	2015 8	2017 30	2013 27	2004 27	2016 23	1984 24	2019 2/8
	余市	値（℃）	-20.4	-21.5	-16.9	-7.0	-1.7	1.7	6.5	8.5	3.0	-2.7	-12.2	-15.7	-21.5
		起年日	1985 25	1978 17	2005 3	1979 5	1983 6	2017 6	1983 2	1993 8	1992 29	1986 20	1998 21	2020 20	1978 2/17
	蘭越	値（℃）	-24.7	-24.1	-19.2	-10.5	-2.6	2.0	5.5	7.5	1.3	-3.9	-11.9	-20.3	-24.7
		起年日	1985 25	1978 17	2004 4	1978 1	2016 2	2018 10	1979 6	2017 30	1980 27	2014 23	2008 26	2012 24	1985 1/25
	倶知安	値（℃）	-35.7	-28.7	-28.8	-18.6	-4.8	0.1	4.6	4.8	-1.3	-8.9	-22.0	-27.0	-35.7
		起年日	1945 27	1944 12	1957 2	1978 1	1955 3	1973 3	1951 5	1971 19	1964 28	1964 25	1962 27	1953 7	1945 1/27
	美国	値（℃）	-17.1	-17.8	-13.6	-8.0	-2.5	1.6	5.9	8.8	2.3	-2.7	-9.7	-15.6	-17.8
		起年日	1985 25	1978 17	2001 10	1979 5	1980 7	1983 2	2004 2	2017 30	2013 27	1996 31	1998 21	2021 27	1978 2/17

注：「極値」はある期間に観測された値の最大値(最高値)または最小値(最低値)、「起年日」は極値が発現した日。
「 ］」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す。
統計期間は、寿都は1884年6月～2022年4月、倶知安は1944年1月～2022年4月、その他の地点は1977年10月～2022年4月。

（２）日降水量の極値

統計期間：表下部に記載

要素＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
寿都	値（mm）	47.0	45.5	62.5	54.0	119.0	68.3	157.5	206.3	150.0	87.5	55.0	52.6	206.3
	起年日	2006 3	1972 14	2015 10	1947 21	1998 2	1886 28	1961 25	1962 3	2011 2	1991 15	1972 21	1925 2	1962 8/3
共和	値（mm）	49.0	24.5	65.0	45.5	103.0	51.0	100.0	118.0	109.5	76.0	49.0	44.5	118.0
	起年日	1981 12	2009 13	2015 10	2013 7	1998 2	1998 20	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2010 3	1981 8/23
神恵内	値（mm）	78.0	55.0	64.5	86.0	122.0	54.0	171.0	122.0	135.0	95.0	71.0	42.0	171.0
	起年日	1981 21	1994 22	2015 10	1998 13	1998 2	2009 30	2010 29	2012 20	2011 2	2006 8	2020 19	2016 23	2010 7/29
余市	値（mm）	40.5	40.0	36.0	54.0	91.0	44.5	146.5	132.0	148.5	90.0	81.0	62.0	148.5
	起年日	2010 2	2004 22	1990 12	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1997 5	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	2011 9/2
蘭越	値（mm）	42.0	40.0	59.0	70.5	92.0	57.5	115.0	135.0	111.5	79.0	60.0	48.0	135.0
	起年日	1981 12	2004 22	2015 10	2013 7	1998 2	2018 12	1999 29	1981 23	2017 18	1979 19	2012 7	2010 3	1981 8/23
倶知安	値（mm）	50.0	97.5	111.0	68.6	95.5	82.0	119.9	180.9	92.0	106.0	74.5	52.5	180.9
	起年日	1970 31	1972 14	2015 10	1966 16	1998 2	1981 28	1950 15	1962 3	1985 1	1979 19	1975 7	2012 4	1962 8/3
ニセコ	値（mm）	26.0	20.5	76.0	37.0	31.5	63.0	62.0	59.5	83.0	40.5	62.5	43.0	83.0
	起年日	2017 27	2021 15	2015 10	2013 7	2021 16	2021 4	2018 5	2014 5	2017 18	2011 6	2012 7	2016 22	2017 9/18
赤井川	値（mm）	41.0	48.0	58.0	63.0	131.0	49.5	76.0	114.0	115.5	91.0	72.0	47.0	131.0
	起年日	2007 7	1991 16	1990 12	1982 10	1998 2	2017 10	2018 5	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	1998 5/2
美国	値（mm）	44.0	52.0	78.0	75.0	113.0	61.5	165.0	124.0	177.0	113.5	116.0	59.0	177.0
	起年日	2005 21	2004 22	1998 20	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1981 23	2011 2	2021 20	1992 20	1989 8	2011 9/2

注：統計期間は、寿都は1884年6月～2022年4月、神恵内は1977年10月～2022年4月、倶知安は1944年1月～2022年4月、ニセコは2010年3月～2022年4月、赤井川は1976年5月～2022年4月、その他の地点は1976年4月～2022年4月（ただし、共和は移転前の値を含む）。

（3）積雪の深さの月最大値

統計期間：表下部に記載

要素＼月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
寿都	値（cm）	170	180	189	106	－	－	－	－	－	8	55	165	189
	起年日	1922 31	1945 17	1945 17	1957 2						1912 22	1962 27	1892 17	1945 3/17
共和	値（cm）	170	177	167	106	－	－	－	－	－	5	61	138	177
	起年日	1990 28	1991 17	1985 9	1985 1						1996 27	2002 22	1985 17	1991 2/17
余市	値（cm）	169	196	173	120	2	－	－	－	－	3	64	133	196
	起年日	2006 19	2006 10	2005 4	2005 1	2011 2					1984 28	1998 21	2005 29	2006 2/10
蘭越	値（cm）	179	200	188	132	－	－	－	－	－	3	40	148	200
	起年日	2006 22	1988 21	2005 3	1984 2						2004 27	1999 30	2005 30	1988 2/21
倶知安	値（cm）	236	262	312	256	38	－	－	－	－	47	119	203	312
	起年日	1970 31	1970 23	1970 25	1970 1	1970 1					1950 26	1953 25	1956 24	1970 3/25
赤井川	値（cm）	185	248	230	183	32	－	－	－	－	8	72	134	248
	起年日	2005 26	1991 17	2015 13	2005 1	2006 1					2010 27	1998 21	2005 29	1991 2/17

注：統計期間は、寿都は1884年6月～2022年4月、共和は1984年10月～2022年4月（移転前の値を含む）、
余市・蘭越は1981年10月～2022年4月、倶知安は1944年1月～2022年4月、赤井川は1988年10月～2022年4月。

資料２－８－３４　　風　配　図

1　泊発電所周辺風配図

令和３年度　道原子力環境センター調べ

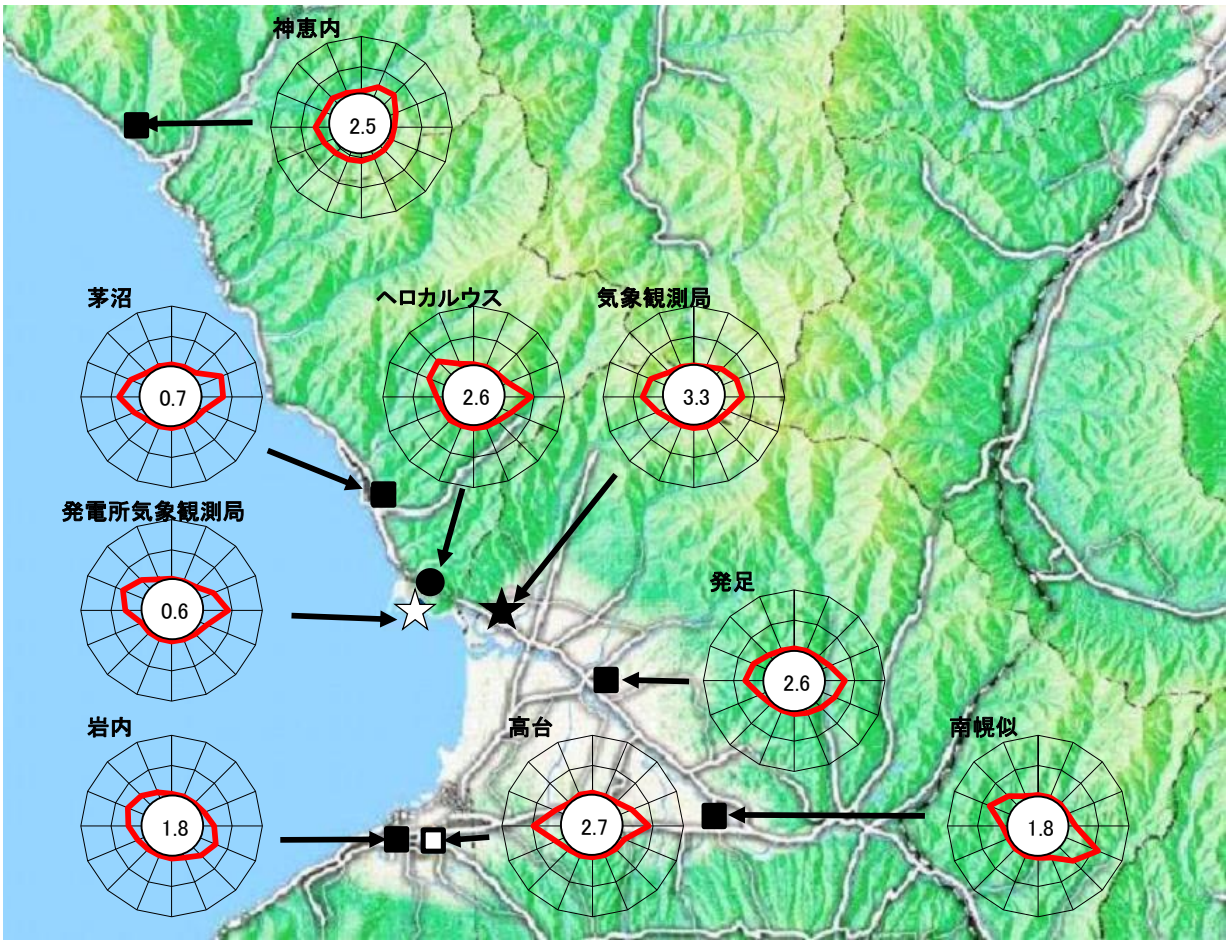

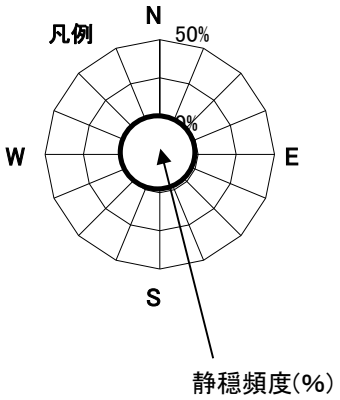

項　　目	道	北電
モニタリングステーション	■	□
モニタリングポスト	●	
気象観測局	★	☆

2　周辺風配図

札幌管区気象台調べ

（1）　年間風配図（令和３年）

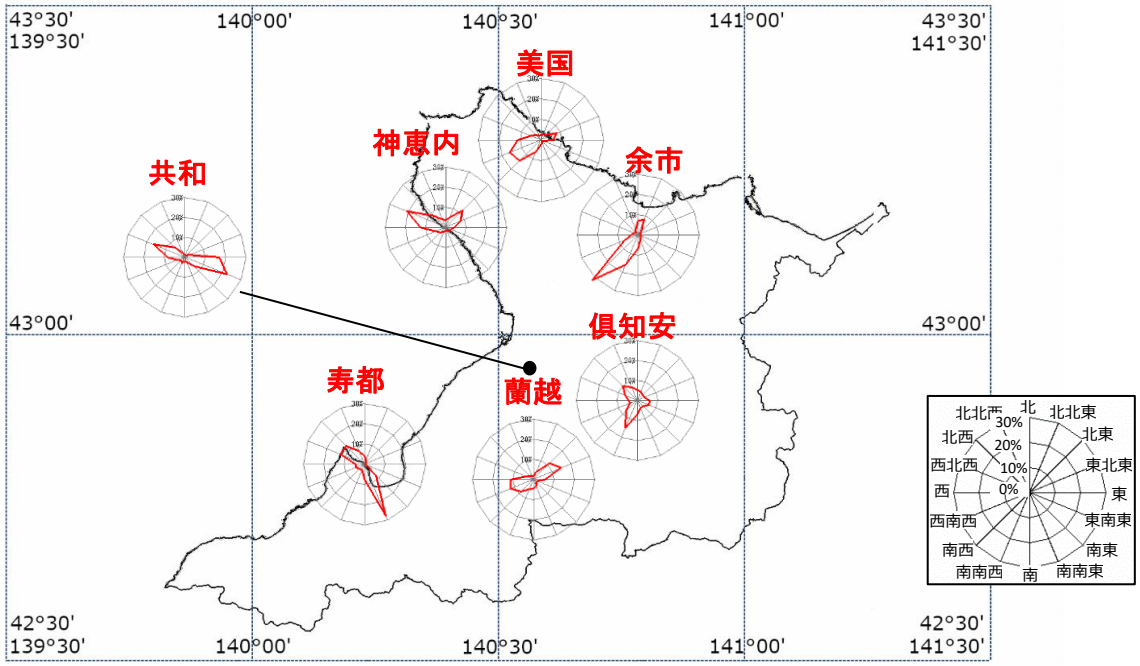

（2）　累年風配図（平成３年～令和２年）

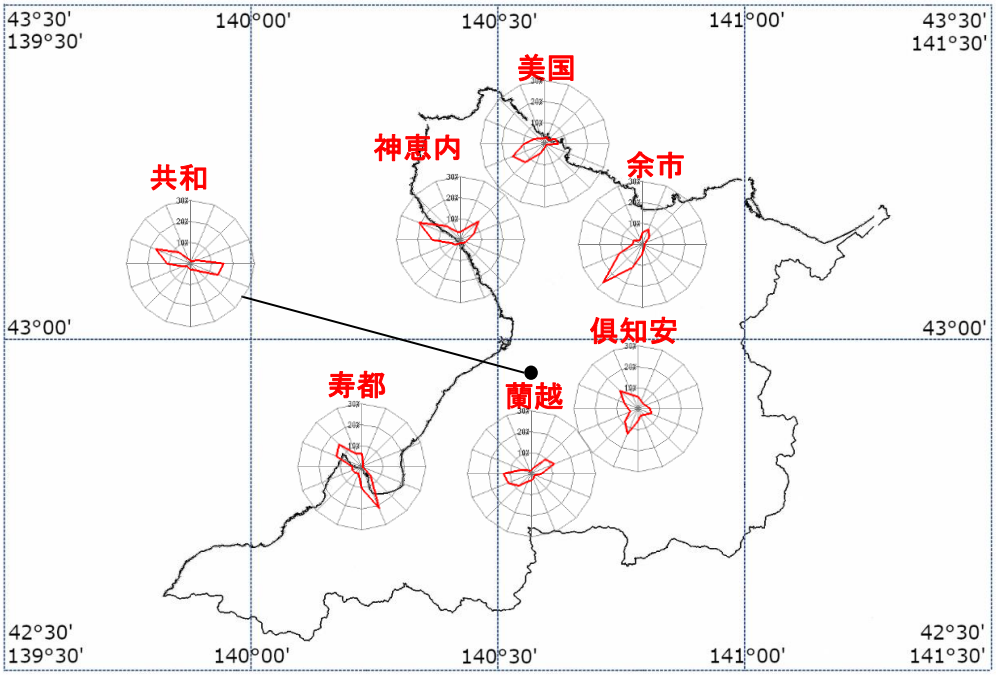

資料２－８－３５　泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布

道原子力環境センター調べ

１　流向流速調査地点

令和３年度

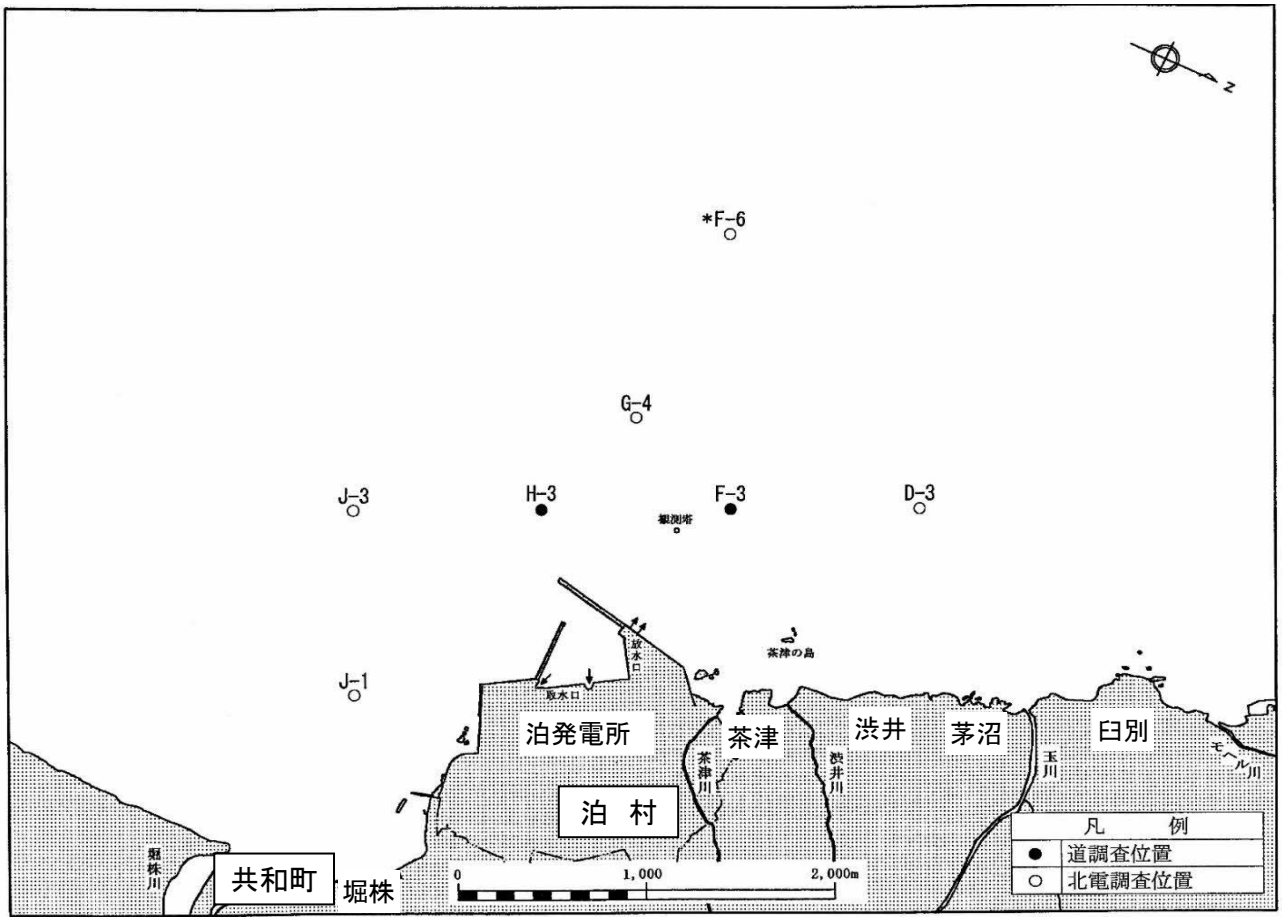

*F-6地点は平成18年10月から測定開始

●Ｆ－３、　●Ｈ－３　・・・・・・道

○Ｄ－３、　○Ｆ－６
○Ｇ－４、　○Ｊ－１　　・・・北電
○Ｊ－３

2　流向流速頻度分布図

（1）流向流速頻度分布図（第１四半期）

調査年月日：令和３年５月１日～５月 15 日
調査深度　：２ｍ

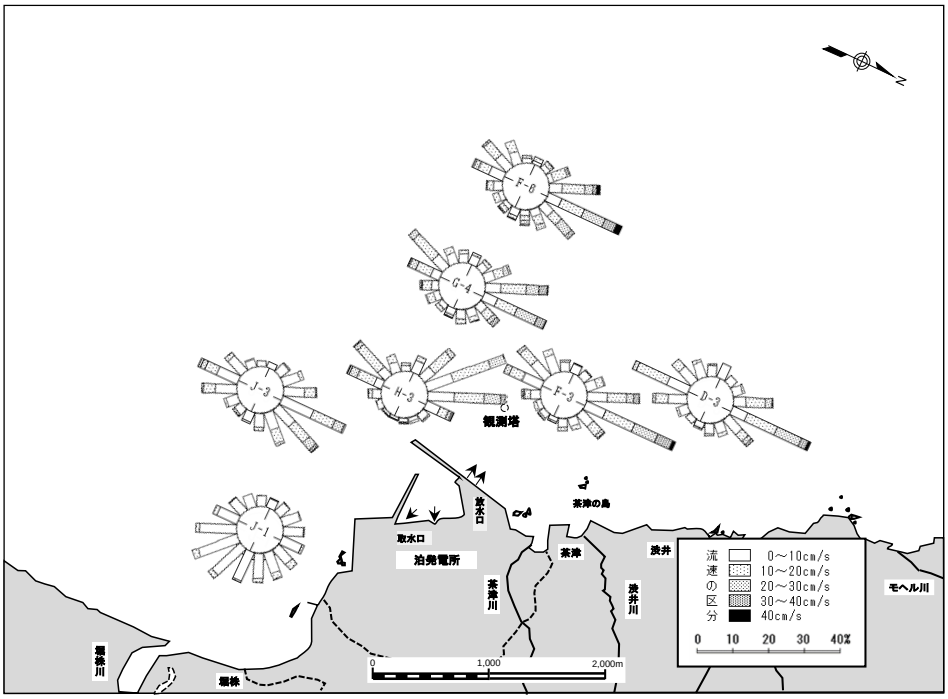

（2）流向流速頻度分布図（第２四半期）

調査年月日：令和３年８月１日～８月 15 日
調査深度　：２ｍ

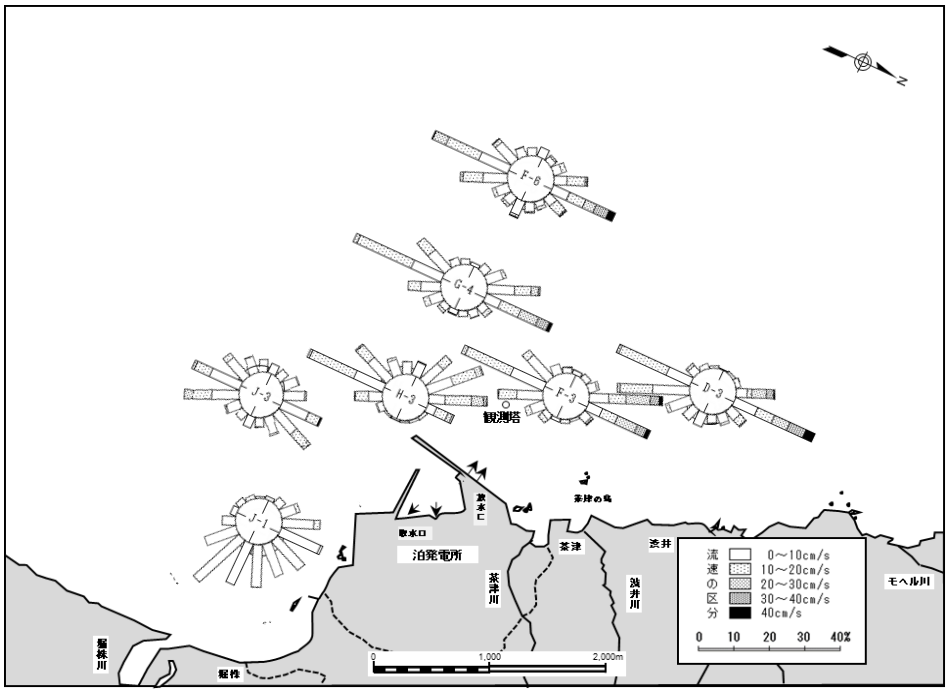

（３）流向流速頻度分布図（第３四半期）

調査年月日：令和３年 11 月１日～11 月 15 日
調査深度　：２ｍ

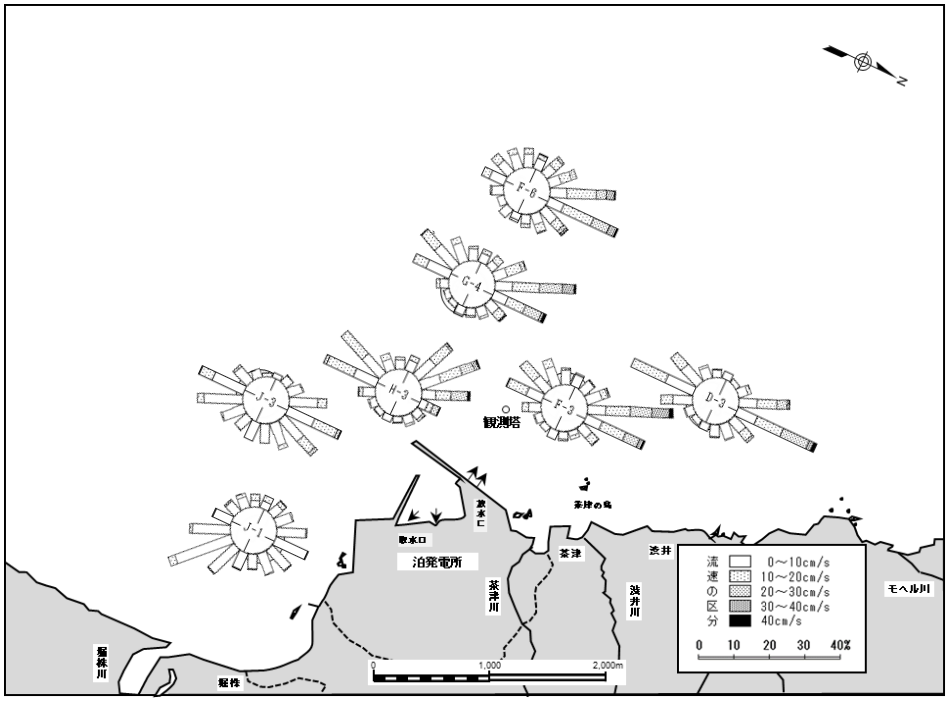

（４）流向流速頻度分布図（第４四半期）

調査年月日：令和４年２月１日～２月 15 日
調査深度：２ｍ

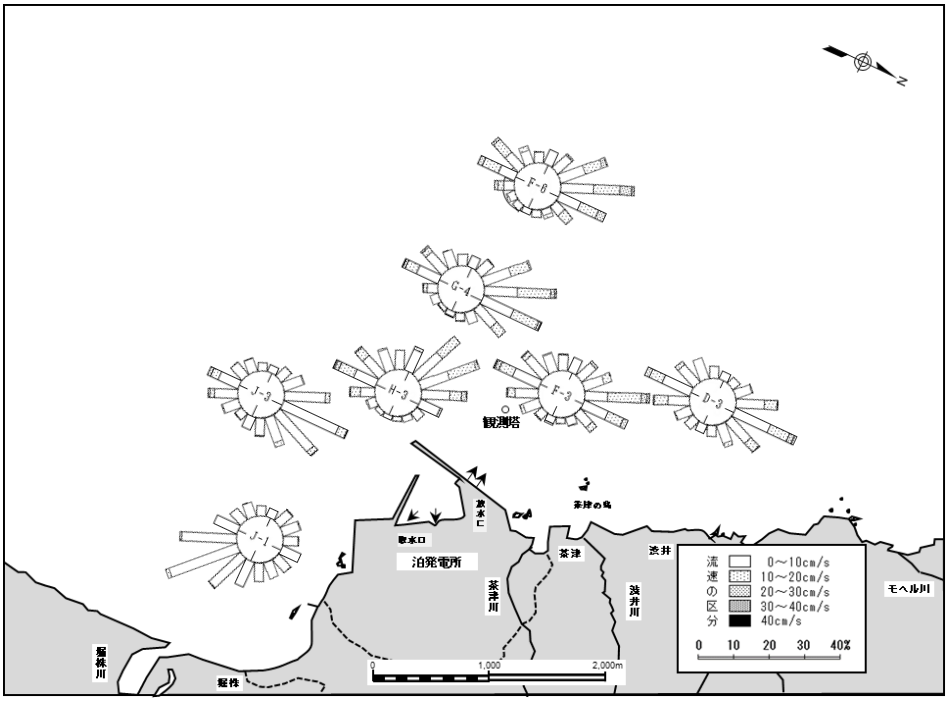

資料３－１－１　泊発電所異常事態通報様式

警戒事態該当事象発生連絡

（第　　報）

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
連絡者名
連 絡 先

警戒事態該当事象連絡

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所		名称:北海道電力株式会社　泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所		泊発電所　　号機
警戒事態該当事象の発生時刻		年　月　日　　時　　分(24時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	□(AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ □(AL21)原子炉冷却材の漏えい □(AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ □(AL25)非常用交流高圧母線の喪失又は喪失のおそれ □(AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 □(AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □(AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ □(AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ □(AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ □(AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 □(AL53)重要区域での火災・溢(いつ)水による安全機能の一部喪失のおそれ □外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) □重要な故障等(オンサイト統括判断)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他(　　)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ＥＣＣＳの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(３号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り　(　　ｃｐｍ→　　ｃｐｍ) 非常用排気筒モニタの指示値(３号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り　(　　ｃｐｍ→　　ｃｐｍ) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り　(最大値:　　ｎＧy/ｈ→　　ｎＧｙ/ｈ) 放水口ポストの指示値 確認中、 変化無し、変化有り　(　　ｃｐｍ→　　ｃｐｍ) その他
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

特定事象発生通報(原子炉施設)

(第　　報)

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第１０条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：北海道電力株式会社　泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上２１９番地１
特定事象の発生箇所		泊発電所　　号機
特定事象の発生時刻		年　　月　　日　　時　　分（２４時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく基準 ※ □(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ □(SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ □(SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ □(SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □(SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 □(SE25) 非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失 □(SE27) 直流電源の部分喪失 ※ □(SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ □(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ □(SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □(SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ □(SE42) ２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □(SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※ □(SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □(SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 □(SE53) 火災・溢(いつ)水による安全機能の一部喪失 ※ □(SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項に基づく基準 ※ □(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ □(GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ □(GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ □(GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ □(GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ □(GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※ □(GE25) 非常用交流高圧母線の１時間以上喪失 ※ □(GE27) 全直流電源の５分間以上喪失 ※ □(GE28) 炉心損傷の検出 ※ □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※ □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ※ □(GE42) ２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※ □(GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※ □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (注記：※は電離放射線障害防止規則第７条の２第２項に該当する事象を示す)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他(　　)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態　発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態　作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(　　cpm→　　cpm) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(　　cpm→　　cpm) モニタリングポストの指示値　確認中、変化無し、変化有り(最大値:　　nGy/h→　　nGy/h) 放水口ポストの指示値　確認中、変化無し、変化有り(　　cpm→　　cpm) その他
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

特定事象発生通報(事業所外運搬)

(第　　報)

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

第１０条通報

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
通報者名
連 絡 先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称:北海道電力株式会社　泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻		年　月　日　時　分(24時間表示)
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づく基準 ※ □(XSE61)事業所外運搬での放射線量率の上昇 ※ □(XSE62)事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第１５条第１項に基づく基準 ※ □(XGE61)事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 ※ □(XGE62)事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：※は電離放射線障害防止規則第７条の２第２項に該当する事象を示す)
	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他(　　)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

（第　　報）

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
連絡者名
連 絡 先

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社　泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所　　号機
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年　月　日　時　分(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類(注1)	
発生事象と対応の概要(注2)	
その他事項の対応(注3)	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（注１）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
（注２）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
（注３）発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（原子炉施設）

（第　　報）

年　　月　　日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長　殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第２５条報告

報告者名

連 絡 先

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社　泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所（注１）	泊発電所　　号機
特定事象の発生時刻（注１）	年　月　日　　時　　分(24時間表示)
特定事象の種類（注１）	
発生事象と対応の概要（注２）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無
その他の事項の対応（注３）	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（注１）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注２）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注３）発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

添付

応急措置の概要（泊発電所　　号機）

（原子炉施設）

１．プラント状況　　（確認時刻：　　月　　日　　時　　分）

原子炉出力(中性子束)	%	外部電源受電	有・無
１次冷却材圧力	MPa(gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要
加圧器水位	%	蒸気発生器による冷却	有・無・不要
原子炉水位	%	原子炉容器注水	有・無・不要
格納容器圧力	kPa(gage)	格納容器注水	有・無・不要
炉心出口温度（最高値）	℃		
格納容器内水素濃度（ドライ値）	Vol%		
炉心損傷	有・無		
格納容器最高使用圧力	未満・以上・２倍以上		

２．放射性物質放出見通し　　（評価時刻：　　月　　日　　時　　分）

放出開始予測時刻	月　　日　　時　　分頃
特記事項	

３．放射性物質放出状況（放出有りの場合に記載）　　（評価時刻：　　月　　日　　時　　分）

放出開始時刻	月　　日　　時　　分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月　　日　　時　　分頃	放出高さ（地上高）	m
放出実績評価	評価時点の放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h	Bq	
ヨウ素	Bq/h	Bq	
その他（核種：　　）	Bq/h	Bq	

４．モニタ・気象情報　　（確認時刻　　月　　日　　時　　分）

排気筒ガスモニタ		主排気筒（注１）		cpm		非常用排気筒（注２）		cpm	
モニタリングポスト･ステーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
	μSv/h								
気象情報		天候				風向			
		風速		m/s		大気安定度			

（注１）３号機は排気筒モニタ、（注２）３号機は当該設備が無いため記入不要

５．その他

応急措置の概要(事業所外運搬)

(第　　報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長　殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第２５条報告

報告者名

連 絡 先

原子力災害対策特別措置法第２５条第２項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社　泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所 (注１)	都道府県　　市町村 (海上の場合；沖合　　km)
特定事象の発生時刻 (注１)	年　月　日　時　分(24時間表示)
特定事象の種類 (注１)	
発生事象と対応の概要 (注２)	(対応日時、対応の概要) ※添付の有・無
その他の事項の対応 (注３)	

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

(注１) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注２) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注３) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

添付

応急措置の概要（輸送容器状況）

１．輸送容器状況　（確認時刻：　月　日　時　分）

事故発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明		
	特記事項			

２．放射線量状況　（確認時刻：　月　日　時　分）

距離・場所								
nSv/h μSv/h								

３．放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）（確認時刻：　月　日　時　分）

放出、漏えい 開始時刻	日　：　頃	放出、漏えい 停止時刻	日　：　頃
放出、漏えい箇所			

４．その他

気象・海象状況等

参考１　警戒事象、原災法第１０条第１項及び原災法第１５条第１項に該当する事象の整理表

EAL No.	警戒事象	1、2、3号機への適用要否	EAL No.	原災法第１０条第１項	1、2、3号機への適用要否	EAL No.	原災法第１５条第１項	1、2、3号機への適用要否
－	－	－	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○
－	－	－	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○
－	－	－	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○
－	－	－	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	○	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○
－	－	－	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	○	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○
－	－	－	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	○	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○
AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	×	－	－	－	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	×
AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	×
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	×
AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	×	SE25	非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失	×	GE25	非常用交流高圧母線の１時間以上喪失	×
－	－	－	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の５分間以上喪失	×
－	－	－	－	－		GE28	炉心損傷の検出	×
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	×
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	×
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	○	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	○	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○
－	－	－	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×
AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	SE42	２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	GE42	２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×
－	－	－	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	×	－	－	
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	×
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	×	－	－	－
AL53	重要区域での火災・溢水(いっすい)による安全機能の一部喪失のおそれ	×	SE53	火災・溢水(いっすい)による安全機能の一部喪失	×	－	－	－
	－	－	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	○	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○
－	外的事象による影響（地震）	○	－	－	－	－	－	－
－	外的事象による影響（津波）	○	－	－	－	－	－	－
－	重要な故障等(オンサイト総括判断)	○	－	－	－	－	－	－
－	外的事象による影響(設計基準超過)	×	－	－	－	－	－	－
－	外的事象による影響(委員長判断)	○	－	－	－	－	－	－
－	－	－	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	○	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	○
－	－	－	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	○	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	○

ＥＡＬ　Ｎｏ．はＢＷＲ及びＰＷＲ共通のため、ＢＷＲ特有事象で使用する番号は、欠番となる

資料３－１－２　原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準

別表２－１－１　原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（１／２）

連　絡　基　準（警戒事態に該当する事象）
原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（ＡＬ１１）　【適用号機なし】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却材の漏えい（ＡＬ２１）　【適用号機なし】 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（ＡＬ２４）　【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（ＡＬ２５）　【適用号機なし】 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。
停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（ＡＬ２９）　【適用号機なし】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（ＡＬ３０）　【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（ＡＬ３１）　【１、２、３号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。
単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＡＬ４２）　【適用号機なし】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（ＡＬ５１）　【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号）第３８条第４項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
所内外通信連絡機能の一部喪失（ＡＬ５２）　【適用号機なし】 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（ＡＬ５３）　【適用号機なし】 重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表２－１－５に示すものをいう。

別表２－１－１　原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（２／２）

連　絡　基　準（警戒事態に該当する事象）
外的事象による影響（地震）　【１、２、３号機適用】 泊村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。
外的事象による影響（津波）　【１、２、３号機適用】 泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。
重要な故障等（オンサイト総括判断）　【１、２、３号機適用】 オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。
外的事象による影響（設計基準超過）　【適用号機なし】 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）。
外的事象による影響（委員長判断）　【１、２、３号機適用】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

ＥＡＬ　Ｎｏ．はＢＷＲ及びＰＷＲ共通のため、ＢＷＲ特有事象で使用するＥＡＬ　Ｎｏ．は欠番となる。

なお、泊発電所１、２、３号機については、原子炉等規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、ＥＡＬ０１～０６、３１、５５、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、ＸＳＥ６１・６２、ＸＧＥ６１・６２のみ適用する。

原子炉等規制法第４３条の３の８第１項の許可（同法第４３条の３の６第１項第４号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第４号変更許可」という。）後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（同法第４３条の３の１１第２項に規定する検査をいう。）の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、ＥＡＬ３１を除く全てについて適用となる。

以下、別表２－１－２、２－１－３においても同様。

資料３－１－３　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

別表２－１－５　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧（１／２）

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
原子炉トリップ遮断器盤	原子炉トリップ遮断器盤室	○	○
安全保護系	安全系継電器室	○	－
	安全系計装盤室	－	○
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	○	－
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	－	○
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	○	○
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	○	○
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	○	○
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	○	○
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	○	○
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	○	○
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	○	○
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	○	－
補助給水ピット	補助給水ピット	－	○
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	○	○
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	○	○
充てんポンプ	充てんポンプ室	○	○
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	○	○
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	○	○
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	○	○
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	○	○
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	○	○
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	○	○
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器室	○	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	○	－
	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	－	○
主蒸気逃がし弁／安全弁	主蒸気管室	○	○
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	○	○
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	－
	安全補機開閉器室	－	○

別表２－１－５　安全上重要な構築物、系統又は機器一覧（２／２）

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
安全系予備充電器	安全系充電器室	○	－
予備充電器盤	常用系インバータ室	－	○
非常用直流母線	安全系原子炉コントロールセンタ室	○	－
	安全補機開閉器室	－	○
所内変圧器	所内変圧器設置場所	○	○
起動変圧器	起動変圧器設置場所	○	－
予備変圧器	予備変圧器設置場所	○	○
代替非常用発電機	代替非常用発電機設置場所	○	○
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機保管場所（屋外保管エリア）	○	○
主盤	中央制御室	○	－
原子炉補助盤	中央制御室	○	－
運転コンソール	中央制御室	－	○
指令コンソール	中央制御室	－	○
保守コンソール	中央制御室	－	○
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○

資料３－１－４　原災法第１０条第１項に基づく通報基準

別表２－１－２　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（１／３）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
敷地境界付近の放射線量の上昇（ＳＥ０１）　【１、２、３号機適用】 原災法第１１条第１項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について１時間当たり５μSvを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、１時間当たり５μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、１時間当たり１μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。
通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＳＥ０２）　【１、２、３号機適用】 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を１０分間以上継続して検出したとき。
通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＳＥ０３）　【１、２、３号機適用】 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を１０分間以上継続して検出したとき。
火災爆発等による管理区域外での放射線の放出（ＳＥ０４）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、１時間当たり５０μSv以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。
火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（ＳＥ０５）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の５０倍（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。
施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（ＳＥ０６）　【１、２、３号機適用】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。
原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（ＳＥ２１）　【適用号機なし】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
蒸気発生器給水機能の喪失（ＳＥ２４）　【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

別表２－１－２　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（２／３）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失（ＳＥ２５）　【適用号機なし】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。
直流電源の部分喪失（ＳＥ２７）　【適用号機なし】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。
停止中の原子炉冷却機能の喪失（ＳＥ２９）　【適用号機なし】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（ＳＥ３０）　【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（ＳＥ３１）　【１、２、３号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。
格納容器健全性喪失のおそれ（ＳＥ４１）　【適用号機なし】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＳＥ４２）　【適用号機なし】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（ＳＥ４３）　【適用号機なし】 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

別表２－１－２　原災法第１０条第１項に基づく通報基準（３／３）

通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）
原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失（ＳＥ５１）　【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
所内外通信連絡機能の全て喪失（ＳＥ５２）　【適用号機なし】 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
火災・溢水（いつ）による安全機能の一部喪失（ＳＥ５３）　【適用号機なし】 火災又は溢水（いつ）が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表２－１－５に示すものをいう。
防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（ＳＥ５５）　【１、２、３号機適用】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
事業所外運搬での放射線量率の上昇（ＸＳＥ６１）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から１m離れた地点で１００μSv/h以上の放射線量を検出したとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。
事業所外運搬での放射性物質漏えい（ＸＳＥ６２）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（Ｌ型、ＩＰ-１型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）。

資料３－１－５　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準

別表２－１－３　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準（１／２）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
敷地境界付近の放射線量の上昇（ＧＥ０１）　【１、２、３号機適用】 原災法第１１条第１項に該当する放射線測定設備の二地点以上について１時間当たり５μSvを検出するか又は一地点について１時間当たり５μSvを１０分間以上継続して検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、１時間当たり５μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。
通常放出経路での気体放射性物質の放出（ＧＥ０２）　【１、２、３号機適用】 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を１０分間以上継続して検出したとき。
通常放出経路での液体放射性物質の放出（ＧＥ０３）　【１、２、３号機適用】 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を１０分間以上継続して検出したとき。
火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（ＧＥ０４）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、１時間当たり５mSv以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。
火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（ＧＥ０５）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の５０倍に１００を乗じた濃度（１時間当たり５００μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。
施設内（原子炉外）での臨界事故（ＧＥ０６）　【１、２、３号機適用】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。
全ての原子炉停止操作の失敗（ＧＥ１１）　【適用号機なし】 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。
原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（ＧＥ２１）　【適用号機なし】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。
蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（ＧＥ２４）　【適用号機なし】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

別表２－１－３　原災法第１５条第１項に基づく原子力緊急事態の判断基準（２／２）

判断基準（全面緊急事態に該当する事象）
非常用交流高圧母線の１時間以上喪失（ＧＥ２５）　【適用号機なし】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。
全直流電源の５分間以上喪失（ＧＥ２７）　【適用号機なし】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。
炉心損傷の検出（ＧＥ２８）　【適用号機なし】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（ＧＥ２９）　【適用号機なし】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（１、２号機）／燃料取替用水ピット（３号機）からの注水ができないこと。
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（ＧＥ３０）　【適用号機なし】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（ＧＥ３１）　【１、２、３号機適用】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。
格納容器圧力の異常上昇（ＧＥ４１）　【適用号機なし】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（ＧＥ４２）　【適用号機なし】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失（ＧＥ５１）　【適用号機なし】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
住民の避難を開始する必要がある事象発生（ＧＥ５５）　【１、２、３号機適用】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
事業所外運搬での放射線量率の異常上昇（ＸＧＥ６１）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた地点で１０ｍSv/h以上の放射線量を検出したとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）。
事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（ＸＧＥ６２）　【１、２、３号機適用】 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（ＩＰ型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量（A_2値）の放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）。

（資料３－１－２、４、５付表）　　ＥＡＬ事象の判断基準解釈
別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１／２７）

EAL No.※1	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ０１	原災法第１１条第１項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について１時間当たり５μSvを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、１時間当たり５μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、１時間当たり１μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。	

※１　EAL No. 記載例

例：[A　L]　[1]　[1]
↑　事象区分　↑　事象分類　↑　連番

事象区分	
ＡＬ	警戒事態に該当する事象
ＳＥ	施設敷地緊急事態に該当する事象
ＧＥ	全面緊急事態に該当する事象
ＸＡＬ	事業所外運搬（EAL対象外）
ＸＳＥ	
ＸＧＥ	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬（EAL対象外）

ＥＡＬ　Ｎｏ．はＢＷＲ及びＰＷＲ共通のため、ＢＷＲ特有事象で使用するＥＡＬ　Ｎｏ．は欠番となる。

なお泊発電所１、２、３号機については、原子炉等規制法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、ＥＡＬ０１～０６、３１、５５、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、ＸＳＥ６１・６２、ＸＧＥ６１・６２のみ適用する。

（第４号変更許可後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（同法第４３条の３の１１第２項に規定する検査をいう。）の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、ＥＡＬ３１を除く全てについて適用となる。）

泊発電所における解釈

＜ＳＥ０１：敷地境界付近の放射線量の上昇＞　【１、２、３号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。
① １地点以上において、５μSv/h以上を検出したとき。※1
② １地点以上において、１μSv/h以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が５μSv/h以上となったとき。※1

※１ モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、１Gy/h＝１Sv/hとして運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。
① 落雷のときに検出された場合。
② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（自由様式）で報告した場合。
・ 主排気筒ガスモニタ（１、２号機）
・ 排気筒ガスモニタ（３号機）
・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（１、２、３号機）※2
・ 使用済燃料ピットエリアモニタ（１、２、３号機）

※２ 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

「泊発電所における解釈」に記載する運転モード

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
１	出力運転（出力領域中性子束指示値５％超）	全ボルト締付
２（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値５％以下） ～ 制御ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊﾞﾝｸ全挿入※3による原子炉停止	全ボルト締付
２（起動時）	臨界操作のための制御ｸﾞﾙｰﾌﾟﾊﾞﾝｸ引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値５％以下）	全ボルト締付
３	１次冷却材温度　１７７℃以上	全ボルト締付
４	１次冷却材温度　９３℃超１７７℃未満	全ボルト締付
５	１次冷却材温度　９３℃以下	全ボルト締付
６※4		１本以上が緩められている

※３：挿入不能な制御棒を除く。
※４：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

注：各ＥＡＬ事象を判断するために使用する計器指示が（解説）に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、ＥＡＬ事象とはならない。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＧＥ０１	原災法第１１条第１項に該当する放射線測定設備の二地点以上について１時間当たり５μSvを検出するか又は一地点について１時間当たり５μSvを１０分間以上継続して検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、１時間当たり５μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。	

泊発電所における解釈

＜ＧＥ０１：敷地境界付近の放射線量の上昇＞　【１、２、３号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

① １地点において、５μSv/h以上を１０分間以上継続して検出したとき。※1

② ２地点以上において、５μSv/h以上を検出したとき。※1

③ １地点以上において、１μSv/h以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が１０分間以上継続して５μSv/h以上となったとき。※1

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、1Gy/h＝1Sv/hとして運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

① 落雷のときに検出された場合。

② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（自由様式）で報告した場合。

- 主排気筒ガスモニタ（１、２号機）
- 排気筒ガスモニタ（３号機）
- 格納容器内高レンジエリアモニタ（１、２、３号機）※2
- 使用済燃料ピットエリアモニタ（１、２、３号機）

※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（３／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ０２	排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を１０分間以上継続して検出したとき。	
ＧＥ０２		

泊発電所における解釈

＜ＳＥ０２／ＧＥ０２：通常放出経路での気体放射性物質の放出＞　　【１、２、３号機適用】

敷地境界付近の最大となる地点で、５μSv/hに相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒モニタ指示値（cpm）に換算した値を１０分間以上継続して検出したとき。

① １号機主排気筒ガスモニタ（モニタ指示値：1.4×10^5cpm以上）
② ２号機主排気筒ガスモニタ（モニタ指示値：1.4×10^5cpm以上）
③ ３号機排気筒ガスモニタ（モニタ指示値：1.4×10^5cpm以上）

（注）「ＧＥ０２」と「ＳＥ０２」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第１０条該当事象の通報様式を使って「ＧＥ０２、ＳＥ０２」として実施する。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（４／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ０３ ＧＥ０３	放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を１０分間以上継続して検出したとき。	

泊発電所における解釈

＜ＳＥ０３／ＧＥ０３：通常放出経路での液体放射性物質の放出＞　　【１、２、３号機適用】

液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値（cpm）を１０分間以上継続して検出したとき。

① 廃棄物処理設備排水モニタ指示値：4.1×10^{5}cpm 以上

② ３号機廃棄物処理設備排水モニタ指示値：3.2×10^{5}cpm 以上

（注）「ＧＥ０３」と「ＳＥ０３」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第１０条該当事象の通報様式を使って「ＧＥ０３、ＳＥ０３」として実施する。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（５／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ０４	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、１時間当たり５０μSv以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。	
ＧＥ０４	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、１時間当たり５ｍSv以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。	

泊発電所における解釈

＜ＳＥ０４：火災爆発等による管理区域外での放射線の放出＞　　【１、２、３号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、５０μSv/h以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。

② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、５０μSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

（注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「ＳＥ０４」を適用する。

＜ＧＥ０４：火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出＞　　【１、２、３号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、５mSv/h以上の放射線量を１０分間以上継続して検出したとき。

② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、５mSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

（注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「ＧＥ０４」を適用する。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（６／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ０５	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の５０倍（１時間当たり５μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。	
ＧＥ０５	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の５０倍に１００を乗じた濃度（１時間当たり５００μSvに相当）以上の放射性物質を検出したとき。	

泊発電所における解釈

＜ＳＥ０５：火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出＞　　【１、２、３号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が５μSv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。

② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

一．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に５０を乗じて得た値

二．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値

三．検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに５０を乗じて得た値

（注１）排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「ＳＥ０２」、「ＳＥ０３」で通報する。

（注２）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「ＳＥ０５」を適用する。

＜ＧＥ０５：火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞　　【１、２、３号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が５００μSv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。

② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

一．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に５０００を乗じて得た値

二．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値

三．検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに５０００を乗じて得た値

（注１）排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「ＧＥ０２」、「ＧＥ０３」で通報する。

（注２）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「ＧＥ０５」を適用する。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（７／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ０６	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。	
ＧＥ０６	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	

泊発電所における解釈
＜ＳＥ０６：施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ＞　【１、２、３号機適用】 原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。
＜ＧＥ０６：施設内（原子炉外）での臨界事故＞　【１、２、３号機適用】 原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と推定されるとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（８／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ１１	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があり、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード５（一次冷却材の温度が９３℃以下のことをいう。）に至るまでの状態を含むものとする(以下この表において同じ。）。 「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう（以下この表において同じ。）。 「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。
ＧＥ１１	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにＡＴＷＳ緩和設備（原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。）及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ１１：原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ＞　【適用号機なし】

運転モード１及び２において、以下のいずれかの状態となったとき。

（１）原子炉保護系の１チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、かつ、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、その他のチャンネルが動作すべき状態になっているかどうかを判断できない状態が、１時間以上継続したとき。

（２）原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の５％未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。

① 自動原子炉トリップ
② 手動原子炉トリップ
③ ＭＧセット電源断（中央制御室からの母線遮断器開放）
④ 制御棒の手動（自動）挿入

＜ＧＥ１１：全ての原子炉停止操作の失敗＞　【適用号機なし】

運転モード１及び２において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下の全ての原子炉停止操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の５％未満かつ中間領域中性子束起動率が零若しくは負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。

① ＭＧセット電源断（現場での遮断器開放）
② 現場での原子炉トリップ遮断器開放
③ ＡＴＷＳ緩和設備及びほう酸注入

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（９／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ２１	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	非常用炉心冷却装置（以下この表において「ＤＢ設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬに至る可能性があるため、ＤＢ設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ２１	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、ＤＢ設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第２条第２項第１４号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「ＳＡ設備」という。））であって、ＤＢ設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。 「注水が直ちにできない」とは、ＤＢ設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（ＤＢ設備の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。
ＧＥ２１	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、ＤＢ設備若しくはＳＡ設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のＤＢ設備及びＳＡ設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。 なお、１系統以上のＤＢ設備及びＳＡ設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ２１：原子炉冷却材の漏えい＞　【適用号機なし】

運転モード１、２、３及び４において、以下のいずれかの状態となったとき。

（１）原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率が０．２３m^3／ｈを超えた場合において、４時間以内に０．２３m^3／ｈ以下に漏えい量を回復できないと判断した場合において、１２時間以内にモード３又は５６時間以内にモード５にできないとき。

（２）原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。

＜ＳＥ２１：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能＞　【適用号機なし】

運転モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

①全ての高圧注入ポンプが起動しないとき。
②高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。
③全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。
④低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。
ただし④において、１次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。

＜ＧＥ２１：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能＞　【適用号機なし】

運転モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、１次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。
② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。ただし低圧注入系については、１次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。
③ 炉心出口温度３５０℃以上の状態が３０分間以上継続して計測されたとき。
④ １次冷却系統への注水が確認できない場合において、全ての蒸気発生器広域水位が１０％未満となったとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１０／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ２４	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ２４	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するＳＡ設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）及び即応性を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。 なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。
ＧＥ２４	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、１系統以上のＤＢ設備及びＳＡ設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ２４：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

運転モード１、２、３及び４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。

① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか１台しか起動しないとき。

② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。

１、２号機：６０m^3／ｈ

３号機　　：８０m^3／ｈ

＜ＳＥ２４：蒸気発生器給水機能の喪失＞　【適用号機なし】

運転モード１、２、３及び４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が０％（水位計下端）以下となった状態で、以下のいずれかとなったとき。

① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。

② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。

１、２号機：６０m^3／ｈ

３号機　　：８０m^3／ｈ

＜ＧＥ２４：蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能＞　【適用号機なし】

運転モード１、２、３及び４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が１０％未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。

② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。

③ 炉心出口温度３５０℃以上の状態が３０分間以上継続して計測されたとき。

④ 原子炉圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１１／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ２５	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。	非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。
ＳＥ２５	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。	左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が３０分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。

ＧＥ２５	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。	左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が１時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ２５：非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

交流動力電源が以下のいずれかの状態となったとき。

① 使用可能な所内非常用高圧母線が１系統となった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器（３号機は除く。）、予備変圧器又は代替非常用発電機のどれか１つになり、その状態が１５分間以上継続したとき。

② 全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（３号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。

③ 電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの供給が喪失した状態が３時間以上継続したとき。

＜ＳＥ２５：非常用交流高圧母線の３０分間以上喪失＞　【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（３号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が３０分間以上継続したとき。

＜ＧＥ２５：非常用交流高圧母線の１時間以上喪失＞　【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（３号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が１時間以上継続したとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１２／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ２７	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。	使用可能な非常用直流母線が残り１系統及び直流電源が残り１つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。
ＧＥ２７	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のＤＢ設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。

泊発電所における解釈
＜ＳＥ２７：直流電源の部分喪失＞　【適用号機なし】 使用可能な非常用直流母線が１つとなった場合において、当該直流母線への供給電源が蓄電池、充電器（３号機については予備充電器含む。）又は可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備がいずれか１つとなり、その状態が５分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が１つとなっている場合は除く。
＜ＧＥ２７：全直流電源の５分間以上喪失＞　【適用号機なし】 全ての蓄電池、充電器（３号機については予備充電器含む。）及び可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができず、全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、その状態が５分間以上継続したとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１３／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＧＥ２８	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。 「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。

泊発電所における解釈
＜ＧＥ２８：炉心損傷の検出＞　【適用号機なし】 全ての運転モードにおいて、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が１×１０^{5}ｍSv/h以上及び炉心出口温度が３５０℃以上となったとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１４／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ２９	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ２９	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ２９	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（１、２号機）／燃料取替用水ピット（３号機）からの注水ができないこと。	原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ２９：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失＞　【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

① １次冷却材配管の水位が低下し、１次冷却系統水位（低）（１、２号機）／ＲＣＳループ水位低低圧抽出ライン隔離（３号機）警報値以下となった状態が１５分間以上継続したとき。
ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。

② １台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。

③ 弁の固着、流路の閉塞等により、１系統の余熱除去機能が喪失したとき。

「ミッドループ運転」とは、１次冷却系統水位が原子炉容器ノズル上端以下の場合のプラント状態を指す。
１、２号機：Ｔ．Ｐ．２１．６２ｍ以下
３号機　　：Ｔ．Ｐ．２２．９３ｍ以下

以下、同じ。

＜ＳＥ２９：停止中の原子炉冷却機能の喪失＞　【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

① １次冷却材配管の水位が低下し、１次冷却系統水位（低）（１、２号機）／ＲＣＳループ水位低低圧抽出ライン隔離（３号機）警報値以下となった状態が３０分間以上継続したとき。
ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。

② 全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。

③ 弁の固着、流路の閉塞等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。

＜ＧＥ２９：停止中の原子炉冷却機能の完全喪失＞　【適用号機なし】

ミッドループ運転において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能及び蒸気発生器を通じた全ての除熱機能が喪失し、かつ充てんポンプ及び高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンク（１、２号機）／燃料取替用水ピット（３号機）から炉心へ注入する手段の全てが喪失したとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１５／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ３０	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。
ＳＥ３０	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。
ＧＥ３０	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位が回復できず、照射済燃料集合の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ３０：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。

１、２号機：ＮＷＬ－１３５ｃｍ以下（Ｔ．Ｐ．２９．５１ｍ）
３号機　　：ＮＷＬ－１３５ｃｍ以下（Ｔ．Ｐ．３１．３１ｍ）

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復の手段は、可搬設備等による全ての補給を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

＜ＳＥ３０：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞　【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方４ｍの水位まで低下したとき。
１、２号機：ＮＷＬ－３４６ｃｍ以下（Ｔ．Ｐ．２７．４０ｍ）
３号機　　：ＮＷＬ－３４３ｃｍ以下（Ｔ．Ｐ．２９．２３ｍ）

② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が３時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

＜ＧＥ３０：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出＞　【適用号機なし】

以下のいずれかとなったとき。

① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方２ｍの水位に低下したとき。
１、２号機：ＮＷＬ－５４６ｃｍ（Ｔ．Ｐ．２５．４０ｍ）
３号機　　：ＮＷＬ－５４３ｃｍ（Ｔ．Ｐ．２７．２３ｍ）

② 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的又は間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１６／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ３１	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。 また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。 「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。
ＳＥ３１	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。	左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。
ＧＥ３１	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ３１：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ＞　【１、２、３号機適用】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方４ｍの水位まで低下したとき。
１、２号機：ＮＷＬ－３４６ｃｍ以下（Ｔ．Ｐ．２７．４０ｍ）
３号機　　：ＮＷＬ－３４３ｃｍ以下（Ｔ．Ｐ．２９．２３ｍ）

② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が３時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

＜ＳＥ３１：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失＞　【１、２、３号機適用】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方２ｍの水位に低下したとき。
１、２号機：ＮＷＬ－５４６ｃｍ（Ｔ．Ｐ．２５．４０ｍ）
３号機　　：ＮＷＬ－５４３ｃｍ（Ｔ．Ｐ．２７．２３ｍ）

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

＜ＧＥ３１：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出＞　【１、２、３号機適用】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部の水位に低下したとき。
１、２号機：ＮＷＬ－７４６ｃｍ（Ｔ．Ｐ．２３．４０ｍ）
３号機　　：ＮＷＬ－７４３ｃｍ（Ｔ．Ｐ．２５．２３ｍ）

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１７／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ４１	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。
ＧＥ４１	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈
＜ＳＥ４１：格納容器健全性喪失のおそれ＞　【適用号機なし】 運転モード１、２、３及び４において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値※を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が１０分間以上継続したとき。 ※ 設定値は、以下のとおり。 【１、２号機】格納容器圧力：０．１１５ＭＰａ 【３号機】　格納容器圧力：０．１２７ＭＰａ
＜ＧＥ４１：格納容器圧力の異常上昇＞　【適用号機なし】 運転モードが、１、２、３及び４において、原子炉格納容器が最高使用圧力※1又は最高使用温度※2に達したとき。 ※１、※２　最高使用圧力及び最高使用温度とは、以下の状態をいう。 【１、２号機】 最高使用格納容器圧力：０．２５５ＭＰａ 最高使用格納容器温度：１２８℃（最高使用圧力時の飽和温度） 【３号機】 最高使用格納容器圧力：０．２８３ＭＰａ 最高使用格納容器温度：１３２℃（最高使用圧力時の飽和温度）

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１８／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ４２	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	以下の４つのケースが考えられる。 １）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ ２）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ３）燃料被覆管障壁の喪失 ４）原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。
ＳＥ４２	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	以下の４つのケースが考えられる。 １）燃料被覆管障壁が喪失 ＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ２）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ ＋原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ３）燃料被覆管障壁が喪失するおそれ ＋格納容器障壁が喪失 ４）原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ＋格納容器障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ４２：単一障壁の喪失又は喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

運転モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

① 燃料被覆管障壁の喪失のおそれがあるとき。　② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。

③ 原子炉冷却系障壁の喪失のおそれがあるとき。④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が３５０℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が６００℃以上
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	１次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離※1をした状態で、充てんポンプ１台で加圧器水位が維持できない
④原子炉冷却系障壁が喪失	１次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位※2以下

※１　抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【１、２号機】　加圧器水位　：　１９％

【３号機】　　加圧器水位　：　１７％

※２　非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【１、２号機】加圧器圧力異常低　：　１１．８７ＭＰａ【gage】

加圧器圧力低　：　１２．５５ＭＰａ【gage】＋加圧器水位低　：５％

【３号機】　加圧器圧力異常低　：　１１．４８ＭＰａ【gage】

加圧器圧力低　：　１２．１７ＭＰａ【gage】＋加圧器水位低　：５％

＜ＳＥ４２：２つの障壁の喪失又は喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

運転モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。※1

・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ

・② 燃料被覆管障壁が喪失＋③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ

・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ＋④格納容器障壁が喪失

・③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ＋④格納容器障壁が喪失

①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が３５０℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が６００℃以上
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	１次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、抽出隔離※2をした状態で、充てんポンプ１台で加圧器水位が維持できない
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。

※１　「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失するおそれ」の条件は既に成立している。

※２　抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【１、２号機】　加圧器水位　：　１９％

【３号機】　　加圧器水位　：　１７％

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（１９／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＧＥ４２	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失　＋　原子炉冷却系障壁が喪失　＋　原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。

泊発電所における解釈

＜ＧＥ４２：２つの障壁喪失及び１つの障壁の喪失又は喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

運転モード１、２及び３において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

・①燃料被覆管障壁が喪失＋②原子炉冷却系障壁が喪失＋③格納容器障壁が喪失するおそれ

①燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が６００℃以上
②原子炉冷却系障壁が喪失	１次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位※1以下
③格納容器障壁が喪失するおそれ	格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値※2を超過し、更に１０分間以上継続して圧力が上昇

※１　非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【１、２号機】

加圧器圧力異常低　：　１１．８７ＭＰａ【gage】

加圧器圧力低　：　１２．５５ＭＰａ【gage】＋加圧器水位低　：　５％

【３号機】

加圧器圧力異常低　：　１１．４８ＭＰａ【gage】

加圧器圧力低　：　１２．１７ＭＰａ【gage】＋加圧器水位低　：　５％

※２　格納容器スプレイ作動の設定値は、以下のとおり。

【１、２号機】格納容器圧力：０．１１５ＭＰａ【gage】

【３号機】　　格納容器圧力：０．１２７ＭＰａ【gage】

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２０／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＳＥ４３	炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈
＜ＳＥ４３：原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞　【適用号機なし】 モード１、２、３及び４において、格納容器内高レンジエリアモニタで１×１０^{5}mSv/h未満である状態で、炉心の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２１／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ５１	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号）第３８条第４項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ５１	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ５１	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ５１：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室での操作が容易にできなくなったとき（まだ、操作を実施することは可能な状態。）。

＜ＳＥ５１：原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失＞　【適用号機なし】

以下のいずれかとなった場合。

（１）原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。

① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。

（２）原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。

① 中央制御室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。

② 中央制御盤における関連表示等が一部消失※したとき。

※ 関連表示等が一部消失とは、以下の状況をいう。

（１、２号機）

操作盤のうち、主盤又は原子炉補助盤の「表示灯及び警報の消灯」若しくは「指示計及び記録計が使用不能」となったとき。

（３号機）

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態若しくは警報の監視が不能となったとき。

＜ＧＥ５１：原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失＞　【適用号機なし】

以下のいずれかとなったとき。

（１）原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。

① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室から退避が必要になったとき。

（２）原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。

① 中央制御室から退避が必要になったとき。

② 中央制御盤における関連表示等が全て消失※したとき。

※ 関連表示等が全て消失とは、以下の状況をいう。

（１、２号機）

全ての操作盤の表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。

（３号機）

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態かつ警報の監視が不能となったとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２２／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ５２	泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
ＳＥ５２	泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。

泊発電所における解釈
＜ＡＬ５２：所内外通信連絡機能の一部喪失＞　【適用号機なし】 原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備のうち、どれか１つの手段のみとなったとき。
＜ＳＥ５２：所内外通信連絡機能の全て喪失＞　【適用号機なし】 原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備の全ての通信手段が使用不能となったとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２３／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＡＬ５３	重要区域※において、火災又溢(いっ)水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表２－１－５に示すものをいう。	原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第２条第２項第８号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。
ＳＥ５３	火災又は溢(いっ)水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表２－１－５に示すものをいう。	左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第２条第２項第８号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。

泊発電所における解釈

＜ＡＬ５３：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ＞　【適用号機なし】

重要区域において、火災※1又は溢水※2により、別表２－１－５に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が１系統のみとなったとき。

なお、別表２－１－５に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

※１　火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。

※２　溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

＜ＳＥ５３：火災・溢水による安全機能の一部喪失＞　【適用号機なし】

火災※1又は溢水※2により、別表２－１－５に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなったとき。

なお、別表２－１－５に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

※１　火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。

※２　溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２４／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
－ （警戒）	泊村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。	
－ （警戒）	泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
－ （警戒）	オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	
－ （警戒）	泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	

泊発電所における解釈
＜（警戒）：外的事象による影響（地震）＞　【１、２、３号機適用】 泊村※において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ※　泊村の震度が発表されない場合、運用上、近隣の岩内町の震度を用いる。
＜（警戒）：外的事象による影響（津波）＞　【１、２、３号機適用】 泊村沿岸を含む津波予報区※において、大津波警報が発表された場合。 ※　泊村沿岸を含む津波予報区とは、泊発電所前面海域を含む北海道日本海沿岸南部を指す。
＜（警戒）：重要な故障等（オンサイト総括判断）＞　【１、２、３号機適用】 オンサイト総括（具体的な職位は「原子力規制庁　初動対応マニュアル」による。）が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合において、原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と認めた場合。
＜（警戒）：外的事象による影響（設計基準超過）＞　【適用号機なし】 泊発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む）。 ＜参考＞ 竜巻：泊発電所近傍で設計基準を超える竜巻が認知され、泊発電所に来襲する蓋然性が高いと判断された場合 火山の影響：降灰が継続し、設計降灰量（40cm）を超えるおそれのある場合 積雪：設計積雪荷重を超えた場合（原子炉建屋、原子炉補助建屋において2.2m以上） 外部火災：森林火災が発生し、防火帯に迫ってきた場合又は飛行機等が発電所構内に墜落し、火災が発生した場合 生物学的事象：大量の海生物が来襲し、原子炉補機冷却海水系統の機能が１系統以上喪失した場合（運転モード外を除く。）

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２５／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
－ （警戒）	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
ＳＥ５５	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
ＧＥ５５	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈
＜（警戒）：外的事象による影響（委員長判断）＞　【１、２、３号機適用】 テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生するおそれがある場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と判断した場合。
＜ＳＥ５５：防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生＞　【１、２、３号機適用】 テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施（施設敷地緊急事態要避難者の避難）を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。
＜ＧＥ５５：住民の避難を開始する必要がある事象発生＞　【１、２、３号機適用】 テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２６／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＸＳＥ６１	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた地点で１００μSv/h以上の放射線量を検出したとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない）	
ＸＧＥ６１	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から１ｍ離れた地点で１０mSv/h以上の放射線量を検出したとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）	

泊発電所における解釈
＜ＸＳＥ６1:事業所外運搬での放射線量率の上昇＞　【１、２、３号機適用】 放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が放射線量を測定する。
＜ＸＧＥ６１：事業所外運搬での放射線量率の異常上昇＞　【１、２、３号機適用】 放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が放射線量を測定する。

別表２－１－４　ＥＡＬ事象の判断基準解釈（２７／２７）

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第４条・第６条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
ＸＳＥ６２	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器（Ｌ型、ＩＰ-１型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない）	
ＸＧＥ６２	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（ＩＰ型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第４条に定められた量（A_2値）の放射性物質の漏えいがあったとき。 （事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない）	

泊発電所における解釈
＜ＸＳＥ６２：事業所外運搬での放射性物質漏えい＞　【１、２、３号機適用】 輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が、現場で放射性物質の漏えいを確認するか或いはその可能性があると判断した場合に通報が行われる。
＜ＸＧＥ６２：事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい＞　【１、２、３号機適用】 A_2値の放射性物質の漏えいがあったかどうかを現場で直接確認するのではなく、事故状況からＢ型輸送物から有為な漏えいが認められた場合、A_2値相当の漏えいがあったとみなして運用される。

資料　３－４－１緊急時モニタリング地点図　全域

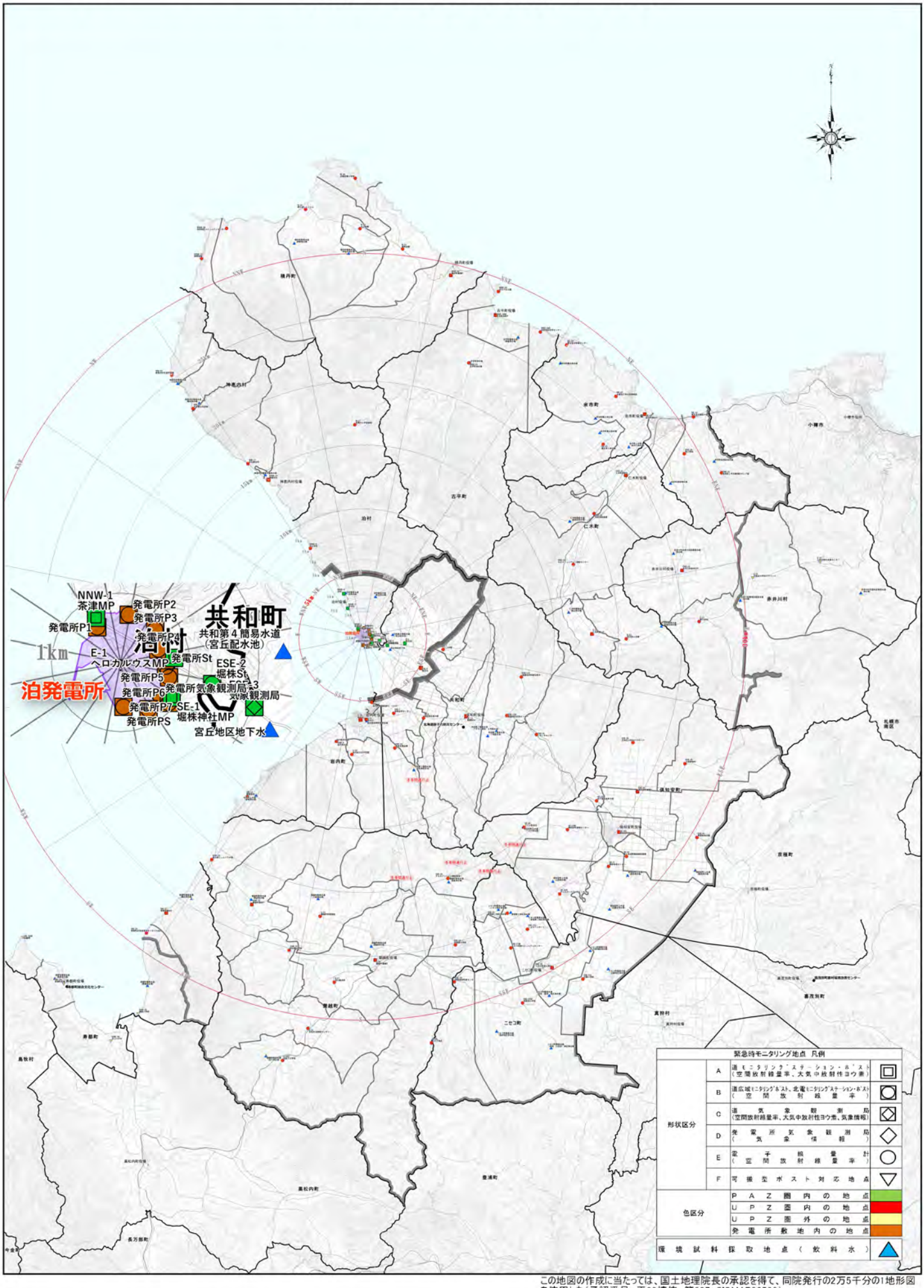

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　泊村

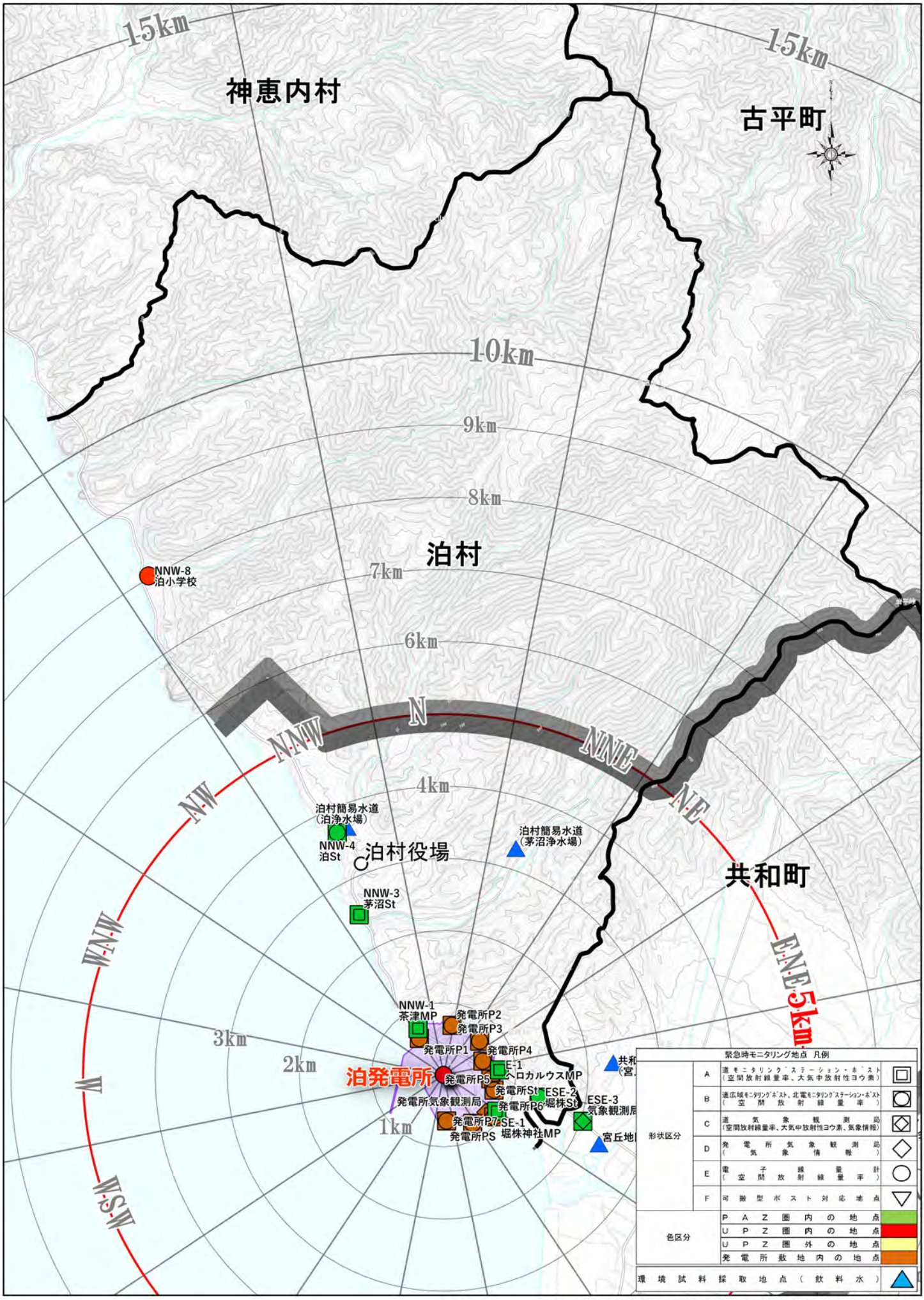

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　共和町

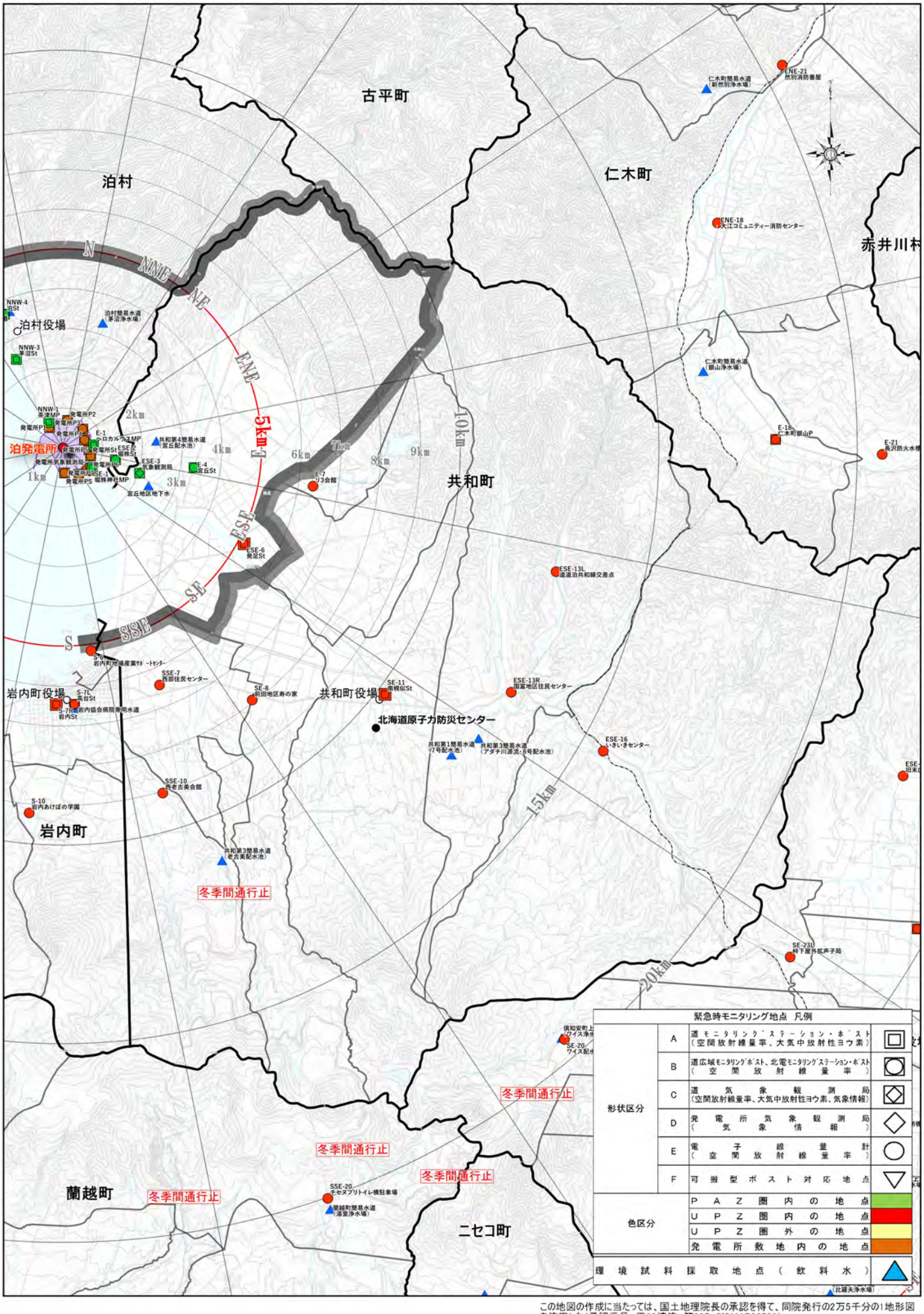

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　岩内町

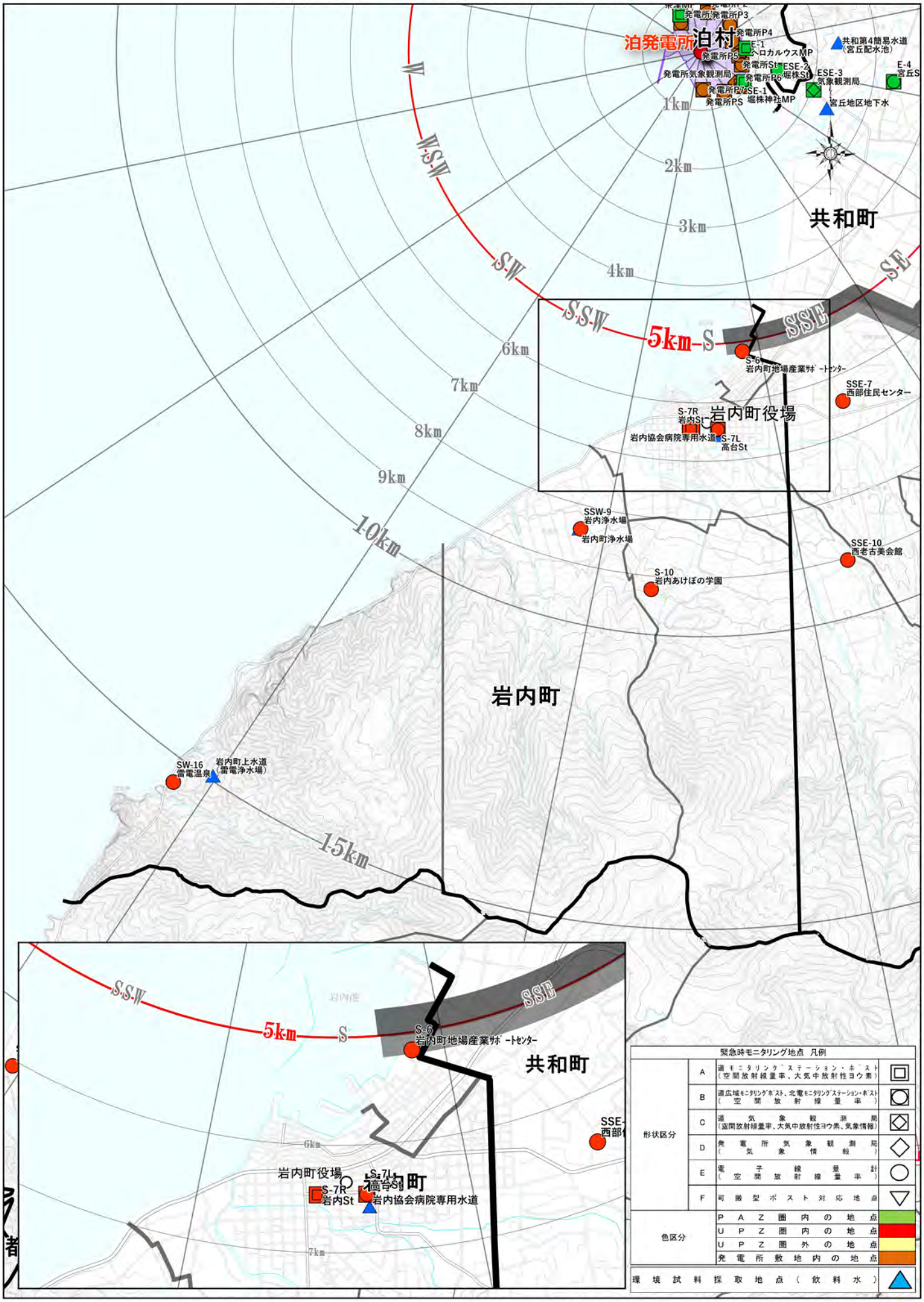

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　神恵内村

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　寿都町

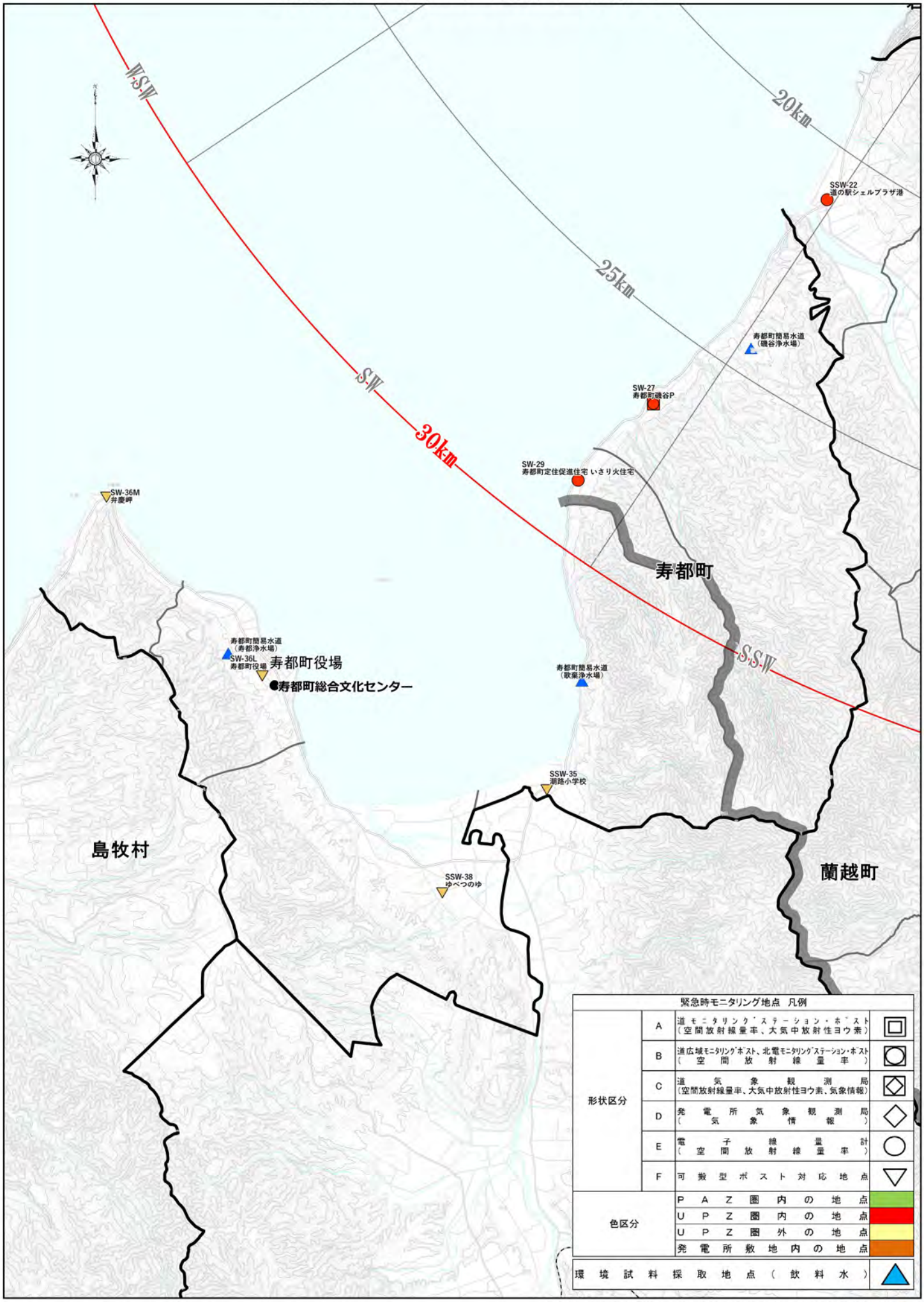

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　蘭越町

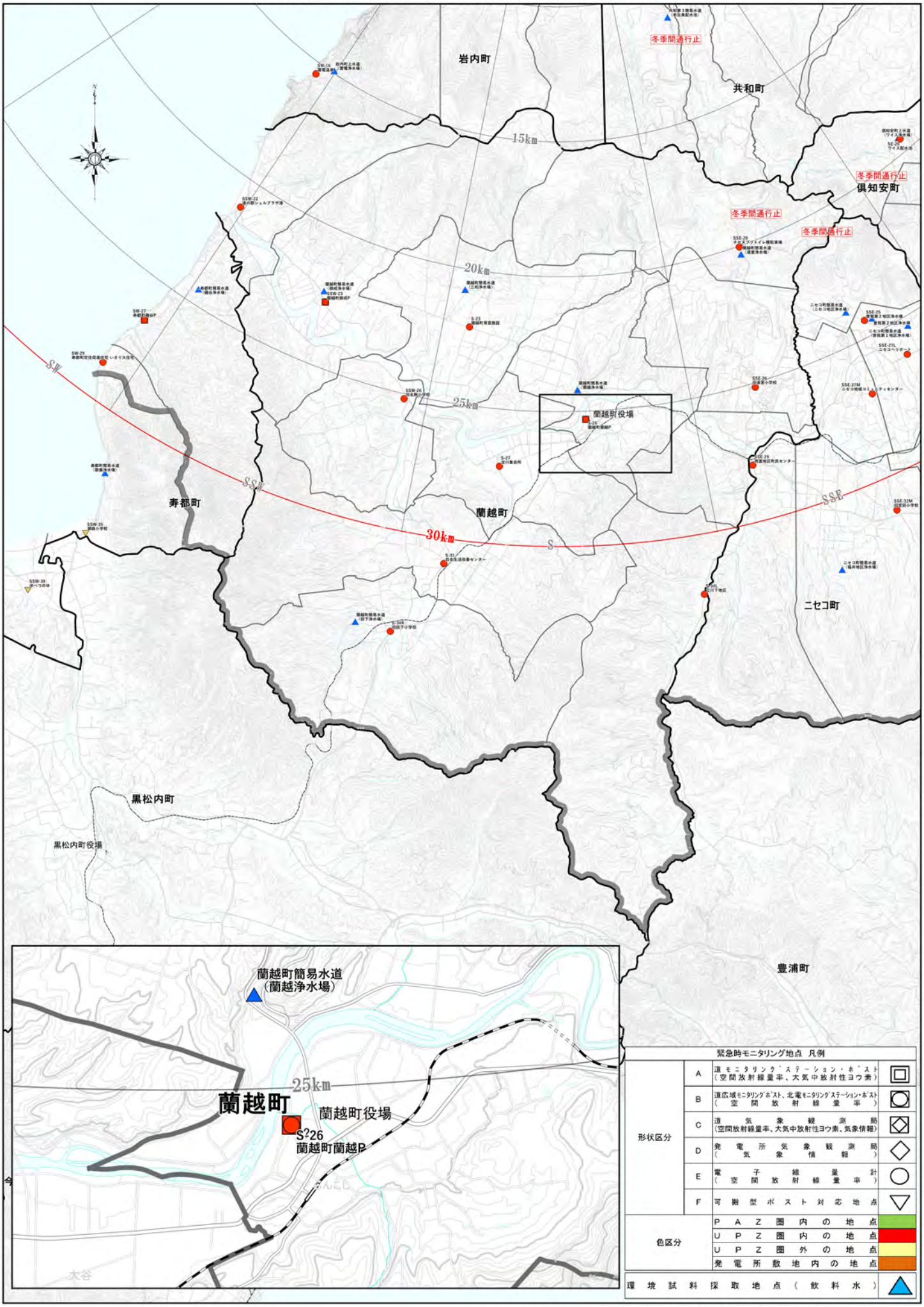

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　ニセコ町

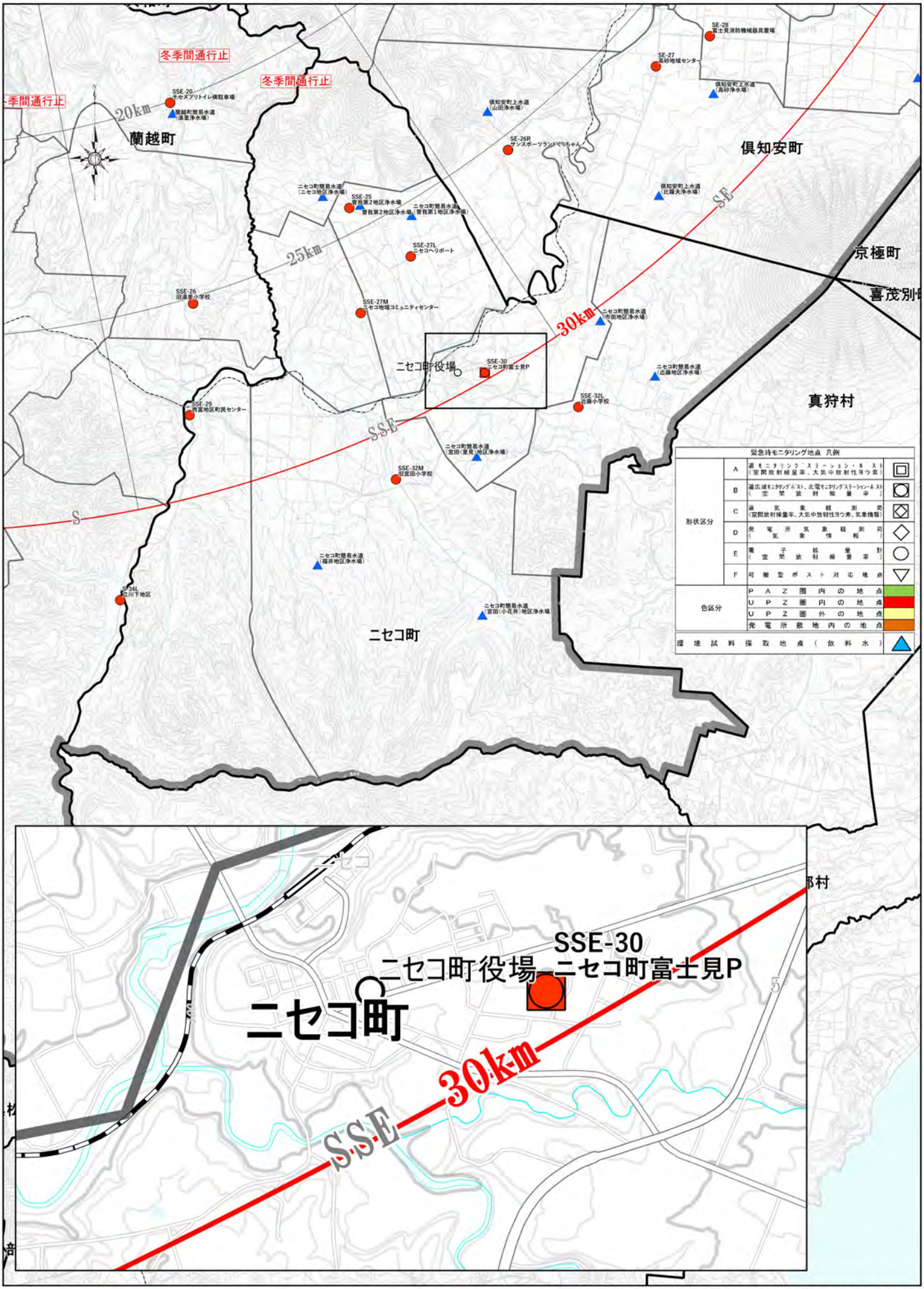

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　倶知安町

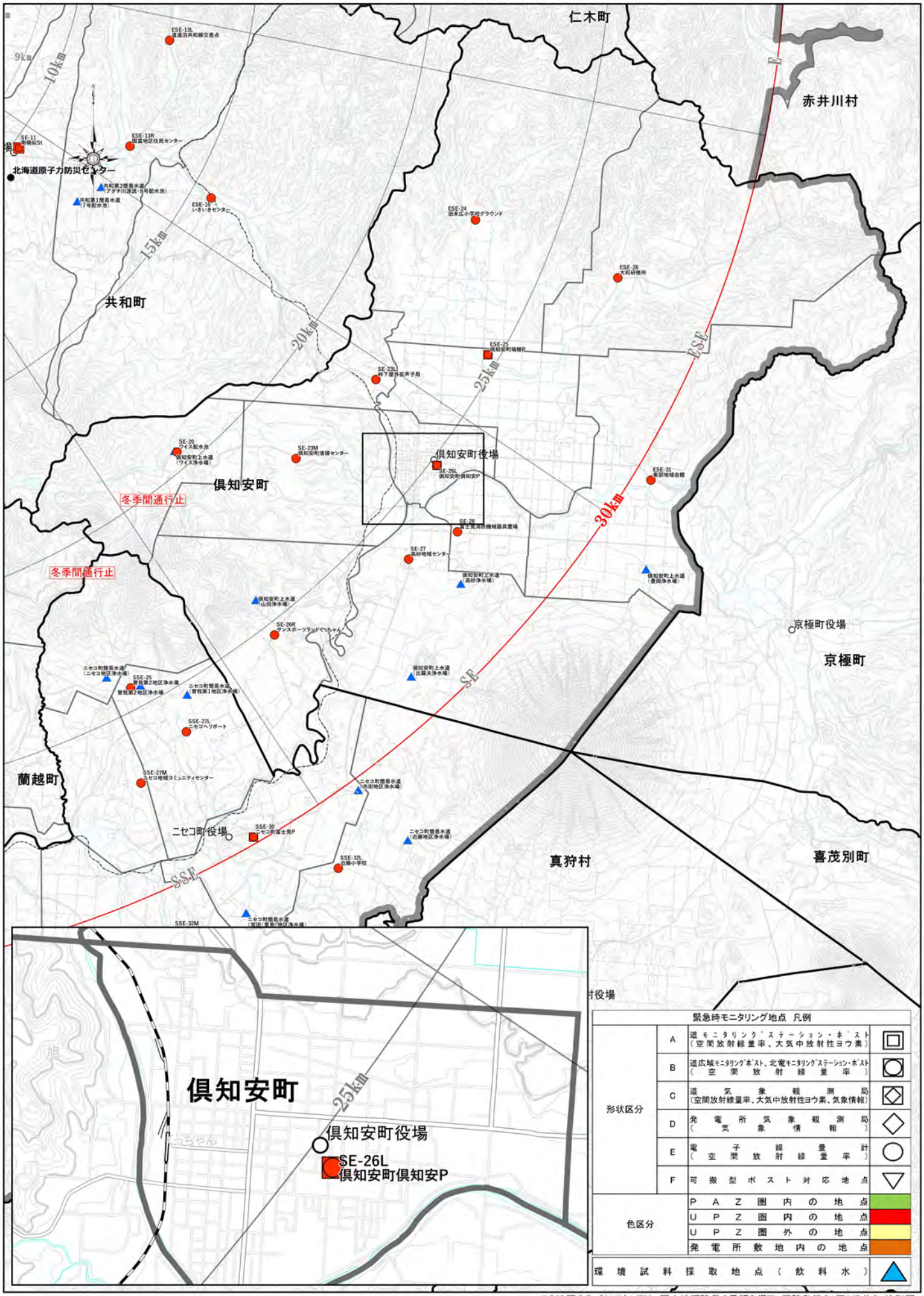

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　積丹町

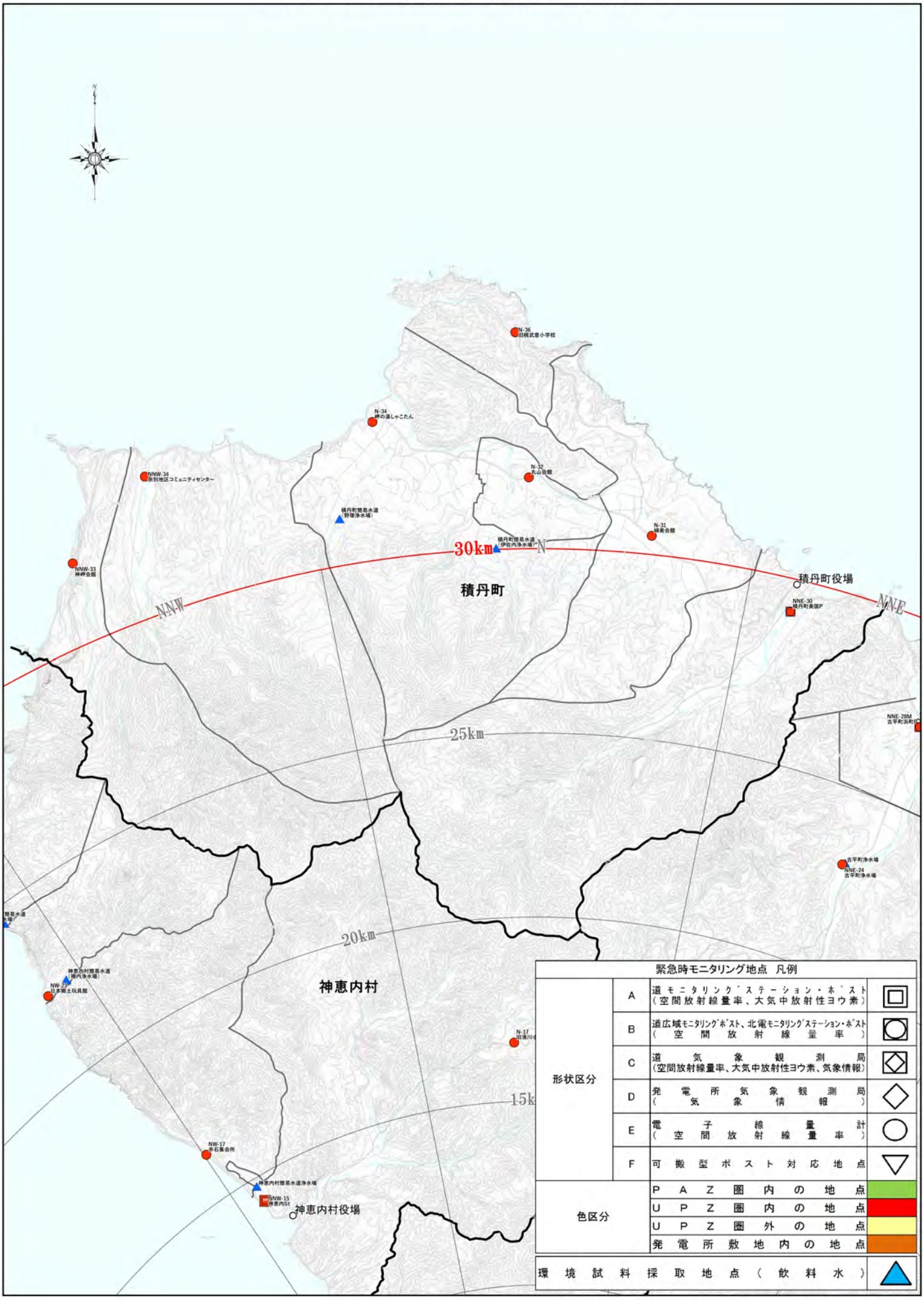

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　古平町

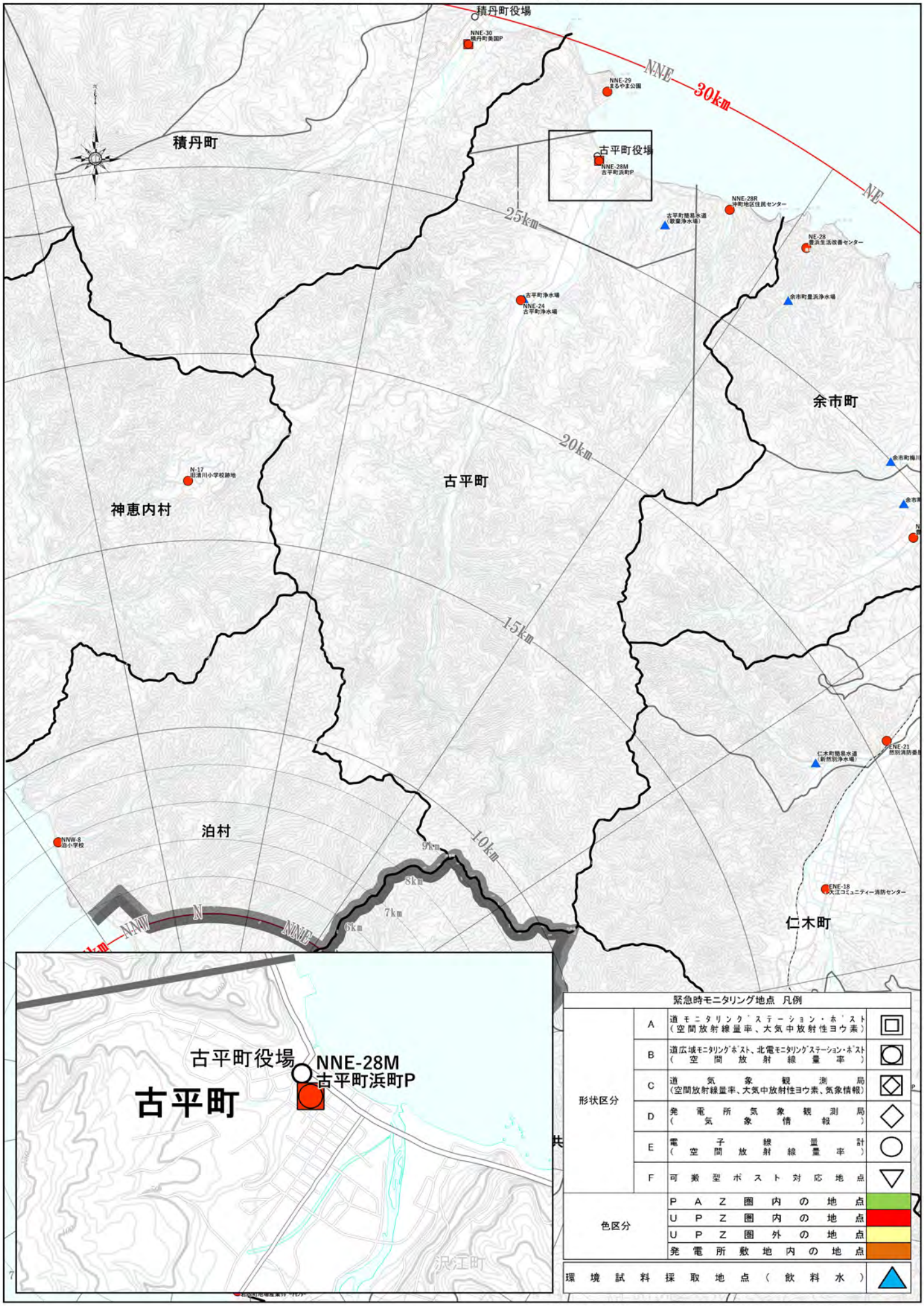

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　仁木町

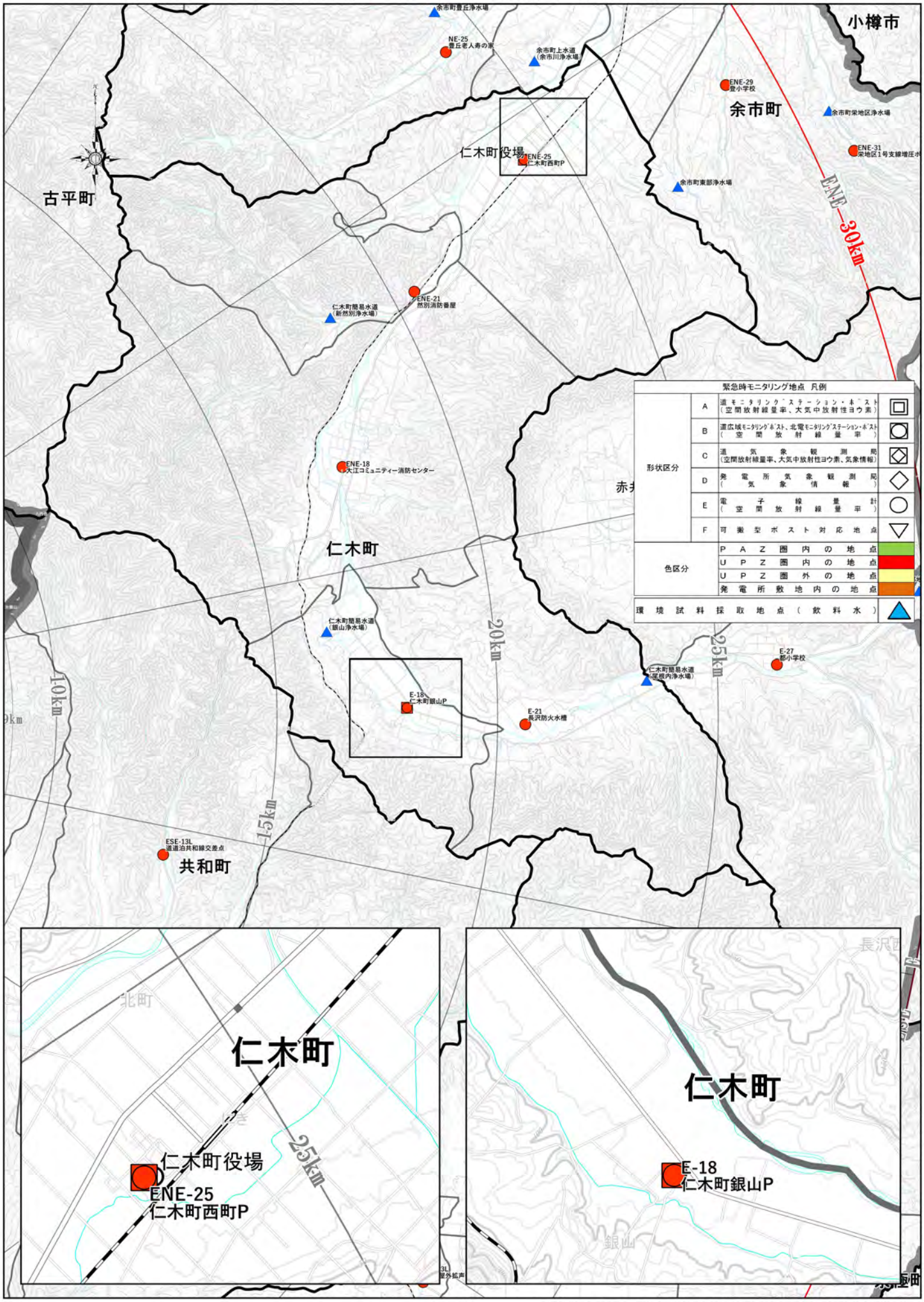

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589)

緊急時モニタリング地点図　余市町

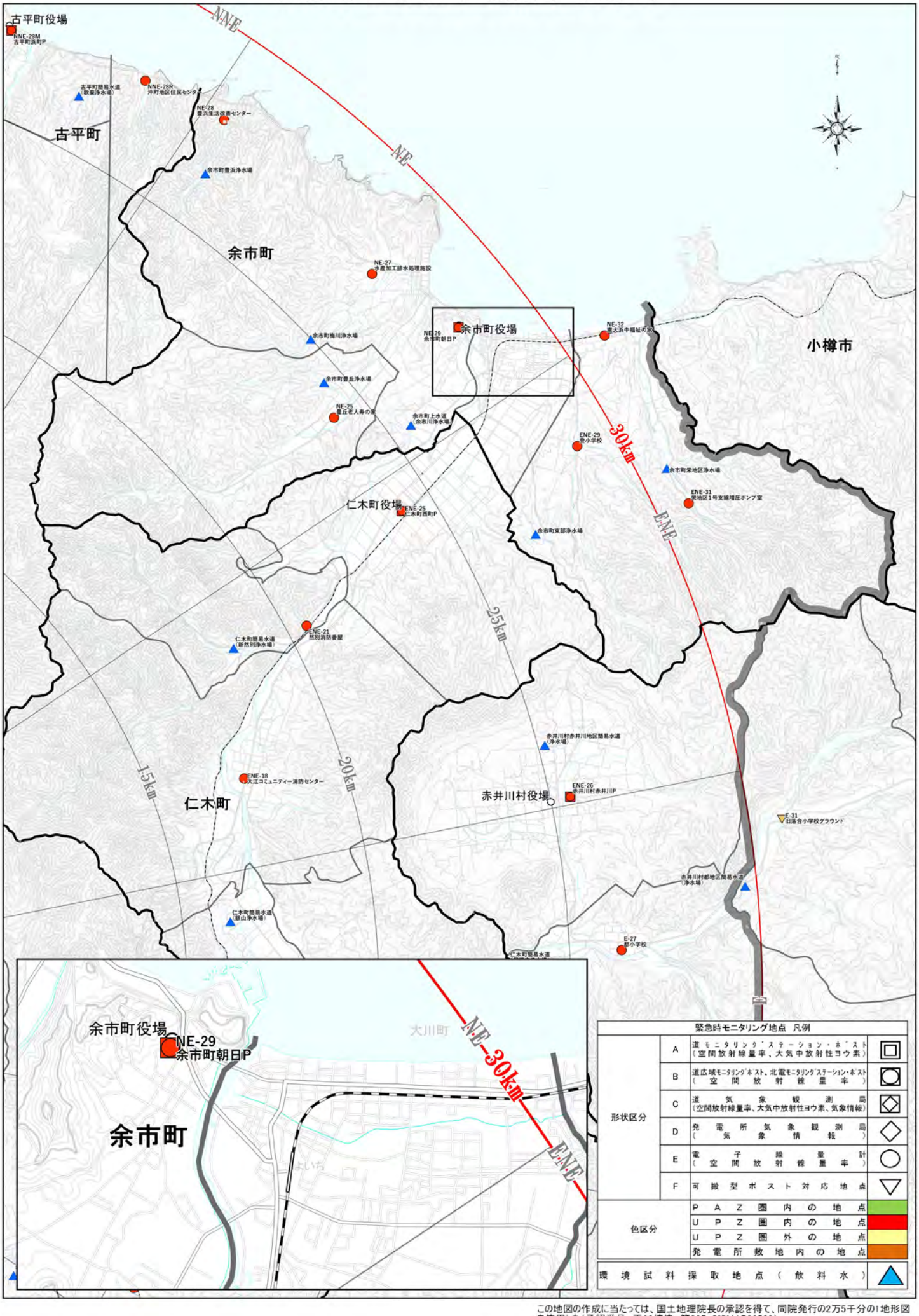

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

緊急時モニタリング地点図　赤井川村

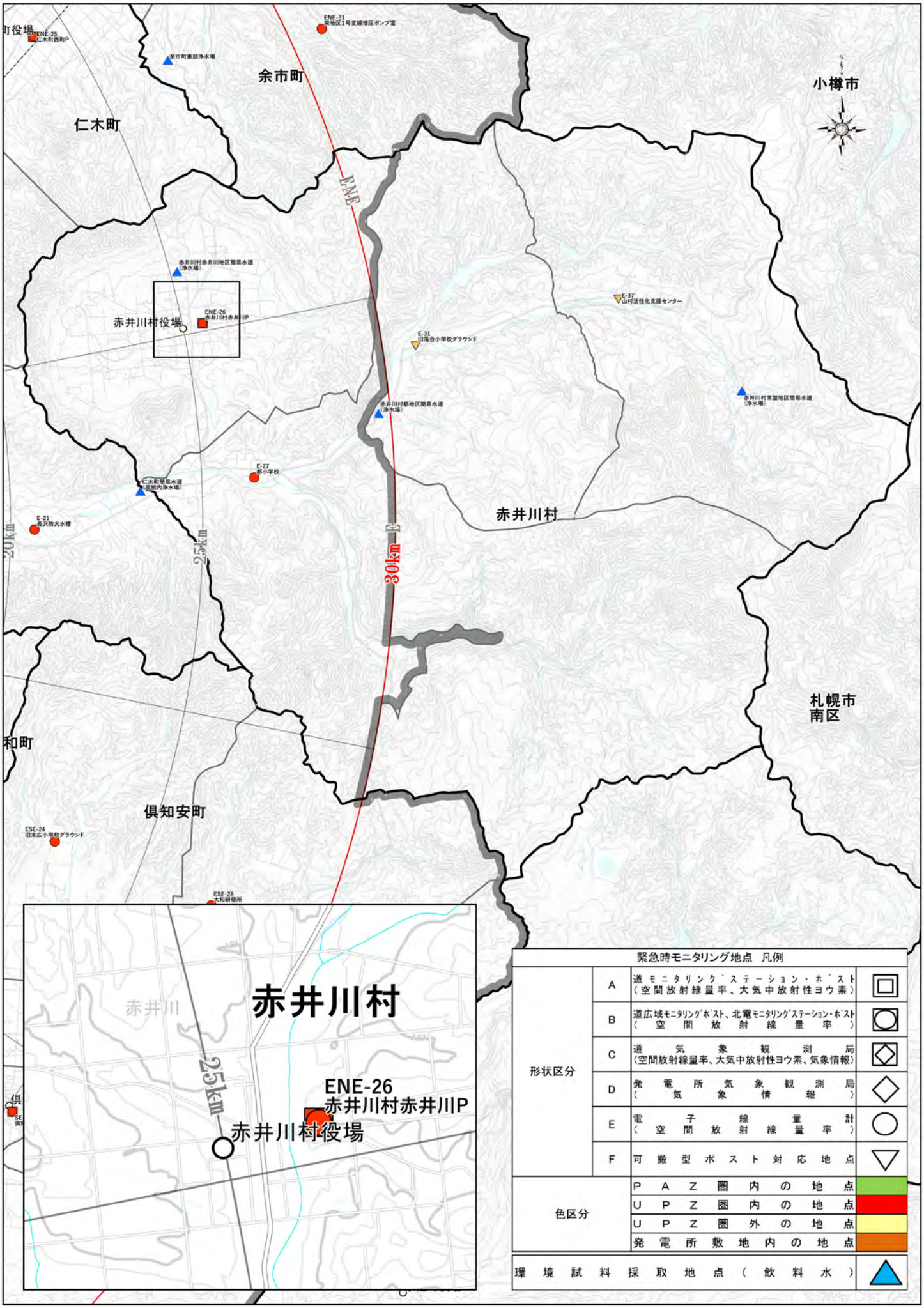

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

資料３－４－２　　緊急時モニタリング情報報告様式

第　　報

緊 急 時 モ ニ タ リ ン グ 情 報

報告時間	年　月　日　時　分
報 告 者	

1　緊急時モニタリングデータの概要（　月　日　時　分現在までのデータ）

項　目	概　　要
空間放射線量率 （別紙１）	
大気中放射性ヨウ素濃度 (I-131 等価) （別紙２）	
環境試料中の放射能分析 （別紙３）	
気象情報	天候：風向　　風速　　m/s　大気安定度　　感雨　有・無 （｛ 道 ・ 発電所 ｝気象観測局　　時　　分のデータ、別紙「風向風速図」参照 ）

2　モニタリング体制（現況及び今後の予定）

枚　数	本 票 含 み 計　　枚（ Ａ ４ ×　　枚 ）

（別紙１）

空間放射線量率測定結果（オフライン）

（単位：　　）

方　位						
モニタリング地点 / 日　時						

（注）テレメータシステム等によりオンライン収集される空間放射線量率測定結果は、それらの出力様式によるものとする。

（別紙２）

大気中放射性ヨウ素濃度測定結果

（単位：Bq/㎤）

方　位									
モニタリング地点 / 日　時									
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（注）括弧内の数値は簡易測定結果

（別紙3）

分　析　結　果　総　括　表

受入			試料情報		測定			測定結果	
試料種類	採取場所	採取日時	容器種類	供試料量	測定日時	測定時間	使用したGe	検出された人工核種	OIL6基準値超過

（別紙3-個票）

環境試料の放射能分析結果の報告様式（Ge半導体検出装置による測定）

【試料情報】
採取者 ：　　班
採取場所 ：
採取日時 ：　　年　　月　　日　　時　　分
受領者 ：　　班
受領日時 ：　　年　　月　　日　　時　　分
試料名 ：　水　/　土壌　/　ヨウ素カートリッジ　/　その他（　　）
試料形態 ：マリネリ2L　/　U8　/　ポリ容器1L　/　ヨウ素カートリッジ　/　その他（
供試料量 ：　　kg

【分析情報】
測定者 ：　　班
測定拠点 ：札幌分室　/　OFC　/　その他（　　）
使用機器 ：
測定開始日時 ：　　年　　月　　日　　時　　分
測定時間 ：　　秒

【放射能測定結果】

		放射能濃度	測定下限値
		単位 ： Bq/kg ／ Bq/㎥ ／（　　）	
人工核種	Cr-51		
	Mn-54		
	Fe-59		
	Co-60		
	I-131		
	Cs-134		
	Cs-137		
天然核種	Be-7		
	K-40		
その他検出された人工核種			
備考			

（注）「ND」は「検出されず」を表す。

資料3-5-1緊急時における防護措置の概要

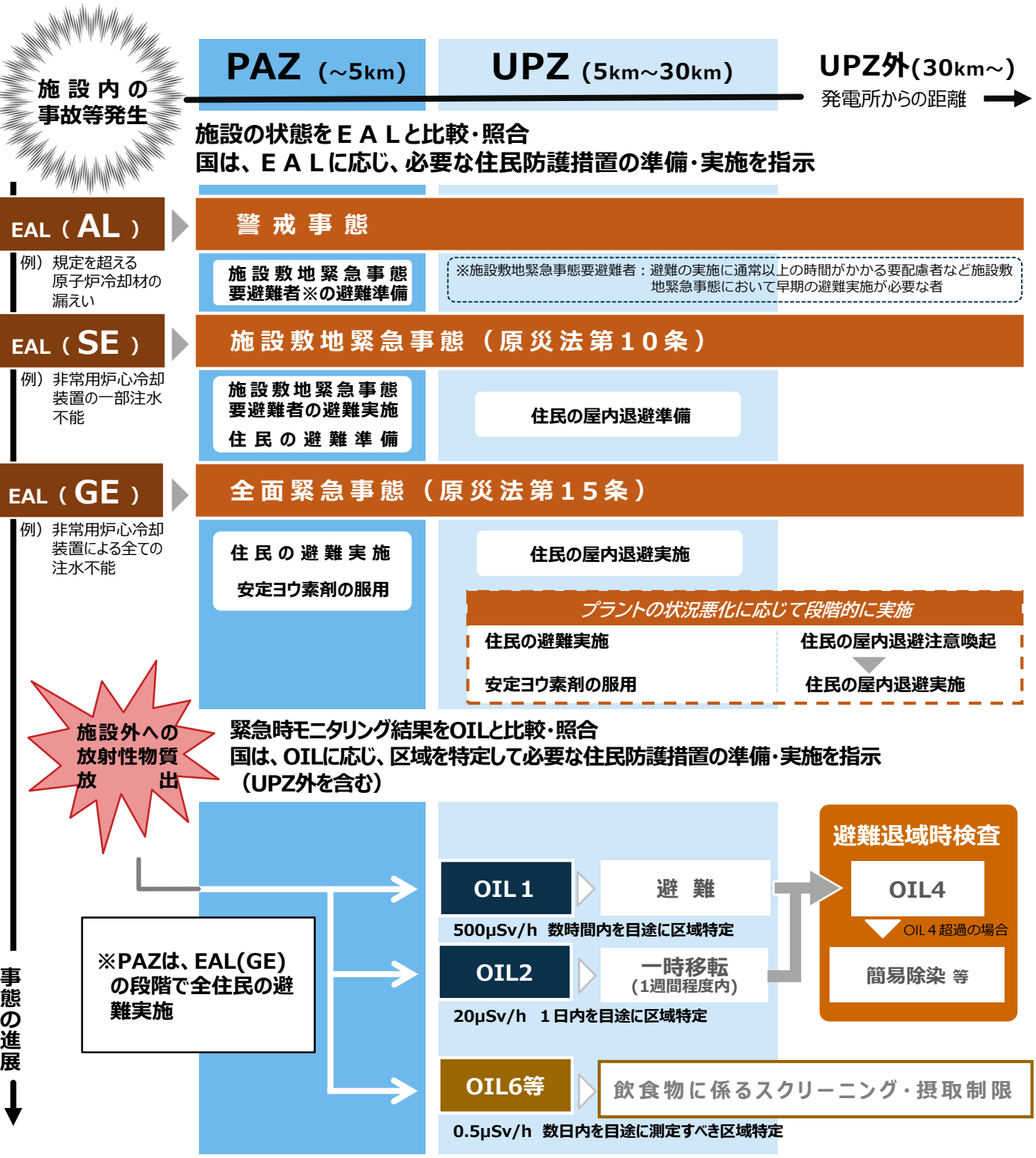

用語解説

ＥＡＬ（Emergency Action Level）

発電所のプラント状態等に基づく緊急事態判断基準

- 緊急事態の初期対応段階を３つに区分
- 各区分に応じた防護措置を実施

※(AL)＝Alert　(SE)＝Site area Emergency
(GE)＝General Emergency

ＯＩＬ（Operational Intervention Level）

放射線量率等の実測値に基づく防護措置実施基準

- 空間放射線量率等の実測値を実施基準に照らし、区域を特定して防護措置を実施

避　難……空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施

一時移転……緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（１週間程度）のうちに当該地域から離れるため実施

避難退域時検査…避難等される方の放射性物質の付着状況を検査し、避難所等への移動に問題がないことを確認するため実施

資料　３－５－２　防護対策区域図　全域

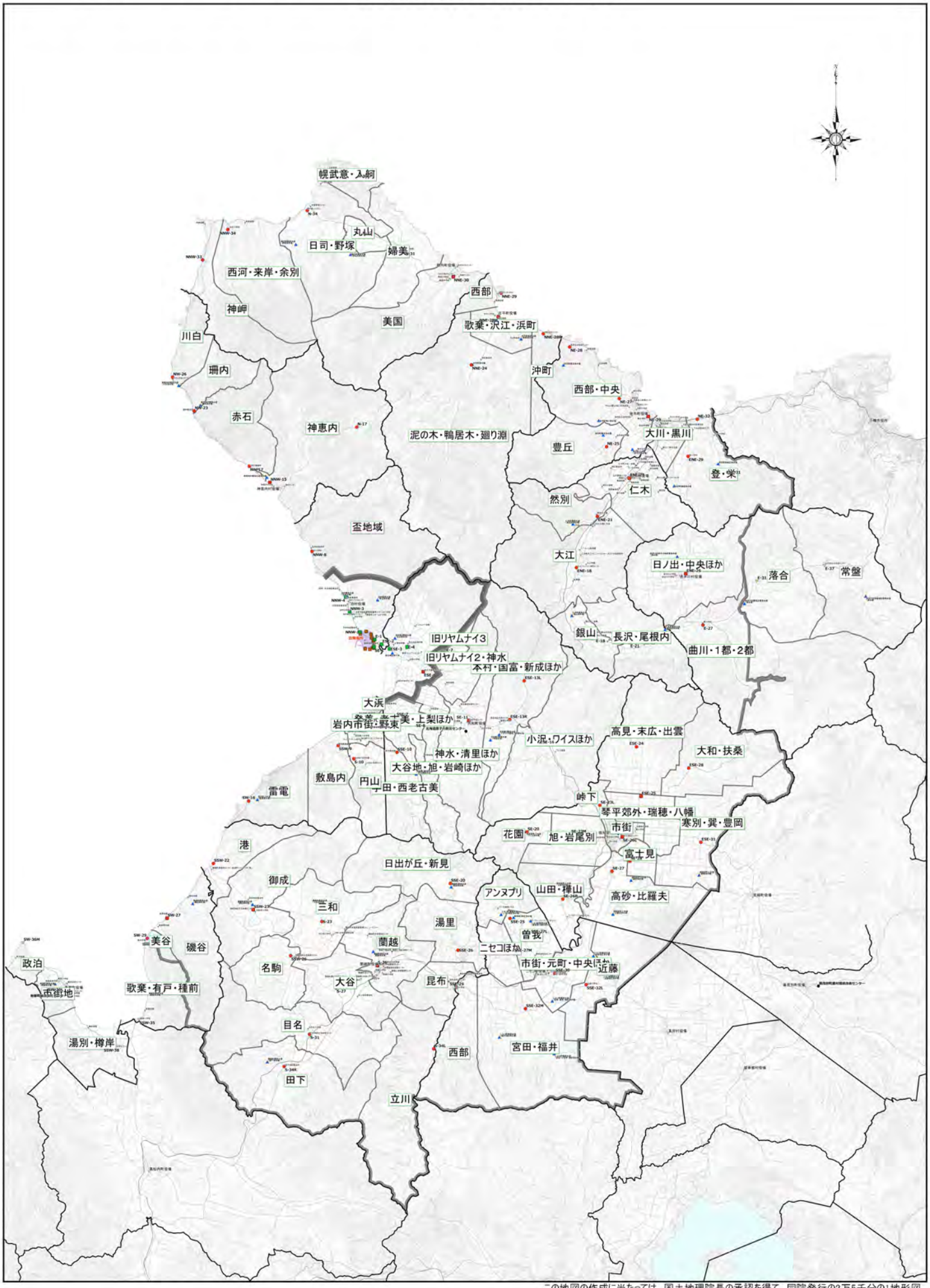

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　泊村

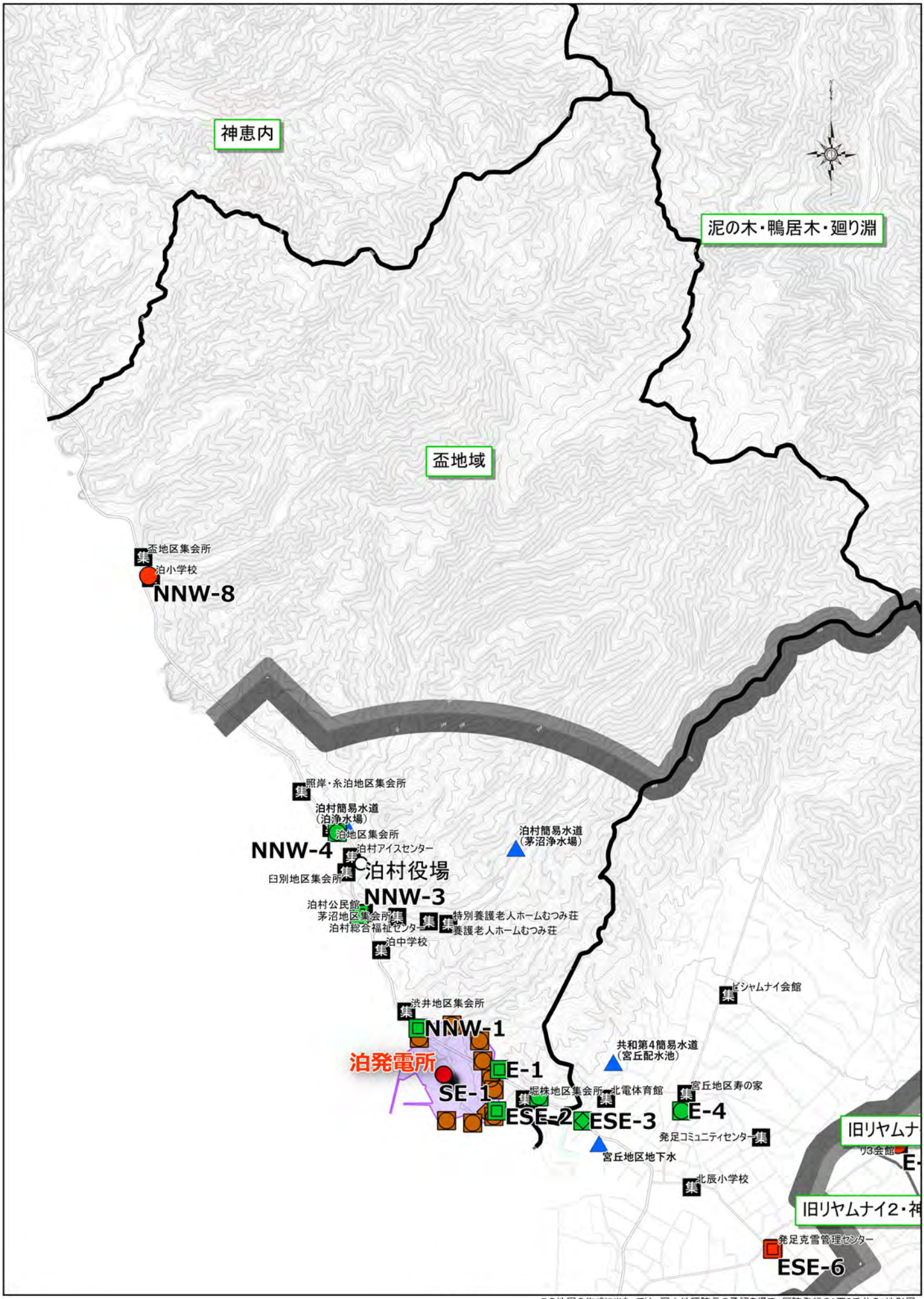

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　共和町

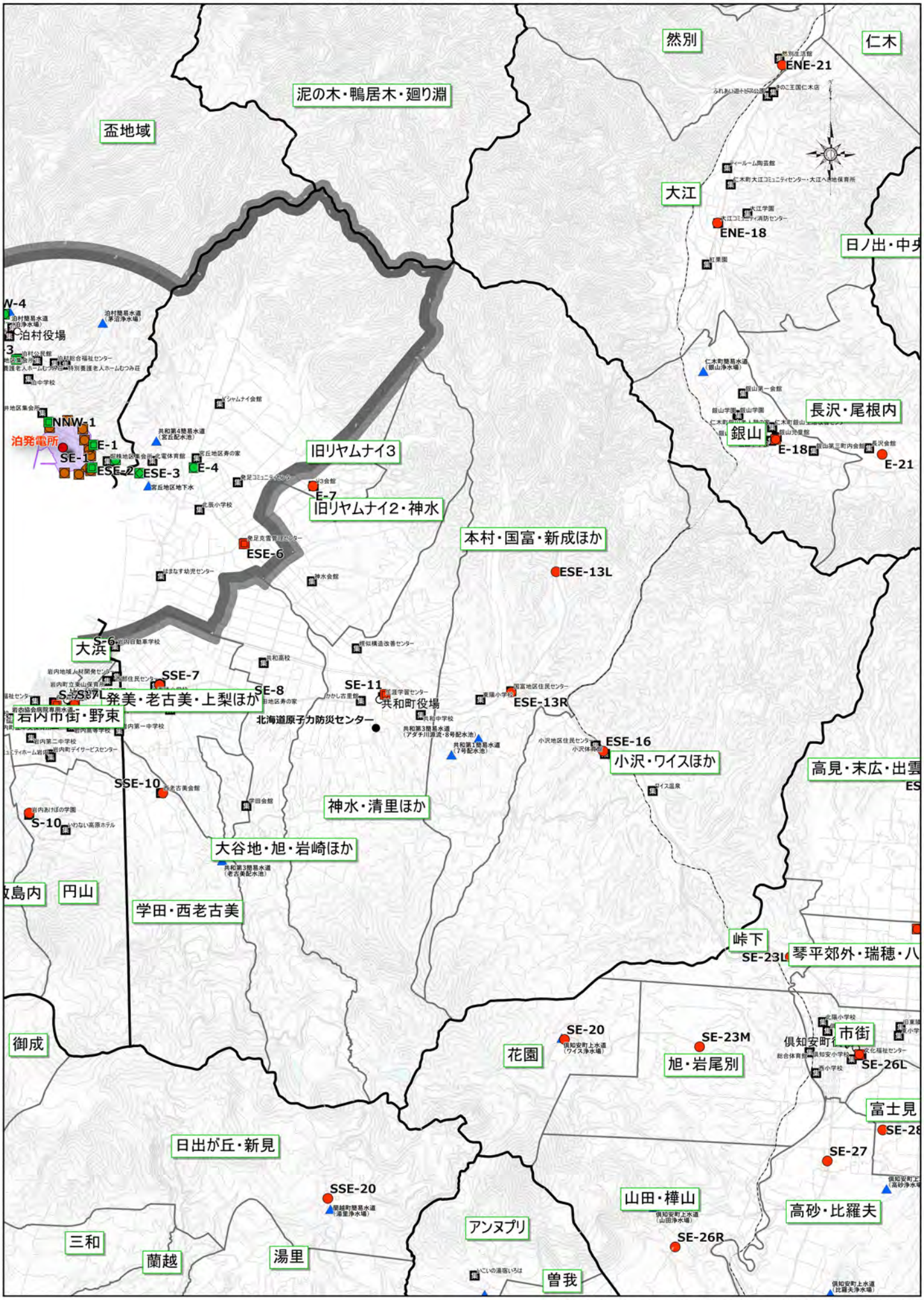

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　岩内町

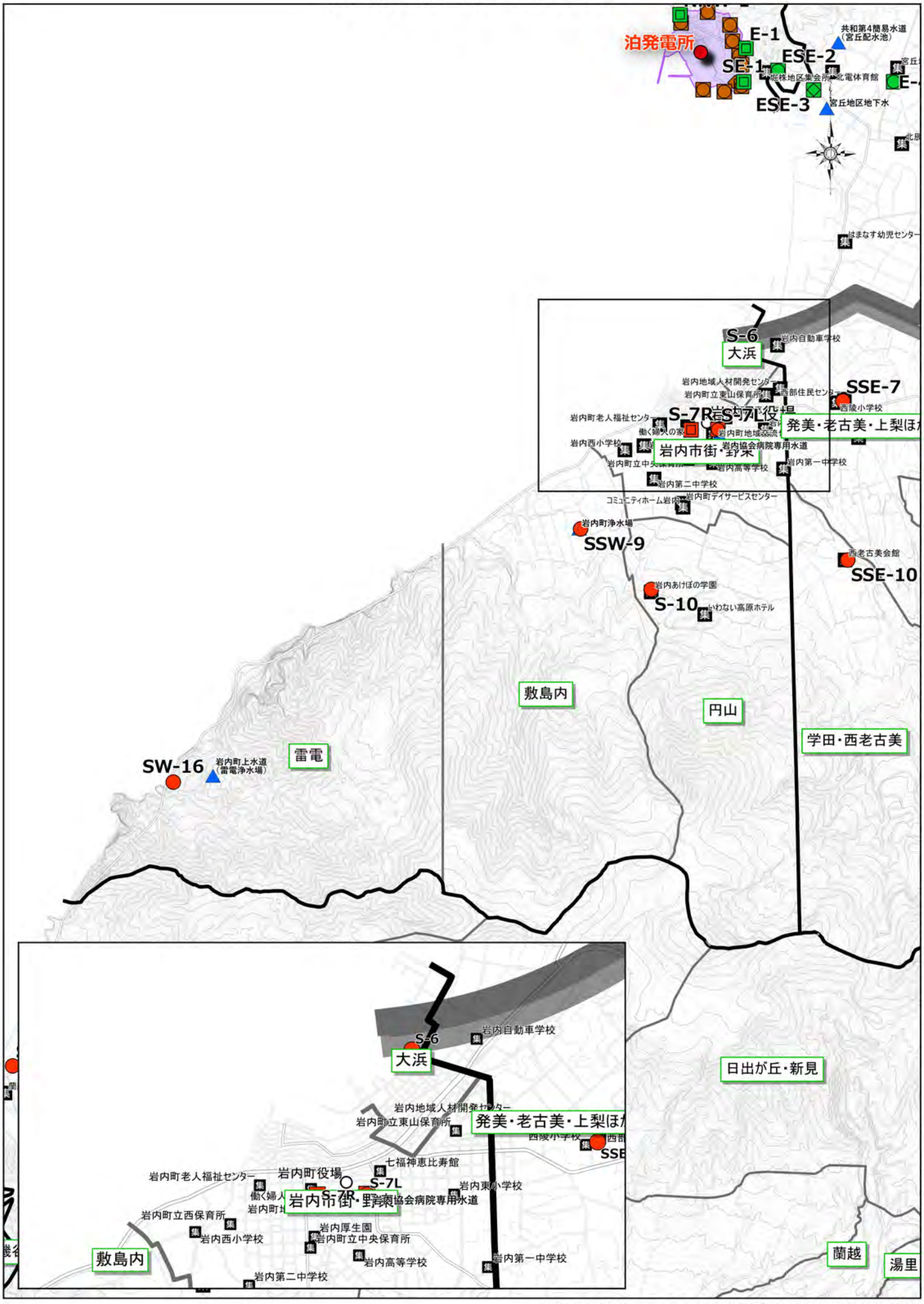

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　神恵内村

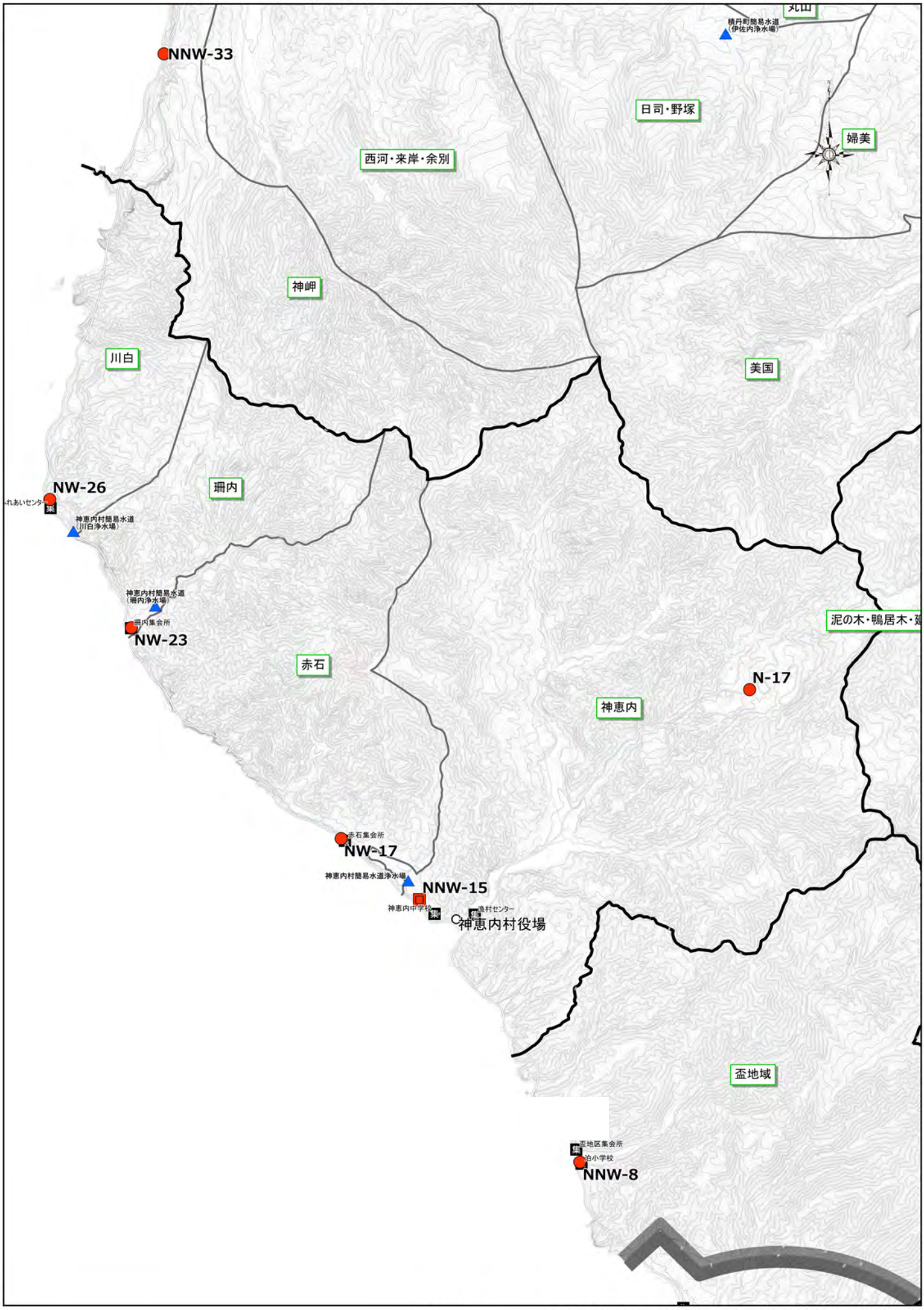

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　寿都町

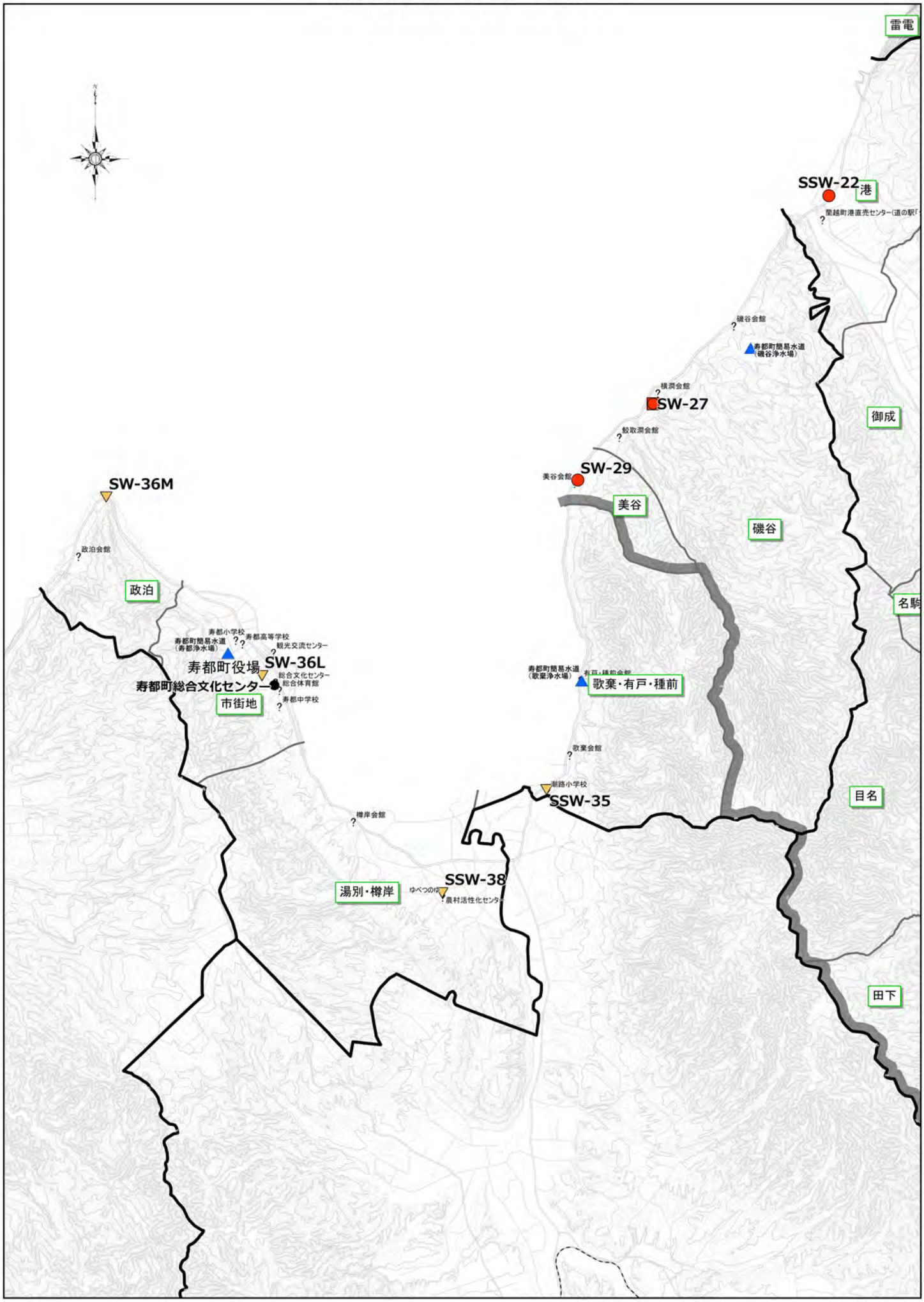

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　蘭越町

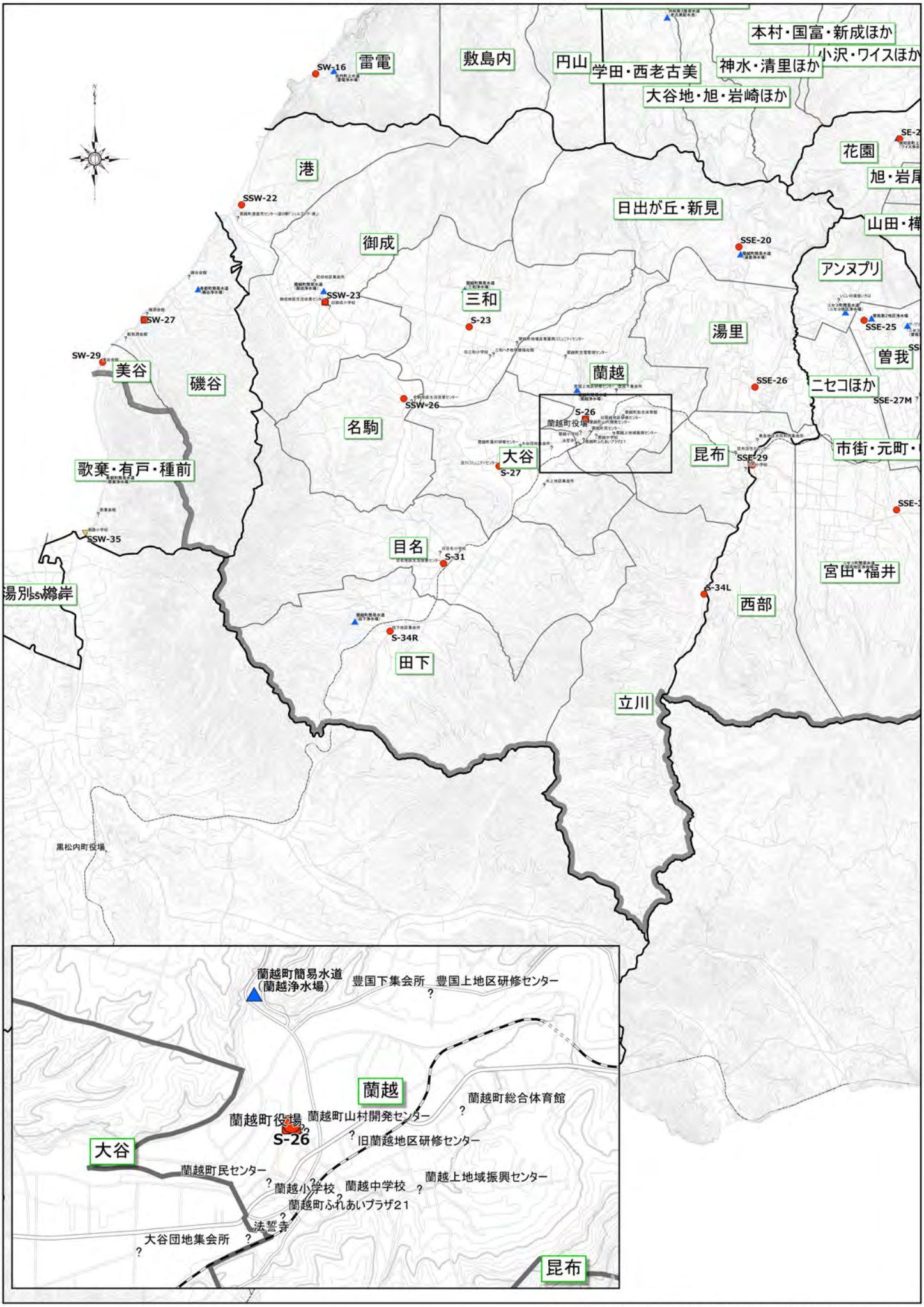

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　ニセコ町

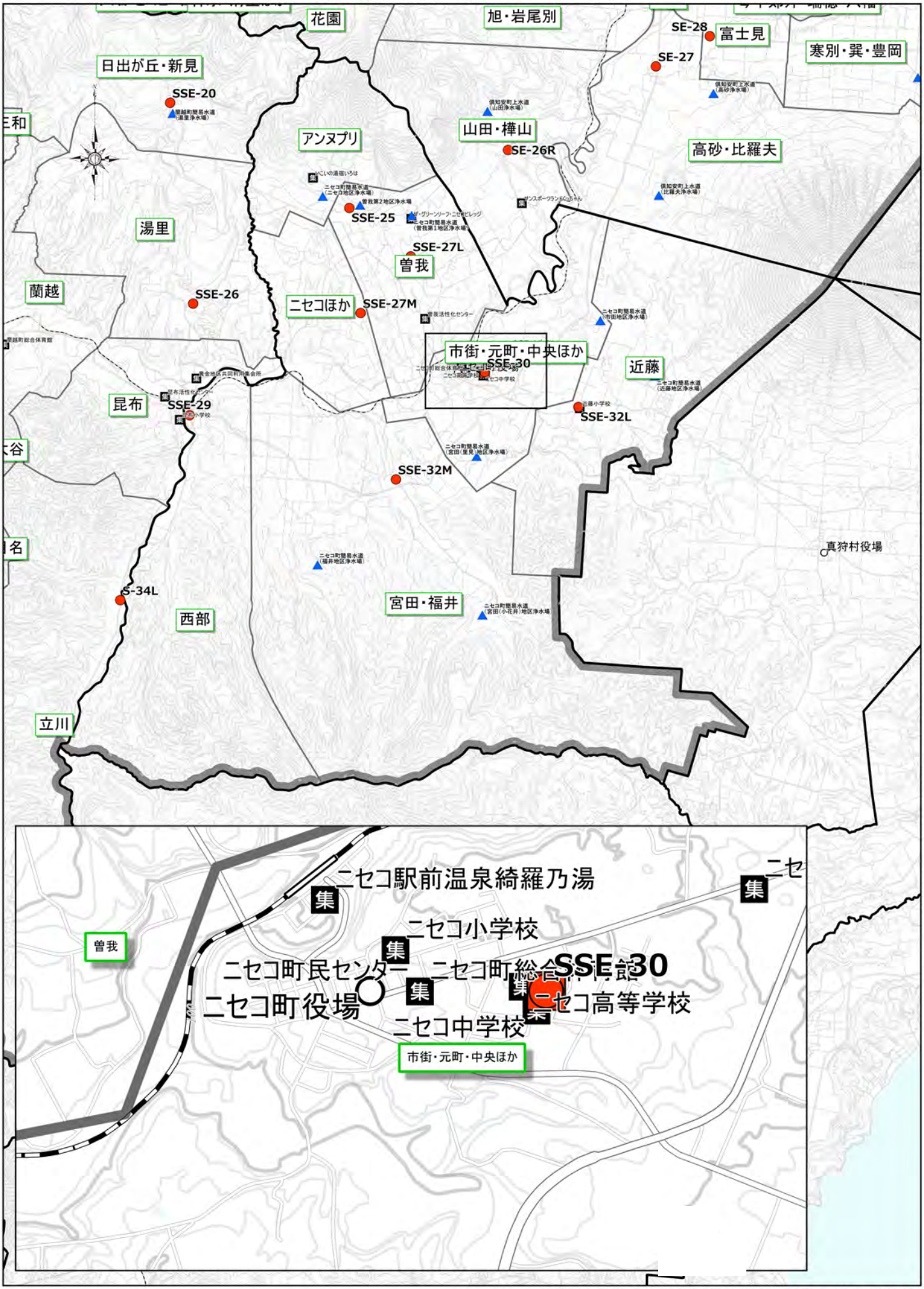

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　倶知安町

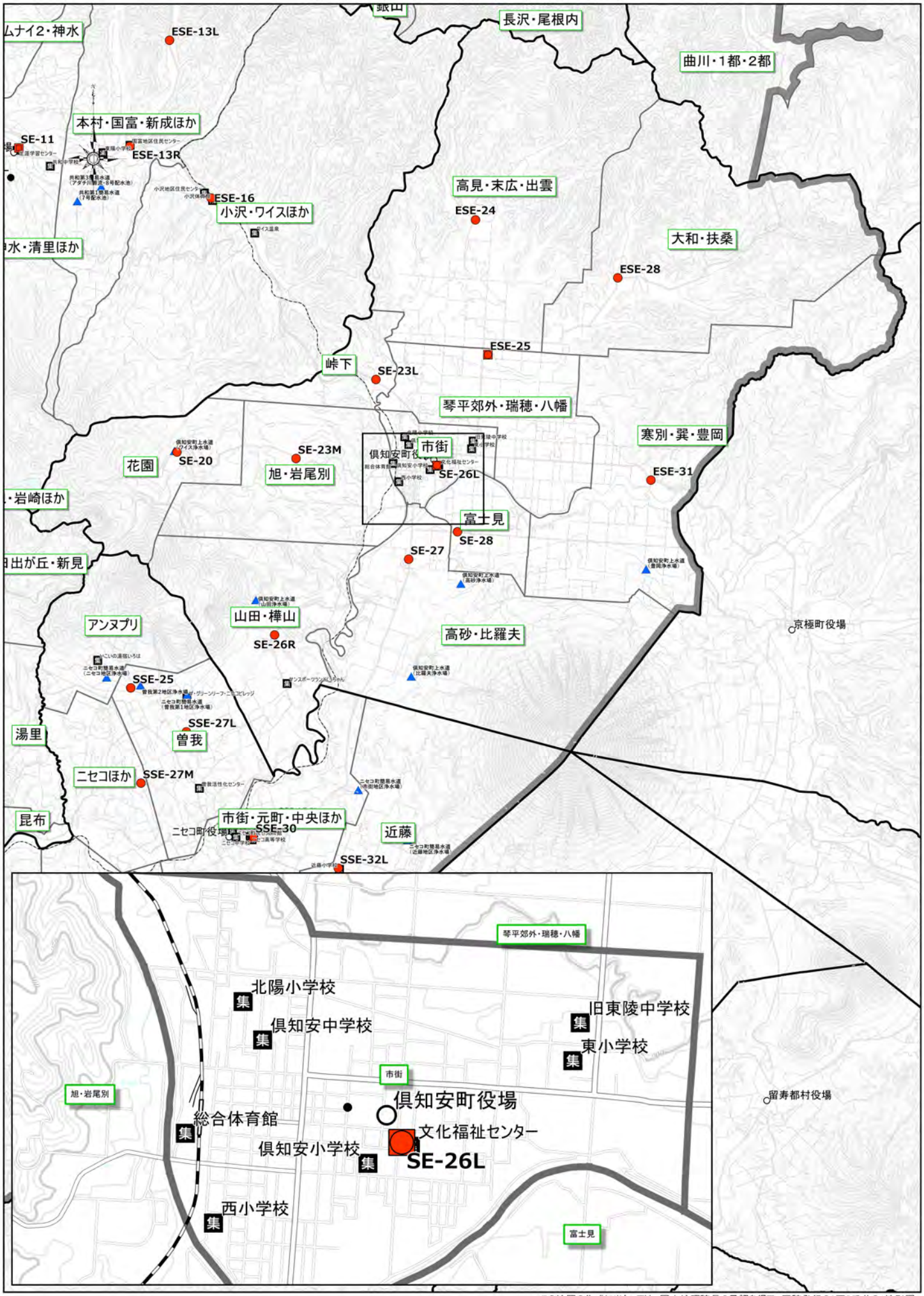

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　積丹町

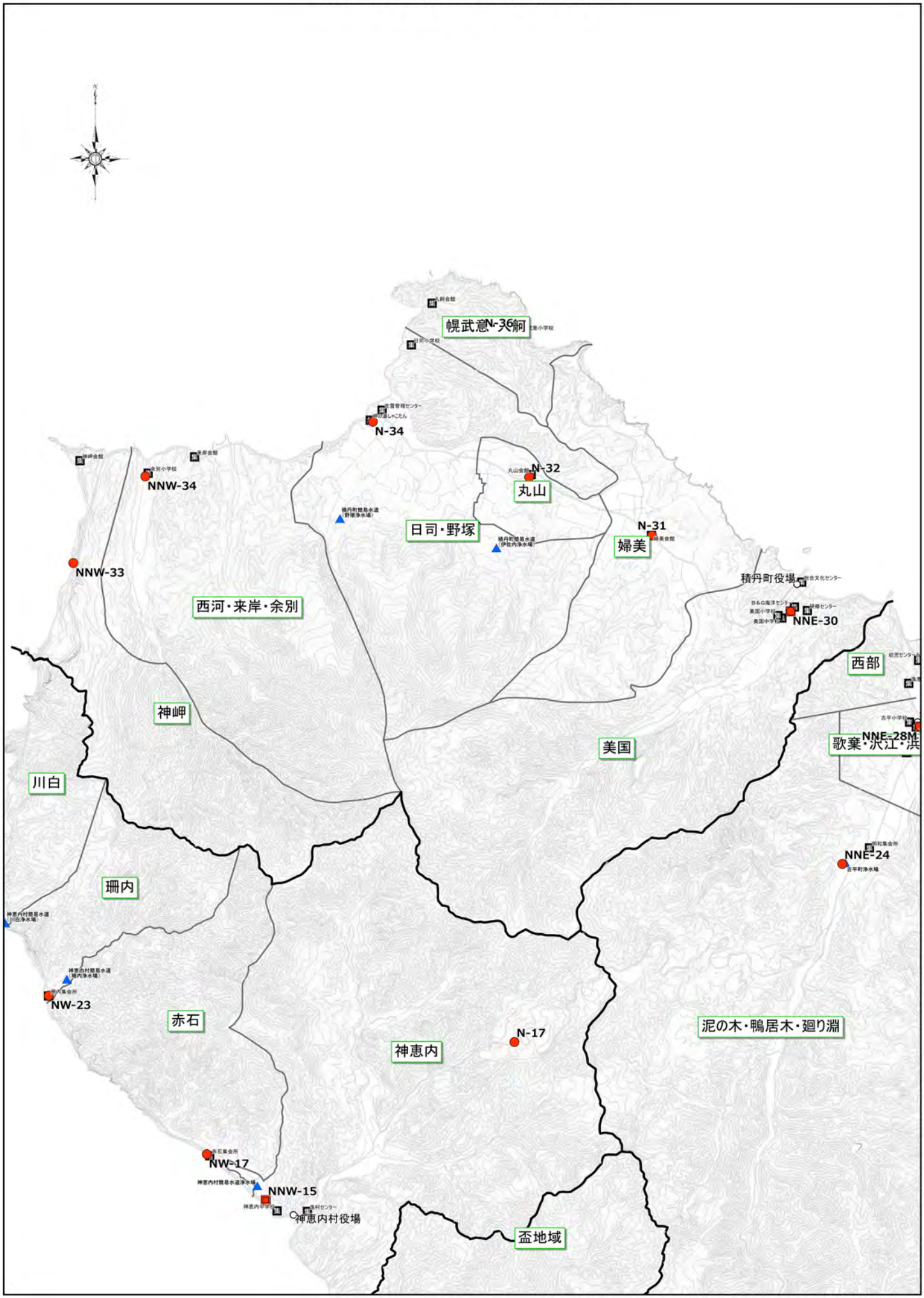

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　古平町

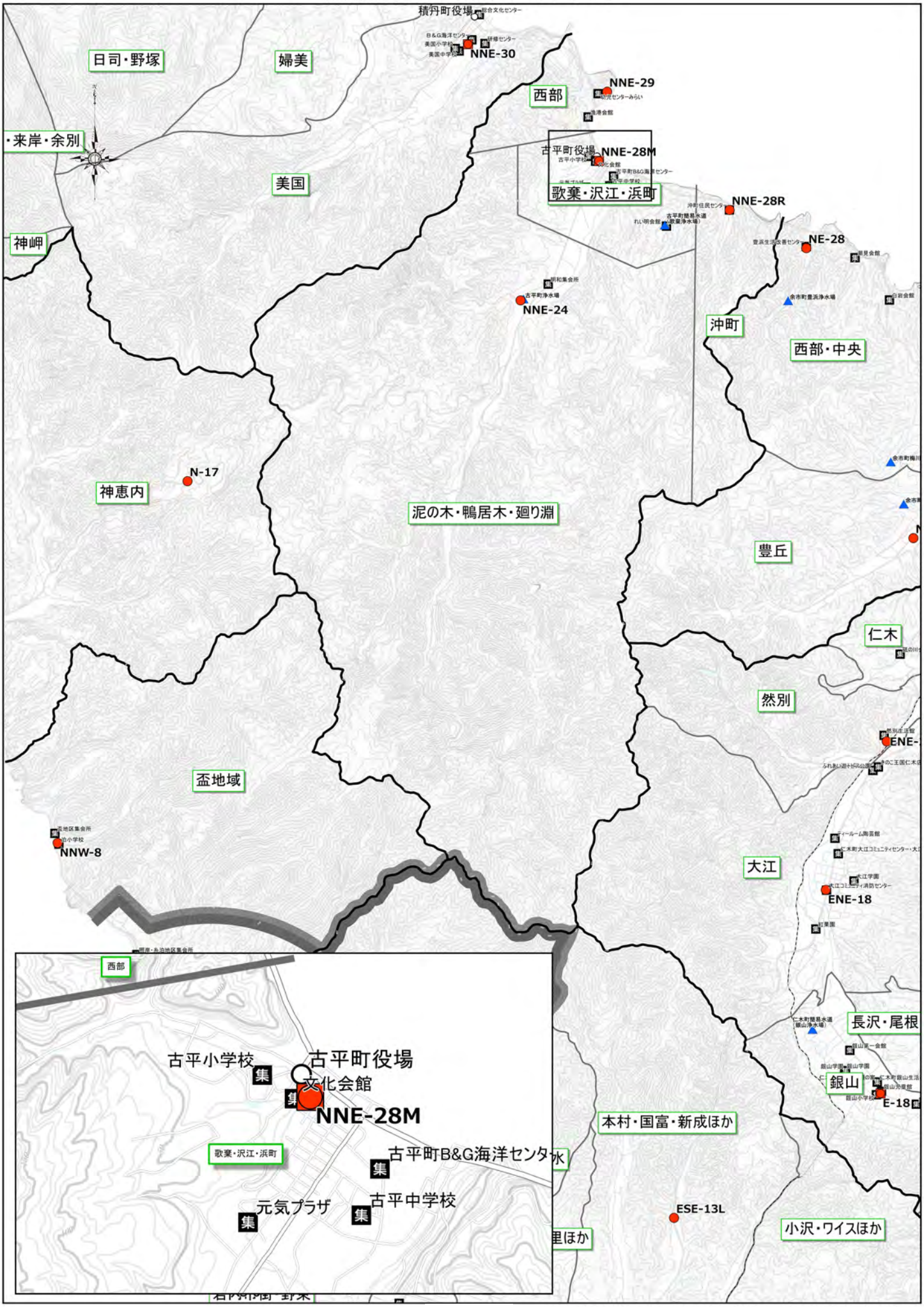

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　仁木町

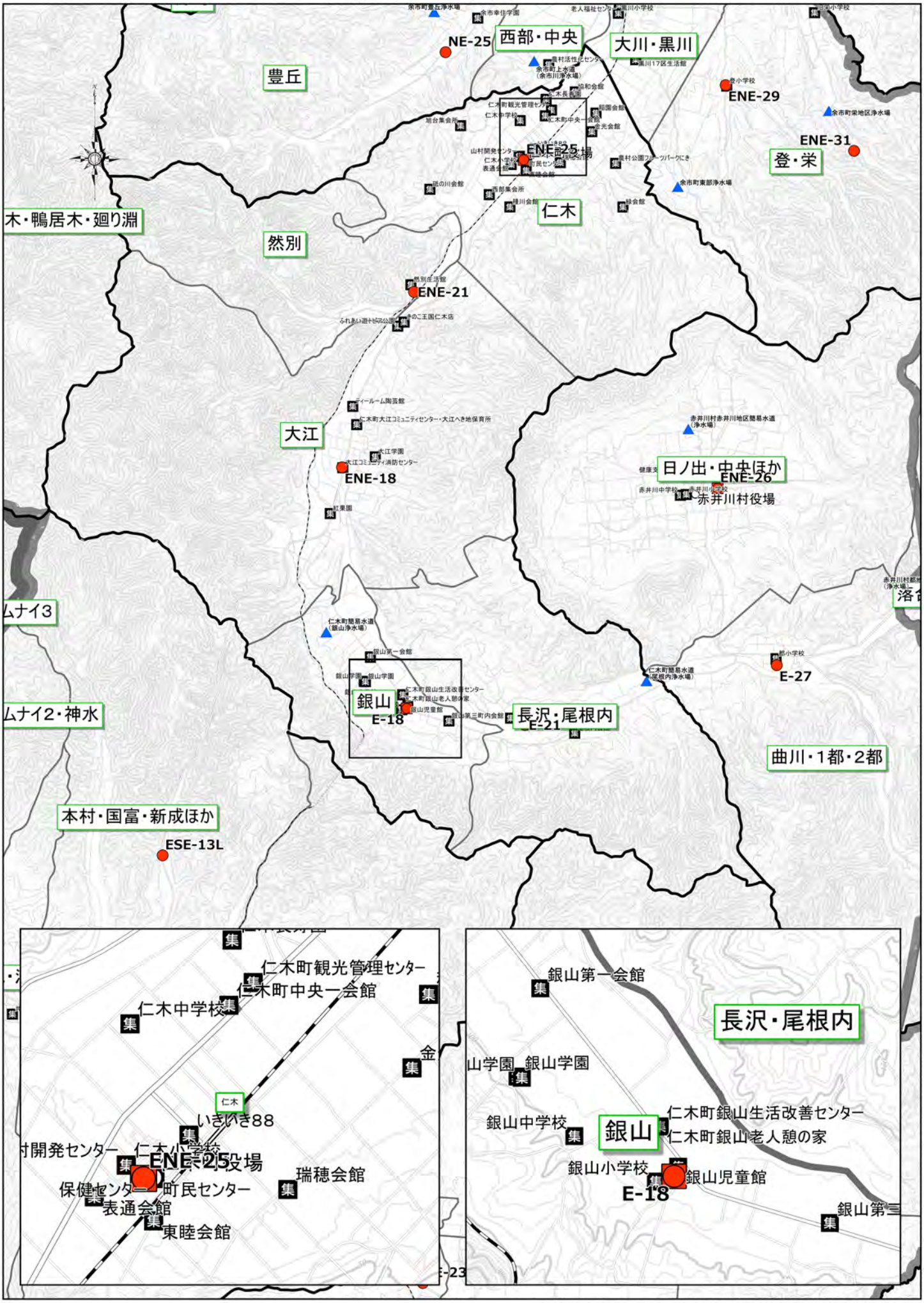

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　余市町

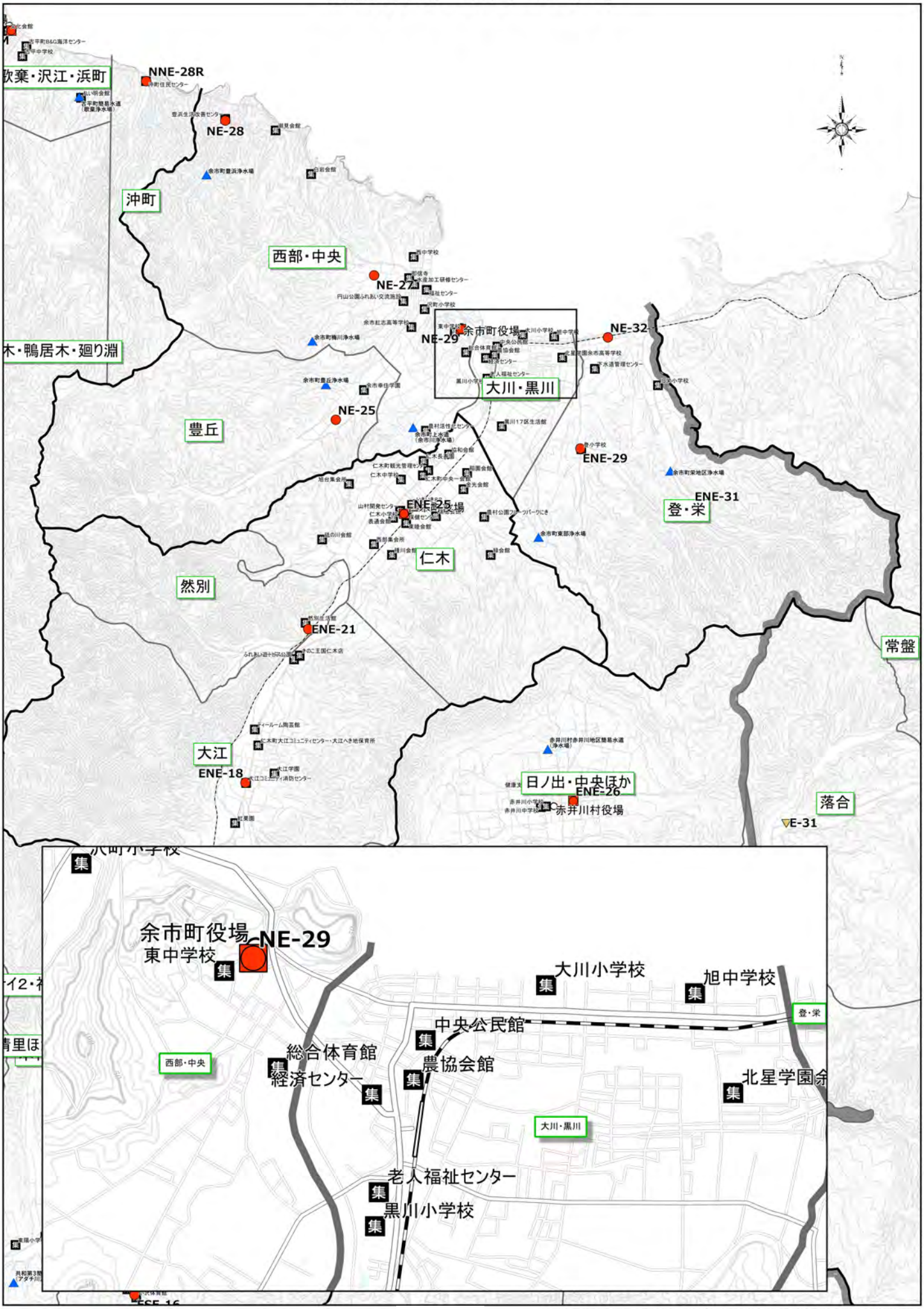

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

防護対策区域図　赤井川村

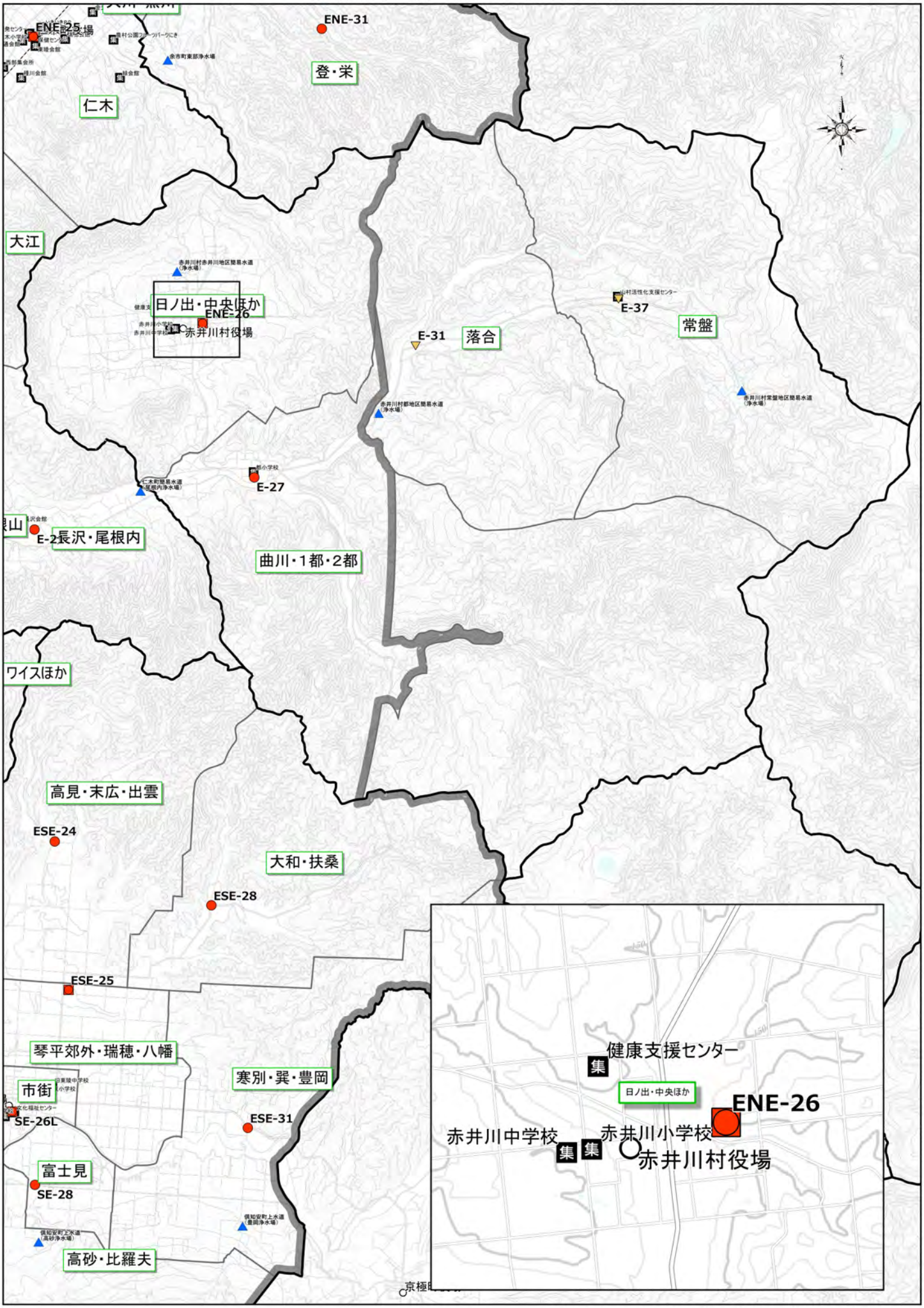

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した（承認番号　平28情使、第307-GISMAP36589）

資料３－５－３　避難先

町村名	一時滞在場所	避難先 ※(　)は受入可能人数
泊　村	札幌市：札幌市南区体育館	札幌市：アパホテル＆リゾート＜札幌＞（3,065人）
共和町	留寿都村：ルスツリゾート 洞爺湖町：洞爺湖文化センター	留寿都村：ルスツリゾート（4,488人） 洞爺湖町：12施設（5，592人）、壮瞥町：1施設（1,342人）
岩内町	札幌市：北海きたえーる	札幌市：36施設（13,747人）
神恵内村	札幌市：ガトーキングダムサッポロ	札幌市：４施設（3,071人）
寿都町	札幌市：札幌市北区体育館	札幌市：８施設（4,038人）
蘭越町	札幌市：札幌コンベンションセンター	札幌市：９施設（5,831人）
ニセコ町	札幌市：札幌市白石区体育館	札幌市：11施設（5,162人）、北広島市：1施設（699人）
倶知安町	室蘭市：室蘭市文化センター	室蘭市：16施設（1,307人）
	登別市：登別市総合体育館	登別市：17施設（9,284人）
	苫小牧市：苫小牧市総合体育館	苫小牧市：16施設（2,904人）
	伊達市：大滝基幹集落センター	伊達市：３施設（2,178人）
	千歳市：支笏湖市民センターほか	千歳市：16施設（3,643人）
積丹町	札幌市：札幌市西区体育館	札幌市：４施設（4,189人）
古平町	小樽市：小樽市総合体育館	小樽市：28施設（6,050人）
仁木町	札幌市：札幌市手稲区体育館	札幌市：７施設（3,690人）
余市町	札幌市：札幌市スポーツ交流施設	札幌市：46施設（19,834人）
赤井川村	赤井川村：キロロリゾート	赤井川村：キロロリゾート（1,652人） ［一時滞在場所を兼ねる］
（予備）	白老町：白老町中央公民館	白老町：11施設（785人）

資料3－5－4　避難経路

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

共和町

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

【ＵＰＺ】 泊村

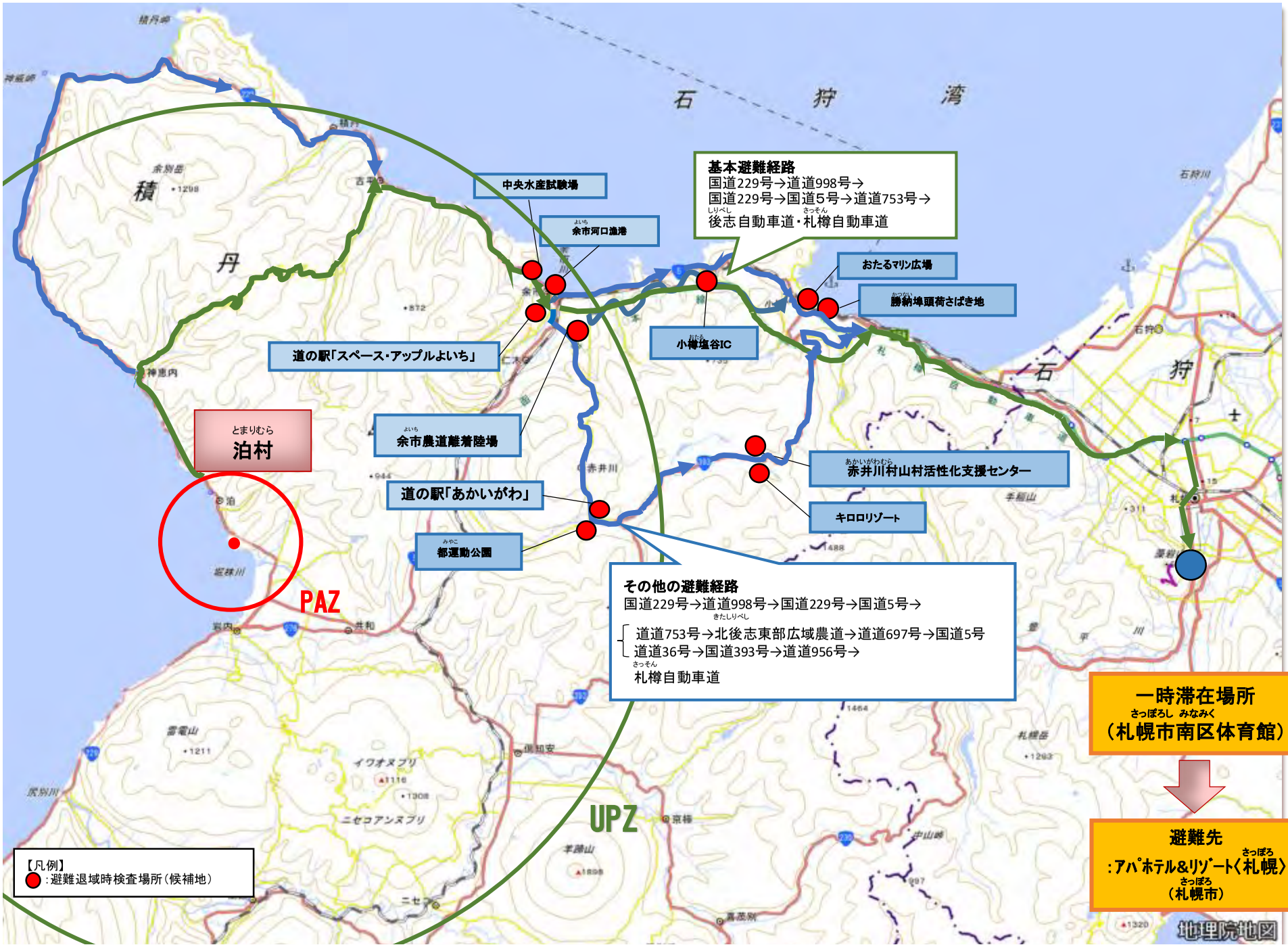

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

共和町

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

岩内町

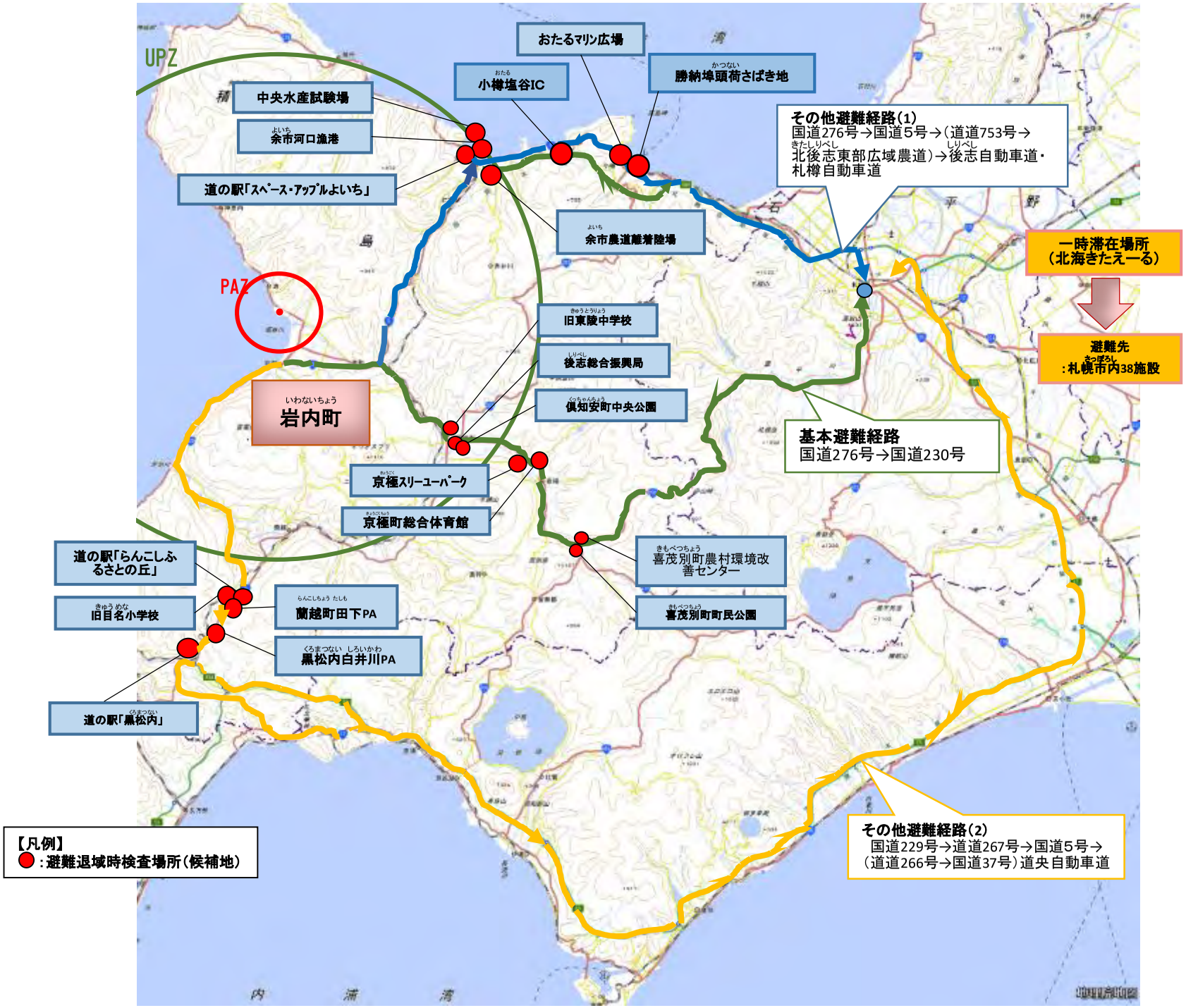

※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

神恵内村

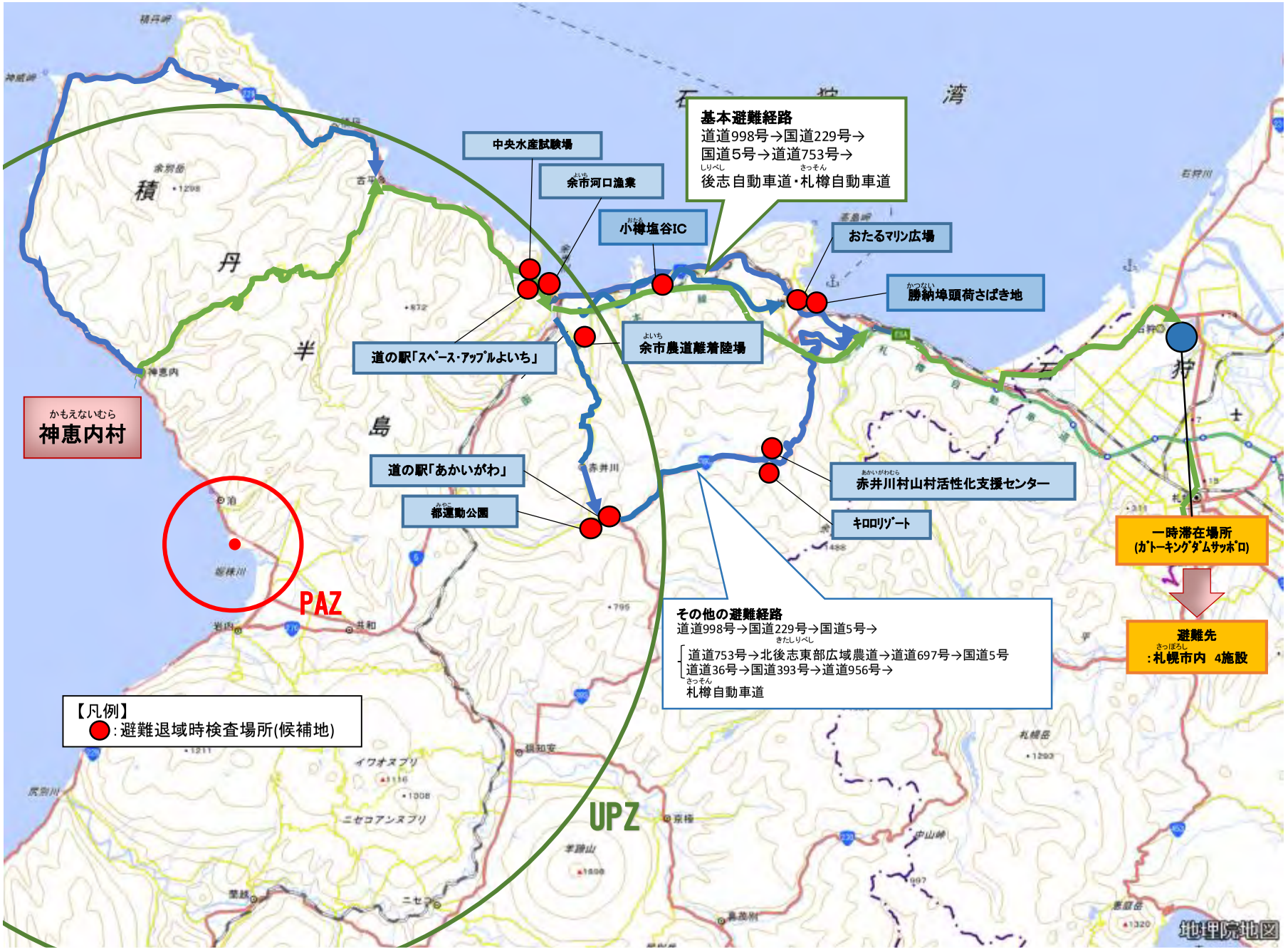

※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

寿都町

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

蘭越町

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

ニセコ町

※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

倶知安町

※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避先策等を追記して掲載

積丹町

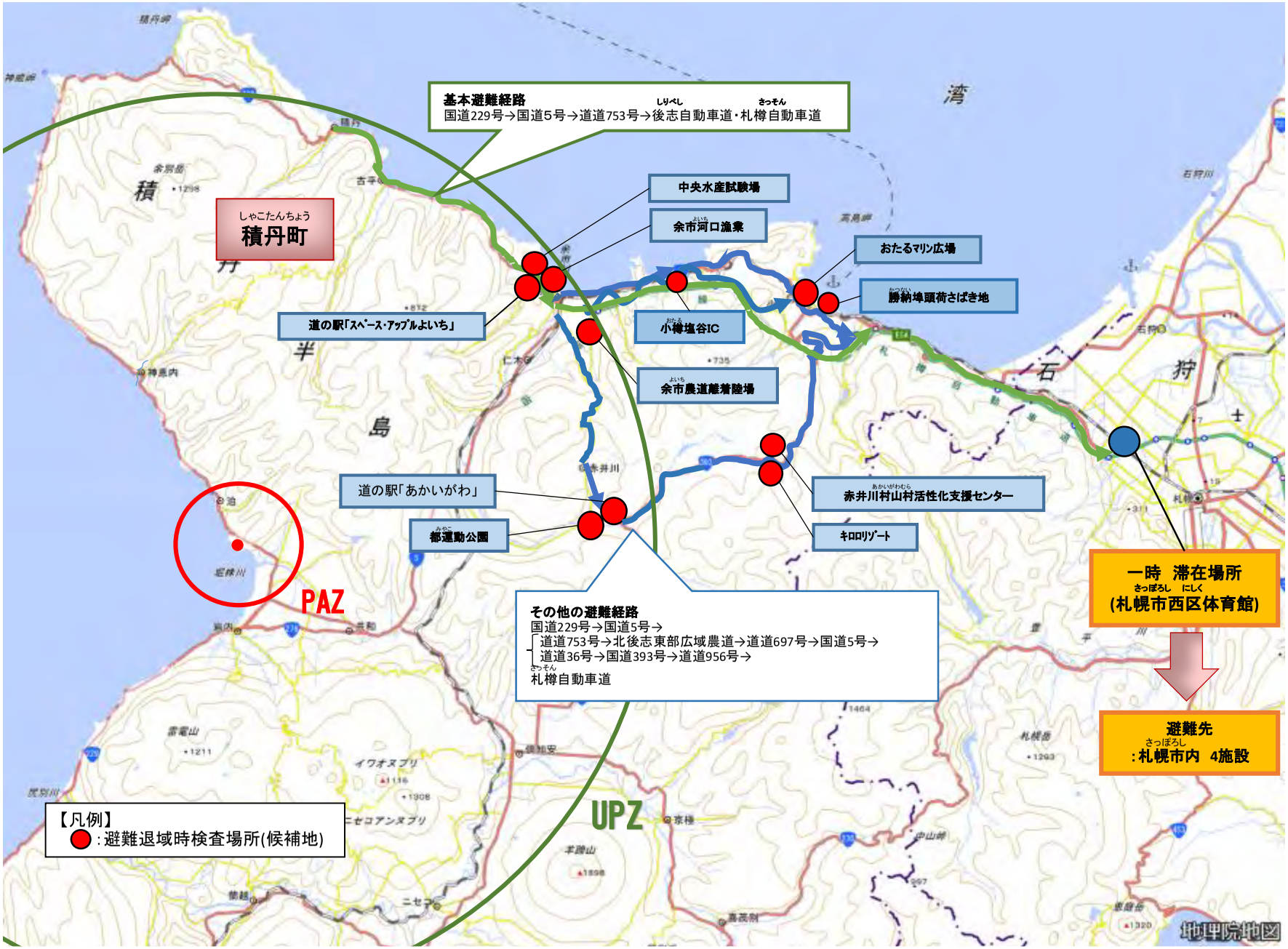

※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

古平町

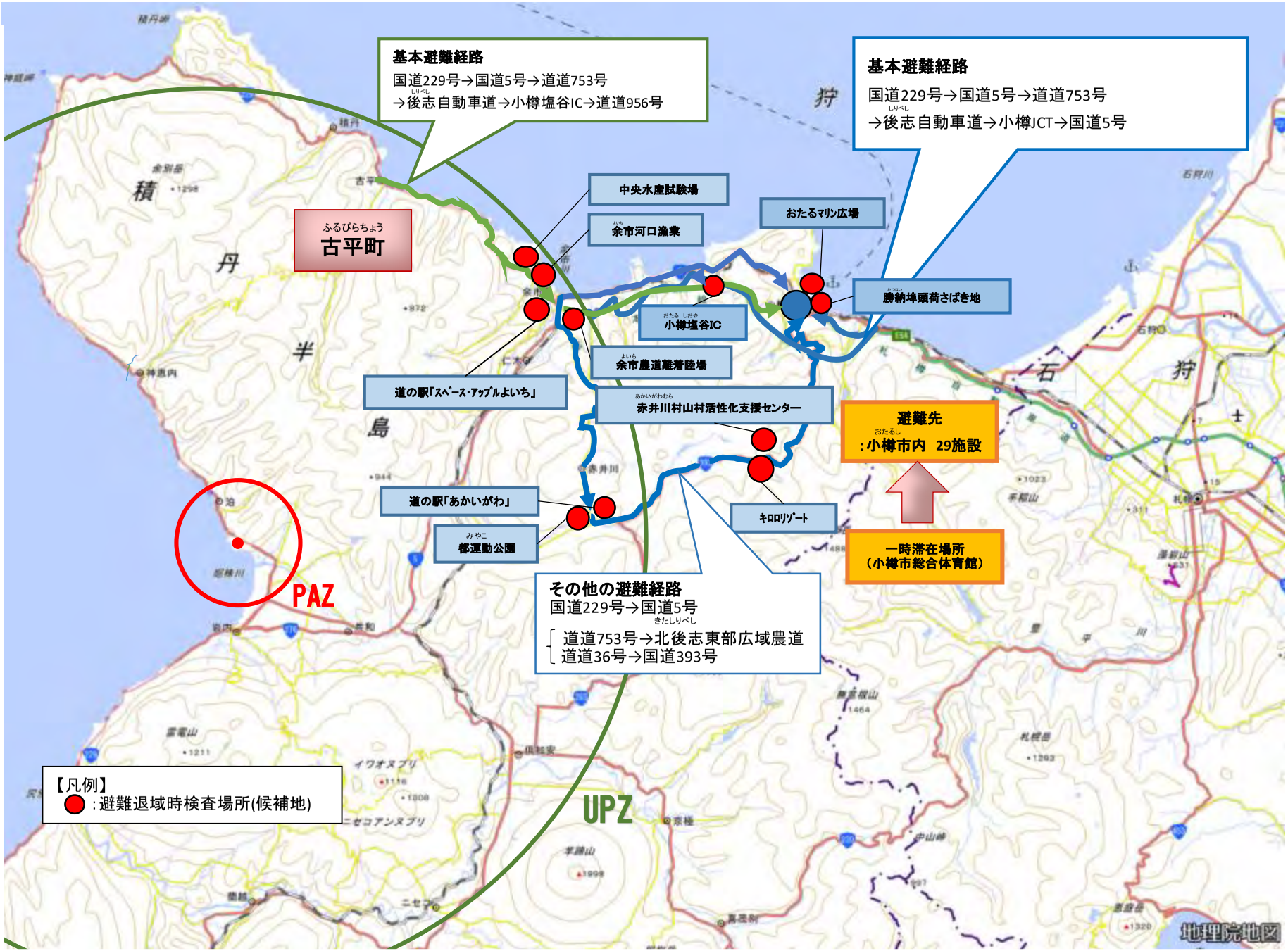

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

仁木町

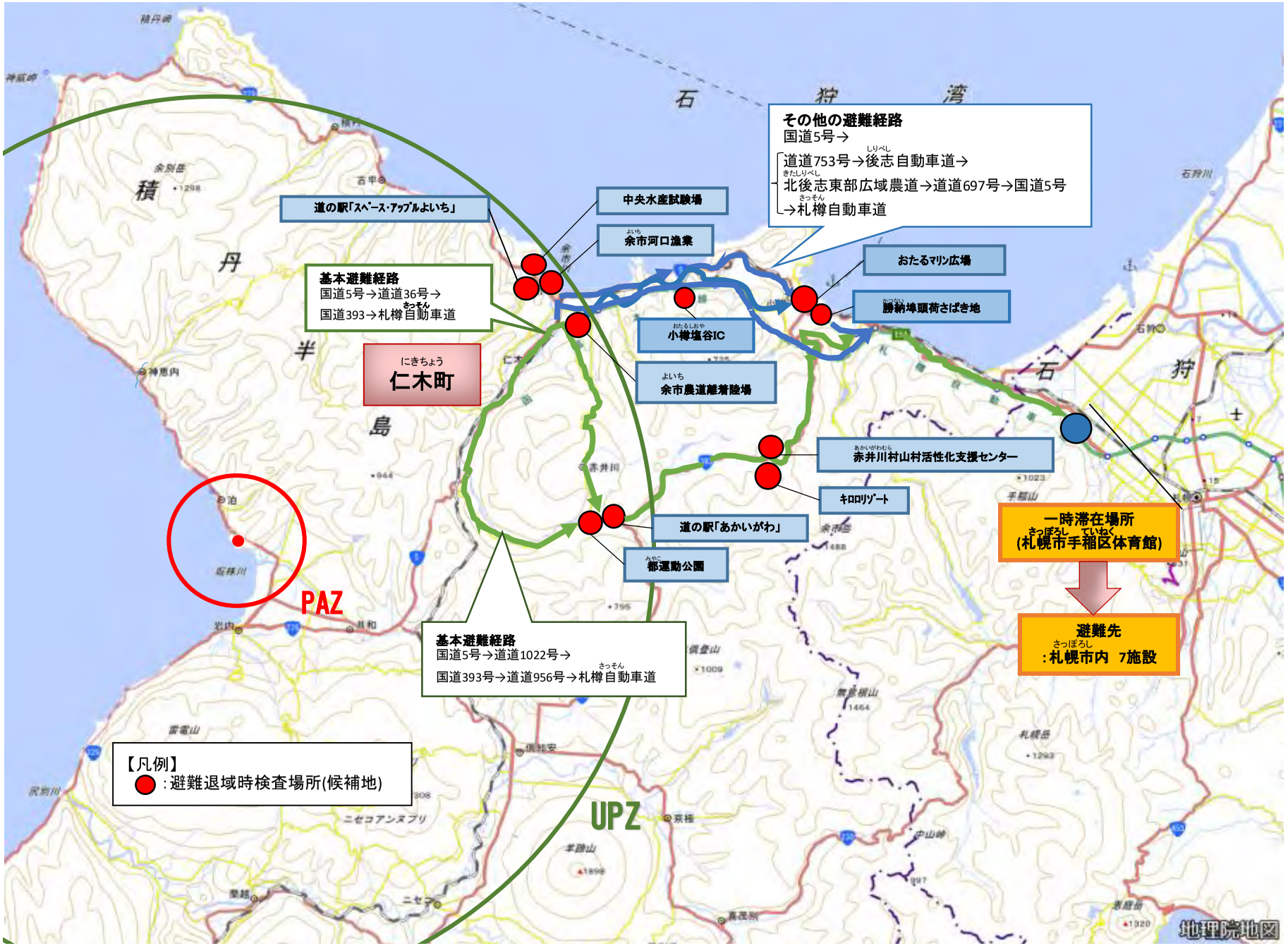

※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

余市町

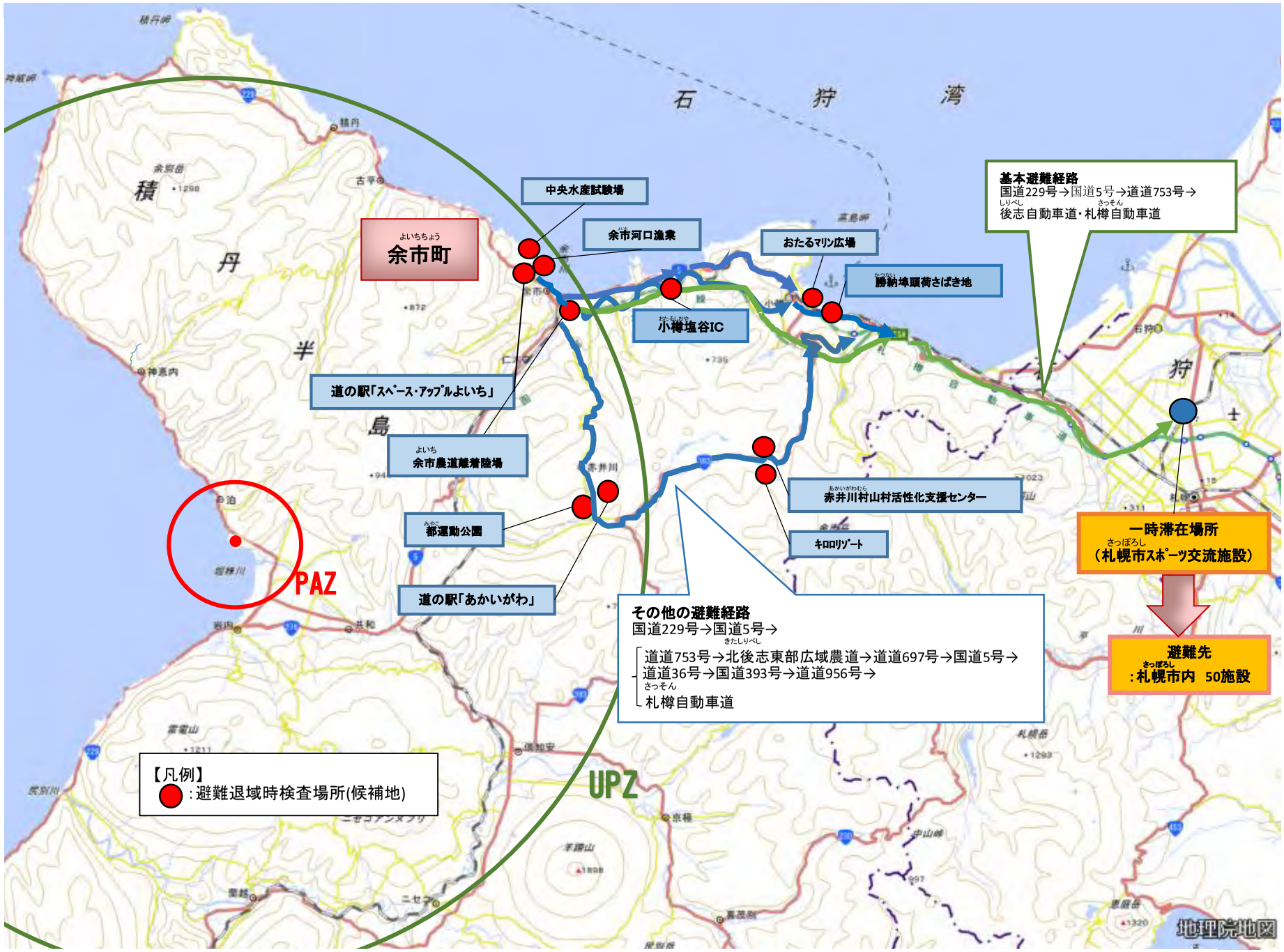

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

赤井川村

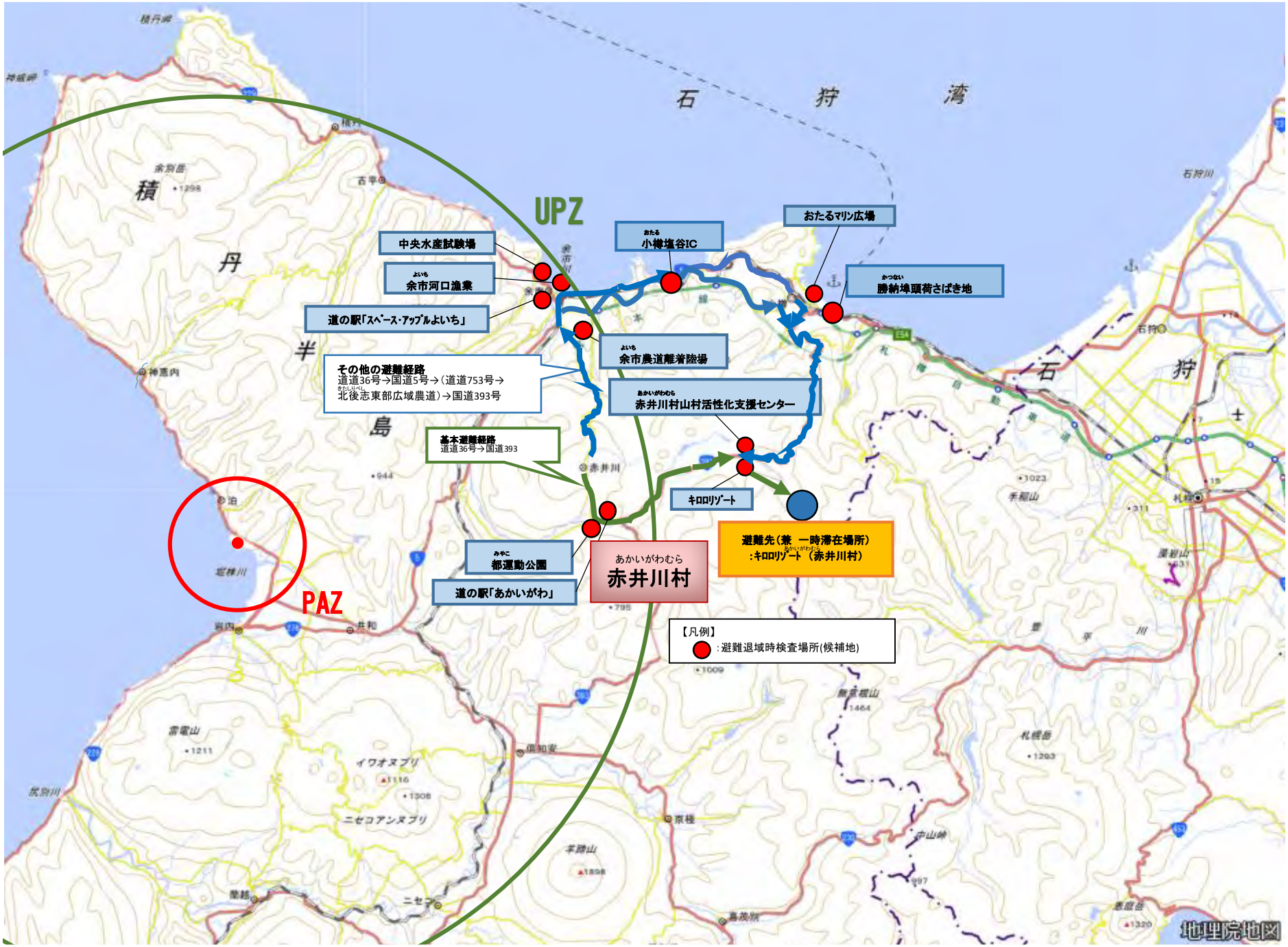

※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

資料３－５－５　避難退域時検査場所候補地一覧

- 避難退域時検査場所については、原子力災害時において、事故の規模や避難指示を受けた町村の対象区域及び対象人口、複合災害の状況などに応じ、道が次の候補地リストの中から選定することを基本とする。
- 選定に当たっては、30km圏境界に位置する自治体内の候補地を優先するが、当該候補地の所在区域に避難指示が出された場合や当該施設等が複合災害による被害を受けた場合などは、30km圏外自治体の候補地を選定することとなる。また、状況によっては、学校など他の公共施設や別ルートの候補地から選定することもある。

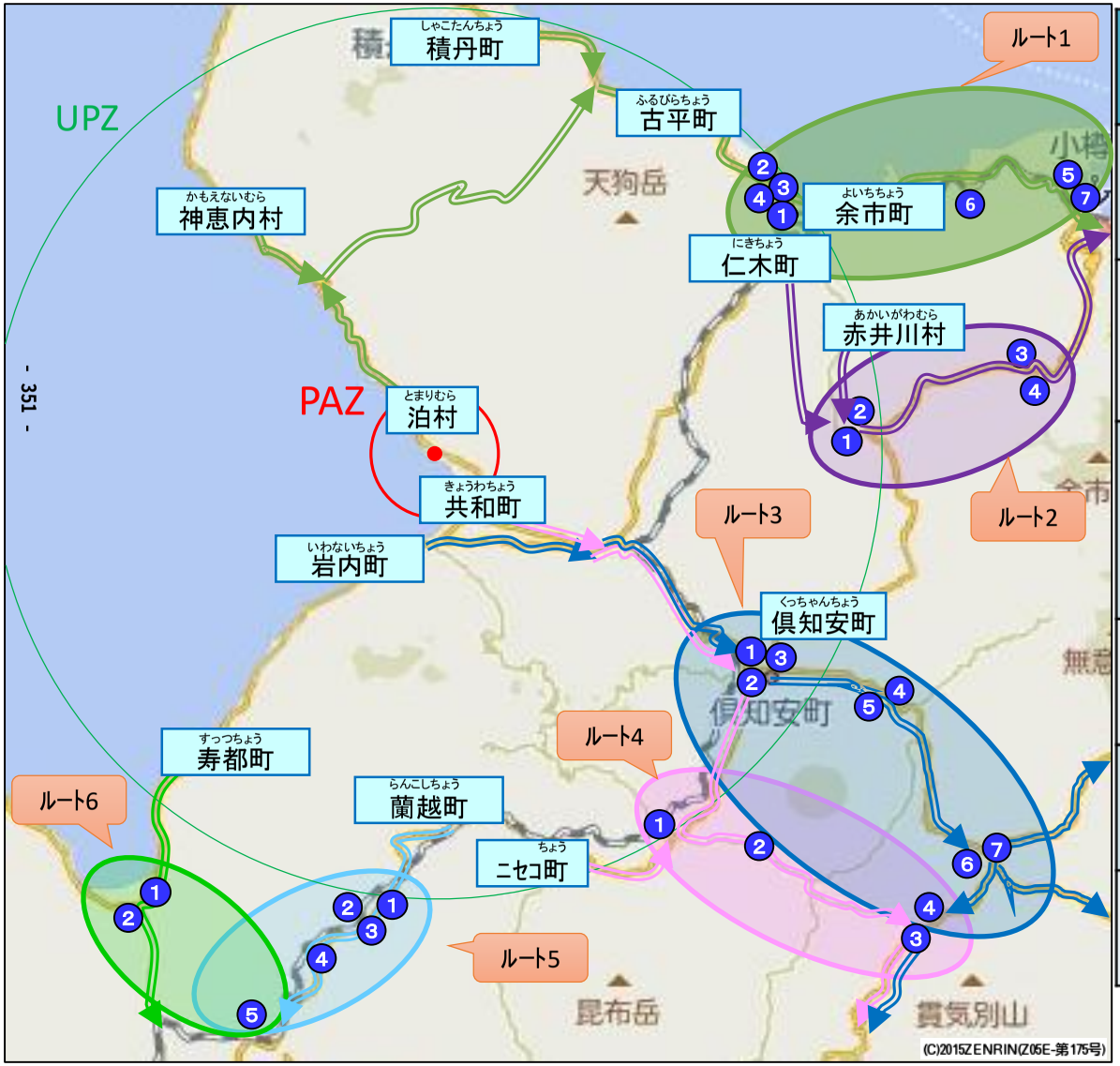

ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市農道離着陸場　②中央水産試験場③余市河口漁港④道の駅「スペース・アップルよいち」⑤おたるマリン広場⑥小樽塩谷IC⑦勝納埠頭荷さばき地	泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町
2	①都運動公園（赤井川村）②道の駅あかいがわ③赤井川村山村活性化支援センター（キロロリゾート入口）④キロロリゾート	仁木町、赤井川村
3	①後志総合振興局②倶知安町中央公園③旧東陵中学校④京極町総合体育館⑤京極スリーユーパーク⑥喜茂別町町民公園⑦喜茂別町農村環境改善センター、【再掲】ルスツリゾート	岩内町、倶知安町
4	①道の駅「ニセコビュープラザ」・ニセコ町運動公園②羊蹄山自然公園③道の駅「230ルスツ」④ルスツリゾート	共和町、ニセコ町
5	①道の駅「らんこしふるさとの丘」②旧目名小学校③蘭越町田下PA④黒松内町白井川PA⑤道の駅「黒松内」	蘭越町
6	①潮路小学校②ゆべつのゆ、【再掲】道の駅「黒松内」	寿都町

泊地域の緊急時対応（平成28年9月2日内閣府政策統括官（原子力防災担当）、泊地域原子力防災協議会）より一部抜粋

資料３－５－６　　放射線防護施設一覧

令和４年４月１日現在

施設名	施設管理者	所在地	防護区画の収容人数（人）	用途
北海道後志総合振興局	北海道	倶知安町北1条東2丁目	―	災害対策拠点施設
泊村役場	泊村	泊村大字茅沼村字臼別191-7	―	〃
共和町役場	共和町	共和町南幌似38-2	―	〃
岩内町役場・保健センター	岩内町	岩内町字高台134-1	160	災害対策拠点施設 屋内退避施設
神恵内村役場	神恵内村	神恵内村大字神恵内村81-20	180	〃
特別養護老人ホームむつみ荘	泊村	泊村大字茅沼村711-3	84	屋内退避施設
養護老人ホームむつみ荘	泊村	泊村大字茅沼村711-3	103	〃
泊小学校	泊村	泊村大字盃村134-1	389	〃
共和町保健福祉センター	共和町	共和町南幌似57-12	85	〃
特別養護老人ホーム みのりの里 共和	共和町	共和町南幌似57-13	135	〃
岩内西小学校	岩内町	岩内町字野束172-1	413	〃
岩内あけぼの学園	社会福祉法人 あけぼの福祉会	岩内町字野束210	95	〃
介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内	社会福祉法人 渓仁会	岩内町字野束69-26	305	〃
北海道社会事業協会 岩内病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	岩内町字高台209-2	350	〃
介護老人保健施設 神恵内ハイツ998	医療法人社団 桜愛会	神恵内村字大川116-1	171	〃
寿都しおさい学園	社会福祉法人 札幌育成園	寿都町字磯谷町横澗1128	80	〃
寿都浄恩学園	社会福祉法人 札幌育成園	寿都町字磯谷町横澗1128	120	〃
美国小学校	積丹町	積丹町大字美国町字大沢214	250	〃
古平小学校	古平町	古平町大字浜町370	200	〃
共働の家	社会福祉法人 古平福祉会	古平町大字歌棄町204-9	149	〃
銀山学園	社会福祉法人 後志報恩会	仁木町銀山2丁目134	224	〃
余市豊浜学園	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園	余市町豊浜町293	109	〃

資料３－５－７　　浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数

１　家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の１～５μｍの微粒子に対する除去効率

物　　質	折りたたみ数	除去効率
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2 %
トイレットペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けばの長い浴用タオル	2	85.1
けばの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシーツ	1	72.9
ぬれたけばの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリップ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

（注）一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。

この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わるものであることに留意すべきである。

なお、防災業務関係者の保護具としては、専用の防護マスクを準備すべきである。

2　浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場　　所	低　減　係　数
屋　　外	1.0
自　動　車　内	1.0
木　造　家　屋	0.9
石 造 り 建 物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2以下

3　沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場　　所	低 減 係 数
理想的な平滑な面上１ｍ（無限の広さ）	1.00
通常の土地の条件下で地面から１ｍの高さ	0.70
平屋あるいは２階だての木造家屋	0.40
平屋あるいは２階だてのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0.20
その地下室	0.10以下
各階が約450～900㎡の面積の３～４階だて建物１階及び２階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が約900㎡以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

（原子力安全委員会：原子力施設等の防災対策について（付属資料）より）

[参考文献]
Planning For Off-Site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
（IAEA-TECDOC-225）

資料3－5－8 関係町村職員・消防職(団)員数等

令和４年４月１日現在

町　村　名	町村職員数	うち女子職員	消防職員（人）	消防団員（人）
泊　村	63	23	（泊支署 10）	（泊消防団 62）
共和町	110	40	（共和支署 12）	（共和消防団 144）
岩内町	160	50	（本部、消防署 41）	（岩内消防団 63）
神恵内村	45	9	（神恵内支署 6）	（神恵内消防団 45）
寿都町	83	37	（寿都支署 15 ）	（寿都消防団 73）
蘭越町	120	30	（蘭越支署 16 ）	（蘭越消防団　103）
ニセコ町	93	29	（ニセコ支署 17）	（ニセコ消防団 61）
倶知安町	180	57	（本部10、消防署33）	（倶知安消防団 130）
積丹町	67	25	（積丹支署17）	（積丹消防団　89）
古平町	67	22	（古平支署16）	（古平消防団　57）
仁木町	69	16	（仁木支署16）	（仁木消防団　101）
余市町	214	62	（本部8、消防署47）	（余市消防団 129）
赤井川村	43	10	（赤井川支署13）	（赤井川消防団48）
岩内・寿都地方消防組合	－	－	116	－
羊蹄山ろく消防組合	－	－	124	－
北後志消防組合	－	－	117	－

注）各消防組合職員数の合計は、上記町村以外の支署等を含む。

資料3－5－9 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等

	本　庁	総合振興局
農産物	農政部農政課	産業振興部農務課
林産物	水産林務部総務課	産業振興部林務課
水産物		産業振興部水産課

資料３－７－１　　医療班のチーム編成

令和4年4月1日現在　道地域医療課調べ

医 療 班 長	北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室長	
副　班　長	北海道保健福祉部技監 北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室次長 北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室長	
チ ー ム 名	編　成　機　関	チーム数
企画調整チーム	北海道保健福祉部総務課 〃　　〃　　地域医療推進局地域医療課 〃　　〃　　健康安全局地域保健課 〃　後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室	1
救護チーム	北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室	1
	〃　胆振総合振興局保健環境部保健行政室	1
	〃　胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室	1
	（一社）北海道医師会	2
	災害拠点病院	26
	合　　計	31
医療チーム	北海道大学病院	1
	旭川医科大学病院	1
	札幌医科大学附属病院	1
	国立病院機構北海道がんセンター	1
	〃　　北海道医療センター	1
	旭川赤十字病院	1
	伊達赤十字病院	1
	ＪＡ北海道厚生連倶知安厚生病院	1
	北海道社会事業協会小樽病院	1
	〃　　岩内病院	1
	〃　　余市病院	1
	小樽市立病院	1
	（一社）北海道放射線技師会	1
	原子力事業者(ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ要員)	(14名)
	合　　計	13
道外の原子力災害医療派遣チーム	弘前大学、量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所　ほか	

※ 各編成機関に対しては、災害発生時にその状況に応じて派遣を要請する。
※ 防護対策地区周辺の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施する。
※ 災害の状況等により上記の機関で医療班の編成が困難な場合は、陸上自衛隊に要員派遣を要請する。

資料３－７－２　　傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等

令和４年４月１日現在

所　　属　　名	所　　在　　地	電話番号	救急車両数（台）	救急隊員数（人）	備考
岩内・寿都地方消防組合	岩内町字高台8番地1	0135-62-2403	5	77 (28)	兼任
羊蹄山ろく消防組合	倶知安町北3条東4丁目1番地3	0136-22-2822	5	91 (34)	兼任
北後志消防組合	余市町黒川町6丁目25番地2	0135-23-3759	6	92 (26)	兼任

注）　（　）は、救急救命士を表す。

資料３－８－１　原子力災害時における住民避難用バスの確保について

原安第７９１号
平成２７年１０月５日

一般社団法人北海道バス協会会長
平尾　一彌　様

北海道知事　高橋　はるみ

原子力災害時における住民避難用バスの確保について

原子力防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

道においては、原子力災害時において住民避難に要するバスについて、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等に基づき、貴協会に対して要請をすることとしており、その場合におけるバスの要請・運行に係る手順等を定めるため、道と貴協会が共同で作成を進めてきた「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」について、平成２７年１０月５日付けで施行しますので、よろしくお願いします。

（総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災Ｇ）

北バス第２３０号

平成２７年１０月５日

北海道知事　高橋　はるみ　様

一般社団法人北海道バス協会

会　長　平　尾　一　弼

原子力災害時における住民避難用バスの確保について

本年１０月５日付け原安第７９１号でご通知のありました「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」については、当協会において、貴道と同日付けで施行しますので、よろしくお願いします。

原子力災害時における住民避難用バス
要請・運行要領

平成27年10月

北　　海　　道
一般社団法人北海道バス協会

目　　次

第１　目的及び位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第２　用語　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

第３　関係機関の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第４　原子力災害に備えた事前準備　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第５　原子力災害時における対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第６　経費の負担等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

第７　協議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

＜添付資料＞

別記第１号様式　　連絡責任者届
別記第２号様式　　バスの確保・配車状況一覧
別記第３号様式　　緊急輸送車両運行要請書
別記第４号様式　　緊急輸送実施報告書
参考様式　　ＦＡＸ送信票

別紙１　各町村における避難経路
別紙２　各町村における乗車場所及び輸送先
別紙３　ＰＡＺにおける所要見込み台数

参考１　各緊急事態における通信連絡フロー
参考２　避難退域時検査について
参考３　放射線防護資機材マニュアル

第１　目的及び位置づけ

本要領は、北海道電力株式会社泊発電所における原子力災害が発生した場合の防災対策に関し、北海道（以下「道」という。）が、指定地方公共機関である一般社団法人北海道バス協会（以下「バス協会」という。）に対して、バス協会会員であるバス事業者（以下「バス事業者」という。）による住民避難等のための輸送を要請するに当たっての基本的な方針や手順等を定めるものである。

なお、本要領は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会制定）その他現時点における原子力防災に係る各種の法令や知見の内容を踏まえたものであるが、今後、国や道における各種の検討状況や、原子力防災訓練等を踏まえ、内容の充実や見直し等を継続的に行うこととする。

第２　用　語

この要領において使用する用語は、原子力災害対策指針等に基づき、次のとおりとする。

<table>
<tr><td>原子力災害対策重点区域
(泊発電所から半径30km圏内)</td><td>・あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずるべき区域のこと。
原子力施設からの距離に応じて、ＰＡＺとＵＰＺがある。
※　本要領では、以下「重点区域」という。</td></tr>
<tr><td>ＰＡＺ
（Precautionary Action Zone）</td><td>・泊発電所から半径５ｋｍ圏内の即時避難区域
（放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に避難を実施する区域
＜該当自治体＞　泊村、共和町、岩内町（居住住民なし）</td></tr>
<tr><td>ＵＰＺ
（Urgent Protective Action Planning Zone）</td><td>・泊発電所から半径５ｋｍ～30ｋｍ圏内の緊急時防護措置準備区域
〔放射性物質の放出後に、緊急時モニタリングによる空間放射線量率等の実測値に基づき、必要に応じて避難等を実施する区域〕
＜該当自治体＞泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村</td></tr>
<tr><td>緊急事態区分</td><td>・発電所の状況や発電所からの距離に応じて、放射性物質放出前から段階的な対応を行うための区分であり、次の３区分がある。
<table>
<tr><th>緊急事態区分</th><th>該当する事象の例</th></tr>
<tr><td>警戒事態
＜EAL(AL)＞</td><td>・泊村で震度６弱以上の地震
・規定以上の原子炉冷却材の漏えい　等</td></tr>
<tr><td>施設敷地緊急事態
＜EAL(SE)＞
(原災法第10条)</td><td>・全ての交流電源喪失（30分以上継続）
・原子炉冷却材の漏えいによる非常用炉心冷却装置の作動　等</td></tr>
<tr><td>全面緊急事態
＜EAL(GE)＞
(原災法第15条)</td><td>・全ての交流電源喪失（１時間以上継続）
・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能　等</td></tr>
</table>
※ EAL（Emergency Action Level）：緊急事態区分の判断基準</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ（Operational</td><td>・防護措置実施の判断基準であり、空間放射線量率等の実測値と照らし合わ</td></tr>
</table>

Intervention　Level）	せ必要な防護措置を行う。
避難（一時移転）	・放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るため、重点区域外に移動すること。 ・ＰＡＺにおいては、EAL(SE)で要配慮者、EAL(GE)で全住民が即時に避難 ・ＵＰＺにおいては、緊急時モニタリングによる空間放射線率の実測値に基づき、必要に応じて１日以内に避難（OIL1:500μSv/h以上）、又は１週間以内に一時移転（OIL2:20μSv/h以上）を実施
安定ヨウ素剤	・原子力災害時に放射性ヨウ素が環境中に放出されることがあり、呼吸等を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し放射線被ばくを発生させる可能性がある。この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減させることができることから、避難住民や防災業務関係者に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用が指示される。（安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外には防護効果がない。）
避難退域時検査	・放射性物質が付着していないことを検査し、重点区域外への移動に問題がないことを確認するための検査。道が重点区域の境界付近に設置する検査場所において実施する。 ・車両を用いた避難等においては、まず車両の検査を行い、当該車両に汚染があった場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。 ・当該検査の結果、一定基準（OIL4：40,000cpm）を超える汚染があった場合には、拭き取り等による除染を行う。

第３　関係機関の役割

１　道

原子力災害時において、関係町村からの要請に基づき、バス協会に対して、乗客・乗務員の安全確保を前提にバスによる住民輸送を要請するとともに、国、関係町村、その他関係機関と連携し、バスによる住民輸送が円滑に実施できるよう全体の総合調整を行う。

また、原子力災害時にバスによる住民避難が円滑にできるよう、原子力防災訓練を実施するとともに、平時からバス協会と連携を密にし、原子力防災に関する情報共有や情報交換を行い、バス事業者の関係職員の原子力防災に対する理解促進を図るほか、原子力災害時に備えた対応の確認や充実に取り組む。

２　バス協会

原子力災害時において、道からの要請を受け、乗客・乗務員の安全確保を前提にバス事業者にバスの運行を要請し、必要な運行台数の確保を行うとともに、運行状況を取りまとめるなど、バス事業者との総合調整を行う。

また、平時から、バス事業者と連絡体制の整備や原子力防災に関する情報共有を行い、バス事業者からの要望等について道との調整を行うなど、原子力災害時の円滑なバス運行に備えた体制整備を行う。

３　バス事業者

原子力災害時において、バス協会の要請を受け、乗客・乗務員の安全確保を前提に、

住民避難用バスの運行を行う。

また、平時から、道が実施する研修会や原子力防災訓練への積極的な参加等継続的な取組を通じて、関係職員も含め、原子力防災に関する知識の習得に努める。

第４　原子力災害に備えた事前準備

１　運転手用防護資機材の整備

道は、バス事業者の運転手等の放射線防護対策のため、防護服、マスク、個人線量計等の資機材を整備し、原子力災害時にバス事業者の運転手等に配備できるよう、必要な体制整備を行う。

２　研修の実施と情報共有

道は、バス協会及びバス事業者の関係職員が、放射線及び放射線防護に関する知識を習得できるよう、関係機関との情報の共有化を図り、バス協会等の要望を踏まえ、国との連携のもと、バス事業者を対象とした研修会の実施のほか、バス運転手向けのリーフレットの作成やバス事業者への出前研修の実施などの対応を行うものとする。

また、道は、平時から、バス協会及びバス事業者と、原子力防災等に係る情報共有や情報交換を行い、より一層のバス運転手の安全・安心の確保や原子力防災対策の充実に取り組む。

３　連絡体制の整備

道及びバス協会は、原子力災害時に相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者及びその代行者を定め、連絡責任者届（別記第１号様式）により相手方に報告する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

４　資料の提供

道は、バスの運行経路、住民の集合場所など、バス避難に関する資料を随時バス協会に提供する。また、バス協会は、バス事業者の保有バス台数等の資料を毎年１回道に提供する。

第５　原子力災害時における対応

１　段階的避難等の実施

原子力災害時においては、緊急事態の進展に応じて、次のとおり段階的避難等を実施する。

事態の進展 ↓

緊急事態区分		PAZ（5km圏内）		UPZ（5～30km圏内）	
		要配慮者	一般住民		
放射性物質放出前	警戒事態（EAL(AL)）	避難準備			
放射性物質放出前	施設敷地緊急事態（EAL(SE)）	避難実施	避難準備		
放射性物質放出前	全面緊急事態（EAL(GE)）		避難実施	避難・一時移転準備（屋内退避）	
放出後	OIL			※全住民が一斉に避難を行うわけではなく、放射線量の実測値に基づき避難・一時移転区域を特定	
				＜OIL1＞ 500μSv/h以上	＜OIL2＞ 20μSv/h以上
				避難	一時移転
避難の目処		（放射性物質放出前に）即時避難		1日以内	1週間以内

EAL：緊急事態区分の判断基準
OIL：防護措置実施の判断基準

(AL) ＝Alert
(SE) ＝Site area Emergency
(GE) ＝General Emergency

２　事故状況等の連絡及び円滑なバス運行のための措置

（１）バス協会等への迅速な情報連絡

道は、バス協会に対し、各緊急事態区分の発生状況や放射性物質の放出、拡散状況など、原子力災害の進展状況や放射線防護上必要な事項について、迅速に情報連絡を行うとともに、必要に応じ、バス事業者や運行中のバス運転手への情報連絡を行う。

（２）バス協会に対する専門職員の派遣依頼

道は、バスによる住民避難において、バス協会からバス運行に係る専門的助言が必要と認めるときは、バス協会に対し、道の災害対策本部等への専門職員の派遣を要請する。

（３）バス避難における運行経路等

住民避難用バスは、別紙１に定める避難経路を通行し、別に定める場合を除き、別紙２に定める乗車場所から輸送先までの間を運行することを基本とする。なお、複合災害の発生や放射性物質の拡散状況などにより、当該経路の通行が困難な場合においては、道は国や関係機関と協議し、安全に通行可能な代替経路を指定する。

（４）円滑なバス運行を図るための措置

道は、国や関係機関と連携し、また国や関係機関への要請等を通じて、バスによる円滑な住民避難が図られるよう、必要に応じて次の事項について適切に対応する。

ア　避難用バスに対する緊急車両の指定

イ　バスの臨時の営業区域の設定
ウ　バスの燃料が不足する場合の給油体制の確保
エ　警察車両等によるバスの先導
オ　その他、円滑なバス運行のために必要な事項

３　ＰＡＺにおけるバス避難

放射性物質放出前におけるＰＡＺのバス避難に当たっては、各緊急事態区分に応じて、次の手順により避難用バスの要請、運行を行う。

＜警戒事態（EAL(AL)）の対応＞

（１）道は、直ちに警戒事態の発生をバス協会に連絡し、施設敷地緊急事態における所要見込み台数（別紙３）を速やかに確保できるよう、バス事業者との調整を依頼する。併せて、全面緊急事態への推移に備え、当該事態での所要見込み台数（別紙３）についても遅滞なく確保できるよう、バス協会に準備を依頼する。

（２）バス協会は、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、各バス事業者と調整し、施設敷地緊急事態における所要見込み台数の確保に努めるとともに、バスの確保状況について、随時道に報告する。また、全面緊急事態への移行に備え、各バス事業者のバスの確保見込み台数を把握する。

＜施設敷地緊急事態（EAL(SE)）、全面緊急事態（EAL(GE)）の対応＞

（１）道は、施設敷地緊急事態、全面緊急事態それぞれの緊急事態区分毎に、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」（別記第３号様式）により、以下の事項を明示し、バス協会にバスの運行を要請する。

- 見込まれる輸送人数、車両の必要台数
- 住民の乗車場所と輸送先の場所
- その他住民の輸送において必要な事項

（２）バス協会は、道の要請に基づき、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、各バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。

（３）各バス事業者は、住民の乗車場所（集合場所又は要配慮者施設、以下同じ）にバスを配車し、避難経路を通行して輸送先まで避難住民を輸送する。

※　バス運転手は、集合場所において関係町村が指定する避難誘導責任者（要配慮者施設にあっては当該施設管理者）の指示により、住民を乗車させ、バスを出発させるものとする。

（４）道及びバス協会は、随時、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、バスの運行状況を取りまとめ、情報共有するとともに、関係町村及び各バス事業者へバスの運行状況を連絡する。

（５）道、バス協会及びバス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

■ＰＡＺ避難概念図

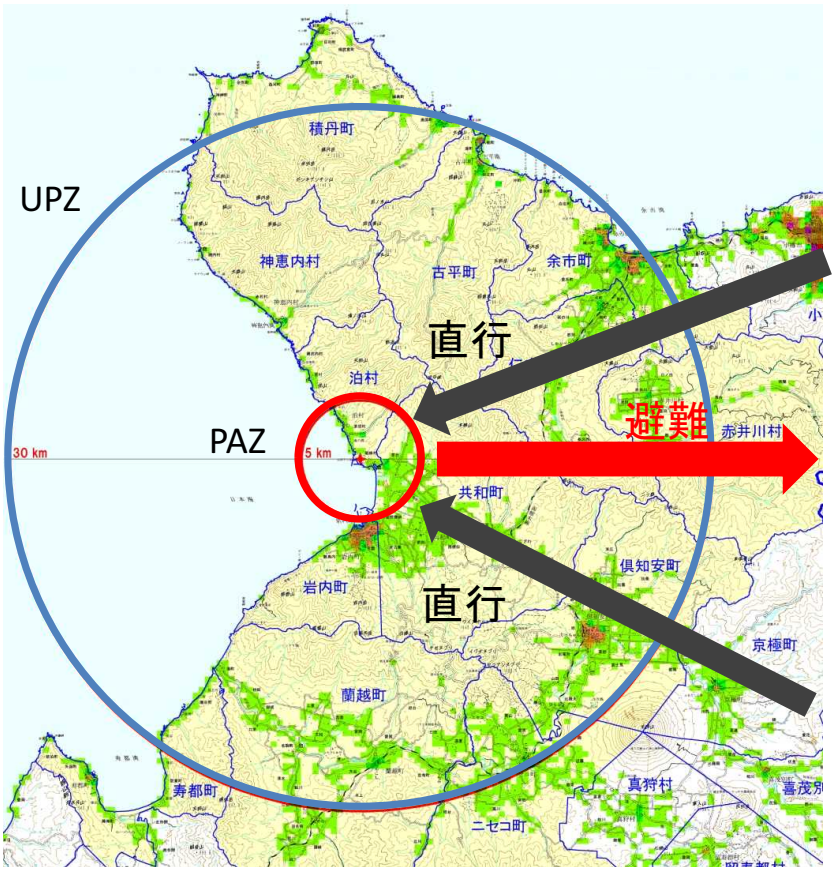

４　ＵＰＺにおけるバス避難

放射性物質放出後におけるＵＰＺのバス避難に当たっては、次の基本的考え方に基づき、避難用バスの要請、運行を行う。

＜基本的考え方＞

（１）放射性物質放出後であることや、避難または一時移転の対象区域の規模によっては避難者数が多数となる可能性があることから、道は、住民輸送車両の中継や、運転手の防護対策、被ばく管理等を行う拠点として、重点区域の境界付近に輸送の中継ポイントを開設する。なお、中継ポイントは、避難退域時検査の場所と同一、又はその近隣とする。

（２）国が示す民間バス運転手の被ばく線量限度は、ＩＣＲＰ勧告における平時の一般公衆の被ばく線量限度である１ｍＳｖ／年以内とされているため、バス運転手の被ばく線量が当該限度内となるよう適切に管理する必要があることから、ＯＩＬ１（500μSv/ｈ以上）による避難、またはＯＩＬ２（20μSv/ｈ以上）による一時移転では、それぞれ次の方針によりバスの運行を行う。

■ＯＩＬ１ ～　重点区域内での輸送は防災機関が行い、バス事業者は中継ポイントから輸送先までの運行を行う。

■ＯＩＬ２ ～　運転手は、個人線量計の携帯や安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を行った上で、個人線量計（アラーム値は 0.5 ｍＳｖに設定）により運転手の被ばく線量が１ｍＳｖを超えないよう適切に管理

（個人線量計のアラームが鳴った場合は、すぐに引き返し、避難退域時検査場所において検査を受けるものとする）の上、集合場所及び要配慮者施設から輸送先までの運行を要請する。

（３）バスの運行に当たって、往路では、中継ポイントを経由し運転手の防護措置を行い、復路では道が設置する避難退域時検査場所で検査を受け、その結果必要がある場合は除染を行う。

（４）なお、一時移転の対象となる人数と運行可能なバス台数等を勘案し、効率的な住民避難を行う観点から、必要に応じて同一のバスにより、住民の乗車場所から中継ポイントまでを反復的に輸送（ピストン輸送）した上で、その後中継ポイントから避難先までは、別なバスにより輸送する運行体制とする。

＜全面緊急事態（EAL(GE)）の対応＞

（１）道は、事態の推移等について、随時バス協会に連絡するとともに、ＵＰＺのバス避難に備え、準備を依頼する。

（２）バス協会は、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、各バス事業者と調整し、当該時点におけるバスの確保見込み台数を把握するなど、必要な準備を行う。

＜ＯＩＬ１の対応＞

（１）道は、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」（別記第３号様式）により、以下の事項を明示しバス協会にバスの運行を要請する。

・見込まれる輸送人数、車両の必要台数
・中継ポイントと輸送先の場所
・その他住民の輸送において必要な事項

（２）バス協会は、道の要請に基づき、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、各バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。

（３）バス事業者は、中継ポイントまでバスを配車し、避難経路を通行して輸送先まで避難住民を輸送する。

※　バス運転手は、中継ポイントにおいて道の職員の指示に従い、住民を乗車させ、バスを出発させるものとする。

（４）道及びバス協会は、随時、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、バスの運行状況を取りまとめ、情報共有するとともに、関係町村及び各バス事業者へバスの運行状況を連絡する。

（５）道、バス協会及びバス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

■ＵＰＺ避難概念図
【ＯＩＬ１】

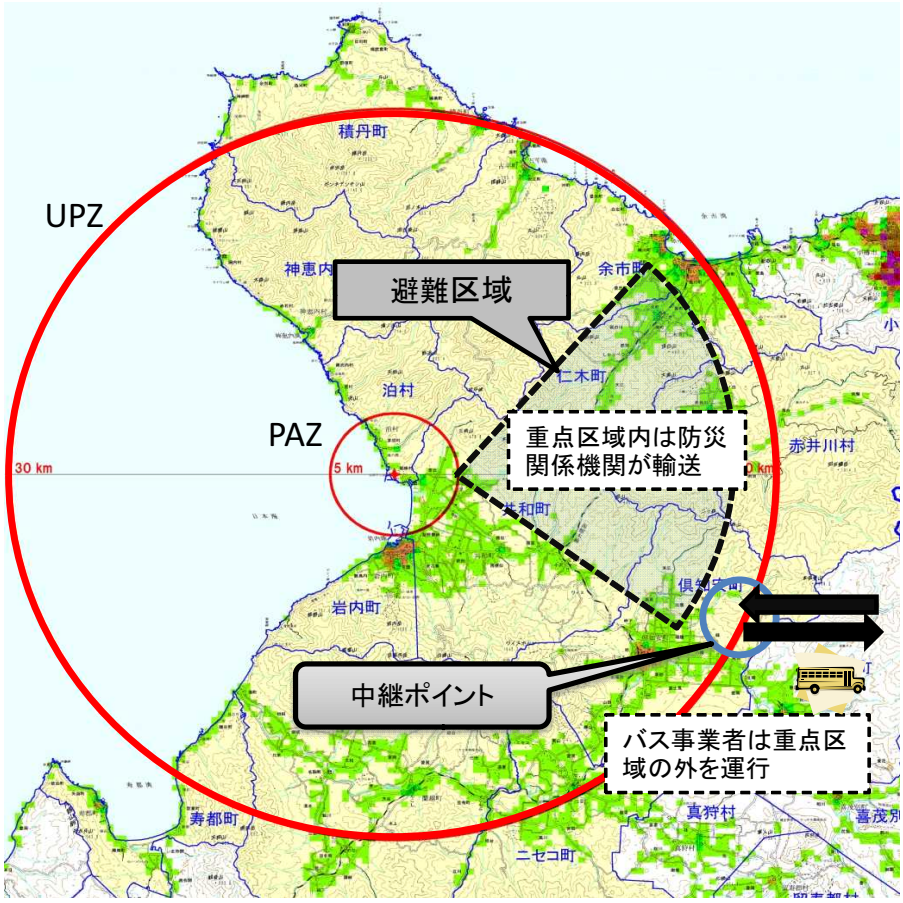

＜ＯＩＬ２の対応＞

（１）道は、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」（別記第３号様式）により、次の事項を明示し、バス協会にバスの運行を要請する。

・往路で経由する中継ポイント、復路で経由する避難退域時検査の場所
・見込まれる輸送人数、車両の必要台数
・住民の乗車場所と輸送先の場所
・その他住民の輸送において必要な事項

（２）バス協会は、道の要請に基づき、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。

（３）バス事業者のバスは、往路において、道が設置する中継ポイントで運転手の防護措置を行った上で避難者の乗車場所に向い、住民を乗車させる。復路において、道が設置する避難退域時検査場所で検査を行い、輸送先まで住民を輸送する。

※　バス運転手は、集合場所にあっては関係町村が指定する避難誘導責任者、要配慮者施設にあっては当該施設管理者の指示により、住民を乗車させ、バスを出発させるものとする。

（４）道は、住民の乗車場所と中継ポイントとの間でのピストン輸送が必要と判断した場合には、バス協会にこれを要請する。バス協会は、バス事業者と協議し、重点区域内

を運行するバスと重点区域外を運行するバスの割り当てを行うなど、必要な対応を行う。

なお、重点区域内を運行するバスの運転手は、個人線量計により適切に被ばく管理を行い、線量限度を超えるおそれがある場合には、速やかに重点区域の外に出るものとする。この場合において、バス事業者は別の運転手に交替した上で、引き続き同様の輸送を行うものとする。

（５）道は、これらの要請に当たっては、国や関係機関と連携し、避難経路における放射線防護上の安全性等を十分確認することとし、バス協会等に対して必要な情報提供を行う。

（６）道及びバス協会は、随時、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第２号様式）により、バスの運行状況を取りまとめ、情報共有するとともに、関係町村及び各バス事業者へバスの運行状況を連絡する。

（７）道、バス協会及び各バス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

■ＵＰＺ避難概念図
【ＯＩＬ２】

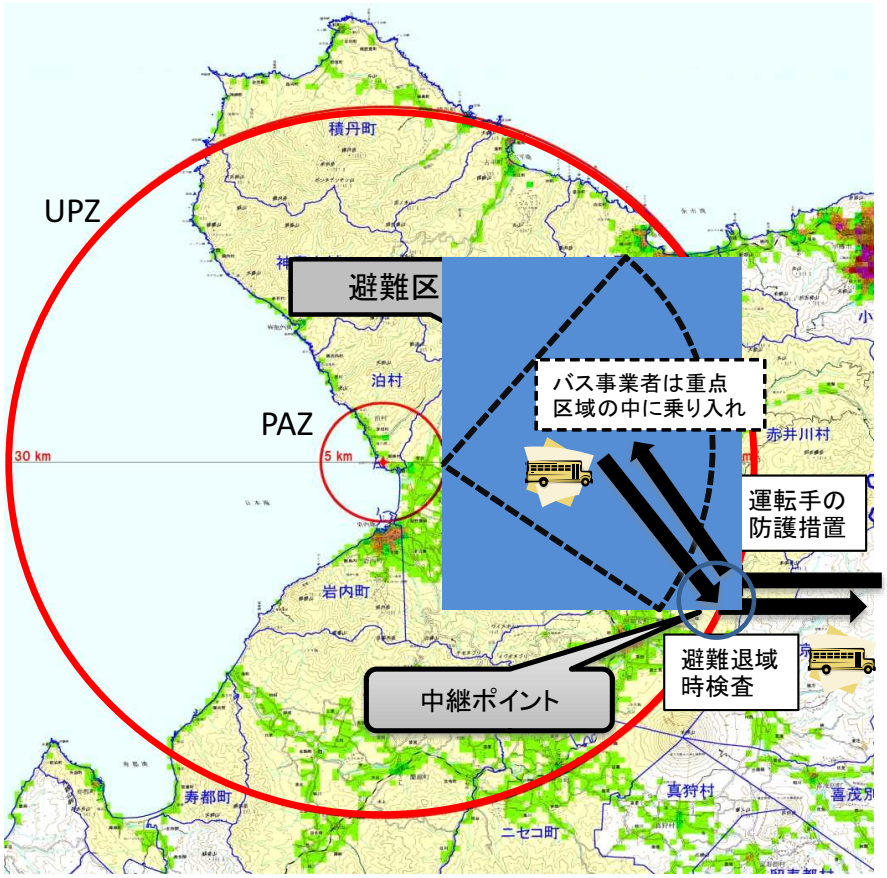

５　業務の報告

バス協会は、３又は４による住民輸送を実施した場合には、道に対して、遅滞なく「緊急輸送実施報告書」（別記第４号様式）を提出し、その状況を報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出する。

第６　経費の支払等

１　経費の支払

バス協会は、第５の規定により実施したバス運行に係る経費（運賃、料金及び実費負担額）に関する各バス事業者の請求を取りまとめの上、道に提出する。道は、当該請求があった場合は、内容を確認し、その経費をバス事業者に支払う。

なお、運賃及び料金は、北海道運輸局が公示する額の範囲を基本として、道とバス協会が協議して定める。

２　損害の補償等

バス協会及びバス事業者（業務に従事した従業員を含む。）は、この要領に基づく住民輸送により損害が生じた場合で、当該損害が原子力災害と相当因果関係があると認められるときは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年６月17日法律第147号）、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日北海道条例第56号）その他の関係法令に基づき、必要な補償を受けるものとする。

第７　協議

この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた場合には、その都度、道とバス協会が協議して定めるものとする。

平成２７年１０月　５日　策定
平成２９年　８月　８日　一部改正
令 和 元 年　８月１３日　一部改正

資料３－８－２　緊急輸送車両状況

１　バス

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	機　関　名	所　在　地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能人員(人)	備　考
泊村	泊村	泊村大字茅沼村 字臼別191-7	0135-75-2021	42人×2台 61人×2台	4	206	
	小　計				4	206	
共和町	四辻自動車工業(株)	共和町梨野舞納13-1	0135-62-2120	29人×5台 26人×1台 42人×1台 47人×1台 57人×1台	9	317	
	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	42人×1台 52人×4台 57人×2台 60人×1台 62人×5台	13	734	
	小　計				22	1,051	
岩内町	岩内町	岩内町字清住258	0135-62-1011	42人×1台	1	42	
	北海道中央バス(株) 岩内営業所	岩内町字万代51-22	0135-62-1284	57人×2台 66人×1台	3	180	
	ニセコバス(株) 岩内営業所	岩内町字万代51-22	0135-62-6661	31人×1台 32人×1台 50人×1台 56人×1台 57人×6台 59人×1台 68名×1台 72人×2台 74人×1台 77人×1台 80人×1台	17	1,013	
	(有)岩内海同運輸	岩内町字御崎6-4	0135-62-0730	25人×1台 28人×2台 44人×2台 45人×1台 49人×1台	7	263	
	小　計				28	1,498	
神恵内村	神恵内村	神恵内村 大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	29人×2台	2	58	
	小　計				2	58	
寿都町	寿都町	寿都町字渡島町140-1	0136-62-2511	28人×4台 42人×1台 45人×1台	6	199	
	ニセコバス(株) 寿都ターミナル	寿都町字新栄町87	0136-62-2047	58人×1台 59人×1台 61人×2台 62人×1台	5	301	
	小　計				11	500	

町村名	機　関　名	所　在　地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能人員(人)	備　考
蘭越町	蘭越町	蘭越町蘭越町258-5	0136-57-5111	60人×1台 45人×6台 42人×1台 25人×5台 24人×2台 15台×3台	18	590	
	小　計				18	590	
ニセコ町	ニセコバス(株)	ニセコ町字中央通56番地	0136-44-2001	10人×2台 29人×3台 46人×3台 51人×2台 52人×1台 53人×1台 56人×1台 57人×4台 62人×2台 70人×1台 72人×2台 78人×3台	25	1,308	
	小　計				25	1,308	
倶知安町	道南バス(株) 倶知安営業所	倶知安町南3条西4丁目3-4	0136-22-1558	57人×1台 59人×2台 61人×1台 68人×6台 75人×3台	13	869	
	小　計				13	869	
積丹町	積丹町	積丹町大字美国町字船澗48番地5	0135-44-2112	42人×1台 29人×1台 24人×1台 15人×1台	4	110	
	小　計				4	110	
古平町	(有)大伸運輸	古平町浜町272-1	0135-42-2752	27人×2台 30人×1台 15人×1台	5	99	
	古平町	古平町大字浜町40番地4	0135-42-2181	29人×1台	1	29	
	小　計				6	128	
仁木町	イナホ観光(株)	仁木町大江2丁目1	0135-32-3400	60人×3台 25人×1台 28人×3台 13人×1台	8	302	
	小　計				8	302	

町村名	機　関　名	所　在　地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能人員(人)	備　考
余市町	(株)余市自動車工業	余市町大川町16丁目５番地	0135-23-4123	14人×1台 22人×1台 24人×2台 26人×3台 28人×8台 29人×1台 31人×1台 32人×1台 33人×7台 35人×1台 37人×1台 40人×11台 41人×1台 44人×1台 45人×9台 46人×1台 48人×1台 49人×6台 50人×2台 53人×3台 55人×2台 56人×1台 58人×1台 60人×2台	68	2,702	銭函 24台、 1045人 厚別 24台、 853人 余市 20台、 804人
	北海道中央バス(株) 余市営業所	余市町梅川町７７５番地	0135-23-2175	34人×1台 51人×2台 56人×3台 57人×1台 72人×1台 74人×1台 77人×1台 78人×8台 80人×2台	20	1,368	
	(株)エアバス	余市町大川町10丁目28番地	0135-22-1184	14人×1台 27人×3台 40人×1台	5	135	
	余市町	余市町朝日町26番地	0135-21-2142	29人×1台	1	29	
	小　　計				94	4,234	
赤井川村	赤井川ハイヤー	赤井川村字赤井川314-1	0135-34-6259	28人×1台	1	28	官貸車
	(株)キロロアソシエイツ	赤井川村字常盤128-1	0135-34-7111	33人×3台 (＋立乗19名可) 42人×1台 (＋立乗38名可) 53人×2台	6	342	
	小　　計				7	370	
	合　　計				242	11,224	

2　タクシー

令和４年３月31日現在　北海道運輸局調べ

町村名	事　業　所　名	所　在　地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能人員(人)	備　考
共和町	(有)小沢ハイヤー	共和町小沢1715-1	0135-72-1616	4	1	4	
岩内町	Niseko International Transport(株)【岩内営業所】	北海道岩内郡岩内町字万代2番地1	0135-62-1124	9人×2台 4人×11台	13	62	
	(株)キングハイヤー	岩内町字万代9-1	0135-62-1303	9人×3台 4人×15台	18	87	
	小　　計				31	149	
神恵内村	積丹観光(株)	神恵内村大字神恵内村字ツボ石21番地13	0135-67-7745	9人×1台 4人×4台	5	25	
寿都町	ワールド交通(株) 【本社】	寿都町字渡島町20番地１	0136-62-2153	4	2	8	
	磯谷ハイヤー(有)	寿都町字磯谷町島古丹58番地	0136-65-6311	4	1	4	
	小　　計				3	12	
蘭越町	(有)蘭越パブリックメンテナンス	蘭越町蘭越町773番地5	0136-57-6302	4	2	8	
ニセコ町	(株)八力タクシー	ニセコ町字本通138番地	0136-44-2640	9人×3台 4人×7台	10	55	
	小　　計				10	55	
倶知安町	Niseko International Transport(株)【本社営業所】	倶知安町北1条西3丁目1番地	0136-22-1171	9人×3台 6人×6台 4人×19台 3人×2台	30	145	
	ＨＴＭ(株)	倶知安町北3条東5丁目5-6	0136-55-5400	9人×1台 7人×2台 4人×3台	6	35	
	(株)アイビーエスリムジン 【ニセコ】	北海道虻田郡倶知安町字高砂222番地22	0136-55-8602	9人×2台 6人×3台 4人×2台	7	44	
	小　　計				43	224	
積丹町	吉野　正仁（美国ハイヤー）	積丹町大字美国字船潤106番1	0135-44-2039	4	1	4	
仁木町	(有)五共ハイヤー	仁木町北町1丁目45番地	0135-32-2430	4人×3台	3	12	
余市町	小樽つばめ交通(株) 【余市営業所】	余市町黒川町8丁目37番地	0134-27-2114	4	20	80	
赤井川村	(有)赤井川ハイヤー	市郡赤井川村曲川5	0135-34-6259	4	1	4	
	合　　計				120	577	

3　トラック

令和４年４月１日現在　町村調べ

町村名	機　関　名	所　在　地	電話番号	台数(台)	備　考
泊村	泊村	泊村大字茅沼村字臼別191-7	0135-75-2021	1	
	古宇郡漁業協同組合（泊本所）	泊村大字柏村49-36地先	0135-75-3111	2	
	古宇郡漁業協同組合（盃支所）	泊村大字興志内村番外地	0135-75-2211	1	
	小　計			4	
共和町	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	9	
	きょうわ農業協同組合	共和町前田167	0135-73-2121	5	
	まるふじ運輸(株)	共和町発足583-6	0135-74-3113	7	
	(有)ワイス運送	共和町梨野舞納1186	70135-4-3211	15	
	大和建設運輸(株)岩内営業所	共和町梨野舞納15-2	0135-62-5812	12	
	(有)大晃運輸	共和町老古美49-1	60135-2-1306	5	
	波田運輸土木(株)	共和町老古美56-11	0135-62-0811	22	
	岩内宇部生コン販売(株)	共和町老古美152	0135-62-6484	12	
	(株)酒谷運送社	共和町国富3-12	0135-72-1452	5	
	(株)後志建設	共和町国富3-4	0135-72-1316	9	
	(有)強新産業	共和町発足124-2	0135-74-3630	7	
	(株)森重機工業	共和町前田49	0135-73-2588	7	
	(有)栄幸運輸	共和町前田32-28	0135-73-2840	5	
	ヤマト運輸(株)岩内センター	共和町梨野舞納18-18	0135-62-9207	8	
	(有)宮丘運輸	共和町梨野舞納249-7	0135-62-1490	16	
	小　計			144	
岩内町	岩内町	岩内町字高台134-1	0135-62-1011	5	
	(有)岩内海同運輸	岩内町字御崎6-4	0135-62-0730	5	
	エコメンテナンス(株)	岩内町字東山102-1	0135-62-2387	11	
	平野運輸(有)	岩内町字高台119-2	0135-62-0681	13	
	(有)松田運輸	岩内町字宮園98-9	0135-63-1757	2	
	(株)三田運輸	岩内町字相生248-11	0135-62-0617	8	
	(有)北一北成建設	岩内町字野束272-6	0135-62-9797	10	
	飯島運輸物流(株)	岩内町字野束273-50	0135-67-7477	2	
	(株)田村工業	岩内町字相生147-10	0135-62-1080	2	
	小　計			58	

町村名	機　関　名	所　在　地	電話番号	台数(台)	備　考
神恵内村	神恵内村	神恵内村大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	2	
	古宇郡漁業協同組合（神恵内支所）	神恵内村大字神恵内2122	0135-76-5021	1	
	小　　計			3	
寿都町	星和運輸（有）	寿都町字磯谷町島古丹５８	0136-65-6311	9	
	（株）宮下運輸	寿都町字新栄町１１０	0136-62-3232	5	
	（有）寿都砕石	寿都町矢追町５９５番地２	0136-62-2402	7	
	（株）一梨荷役	寿都町字歌棄町歌棄２９３番地	0136-66-2448	8	
	小　　計			29	
蘭越町	蘭越町	蘭越町蘭越町２５８番地５	0136-57-5111	4	
	井上産業（株）	蘭越町港町１３９３－１	0136-56-2556	5	
	蘭越運輸（有）	蘭越町字蘭越町８５３番地１０	0136-57-5415	9	
	（有）北都運送	蘭越町字大谷２４３－２	0136-57-5523	5	
	（株）ナカジマ	蘭越町字三和１２７７番地１	0136-56-2255	5	
	（株）長澤設備	蘭越町字大谷２９５－２	0136-57-5503	5	
	（有）笠井商事	蘭越町蘭越町２２４番地	0136-57-5729	5	
	小　　計			38	
ニセコ町	常北運送（有）	ニセコ町西富２０番地１９	0136-58-2602	24	
	（株）ニセコ重機	ニセコ町字福井３６４	0136-58-2745	7	
	アキ工業（株）	ニセコ町字元町７９－４５	0136-44-2032	8	
	牧野工業（株）	ニセコ町字里見６１番地１	0136-44-2280	11	
	（有）中野産業	ニセコ町字ニセコ４４６番地	0136-58-2755	14	
	（有）塚越産業	ニセコ町富士見１５０番地２	0136-44-2630	18	
	小　　計			82	
倶知安町	ようてい商事(株)	倶知安町南３条東６丁目２－５４	0136-22-1755	5	
	(有)倶知安運輸	倶知安町北６条東１	0136-22-1361	31	
	後志運輸(株)	倶知安町南２条東１丁目１１番地１	0136-22-0837	5	
	ニセコ運輸(有)	倶知安町字峠下	0136-22-0745	19	
	(有)丸清運輸	倶知安町字岩尾別１３６	0136-23-2456	20	
	羊蹄運輸(有)	倶知安町字八幡３０１	0136-22-1243	9	
	(株)竹山建設	倶知安町北１条東１丁目	0136-22-1244	11	
	(有)エムアンドエフ・サービス	倶知安町南１１条西１丁目４番地７	0136-22-1556	9	
	(有)吉川建設工業	倶知安町字高砂１４５番地	0136-23-2364	6	
	小　　計			115	

町村名	機　関　名	所　在　地	電話番号	台数(台)	備　考
積丹町	積丹町	積丹町大字美国町字船澗48番地5	0135-44-2112	3	
	小　計			3	
古平町	(有)大伸運輸	古平町大字浜町２７２番地１	0135-42-2752	11	
	丸水運輸(株)	古平町大字御崎町６６	0135-42-2856	7	
	横川建設工業（株)	古平町大字新地町２５９番地	0135-42-3297	6	
	小　計			24	
仁木町	（有）仁木小型運輸	仁木町南町１丁目１１番地	0135-32-2074	7	
	（有）睦建設運輸	仁木町大江１－５－１	0135-32-3107	21	
	小　計			28	
余市町	ニッケー建材興業（株)	余市町黒川町１０丁目３番地	0135-22-7440	8	
	（株）余市自動車工業	余市町大川町１６丁目５	0135-23-4123	1	
	（有）エイト産業	余市町美園町４６９番地	0135-22-4625	4	
	（有）余市運送	余市町黒川町１８丁目３０－２２	0135-23-5385	4	
	新興運輸（株)	余市町梅川町７７４－１０	0135-23-6100	5	
	(株)青函運輸余市営業所	余市町栄町４６	0135-23-3923	27	
	丸一運送（株)	余市町栄町４７－２	0135-23-5611	40	
	丸正自動車運輸（株)	余市郡黒川町４－３３	0135-23-5525	5	
	北土工業（有)	余市町梅川町５１２－１	0135-23-7799	5	
	（有）福原建材産業	余市町梅川町７７４－１	0135-22-5740	9	
	小　計			108	
赤井川村	(有)赤井川運輸	赤井川村字明治２４番地２	0135-34-6231	5	
	合　計			641	

4　福祉車両の状況

北海道運輸局調べ

(1)　福祉タクシーを保有する一般乗用旅客自動車運送事業者一覧表

令和４年３月31日現在

事業者名	事業者住所	電話番号	営業所名	営業所所在地	電話番号	タクシー						特種車両																合計
												大型			中型			小型			普通			小計				
						特定大型	大型	中型	小型	普通	小計	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用		
こだま交通(株)	小樽市若松町１丁目６番１６号	0134-25-1234	本社	小樽市若松町１丁目６番１６号	0134-25-1234	2	0			29	31	0	0	1							0	0	0	0	0	1	32
ぜにばこ交通(株)	小樽市見晴町１２番１号	0136-62-6262	本社	小樽市見晴町１２番１号	0134-62-6262	0	0			12	12	0	0	0							1	0	0	1	0	0	13
小樽市（法人）						2	0	0	0	41	43	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	45
倶知安圏（法人）						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積丹観光(株)	神恵内村大字神恵内村字ツボ石２１番地１３	0135-67-7745	本社	神恵内村大字神恵内村字ツボ石２１番地１３	0135-67-7745	0	0			4	4	0	0	1							0	0	0	0	0	1	5
岩内余市圏（法人）						0	0	0	0	4	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
総　　計						2	0	0	0	45	47	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	50

※後志総合振興局管内に営業所を有する一般の法人タクシー事業者で、福祉タクシー車両を保有する事業者を記載しています。

※福祉限定事業者を除いて作成しています（福祉限定事業者は、別途作成）。

※一覧表は、営業区域ごとにまとめています。

・岩内余市圏（共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）

・倶知安圏（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、寿都町、黒松内町、島牧村）

(2)　一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉限定）一覧表

令和４年３月31日現在

事業者名	事業者住所	電話番号	営業所名	営業所住所	電話番号	普通車両							特種車両															合計
						特定大型	大型	中型	小型	普通	注１	小計	大型			中型			小型			普通			小計			
													車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	
(株)理想ケアサービス	小樽市長橋５丁目６番１４号	0134-24-1403	小樽	小樽市長橋５丁目６番１４号	0134-24-3750							0			1										0	0	1	1
(有)きずな	小樽市塩谷１丁目１９番５号	0134-22-1110	本社	小樽市塩谷１丁目１９番５号	0134-22-1110							0										1			1	0	0	1
(有)シルバーケアフロンティア	小樽市稲穂４丁目８番１９号	0134-31-5252	ヘルパーステーションみどり	小樽市稲穂４丁目８番１９号	0134-31-5252					1		1													0	0	0	1
(同)小樽ケアシステム	小樽市入船４丁目１０番２号	0134-23-6775	小樽ケアシステム	小樽市入船４丁目１０番２号	0134-23-6775					1	(1)	1													0	0	0	1
(有)ケアポート	小樽市相生町４番４０号	0134-24-0200	(有)ケアポート	小樽市相生町４番４０号	0134-24-0200					1		1													0	0	0	1
(有)ケアオフィスＤＡＮ	小樽市入船４丁目１７番１２号	0134-22-8500	本社	小樽市入船４丁目１７番１２号	0134-22-8500					1	(1)	1													0	0	0	1
ケアーズ(同)	小樽市高島５丁目９番７号	0134-25-6399	本社	小樽市高島５丁目９番７号	0134-25-6399					1	(1)	1													0	0	0	1
小樽総合介護サービス（有）	小樽市住ノ江１丁目８番１１号	0134-24-6158	ヘルパーステーション若葉	小樽市住ノ江１丁目８番１１号	0134-24-6158							0										4			4	0	0	4
(有)いなほサービス	小樽市祝津１丁目１番６号	0134-33-3120	介護プラザハッピー	小樽市祝津１丁目１番６号	0134-33-3120					1		1	2		1							1			3	0	1	5
(株)ケアサポート笑こころ	小樽市松ヶ枝１丁目３６番３０号	0134-26-6606	本社	小樽市松ヶ枝１丁目３６番３０号	0134-26-6606							0										1			1	0	0	1
えがお(株)	小樽市色内２丁目１４番８号	0134-33-7925	ケアステーションえがお	小樽市色内２丁目１４番８号	0134-33-7925					1	(1)	1													0	0	0	1
医療法人社団　一視同仁会	小樽市緑２丁目１番８号	0134-23-8266	はびりす	小樽市緑３丁目１１番３５号	0134-24-6777					1	(1)	1													0	0	0	1
麓　昌宏	札幌市西区発寒３条２丁目５番２５号 サンライフＴ２０５	011-213-8290	本社	小樽市松ヶ枝１丁目２７番９号 パインビレッジ１０２	0134-64-5330							0										1			1	0	0	1
中元　義浩	小樽市桜２丁目４番３０号	0134-64-1981	本社	小樽市桜２丁目４番３０号	0134-64-1981							0			1							1			1	0	1	2
一般社団法人　北海道介護サービス支援協会	小樽市最上１丁目１１番９号	0134-26-6393	ヘルパーステーションなぎさ	小樽市最上１丁目１１番９号 シニアホームなぎさ３Ｆ	0134-26-6722					1	(1)	1													0	0	0	1
熊谷　精二	小樽市入舟３丁目１８番２５号	090-2815-5107	介護タクシー熊	小樽市入船３丁目１８番２５号	090-2815-5107							0										1			1	0	0	1
(有)おいらーく	札幌市東区東苗穂３条１丁目２－６５	011-780-6500	訪問介護事業所サポートユアライフ	小樽市銭函１丁目３２－１	011-780-6500							0	1												1	0	0	1
(有)イマージュ	小樽市長橋２丁目２－１３	0134-25-0238	本社	小樽市勝納町８－２５	0134-25-0238							0	7		3										7	0	3	10
(株)オフィス小野	小樽市若竹２番１０号	0134-64-1154	(株)オフィス小野	小樽市若竹２番１０号	0134-64-1154					1	(1)	1													0	0	0	1
(株)若草企業	小樽市稲穂３丁目６番１１０号	0134-65-7022	本社	小樽市稲穂３丁目６番１１０号	0134-65-7022					1		1													0	0	0	1
(株)ヘルパーステーションＹｏｕライフケア	小樽市長橋１丁目８番５号　ソニアⅣ２０３号室	0134-61-1713	本社	小樽市長橋１丁目８番５号　ソニアⅣ２０３号室	0134-61-1713					1	(1)	1													0	0	0	1
（同）凜	小樽市望洋台３丁目７番１１号	0134-31-7001	本社	小樽市長橋３丁目１３番２４号	0134-31-7001							0													0	0	0	0
フューチャーケアマネジメント（株）	小樽市長橋５丁目１３番３３号	0134-61-6037	ケアステーションかいろう	小樽市清水町９番１３号	0134-61-6037					1	(1)	1													0	0	0	1
原　功擁	小樽市幸４丁目１８番８号	0134-23-5497	本社	小樽市奥沢４丁目２９番１３号	0134-34-5497							0		1											0	1	0	1
原田　洋志	小樽市桜２丁目２９番１９号	0134-54-1421	本社	小樽市桜２丁目２９番１９号	0134-54-1421							0											1		0	1	0	1
菊地　泰夫	北海道小樽市新光町３２４番地１５１	090-7057-9376	本社	北海道小樽市新光町３２４番地１５１	090-7057-9376							0			1										0	0	1	1
（株）ＫＴラボ	小樽市オタモイ３丁目２番４号	080-8280-2201	訪問介護ＫＴラボ	小樽市緑２丁目６番６号	080-8280-2201					1		1													0	0	0	1
小樽市（法人）						0	0	0	0	14	(9)	14	10	1	7	0	0	0	0	0	0	10	1	0	20	2	7	43

事業者名	事業者住所	電話番号	営業所名	営業所住所	電話番号	普通車両							特種車両																合計
						特定大型	大型	中型	小型	普通	注１	小計	大型			中型			小型			普通			小計				
													車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	
(資)ケア・サービスぐりっぷ	岩内郡共和町前田４９番地２	0135-73-2299	(資)ケア・サービスぐりっぷ	岩内郡共和町前田４９番地２	0135-73-2299							0			1										0	0	1	1
(有)さくらケアセンター	余市郡余市町大川町１７丁目１５番地	0135-22-7088	介護輸送さくら	余市郡余市町大川町１７丁目１５番地	0135-22-7088					1	(1)	1													0	0	0	1
(株)在宅介護サービスサブチャン	余市郡余市町黒川町３丁目１０６番地	0135-23-3181	(株)在宅介護サービスサブチャン	余市郡余市町黒川町３丁目１０６番地	0135-23-3181					1	(1)	1													0	0	0	1
(有)ムゲン	余市郡仁木町北町６丁目３７番地２３	0135-31-2060	本社	余市郡仁木町北町６丁目３７番地２３	0135-31-2060					1	(1)	1													0	0	0	1
（合）隼	余市郡余市町黒川町１７丁目１６番地２３	080-1970-0275	ケアセンターはやぶさ	余市郡余市町黒川町１７丁目２番地８	080-1970-0275					1	(1)	1													0	0	0	1
みらいケア･サポート（合）	札幌市東区北３８条東２０丁目２－５	090-8895-8375	岩内	岩内郡岩内町字相生２９６番地１	0135-68-4413							0	1												1	0	0	1
岩内余市圏（法人）						0	0	0	0	4	(4)	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6
中川　明	虻田郡ニセコ町字有島１５０－１７	090-1896-9339	ニセコ介護タクシー	虻田郡ニセコ町字有島１５０－１７	090-1896-9339							0			1										0	0	1	1
野崎　雄二	磯谷郡蘭越町昆布町３２－１１	0136-55-5910	本社	磯谷郡蘭越町昆布町３２－１１	0136-55-5910							0	1												1	0	0	1
倶知安圏（法人）						0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
総　　計						0	0	0	0	18	(13)	18	12	1	9	0	0	0	0	0	0	10	1	0	22	2	9	51

注１） 普通車両（特定大型、大型、中型、小型、普通）のうち、回転シート付きの車両数。

※事業の内容が福祉輸送に限定された後志総合振興局管内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者を抜粋しています。

福祉限定事業の詳細は北海道運輸局ホームページを参照。 http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/haitaku/h_kijun/169.pdf

※一覧表は、営業区域ごとにまとめています。

・岩内余市圏（共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村）

・倶知安圏（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、寿都町、黒松内町、島牧村）

(3)　特定旅客自動車運送事業者（福祉輸送を行う者）一覧表（後志総合振興局管内に限る）

令和４年３月31日現在

団体等名	団体所在地	電話番号	営業所所在地	電話番号	寝台車		車いす車		兼用車		回転シート車		セダン等		バス		計		備考
㈲在宅介護サービス小樽	小樽市新光１丁目２９番８号	0134-51-3535	小樽市朝里１丁目３番２１号				1	(1)					1	(1)			2	(2)	
㈲ケアサービスあおぞら	小樽市色内２丁目４番２０３号	0134-27-4135	小樽市色内２丁目４番２０３号										1	(1)			1	(1)	
㈲愛ケアサポート	小樽市稲穂５丁目２０番２号	0134-31-3839	小樽市稲穂５丁目２０番２号				1	(1)									1	(1)	
㈱ＰＵＢＬＩＣＵＳ	小樽市朝里３丁目１３番８号	0134-51-4800	小樽市朝里３丁目１３番８号				1	(1)									1	(1)	
㈲ケアサービスまごころ	小樽市奥沢１丁目１４番６号 カーサヤマダ１０１	0134-31-0888	小樽市奥沢１丁目１４番６号 カーサヤマダ１０１										1	(1)			1	(1)	
社会福祉法人ノマド福祉会	小樽市赤岩２丁目１８番２２号	0134-31-2222	小樽市赤岩２丁目１８番２２号				1	(1)									1	(1)	
㈱みらいサポート	小樽市長橋２丁目１０番１０号	0134-61-1117	小樽市桜２丁目１２番５号										1	(1)			1	(1)	
後志管内合計					0	0	4	(4)	0	0	0	0	4	(4)	0	0	8	(8)	

( )は軽自動車で内数

※　特定旅客自動車運送事業者（福祉輸送を行うもの）で、後志総合振興局管内に営業所を有する事業者のみを記載しています。

(4)　有償運送登録事業者一覧（後志総合振興局管内に限る）

令和4年3月31日現在

団体等名	団体所在地	電話番号	寝台車		車いす車		兼用車		回転シート車		セダン等		バス		計		備考
黒松内町	寿都郡黒松内町字黒松内586番地1	0136-72-3311			2	(1)									2	(1)	
蘭越町	磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111			1	(1)			1		1				3	(1)	
社会福祉法人　古平福祉会	古平郡古平町大字歌棄町204番地	0135-42-4161			5	(2)	1		1		22	(5)			29	(7)	
社会福祉法人　岩内町社会福祉協議会	岩内郡岩内町字清住167番地	0135-62-3328			2	(1)			1	(1)	3	(3)			6	(5)	
社会福祉法人　仁木町社会福祉協議会	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3959			1	(1)					5	0			6	(1)	
社会福祉法人　共和町社会福祉協議会	岩内郡共和町南幌似57番地12	0135-73-2731			1	(1)			2	(2)					3	(3)	
社会福祉法人　古平町社会福祉協議会	古平郡古平町大字浜町711番地	0135-42-2833			1	(1)					2				3	(1)	
社会福祉法人　積丹町社会福祉協議会	積丹郡積丹町大字美国町字大沢300番地	0135-44-3571			1	(1)					1				2	(1)	
社会福祉法人　北海道福心会	虻田郡真狩村字共明37番地6	0136-45-3311					2				6	(3)			8	(3)	
社会福祉法人　倶知安町社会福祉協議会	虻田郡倶知安町北3条東4丁目2番地	0136-22-4150			1	(1)	1		2	(2)	4	(2)			8	(5)	
社会福祉法人　京極町社会福祉協議会	虻田郡京極町字三崎68番地	0136-42-3681					3	(1)			5	(3)			8	(4)	
社会福祉法人　黒松内つくし園	寿都郡黒松内町字黒松内562番地1	0136-77-2833			2	(1)			2	(1)	4	(4)			8	(6)	
社会福祉法人　よいち福祉会	余市郡余市町黒川町19丁目1番地2	0135-22-5350			1	(1)			2		3	(2)			6	(3)	
社会福祉法人　ニセコ町社会福祉協議会	虻田郡ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234			1	(1)					2	(2)			3	(3)	
社会福祉法人　泊村社会福祉協議会	古宇郡泊村大字茅沼村500番地の2	0135-75-3761			1	(1)	1				2	(2)			4	(3)	
医療法人社団　滋恒会	余市郡余市町黒川町3丁目109番地	0135-30-7200							2		0				2	0	
医療法人社団　白樺会	虻田郡倶知安町北2条西3丁目2番地1	0136-22-0003			3	(1)	1		1	(1)	2				7	(2)	
一般社団法人　ふるびら和み	古平郡古平町大字浜町487-1	0135-41-2077			1	(1)					3	(3)			4	(4)	
特定非営利活動法人　ロータス会	余市郡余市町黒川町12丁目3番地	0135-22-1130			1				2	(1)	1	(1)			4	(2)	
特定非営利活動法人　しりべし地域サポートセンター	虻田郡倶知安町南3条東2丁目1番地	0136-23-4722							1		4	(1)			5	(1)	
社会福祉法人　蘭越町社会福祉協議会	磯谷郡蘭越町蘭越町8番地2	0136-57-5203			1				1		1				3	0	
後志管内合計			0	0	26	(16)	9	(1)	18	(8)	71	(31)	0	0	124	(56)	0

( )は軽自動車で内数

※　交通空白地有償運送（福祉車両を使用するものに限る）、福祉有償運送のいずれかの
　登録を受けている者についてのみ記載しています。

※　自家用有償旅客運送の制度については北海道運輸局ホームページを参照。　http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/yuusyou/index.html

資料４－６－１　　被災地住民登録様式

第　　号	（ふりがな）		性　別	男　　女	
	氏　　名		生年月日	明 大 昭 平 令　　年　　月	
被災地住民登録票	職　　業		年　齢	歳	
	本　　籍				
	住　　所				
	災害発生時の場　　所	（地名番地）			
		屋　内　（木造　コンクリート　石造）　　屋外			
		災害現場からの距離（km）　1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 15超			
	災害発生直後の行動	０分～１０分	１０分～２０分	２０分～３０分	３０分～１時間
		屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外
		１時間～１時間３０分	１時間３０分～２時間	２時間～２時間３０分	２時間３０分～３時間
		屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外	屋内　屋外
	被ばく程度		未処置	処置済	
令和　　年　月　日		皮　フ			
		衣　服			
町　村　名		測定器・測定方法及び・測定者			
	除染・その他設置状況	衣　服　　A　　B　　（携行　　支給）			
		身　体　　A　　B　　C　　D			
		医療措置　　A　　B　　C　　D　　E　　F			
	被ばく当時の急性症状				

避難場所名	
避難期間	
その他参考事項	
発　行　年　月　日	令和　　年　　月　　日
発　行　者	印

この登録票について

1　この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。
2　住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。
3　この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。
4　この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。

（除染その他措置状況欄記載上の注意）

衣　服　　A 更衣せず　　B 更衣済み

身　体　　A 無処理　　B 水による洗浄
C 洗剤による洗浄
D 特殊洗剤による洗浄

医療措置　　A 要せず　　B 薬品投与
C 一般検査　　D 精密検査
E 治療　　F 特殊

資料１－５－１　泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の設置する泊発電所（１号機、２号機及び３号機をいう。以下「発電所」という。）周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（安全性の確保）

第１条　丙は、発電所の保守運営に当たって、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

（情報の公開）

第２条　丙は、発電所の保守運営の状況について、地域住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

（連絡会の設置）

第３条　丙は、甲及び乙に対し発電所の運営等に関する情報を提供するとともに、甲、乙及び丙は、相互に意見を申し述べる機会を確保するため、連絡会を設置する。

２　前項の連絡会は、年１回開催するものとし、その他必要に応じ、甲、乙　及び丙が協議の上、開催することができる。

（放射性物質の放出管理）

第４条　丙は、発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力規制委員会が定めた線量目標値以下となるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとする。

２　丙は、発電所の保守運営に伴って放出する放射性物質の低減のための技術開発の促進に努め、その低減措置の導入を図るものとする。

（環境放射線の測定）

第５条　甲及び丙は、乙の地域における環境放射線の状況を把握するため、甲が乙及び丙と協議の上、別途作成する測定計画に基づき測定を実施するものとする。

（測定結果の公表）
第６条　甲は、前条の規定に基づき実施した測定の結果を公表するものとする。

（測定の立会い）
第７条　乙は、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その職員を甲及　び丙が行う第５条に規定する環境放射線の測定に立ち会わせることができるものとする。この場合において、甲はあらかじめ丙に通知し、乙の職員とともに測定に立ち会うものとする。

（新燃料等の輸送に関する報告）
第８条　丙は、乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の発電所敷　地外における輸送を行った後、その結果について報告するものとする。

（平常時における報告）
第９条　丙は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。
(1)　発電所の運転管理（試運転時を含む。）に関する事項
(2)　原子炉施設の定期検査又は点検（計画運転停止に係るものに限る。）に関する事項

（異常時における連絡）
第 10 条　丙は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、乙に対し、直ちに連絡し、速やかに文書をもって報告するものとする。
(1)　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 19 条の 17 各号に掲げる事項が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
(2)　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成 24 年経済産業省令第 71 号）第３条第１項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
２　甲、乙及び丙は、前項に定める連絡を円滑にするため、連絡体制及び連　絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(異常時の措置)
第 11 条　丙は、原子炉施設その他の発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、直ちに原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講ずるとともに、その結果を乙に速やかに報告するものとする。

（立入調査の同行）
第 12 条　甲が発電所の立入調査を行う際には、甲はあらかじめ乙に通知し、

乙が希望するときは、乙の職員を同行させることができるものとする。

（損害の賠償）

第 13 条　丙は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）に基づき、誠意をもって補償するものとする。

（諸調査の協力）

第 14 条　丙は、乙が甲と協議の上、乙の実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

（防災対策）

第 15 条　丙は、丙の防災対策の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的に協力するものとする。

（広　報）

第 16 条　丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し報道機関に特別な広報を行うときは、乙に対し事前に連絡するものとする。

（違背時の措置）

第 17 条　甲又は乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議の上、甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

２　甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

（協定の改定）

第 18 条　この協定に定める事項（この協定に基づいて別に定める事項を含む。）について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙又は丙のいずれからも、その改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

（覚　書）

第 19 条　この協定の施行に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）

第 20 条　この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年１月１６日

札幌市中央区北３条西６丁目
甲　北　海　道
北海道知事　高 橋 は る み

小樽市花園２丁目１２番１号
乙　小　樽　市
小 樽 市 長　中　松　義　治

島牧郡島牧村字泊８３番地１
乙　島　牧　村
島 牧 村 長　藤　澤　　克

寿都郡寿都町字渡島町１４０番地１
乙　寿　都　町
寿 都 町 長　片　岡　春　雄

寿都郡黒松内町字黒松内３０２番地１
乙　黒 松 内 町
黒松内町長　若　見　雅　明

磯谷郡蘭越町蘭越町２５８番地５
乙　蘭　越　町
蘭越町長　宮谷内　留雄

虻田郡ニセコ町字富士見４７番地
乙　ニセコ町
ニセコ町長　片　山　健　也

虻田郡真狩村字真狩１１８番地
乙　真　狩　村
真狩村長　佐々木　和見

虻田郡留寿都村字留寿都１７５番地
乙　留寿都村
留寿都村長　土　屋　隆　幸

虻田郡喜茂別町字喜茂別１２３番地
乙　喜茂別町
喜茂別町長　菅　原　章　嗣

虻田郡京極町字京極５２７番地
乙　京　極　町
京極町長　山　崎　一　雄

虻田郡倶知安町北１条東３丁目３番地
乙　倶知安町
倶知安町長　福　島　世　二

積丹郡積丹町大字美国町字船澗４８番地５
乙　積　丹　町
積丹町長　松　井　秀　紀

古平郡古平町大字浜町４０番地４
乙　古　平　町
古平町長　本　間　順　司

余市郡仁木町西町１丁目３６番地１
乙　仁　木　町
仁木町長　三　浦　敏　幸

余市郡余市町朝日町２６番地
乙　余　市　町
余市町長　嶋　　保

余市郡赤井川村字赤井川７４番地２
乙　赤井川村
赤井川村長　赤　松　　宏

札幌市中央区大通東１丁目２番地
丙　北海道電力株式会社
取締役社長　川　合　克　彦

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書に基づく覚書

北海道（以下「甲」という。）並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）は、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（以下「協定書」という。）第１９条の規定に基づき、次のとおり覚書を定めるものとする。

（連絡会の設置）

第１条　協定書第３条に定める連絡会の開催は、次によるもののほか、別に定める連絡会運営要領によるものとする。

(1)　連絡会における報告事項

ア　環境放射線の測定結果等に関すること。

イ　泊発電所の運転状況等に関すること。

ウ　北海道並びに泊村、共和町、岩内町及び神恵内村と北海道電力株式会社とが昭和61年2月に締結した「泊発電所の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「６者協定書」という。）に基づく次の事項

①　第2条に基づく計画等に関する事前了解の要請内容

②　第13条に基づく立入調査の結果

③　第14条に基づく措置要求の内容

エ　その他必要な事項

(2)　連絡会の構成

北海道副知事、各市町村長、北海道電力株式会社副社長を委員とし、それぞれの指定する代理者の出席を認めるものとする。

(3)　幹事会の設置

連絡会の円滑な運営に資するため、原子力防災事務担当課長等からなる幹事会を設置する。

（平常時における報告及び異常時における連絡）

第２条　協定書第９条に定める平常時における報告及び協定書第10条に定める異常時における連絡は、６者協定書による取扱いを原則としつつ、甲、乙及び丙が協議の上、別途定めることとする。

資料１－６－１　防災関係機関及び窓口一覧

（関係省庁）

機関名	所在地	電話番号
原子力規制委員会原子力規制庁 原子力防災課	東京都港区六本木１－９－９	03(5114)2121
文部科学省科学技術・学術政策局 放射線対策課放射線環境対策室	東京都千代田区霞ヶ関３－２－２	03(6734)4038
消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁予防課特殊災害室	東京都千代田区霞ヶ関２－１－２	03(5253)7525 03(5253)7528
警察庁警備局警備課	東京都千代田区霞ヶ関２－１－２	03(3581)0141
海上保安庁警備救難部 環境防災課	東京都千代田区霞ヶ関２－１－３	03(3591)9819
気象庁総務部企画課	東京都千代田区大手町１－３－４	03(3214)7902
防衛省運用企画局事態対処課	東京都新宿区市谷本村町５－１	03(5269)3246
内閣府政策統括官付参事官 （災害応急対策担当）付	東京都千代田区永田町１－６－１	03(3501)5695
厚生労働省大臣官房厚生科学課	東京都千代田区霞ヶ関１－２－２	03(3595)2171
農林水産省大臣官房 食料安全保障課	東京都千代田区霞ヶ関１－２－１	03(3501)3964
内閣官房（内閣官房副長官補 （安全保障・危機管理担当）付）	東京都千代田区永田町１－６－１	03(3581)6466
内閣官房内閣情報調査室 内閣情報集約センター	東京都千代田区永田町１－６－１	03(3508)1085

（原子力規制委員会原子力規制庁出先機関）

機関名	所在地	電話番号
原子力規制委員会原子力規制庁 泊原子力規制事務所	北海道岩内郡共和町宮丘261番地1	0135(74)2800

（関係町村）

機　関　名	所　在　地	電話番号
泊　村	北海道古宇群泊村大字茅沼村字臼別191番地５	0135(75)2021
共　和　町	北海道岩内郡共和町南幌似38番地２	0135(73)2011
岩　内　町	北海道岩内郡岩内町字清住258番地	0135(62)1011
神　恵　内　村	北海道古宇群神恵内村大字神恵内村81番地４	0135(76)5011
寿　都　町	北海道寿都郡寿都町字渡島町140番地１	0135(62)2511
蘭　越　町	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地５	0136(57)5111
ニ　セ　コ　町	北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地	0136(44)2121
倶　知　安　町	北海道虻田郡倶知安町北１条東３丁目３番地	0136(22)1121
積　丹　町	北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗48番地５	0135(44)2111
古　平　町	北海道古平郡古平町大字浜町40番地４	0135(42)2181
仁　木　町	北海道余市郡仁木町西町１丁目36番地１	0135(32)2511
余　市　町	北海道余市郡余市町朝日町26番地	0135(21)2111
赤　井　川　村	北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地２	0135(34)6211

（消防機関）

機関名	所在地	電話番号
北後志消防組合消防本部	北海道余市郡余市町黒川町６丁目25番地２	0135(23)3759
北後志消防組合仁木支署	北海道余市郡仁木町西町１丁目５番地	0135(32)2644

（道）

機　関　名	所　在　地	電話番号
北　海　道　庁	北海道札幌市中央区北３条西６丁目	011(231)4111 011(204)5011
北海道後志総合振興局	北海道虻田郡倶知安町北１条東２丁目	0136(23)1345
北海道原子力環境センター	北海道岩内郡共和町宮丘261番地１	0135(74)3131
北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室	北海道岩内郡岩内町字清住252－１	0135(62)1537
北海道後志総合振興局 小樽建設管理部 事業室事業課余市出張所	北海道余市郡余市町黒川町1248番地	0135(23)2196

（警察）

機　関　名	所　在　地	電話番号
北　海　道　警　察　本　部	北海道札幌市中央区北２条西７丁目	011(251)0110
北海道札幌方面余市警察署	北海道余市郡余市町朝日町27	0135(23)0110

（指定地方行政機関）

機　関　名	所　在　地	電話番号
北　海　道　開　発　局 小樽開発建設部小樽道路事業所	北海道小樽市長橋４丁目14番地34号	0134(22)9116
北　海　道　森　林　管　理　部 石狩森林管理署銀山森林事務所	北海道余市郡仁木町銀山２丁目78番地	0135(33)5014
札　幌　管　区　気　象　台	北海道札幌市中央区北２条西18丁目２番地	011(611)6158
北　海　道　農　政　事　務　局	北海道札幌市中央区北４条西17丁目19-6	011(642)5461

（自衛隊）

機　関　名	所　在　地	電話番号
陸上自衛隊北部方面総監部	北海道札幌市中央区南26条西10丁目	011(511)7116
陸上自衛隊真駒内駐屯地	北海道札幌市南区真駒内17番地	011(581)3191

（北後志衛生施設組合）

機　関　名	所　在　地	電話番号
北後志衛生施設組合	北海道余市郡余市町栄町150番地	0135(22)4489

機　関　名	所　在　地	電話番号
東日本電信電話(株)北海道支店	北海道札幌市中央区北１条西４丁目	011(212)4494
日本放送協会札幌放送局	北海道札幌市中央区大通西１丁目１	011(232)4001
北海道旅客鉄道（株）余市駅	北海道余市郡余市町黒川町５丁目43	0135(23)3631
日本郵政（株）北海道支社仁木郵便局	北海道余市郡仁木町北町４丁目69番地2	0135(32)2080
日本郵政（株）北海道支社銀山郵便局	北海道余市郡仁木町銀山２丁目67番地	0135(33)5200
日本赤十字社北海道支部（仁木分区）	北海道余市郡仁木町西町１丁目36番地１	0135(32)2513

（指定地方公共機関）

機　関　名	所　在　地	電話番号
社団法人余市医師会	北海道余市郡余市町大川20丁目５番地	0135(23)6881
余市川土地改良区	北海道余市郡仁木町西町１丁目36番地１	0132(32)3132
社団法人北海道薬剤師会	北海道札幌市豊平区平岸１条８－５－２	011(811)0184
社団法人北海道獣医師会	北海道札幌市西区二十四軒４条５丁目９－３	011(642)4826
社団法人北海道バス協会	北海道札幌市中央区北１条西19丁目２	011(621)4161
社団法人北海道トラック協会	北海道札幌市中央区南９条西１丁目1－10	011(531)2215

（公共的団体）

機　関　名	所　在　地	電話番号
新おたる農業協同組合	北海道余市郡仁木町北町３丁目４番地	0135(21)2428
ようてい森林組合北後志事務所	北海道余市郡余市町大川２丁目26番地	0135(23)3684
仁木町商工会	北海道余市郡仁木町西町１丁目２番地１	0135(32)2689
仁木建設協会	北海道余市郡仁木町北町10丁目４番地	0135(32)3101

（電力会社）

機　関　名	所　在　地	電話番号
北海道電力株式会社	北海道札幌市中央区大通東１丁目	011(251)1111
北海道電力株式会社泊発電所	北海道古宇郡泊村大字堀株村726番地	0135(74)2291
北海道電力株式会社小樽支店余市営業所	北海道余市郡余市町大川町13丁目１番地	0135(23)2161

資料２－２－１　仁木町防災会議条例　（昭和 37 年 12 月 25 日条例第 16 号）

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき仁木町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　仁木町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。

(2)　仁木町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

(3)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は町長をもって充てる。

３　会長は会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2)　北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3)　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4)　副町長

(5)　教育長

(6)　北後志消防組合仁木支署長及び仁木消防団長

(7)　北後志衛生施設組合の職員のうちから町長が任命する者

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから町長が任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第７号及び第８号の委員の定数は、それぞれ２人、２人、２人１人及び７人とする。

７　第５項第８号の委員の任期は２年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　全各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和 37 年 12 月 25 日から施行する。

附　則（昭和 63 年３月 19 日　条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年６月 27 日　条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 14 日　条例第 15 号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 15 年６月 18 日　条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年４月１日　条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２－２－１　北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等

１　北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱（昭和59年６月１日北海道防災会議決定）

（部会設置の目的）
第１条　原子力発電所に係る災害防止について、原子力災害特有な技術的・専門的事項を調査するとともに、緊急時における迅速かつ的確な応急対策活動の実施の確保を図るため、北海道防災会議に原子力防災対策部会を設置するものとする。
（部会の構成）
第２条　部会は、北海道防災会議構成員のうち、原子力防災対策推進に特に関係のある次の機関の委員をもって構成する。
　北海道開発局、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、札幌管区気象台、北海道総合通信局、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本赤十字社北海道支部、日本放送協会札幌放送局、北海道電力株式会社、社団法人北海道医師会
２　必要に応じ、部会に専門委員を置くことができる。
　専門委員は、原子力防災対策に携わる関係者及び大学教授等の学識経験者のうちから任命する。
（部会の任務）
第３条　部会の任務は、次のとおりとする。
（１）原子力防災計画に関する事項
（２）原子力災害応急対策に関する事項
（３）原子力発電所周辺の安全の確保に関する事項
（４）その他会長から附議された事項
（部会の運営）
第４条　部会に部会長を置き、部会の運営に当たる。
２　部会長は、必要あるとき部会を招集する。

２　北海道防災会議原子力防災対策部会運営規程

（趣　旨）
第１条　北海道防災会議原子力防災対策部会の運営については、北海道防災会議条例（昭和37年11月１日北海道条例第53号）第３条の規定によるほか、この規定の定めるところによる。
（部会の招集）
第２条　部会は、部会長が招集する。
２　委員は、必要があるときは、部会長に対して部会の開催を求めることができる。
（議　長）
第３条　部会長は、会議の議長となる。
（代理出席）
第４条　委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
２　専門委員（原子力防災対策に携わる関係者に限る。）は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
３　前２項の代理者は、委員又は専門委員とみなす。
（議　事）
第５条　部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決する事ができない。
（幹　事）
第６条　部会に幹事を置く。
２　幹事は、北海道防災会議幹事のうちから会長が指名する.
３　幹事は、部会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。
（幹事会の招集）
第７条　部会長は、必要ある場合幹事会を招集する。
（庶　務）
第８条　部会の庶務は、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課において行う。

3　北海道防災会議原子力防災対策部会名簿

機　関　名	委　員	幹　　事
北海道開発局	局長	事業振興部防災課長
北海道経済産業局	局長	総務企画部総務課長
北海道産業保安監督部	部長	管理課長
北海道運輸局	局長	総務部安全防災・危機管理調整官
第一管区海上保安本部	本部長	警備救難部長
札幌管区気象台	台長	総務部業務課長
北海道総合通信局	局長	防災対策推進室長
陸上自衛隊北部方面総監部	総監	防衛部防衛課長
北海道警察本部	本部長	地域部地域企画課長 警備部警備課長
東日本電信電話(株)北海道支店	支店長	設備部長
日本赤十字社北海道支部	事業部長	事業推進課長
日本放送協会札幌放送局	局長	放送部長
北海道電力株式会社	取締役社長	総務部総務・防災グループ担当課長
(一社)北海道医師会	会長	事務局長
北海道	副知事 危機管理監	総務部危機対策局危機対策課長 総務部危機対策局原子力安全対策課長 環境生活部総務課長 保健福祉部総務課長 経済部総務課長 農政部農政課長 水産林務部総務課長 建設部施設防災課長

4　北海道防災会議専門委員（原子力防災対策部会）名簿（平成25年12月現在）

（1）原子力防災対策関係者

所　　属	職	氏　　名
泊村	村　長	牧　野　浩　臣
共和町	町　長	山　本　栄　二
岩内町	町　長	上　岡　雄　司
神恵内村	村　長	高　橋　昌　幸
寿都町	町　長	片　岡　春　雄
蘭越町	町　長	宮谷内　留　雄
ニセコ町	町　長	片　山　健　也
倶知安町	町　長	福　島　世　二
積丹町	町　長	松　井　秀　紀
古平町	町　長	本　間　順　司
仁木町	町　長	佐　藤　聖一郎
余市町	町　長	嶋　　保
赤井川村	村　長	赤　松　　宏
岩内･寿都地方消防組合消防本部	消防長	伊　藤　喜　良
羊蹄山ろく消防組合消防本部	消防長	川　村　順　二
北後志消防組合消防本部	消防長	櫻　井　　豊

（2）学識経験者

所　　属	職	氏　　名
札幌国際大学人文学部	准教授	赤　城　由　紀
北海道大学大学院理学研究院	准教授	稲　津　　將
北海道大学大学院獣医学研究科	教　授	稲　波　　修
北海道医療大学薬学部	教　授	大　倉　一　枝
北海道大学大学院工学研究院	教　授	小　崎　　完
札幌医科大学医学部救急医学講座	教　授	成　松　英　智
禎心会放射線治療研究所	所　長	晴　山　雅　人

資料３－２－１　仁木町災害対策本部条例（昭和 37 年 12 月 25 日条例第 17 号）

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36 年法律223 号）第23 条第７項の規定に基づき仁木町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（組　織）

第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（対策班）

第３条　本部に対策班を置くことができる。

２　対策班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

３　対策班にそれぞれ班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

４　班長は、班の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑　則）

第５条　前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 37 年 12 月 25 日から施行する。

附　則（昭和 63 年３月 19 日　条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月 25 日　条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年６月 15 日　条例第 24 条）

この条例は、公布の日から施行する。

仁木町地域防災計画（原子力防災計画資料編）

仁木町地域防災計画
（原子力防災計画資料編）

発行：平成２５年３月
修正：令和　５　年３月

発行人
仁木町防災会議

（事務局）
仁木町役場企画課

問い合わせ先：情報防災係
電話：0135-32-3953（直通）